

本資料は次回の専門部会にもご持参ください。

愛媛地方最低賃金審議会

第1回愛媛県最低賃金専門部会資料

令和3年7月26日

愛媛労働局労働基準部賃金室

愛媛地方最低賃金審議会第1回愛媛県最低賃金専門部会

資料目次

令和3年7月26日

1	愛媛地方最低賃金審議会愛媛県最低賃金専門部会委員名簿	1
2	中央最低賃金審議会令和元年度第1回目安に関する小委員会資料（抜粋）	
	資料1 主要統計資料	
	【Ⅰ 全国統計資料編】	
(1)	主要指標の推移	8
(2)	有効求人倍率の推移	10
(3)	賃金・労働時間の推移	12
(4)	春季賃上げ妥結状況	19
(5)	夏季賞与・一時金妥結状況	21
(6)	消費者物価指数の対前年上昇率の推移	22
(7)	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移	23
(8)	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率	24
(9)	地域別最低賃金と賃金水準との関係	25
(10)	企業の業況判断及び収益	28
(11)	法人企業統計でみた労働生産性の推移	35
	【Ⅱ 都道府県統計資料編】	
(1)	各種関連指標	38
(2)	有効求人倍率の推移	39
(3)	失業率の推移	40
(4)	賃金・労働時間の実情と推移	41
(5)	消費者物価指数等の推移	43
(6)	労働者数等の推移	45
	【Ⅲ 業務統計資料編】	
(1)	令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況	50
(2)	最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果	56

3	中央最低賃金審議会令和2年度第2回目安に関する小委員会資料（抜粋）	
(1)	令和3年賃金改定状況調査結果	59
(2)	生活保護と最低賃金	69
(3)	地域別最低賃金額、未満率及び影響率	73
(4)	賃金分布に関する資料（抜粋）	77
(5)	最新の経済指標の動向	91
4	愛媛の工業・商業統計、経済指標	
(1)	工業統計	139
(2)	商業統計	140
(3)	経済指標	141

（別冊資料）

- 資料集
- 令和3年最低賃金に関する基礎調査の概要

愛媛地方最低賃金審議会愛媛県最低賃金専門部会委員名簿

令和3年7月20日任命

区分	氏名	現職	備考
公益 代表	いの うえ ゆう き 井上 雄基	弁護士	
	みや たに 宮谷 しのぶ	特定社会保険労務士	
	もり もと あき ひろ 森本 明宏	弁護士	
労働 者 代 表	きく がわ やすし 菊川 泰	日本労働組合総連合会愛媛県連合会事務局長	
	じょう こう あけ し 上甲 章史	電機連合西四国地方協議会事務局長	
	すが まさ ゆき 菅 勝幸	UAゼンセン愛媛県支部長	
使用 者 代 表	お の ゆう じ 小野 雄史	新居浜機械産業協同組合理事長 株式会社小野鐵工所代表取締役社長	
	こ いけ ひさ し 小池 久志	浅川造船株式会社総務部長	
	やつ づか ひろし 八塚 洋	愛媛県経営者協会専務理事	

(注) 各側の委員の掲載順は50音順です。

資料No.1

資料統計主要資料

資料標題

I 全国統計資料編

- 1 主要指標の推移 (暦年・四半期・月)
 - (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率 …… 1
 - (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数 …… 2
- 2 有効求人倍率の推移
 - (1) 有効求人倍率の推移 (全国・ランク別、暦年・月) …… 3
 - (2) 年齢別常用求人倍率の推移 (暦年、年齢別) …… 4
- 3 賃金・労働時間の推移
 - (1) 賃金
 - イ 賃金 (現金給与総額・定期給与額) 増減率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 5
 - ロ パートタイム労働者比率の推移 (規模別 (30人以上・5~29人)、暦年・月) …… 6
 - ハ 初任給の上昇額・率の推移 (年度、学歴別) …… 7
 - (2) 賃金・労働時間
 - イ 賃金・労働時間指数の推移① [事業所規模30人以上] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 8
 - 賃金・労働時間指数の推移② [事業所規模5~29人] (暦年・四半期、所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 9
 - ロ 一般労働者の賃金・労働時間の推移 (暦年、規模別(10人以上・10~99人・5~9人)・所定内給与・所定内労働時間・時間当たり所定内給与) …… 10
 - ハ 月間労働時間の動き (暦年・月、所定内労働時間・所定外労働時間 (規模別 (30人以上・5~29人))) …… 11
- 4 春季賃上げ妥結状況
 - (1) 春季賃上げ妥結状況 (令和3年) (連合 (規模別、方式別)、経団連 (大手・中小別)) …… 12
 - (2) 賃上げ額・率の推移
 - イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移 (暦年、賃金の改定額・改定率)
 - ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

5	夏季賞与・一時金妥結状況（令和3年）（連合、経団連）	・・・14
6	消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別、暦年・月）	・・・15
7	地域別最低賃金額（時間額）、未満率及び影響率の推移（年度）	・・・16
8	賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率（暦年）	・・・17
9	地域別最低賃金と賃金水準との関係	
	（1）一般労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・18
	（2）短時間労働者（暦年、全国・産業計（企業規模10人以上・10～99人））	・・・19
	（3）毎月勤労統計調査（暦年、全国・産業計事業所規模30人以上）	・・・20
10	企業の業況判断及び収益	
	（1）日銀短観による企業の業況判断及び収益	
	イ 業況判断（D I）（企業規模別、暦年・四半期）	・・・21
	ロ 経常利益増減（企業規模別、年度）	・・・22
	ハ 売上高経常利益率（企業規模別、年度）	・・・22
	（2）法人企業統計による企業収益（資本金規模別、年度・四半期）	・・・25
	（3）中小企業景況調査による業況判断（D I）（産業別、暦年・四半期）	・・・26
11	法人企業統計でみた労働生産性の推移（年度）	・・・28
II 都道府県統計資料編		
1	各種関連指標（ランク別・都道府県別、1人当たり県民所得・標準生計費・新規学卒者（高卒）の所定内給与額）	・・・30
2	有効求人倍率の推移（ランク別・都道府県別、暦年）	・・・31
3	失業率の推移（ランク別・都道府県別、暦年・四半期）	・・・32

- 4 賃金・労働時間の実情と推移
 - (1) 賃金
 - 定期給与の推移 [事業所規模30人以上] (ランク別・都道府県別、暦年) . . . 33
 - (2) 労働時間
 - 常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移 [調査産業計、事業所規模30人以上]
(ランク別・都道府県別、総実労働時間・所定外労働時間別 (暦年)) . . . 34
 - 5 消費者物価指数等の推移
 - (1) 消費者物価対前年上昇率の推移 (ランク別・都道府県別、暦年・月) . . . 35
 - (2) 消費者物価地域差指数の推移 (ランク別・都道府県庁所在都市別、暦年) . . . 36
 - 6 労働者数等の推移
 - (1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年) . . . 37
 - (2) 雇用保険の被保険者数 (ランク別・都道府県別・暦年) . . . 38
 - (3) 就業者数 (ランク別・都道府県別・暦年) . . . 39
- III 業務統計資料編
 - 1 地域別最低賃金改定状況
 - (1) 令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況 (ランク区分・都道府県別、前年度決定金額・改正最低賃金額 (引上げ額・率)・採決状況等) . . . 40
 - (2) 目安と改定額との関係の推移 (ランク別・都道府県別、年度) . . . 41
 - (3) 効力発生年月日の推移 (ランク別・都道府県別、年度) . . . 42
 - (4) 加重平均額と引上げ率の推移 (全国・ランク別、年度) . . . 43
 - (5) 最高額と最低額及び格差の推移 (最高額・最低額・格差、年度) . . . 44
 - (6) 地域別最低賃金引上げ率の推移 (ランク別・都道府県別、年度) . . . 45
 - 2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果
 - (1) 監督指導結果の推移 (暦年、法違反の状況・法違反事業所の認識状況等) . . . 46
 - (2) 業種別法違反の状況 (令和3年 全国計)
(業種別、地域別・特定最低賃金適用事業場別) . . . 47

I 全国統計資料編

1 主要指標の推移 (1) GDP、鉱工業生産指数、製造工業稼働率指数、倒産件数、完全失業者数及び完全失業率

資料出所	GDP (国内総生産)				鉱工業生産指数		製造工業稼働率指数		倒産件数		完全失業者数 (※)		完全失業率 (※)
	名目	前期比 (%)	年率換算 (%)	実質 (億円)	前期比 (%)	指数 (27年=100)	前期比 (%)	指数 (27年=100)	実数 (件)	前年比 (%)	実数 (万人)	前年差 (万人)	
平成 23 年	4,974,489	△ 1.6	-	5,108,416	0.0	98.9	△ 2.8	94.8	12,734	△ 4.4	<302>	(△32)	<4.6>
24 年	5,004,747	0.6	-	5,178,644	1.4	99.6	0.6	96.8	12,124	△ 4.7	285	△ 17	4.3
25 年	5,087,006	1.6	-	5,282,481	2.0	99.2	△ 0.8	98.6	10,855	△ 10.5	265	△ 20	4.0
26 年	5,188,110	2.0	-	5,298,128	0.3	101.2	2.0	102.8	9,731	△ 10.4	236	△ 29	3.6
27 年	5,380,323	3.7	-	5,380,812	1.6	100.0	△ 1.2	100.0	8,812	△ 9.4	222	△ 14	3.4
28 年	5,443,646	1.2	-	5,421,374	0.8	100.0	0.0	98.5	8,446	△ 4.2	208	△ 14	3.1
29 年	5,530,730	1.6	-	5,512,200	1.7	103.1	3.1	102.3	8,405	△ 0.5	190	△ 18	2.8
30 年	5,561,896	0.6	-	5,543,005	0.6	104.2	1.1	103.1	8,235	△ 2.0	166	△ 24	2.4
令和元年	5,598,267	0.7	-	5,543,741	0.0	101.1	△ 3.0	99.9	8,383	1.8	162	△ 4	2.4
2 年	5,386,091	△ 3.8	-	5,285,238	△ 4.7	90.6	△ 10.4	87.1	7,773	△ 7.3	191	29	2.8
平成 31 年 1～3 月	5,593,990	0.7	2.7	5,582,791	0.4	102.8	△ 2.1	101.6	1,916	△ 6.1	165	△ 1	2.4
令和元年 4～6 月	5,610,390	0.3	1.2	5,569,155	0.1	102.8	0.0	102.1	2,074	△ 1.6	168	△ 1	2.4
7～9 月	5,627,787	0.3	1.2	5,576,237	0.1	101.7	△ 1.1	100.2	2,182	8.2	161	△ 7	2.3
10～12 月	5,561,975	△ 1.2	△ 4.6	5,489,995	△ 1.9	98.0	△ 3.6	95.6	2,211	6.8	153	△ 10	2.2
令和 2 年 1～3 月	5,531,264	△ 0.6	△ 2.2	5,442,312	△ 0.5	98.0	0.0	94.6	2,164	12.9	165	0	2.4
4～6 月	5,101,130	△ 7.8	△ 27.7	5,002,323	△ 8.1	81.5	△ 16.8	75.3	1,837	△ 11.4	194	26	2.8
7～9 月	5,384,371	5.6	24.1	5,266,972	5.3	88.8	9.0	85.1	2,021	△ 7.4	204	43	3.0
10～12 月	5,515,762	2.4	10.1	5,415,121	2.8	93.9	5.7	92.6	1,751	△ 20.8	201	48	2.9
3 年 1～3 月	5,444,002	△ 1.3	△ 5.1	5,360,897	△ 1.0	96.6	2.9	95.6	1,554	△ 28.2	193	28	2.8
令和 3 年 1 月	-	-	-	-	-	96.9	3.1	95.7	474	△ 38.7	203	△ 7	2.9
2 月	-	-	-	-	-	95.6	△ 1.3	93.0	446	△ 31.5	203	0	2.9
3 月	-	-	-	-	-	97.2	1.7	98.2	634	△ 14.3	180	△ 23	2.6
4 月	-	-	-	-	-	100.0	2.9	99.3	477	△ 35.8	194	14	2.8
5 月	-	-	-	-	-	-	-	-	472	50.3	-	-	-
資料出所	内閣府「国民経済計算」				経済産業省「鉱工業指数」				東京商工リサーチ調べ				総務省「労働力調査」

(注) 国民経済計算及び鉱工業生産指数の四半期別・月別の数値並びに完全失業者数及び完全失業率の月別の数値は、季節調整値及び前期 (月、四半期) 比である。

なお、平成24年以前の鉱工業生産指数は接続指数より推計した値である。

(※) 完全失業者数及び完全失業率の (括弧内) の数値は補完的に推計した値 (2015年国勢調査基準) である。

1 主要指標の推移 (2) 求人倍率、消費者物価指数、国内企業物価指数、賃金 (現金給与総額) 指数

資料出所	求人倍率		消費者物価指数 <small>(特家の帰属家賃を除く総合)</small>		国内企業物価指数		賃金(現金給与総額)指数、パート比率									
	新規	有効	指数	前期比	指数	前期比	名目指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート比率	名目指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	実質指数 <small>(27年=100)</small>	前期比 <small>(%)</small>	パート比率
平成 23 年	1.05	0.65	95.4	△ 0.3	98.8	1.4	99.9	0.3	104.7	0.5	23.41	98.8	2.2	103.6	2.4	11.17
24 年	1.28	0.80	95.4	0.0	98.0	△ 0.8	98.9	△ 1.0	103.7	△ 1.0	24.10	98.1	△ 0.7	102.8	△ 0.8	10.08
25 年	1.46	0.93	95.8	0.5	99.2	1.2	98.9	△ 0.1	103.1	△ 0.6	24.37	98.0	△ 0.1	102.2	△ 0.6	10.30
26 年	1.66	1.09	99.0	3.3	102.4	3.2	100.0	1.1	101.0	△ 2.2	24.50	99.8	1.9	100.8	△ 1.5	10.40
27 年	1.80	1.20	100.0	1.0	100.0	△ 2.3	100.0	0.1	100.0	△ 0.9	25.40	100.0	0.2	100.0	△ 0.7	11.52
28 年	2.04	1.36	99.9	△ 0.1	96.5	△ 3.5	101.2	1.1	101.3	1.3	25.22	100.7	0.8	100.8	0.9	11.32
29 年	2.24	1.50	100.5	0.6	98.7	2.3	101.7	0.5	101.2	△ 0.1	25.09	102.0	1.3	101.5	0.7	10.78
30 年	2.39	1.61	101.7	1.2	101.3	2.6	102.9	1.2	101.2	0.0	25.09	103.5	1.5	101.8	0.3	10.16
令和 元 年	2.42	1.60	102.3	0.6	101.5	0.2	102.7	△ 0.2	100.4	△ 0.8	25.59	103.7	0.2	101.4	△ 0.4	10.27
2 年	1.95	1.18	102.3	0.0	100.3	△ 1.2	101.0	△ 1.7	98.7	△ 1.7	25.28	99.6	△ 4.0	97.4	△ 3.9	10.63
2 年 1～3月	2.18	1.45	102.5	△ 0.3	101.8	△ 0.3	102.5	△ 0.5	99.9	△ 0.6	25.71	102.0	△ 1.8	99.4	△ 1.9	10.82
4～6月	1.80	1.20	102.3	△ 0.3	99.3	△ 2.5	100.7	△ 1.8	98.4	△ 1.5	24.77	99.4	△ 2.5	97.1	△ 2.3	10.42
7～9月	1.83	1.06	102.4	0.2	100.2	0.9	100.7	0.0	98.3	△ 0.1	25.17	99.2	△ 0.2	96.8	△ 0.3	10.53
10～12月	2.00	1.04	101.8	△ 0.6	100.0	△ 0.2	100.7	0.0	99.2	0.9	25.45	100.0	0.8	98.5	1.8	10.73
3 年 1～3月	1.97	1.10	102.1	0.3	101.5	1.5	102.4	1.7	100.3	1.1	25.23	102.8	2.8	100.7	2.2	10.85
令和 3 年 1月	2.03	1.10	102.1	0.7	100.8	0.5	102.1	2.0	100.1	1.2	25.28	102.9	5.8	101.0	5.0	10.91
2月	1.88	1.09	102.1	0.1	101.3	0.5	102.6	0.5	100.6	0.5	25.38	102.3	△ 0.6	100.3	△ 0.7	11.02
3月	1.99	1.10	102.4	0.3	102.3	1.0	102.6	0.0	100.3	△ 0.3	25.04	103.2	0.9	100.9	0.6	10.63
4月	1.82	1.09	101.9	△ 0.5	103.2	0.9	103.7	1.1	101.8	1.5	24.56	103.7	0.5	101.8	0.9	10.44
5月			102.2	0.3	103.9	0.7										
資料出所	厚生労働省「職業安定業務統計」		総務省「消費者物価指数」		日本銀行「企業物価指数」		厚生労働省「毎月勤労統計調査」									

(注) 1 職業安定業務統計、賃金指数の四半期別・月別の数値及び消費者物価指数の月別の数値は季節調整値及びその前期(四半期、月)比であり、そのほかの数値は原数値である。
 2 毎月勤労統計調査は、事業所規模30人以上の結果であり、平成24年以降は再集計された公表値、平成23年以前は時系列比較のための推定値である。
 毎月勤労統計調査の令和3年4月分の数値は速報値である。
 3 求人倍率は、新規卒卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 国内企業物価指数の令和3年5月分の数値は速報値である。

2 有効求人倍率の推移 (1) 有効求人倍率の推移

(単位:倍)

区分	年	平成	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和	令和3年					
		23年								元年	2年	1月	2月	3月	4月	5月
全国		0.65	0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.10	1.09	1.10	1.09	
Aランク		0.67	0.84	1.00	1.19	1.28	1.44	1.52	1.62	1.60	1.13	0.98	1.00	0.98	0.99	
Bランク		0.67	0.78	0.87	1.05	1.17	1.32	1.51	1.63	1.60	1.15	1.07	1.08	1.11	1.14	
Cランク		0.73	0.89	1.00	1.16	1.25	1.42	1.57	1.68	1.69	1.29	1.22	1.21	1.23	1.27	
Dランク		0.61	0.73	0.85	0.97	1.08	1.23	1.38	1.47	1.45	1.16	1.12	1.13	1.16	1.19	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクにおける数値は、都道府県ごとの数値の単純平均である。
 2 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。
 4 各月の数値は季節調整値である。

(2) 年齢別常用求人倍率の推移

(単位：倍)

区分	19歳 以下	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成22年	0.48	0.54	0.39	0.40	0.38	0.42	0.44	0.48	0.40	0.34	1.05
23年	0.59	0.70	0.50	0.51	0.46	0.47	0.53	0.59	0.53	0.38	1.15
24年	0.72	0.90	0.61	0.63	0.57	0.56	0.65	0.72	0.70	0.47	1.11
25年	0.83	1.04	0.71	0.73	0.67	0.63	0.72	0.82	0.83	0.58	1.07
26年	0.97	1.23	0.84	0.87	0.82	0.74	0.84	0.96	1.00	0.71	1.05
27年	1.08	1.38	0.95	0.98	0.93	0.83	0.91	1.03	1.11	0.79	1.04
28年	1.22	1.60	1.11	1.14	1.10	0.95	0.98	1.15	1.23	0.89	1.07
29年	1.35	1.81	1.27	1.30	1.27	1.10	1.06	1.25	1.34	0.97	1.06
30年	1.45	2.02	1.44	1.47	1.43	1.25	1.14	1.31	1.41	1.02	0.96
令和元年	1.45	2.06	1.47	1.52	1.49	1.32	1.15	1.28	1.39	0.98	0.86

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 新規学卒者、臨時・季節労働者を除き、常用的パートタイムを含んでいる。
2 令和2年4月以降、年齢別常用求人倍率が公表されなくなったため、令和元年までの数値を掲載している。

3 賃金・労働時間の推移

(1) 賃金

イ 賃金（現金給与総額・定期給与額）増減率の推移

(単位：%)

区分	年	平成26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	令和3年			
									1月	2月	3月	4月
現金給与総額	30人以上	1.1	0.1	1.1	0.5	1.2	△ 0.2	△ 1.7	△ 0.7	△ 0.1	0.7	2.2
	500人以上	0.1	△ 0.2	0.5	0.0	4.1	△ 1.1	△ 1.5	0.5	0.2	1.1	3.4
	100～499人	0.4	0.1	0.9	△ 0.2	2.4	0.1	△ 2.7	△ 0.6	△ 0.7	0.1	0.5
	30～99人	1.1	△ 0.2	1.4	1.4	△ 0.9	△ 0.5	△ 1.3	△ 2.4	△ 0.6	0.2	2.3
5～29人	0.0	1.0	0.3	1.0	△ 0.7	△ 0.1	0.0	△ 1.7	△ 0.3	0.5	1.2	
定期給与額	30人以上	0.3 (0.0)	0.5 (0.6)	0.6 (0.6)	0.4 (0.6)	0.7 (0.7)	0.1 (0.1)	△ 1.1 (0.1)	0.0 (0.4)	△ 0.3 (0.3)	1.1 (1.5)	1.9 (1.3)
	500人以上	△ 0.8 (△ 1.2)	0.0 (△ 0.1)	0.5 (0.6)	△ 0.1 (0.1)	3.0 (3.1)	△ 0.4 (△ 0.3)	△ 0.7 (0.5)	0.5 (1.0)	0.0 (0.6)	1.7 (2.1)	2.1 (1.0)
	100～499人	△ 0.3 (△ 0.6)	0.4 (0.7)	0.3 (0.3)	△ 0.1 (0.1)	2.0 (2.2)	0.2 (0.4)	△ 1.9 (△ 1.0)	△ 0.8 (△ 0.4)	△ 1.0 (△ 0.5)	△ 0.1 (0.2)	0.6 (0.1)
	30～99人	0.6 (0.5)	0.5 (0.3)	0.6 (0.7)	1.1 (1.0)	△ 1.1 (△ 1.3)	△ 0.6 (△ 0.7)	△ 1.1 (0.2)	△ 0.2 (0.2)	△ 0.4 (0.3)	1.1 (1.6)	2.4 (2.1)
5～29人	△ 0.3 (△ 0.4)	0.4 (0.2)	0.1 (0.2)	1.0 (0.7)	△ 0.6 (△ 0.5)	△ 0.2 (△ 0.1)	0.2 (0.8)	△ 0.2 (0.4)	△ 0.3 (0.6)	△ 0.2 (0.4)	1.1 (1.0)	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 各年(月)の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 3 ()内の数値は所定内給与額についての増減率である。
 4 令和3年4月分の数値は速報値である。

ロ パートタイム労働者比率の推移

(単位：%)

区分	年	令和3年												
		平成24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月	2月	3月	4月
パートタイム労働者比率	30人以上	24.10	24.37	24.50	25.40	25.22	25.09	25.09	25.59	25.28	25.28	25.38	25.04	24.56
	500人以上	15.92	16.30	16.67	17.31	17.06	16.63	15.85	16.03	15.39	15.30	15.47	15.09	14.70
	100～499人	22.88	23.29	23.72	24.93	24.46	24.99	24.60	24.78	24.92	24.70	24.64	24.39	24.08
	30～99人	28.68	29.12	29.19	30.12	30.39	29.95	30.28	31.47	31.15	31.52	31.73	31.32	30.66
	5～29人	35.41	36.47	36.91	37.23	37.80	37.90	39.06	39.78	39.14	39.21	39.19	39.39	38.99

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 令和3年4月分の数値は速報値である。

ハ 初任給の上昇額・率の推移

上段：上昇額（単位：円） 下段：上昇率（単位：％）

区分 年度	高専卒 (技術)			短大卒 (事務)	大学卒 (事務・技術)			大学院 (修士) 卒	
	(事務・技術)		(現業)		一律	(事務・技術)			
	差あり	補助職				差あり	補助職		
平成23年度	178 0.1	52 0.0	51 0.0	150 0.1	161 0.1	266 0.2	239 0.1	86 0.0	98 0.1
24年度	140 0.1	161 0.1	91 0.1	72 0.0	91 0.1	125 0.1	207 0.1	232 0.1	30 0.0
25年度	141 0.1	187 0.1	125 0.1	38 0.0	153 0.1	223 0.1	132 0.1	461 0.2	175 0.1
26年度	702 0.4	569 0.3	544 0.3	736 0.5	842 0.5	655 0.4	806 0.4	601 0.3	464 0.3
27年度	1239 0.8	904 0.5	706 0.4	1151 0.7	1579 0.9	1342 0.8	1574 0.8	1933 0.9	1318 0.7
28年度	824 0.5	582 0.3	616 0.4	748 0.5	995 0.5	767 0.4	880 0.4	1263 0.6	631 0.3
29年度	1093 0.7	565 0.3	532 0.3	834 0.5	966 0.5	851 0.5	1109 0.5	1132 0.5	745 0.4
30年度	1361 0.8	2618 1.6	2385 1.5	1386 0.8	1660 0.9	1493 0.8	1637 0.8	2171 1.0	1511 0.8
令和元年度	1670 1.0	1737 1.0	1641 1.0	1613 1.0	1490 0.8	1642 0.9	1544 0.7	1251 0.6	1041 0.6
2年度	1681 1.0	1098 0.8	1160 0.7	1443 0.8	1597 0.8	1202 0.7	1408 0.7	1608 0.8	1231 0.7
3年度	553 0.3	100 0.1	183 0.1	625 0.4	692 0.4	514 0.3	537 0.3	443 0.2	452 0.2

資料出所 労務行政研究所「労政時報」

- (注) 1 上昇額・率は、それぞれの調査年度において付帯的に調査した前年度の初任給をもとに算出したものである。
 2 調査対象は、東証第一部上場企業等である。
 3 令和3年度は速報値である。

(2) 賃金・労働時間

イ 賃金・労働時間指数の推移①[事業所規模30人以上]

年・期	指数 (平成27年=100)				実数 (参考)			
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①/②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比				
平成25年	99.4	△ 0.9	100.7	△ 1.3	98.7	(円) 266,860	(時間) 136.9	(円) 1,949
26年	99.4	0.0	100.1	△ 0.5	99.3	268,881	136.3	1,973
27年	100.0	0.6	100.0	△ 0.1	100.0	265,540	135.8	1,955
28年	100.6	0.6	100.0	0.0	100.6	267,210	135.8	1,968
29年	101.2	0.6	99.9	△ 0.1	101.3	268,736	135.7	1,980
30年	101.9	0.7	99.3	△ 0.6	102.6	270,694	134.9	2,007
令和元年	102.0	0.1	97.2	△ 2.1	104.9	270,847	132.0	2,052
2年	102.1	0.1	95.5	△ 1.7	106.9	271,025	129.6	2,091
平成31年1～3月	101.0	0.0	94.6	△ 1.7	106.8	268,077	128.5	2,086
令和元年4～6月	102.3	0.1	98.1	△ 3.0	104.3	271,665	133.2	2,040
7～9月	102.2	0.1	97.7	△ 1.3	104.6	271,484	132.7	2,046
10～12月	102.5	0.1	98.5	△ 2.4	104.1	272,136	133.8	2,034
2年1～3月	101.4	0.4	94.2	△ 0.4	107.6	269,293	127.9	2,105
4～6月	102.1	△ 0.2	94.2	△ 4.0	108.4	271,250	127.9	2,121
7～9月	102.2	0.0	95.6	△ 2.1	106.9	271,292	129.7	2,092
10～12月	102.5	0.0	97.9	△ 0.6	104.7	272,270	133.0	2,047
3年1～3月	102.1	0.7	93.6	△ 0.6	109.1	271,181	127.2	2,132

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模30人以上、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与は、労働基準局賃金課にて算出。

イ 賃金・労働時間指数の推移②〔事業所規模5～29人〕

年・期	指数 (平成27年=100)				実数 (参考)			
	所定内給与		所定内労働時間		時間当たり 所定内給与 ①/②	所定内給与 ③	所定内労働時間 ④	時間当たり 所定内給与 ③/④
	①	前年比	②	前年比				
平成25年	100.2	△ 0.7	101.3	△ 1.5	98.9	(円) 207,560	(時間) 132.0	(円) 1,572
26年	99.8	△ 0.4	100.6	△ 0.7	99.2	206,720	131.1	1,577
27年	100.0	0.2	100.0	△ 0.6	100.0	207,165	130.3	1,590
28年	100.2	0.2	98.9	△ 1.0	101.3	207,447	128.9	1,609
29年	100.9	0.7	98.3	△ 0.6	102.6	208,956	128.2	1,630
30年	100.4	△ 0.5	97.0	△ 1.3	103.5	207,902	126.4	1,645
令和元年	100.3	△ 0.1	94.7	△ 2.4	105.9	207,780	123.5	1,682
2年	101.1	0.8	92.8	△ 2.0	108.9	209,379	120.9	1,732
平成31年1～3月	98.8	△ 0.9	92.2	△ 2.4	107.2	204,581	120.2	1,702
令和元年4～6月	100.4	△ 0.7	95.4	△ 3.5	105.2	207,985	124.3	1,673
7～9月	100.9	0.6	95.1	△ 1.7	106.1	208,958	124.0	1,685
10～12月	101.1	0.7	96.1	△ 1.9	105.2	209,526	125.3	1,672
2年1～3月	100.0	1.2	91.9	△ 0.3	108.8	207,151	119.7	1,731
4～6月	101.3	0.9	91.3	△ 4.3	111.0	209,852	118.9	1,765
7～9月	101.3	0.4	93.1	△ 2.1	108.8	209,834	121.3	1,730
10～12月	101.7	0.6	94.9	△ 1.2	107.2	210,663	123.7	1,703
3年1～3月	100.5	0.5	90.1	△ 2.0	111.5	208,120	117.4	1,773

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。

2 事業所規模5～29人、調査産業計の数値である。

3 四半期の実数値及び時間当たり所定内給与については、労働基準局賃金課にて算出。

八 月間労働時間の動き

年・期	所定内労働時間				所定外労働時間							
	30人以上		5～29人		30人以上		5～29人					
	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比	調査産業計	前年比				
平成25年	(時間) 136.9	(%) △ 1.3	(時間) 132.0	(%) △ 1.5	(時間) 12.4	(%) 2.7	(時間) 16.4	(%) 4.2	(時間) 8.0	(%) 4.6	(時間) 10.6	(%) △ 1.8
26年	136.3	△ 0.5	131.1	△ 0.7	12.8	3.9	17.5	6.9	8.5	6.5	11.2	5.4
27年	135.8	△ 0.1	130.3	△ 0.6	12.9	△ 1.0	17.6	△ 0.4	8.4	△ 2.3	11.4	1.9
28年	135.8	0.0	128.9	△ 1.0	12.7	△ 1.7	17.5	△ 0.6	8.3	△ 0.8	10.6	△ 6.8
29年	135.7	△ 0.1	128.2	△ 0.6	12.7	△ 0.1	17.9	2.4	8.7	4.7	11.2	5.4
30年	134.9	△ 0.6	126.4	△ 1.3	12.5	△ 1.1	18.0	0.6	8.3	△ 4.7	11.5	2.5
令和元年	132.0	△ 2.1	123.5	△ 2.4	12.4	△ 1.0	16.7	△ 7.4	8.0	△ 3.6	10.0	△ 12.5
2年	129.6	△ 1.7	120.9	△ 2.0	10.8	△ 13.1	13.4	△ 19.8	7.0	△ 12.7	7.6	△ 24.5
令和3年1月	124.1	△ 1.4	112.8	△ 1.9	11.0	△ 6.8	14.2	△ 4.0	6.7	△ 10.6	7.1	△ 16.5
2月	124.3	△ 2.7	117.7	△ 3.5	11.1	△ 8.3	15.0	△ 5.6	6.9	△ 12.7	8.3	△ 17.0
3月	133.1	2.2	121.6	△ 0.4	12.0	0.9	15.7	△ 0.7	7.5	△ 5.0	8.3	△ 9.8
4月	138.6	4.0	126.8	3.4	12.2	16.2	15.7	17.2	7.6	11.7	8.3	6.4

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 各年(月)の前年比の数値は、指数の対前年(同月)増減率である。
 2 令和3年4月分の数値は速報値である。

4 春季賃上げ妥結状況

(1) 春季賃上げ妥結状況（令和3年）

連合 第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	平均賃上げ方式 (加重平均)		個別賃金方式 (組合数による単純平均)	
	35歳		30歳	
1,000人以上	173組合 6,044円 (6,467円) 2.02% (2.14%)	28組合 90,711人 2,607円 (1,056円) 0.76% (0.32%)	26組合 112,803人 370円 (785円) 0.13% (0.27%)	
300～999人	322組合 174,949人 5,539円 (5,620円) 2.06% (2.09%)	48組合 26,746人 1,523円 (1,374円) 0.53% (0.48%)	43組合 22,397人 802円 (2,288円) 0.33% (0.95%)	
100～299人	499組合 91,046人 5,300円 (5,350円) 2.05% (2.10%)	72組合 11,852人 768円 (1,395円) 0.29% (0.52%)	74組合 12,138人 521円 (1,064円) 0.22% (0.45%)	
～99人	427組合 22,148人 4,797円 (5,278円) 1.99% (2.18%)	83組合 3,874人 883円 (850円) 0.36% (0.34%)	94組合 4,359人 739円 (1,333円) 0.32% (0.57%)	
規模計	1,421組合 5,830円 (6,188円) 2.03% (2.13%)	231組合 133,183人 1,189円 (1,169円) 0.44% (0.43%)	237組合 151,697人 642円 (1,340円) 0.27% (0.55%)	

(注) 1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

2 平均賃上げ方式は、賃上げ分が明確に分かる組合を対象に集計。

3 個別賃金方式は「純ペア」と「定昇込み」方式があるが、表中は「純ペア」方式の数値である。

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第6回 回答集計結果(令和3年6月4日)

	単純平均		加重平均	
	時給	249組合 592,960人	賃上げ額 18.45円 (25.18円)	21.24円 (27.16円)
月給	79組合 18,889人	平均時給	1,035.00円 (1029.72円)	1,044.36円 (1026.58円)
		賃上げ額	3,991円 (4,219円)	4,218円 (6,339円)
		賃上げ率	1.86% (2.05%)	1.94% (3.03%)

(注) 1 ()内の数値は、令和2年6月5日付 第6回回答集計結果。

経団連(大手企業)第1回集計(令和3年5月28日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
主要21業種 大手249社	89社 6,040円 (7,297円) 1.82% (2.17%)

(注) 1 原則として東証一部上場、従業員数500人以上の企業を対象。

2 136社(54.6%)の回答を把握したが、

このうち47社は平均金額不明等のため、集計より除外。

3 ()内の数値は、令和2年5月21日付第1回集計結果。

経団連(中小企業)第1回集計(令和3年6月11日)

平均賃上げ方式 (加重平均)	
17業種 754社	212社 4,444円 (4,471円) 1.72% (1.72%)

(注) 1 従業員数500人未満の企業を対象。

2 224社(29.7%)から回答を把握したが、このうち12社は平均金額不明等のため、

集計より除外。

3 了承、妥結を含む。

4 ()の数値は、令和2年6月12日付第1回集計結果。

(2) 賃上げ額・率の推移

イ 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)		賃金の改定率 (%)	
	加重平均	単純平均	加重平均	単純平均
平成 23 年	3,513	2,762	1.2	1.0
24 年	4,036	3,344	1.4	1.2
25 年	4,375	3,911	1.5	1.5
26 年	5,254	4,093	1.8	1.5
27 年	5,282	4,231	1.9	1.7
28 年	5,176	4,559	1.9	1.8
29 年	5,627	4,920	2.0	1.9
30 年	5,675	4,952	2.0	1.9
令和 元 年	5,592	5,080	2.0	1.9
2 年	4,940	4,250	1.7	1.6

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(注) 1 1人当たり平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。

2 加重平均とは常用労働者数による加重平均、単純平均とは企業数による平均である。

ロ 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合 (令和2年)

(単位: %)

	1人当たり平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	1人当たり平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	賃金の改定を実施しない企業
計	(87.6)	(2.2)	(10.2)
企業業績	100.0	100.0	100.0
世間相場	48.8	81.1	30.6
雇用の維持	2.9	-	0.4
労働力の確保・定着	8.0	4.5	3.0
物価の動向	7.8	12.4	1.8
労使関係の安定	0.5	-	-
親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	2.0	-	-
前年度の改定の実績	4.4	-	0.5
その他	4.6	0.3	0.4
重視した要素はない	1.5	-	0.2
不明	16.1	1.0	4.4
	3.3	0.7	58.7

資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査特別集計」

(注) ()内は賃金の改定を実施又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める賃金の改定状況それぞれの企業割合である。

6 消費者物価指数の対前年上昇率の推移（全国・ランク別）

（単位：％）

区分	年	令和3年														
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	1月	2月	3月	4月	5月
全国		△ 0.3	0.0	0.5	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.1
Aランク		△ 0.5	0.0	0.4	3.0	1.2	△ 0.1	0.3	1.1	0.6	△ 0.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 0.5	△ 1.0	△ 0.6
Bランク		△ 0.3	0.1	0.5	3.3	1.2	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.8	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.6	△ 0.1
Cランク		△ 0.3	△ 0.1	0.4	3.3	1.0	△ 0.1	0.6	1.2	0.6	0.0	△ 0.4	△ 0.2	0.0	△ 0.4	0.0
Dランク		△ 0.2	0.0	0.3	3.2	0.9	0.0	0.7	1.2	0.5	△ 0.2	△ 0.5	△ 0.3	0.1	△ 0.4	0.2

資料出所 総務省「消費者物価指数」

- （注）1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、各年における適用ランクである。

7 地域別最低賃金額(時間額)、未満率及び影響率の推移

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
地域別 最低賃金 (円)	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902
未満率 (%)	1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
影響率 (%)	3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所 厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」

- (注) 1 最低賃金額は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 事業所規模30人未満（製造業等は100人未満）を調査対象としている。

8 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率及び影響率

従来の特別集計値

	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	1.8	1.8	2.0	1.9	1.9	1.5	1.5	1.6	1.9	-
影響率	2.5	2.8	3.6	3.6	4.0	4.5	4.9	5.1	6.0	-

(単位：%)

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 2 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 3 賃金構造基本統計調査の調査対象事業所には、事業所規模1～4人は含まれていない。
 4 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（一部の産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を除く。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 5 賃金構造基本統計調査では、令和2年より、通勤手当、精皆勤手当、家族手当が調査事項から廃止され、なおかつ集計方法も変更されたため、従来の特別集計値と同じ集計を行うことが不可能となった。

令和2年に変更された集計方法に基づく特別集計値

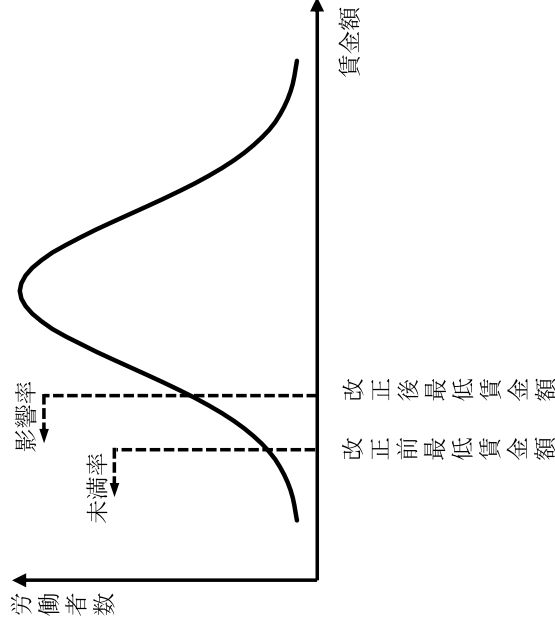
	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
未満率	-	-	-	-	1.7	1.3	1.3	1.3	1.8	2.0
影響率	-	-	-	-	4.0	4.3	4.8	4.8	6.1	2.5

(単位：%)

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額（全ての産業・事業所規模で通勤手当、精皆勤手当、家族手当を含む。）を所定内実労働時間数で除したものである。
 2 平成27年～令和元年の値は、時系列比較を行うため、令和2年調査と同じ集計方法で集計を行ったものである。

未満率及び影響率のイメージ図



※曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（一般労働者）

項目	一般労働者（男女計）								
	産業計・企業規模10人以上			産業計・企業規模10～99人					
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比	所定内給与 (月額)	所定内 実労働時間	時間当たり 所定内給与	時間額比
年	①	②	③	④=②/③	①/④	⑤	⑥	⑦=⑤/⑥	①/⑦
	(円)	(千円)	(時間)	(円)	(%)	(千円)	(時間)	(円)	(%)
平成23年	737	296.8	166	1,788	41.2	257.4	172	1,497	49.2
24年	749	297.7	165	1,804	41.5	258.2	172	1,501	49.9
25年	764	295.7	163	1,814	42.1	261.5	170	1,538	49.7
26年	780	299.6	163	1,838	42.4	262.4	171	1,535	50.8
27年	798	304.0	164	1,854	43.1	264.4	172	1,537	51.9
28年	823	304.0	164	1,854	44.4	266.4	171	1,558	52.8
29年	848	304.3	165	1,844	46.0	269.0	171	1,573	53.9
30年	874	306.2	164	1,867	46.8	268.3	171	1,569	55.7
令和元年	901	307.7	160	1,923	46.9	273.2	168	1,626	55.4
2年	902	307.7	165	1,865	48.4	278.0	170	1,635	55.2

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

- (注) 1 時間当たり所定内給与及び時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。
 2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より集計方法の見直しが行われており、令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を単純比較することができない。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（短時間労働者）

年	短時間労働者														
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)					産業計・企業規模10人以上					産業計・企業規模10～99人				
	時間額 ①	所定内給与 (時間額) (男女計) ②	時間額比 ①/②	所定内給与 (時間額) (女性) ③	時間額比 ①/③	所定内給与 (時間額) (男女計) ④	時間額比 ①/④	所定内給与 (時間額) (女性) ⑤	時間額比 ①/⑤	時間額比	時間額比				
平成23年	737	1,015	72.6	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6	1,024	72.0	988	74.6		
24年	749	1,026	73.0	1,001	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8	1,038	72.2	1,002	74.8		
25年	764	1,030	74.2	1,007	75.9	1,029	74.2	997	76.6	1,029	74.2	997	76.6		
26年	780	1,041	74.9	1,012	77.1	1,044	74.7	1,001	77.9	1,044	74.7	1,001	77.9		
27年	798	1,059	75.4	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3	1,069	74.6	1,032	77.3		
28年	823	1,075	76.6	1,054	78.1	1,068	77.1	1,037	79.4	1,068	77.1	1,037	79.4		
29年	848	1,096	77.4	1,074	79.0	1,089	77.9	1,055	80.4	1,089	77.9	1,055	80.4		
30年	874	1,128	77.5	1,105	79.1	1,117	78.2	1,082	80.8	1,117	78.2	1,082	80.8		
令和元年	901	1,148	78.5	1,127	79.9	1,147	78.6	1,115	80.8	1,147	78.6	1,115	80.8		
平成27年	798	1,200	66.5	1,089	73.3	1,154	69.2	1,070	74.6	1,154	69.2	1,070	74.6		
28年	823	1,238	66.5	1,116	73.7	1,180	69.7	1,086	75.8	1,180	69.7	1,086	75.8		
29年	848	1,235	68.7	1,130	75.0	1,172	72.4	1,091	77.7	1,172	72.4	1,091	77.7		
30年	874	1,280	68.3	1,171	74.6	1,234	70.8	1,132	77.2	1,234	70.8	1,132	77.2		
令和元年	901	1,304	69.1	1,184	76.1	1,256	71.7	1,153	78.1	1,256	71.7	1,153	78.1		
2年	902	1,412	63.9	1,321	68.3	1,378	65.5	1,306	69.1	1,378	65.5	1,306	69.1		

資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 時間額比は、労働基準局賃金課にて算出。

2 賃金構造基本統計調査は、令和2年調査より①、②のとおり集計方法の見直しが行われており、そのままでは令和2年の調査結果と令和元年以前の調査結果を比較することができない。このため、平成27年～令和元年の数値について、見直し後の集計方法で遡及集計した結果も掲載している。

① 復元倍率算出方法について、回収率等の影響を受けないよう見直しを行う。

② 短時間労働者の集計範囲について、医師、歯科医師、大学教授等特定の職種で1時間当たり所定内給与額が3,000円を超えている者を除外していたが、見直し後はこれらの者を除外せず集計範囲に含める。

9 地域別最低賃金と賃金水準との関係（毎月勤労統計調査、産業計・事業所規模30人以上）

項目	厚生労働省「毎月勤労統計調査」											
	地域別最低賃金 (全国加重平均額)	時間額	所定内給与 (月額)	②	③	所定内 労働時間	④	一日当たり 所定内給与	②/③	時間当たり 所定内給与	⑤=②/④	時間額比
年	①	(円)	(円)	(円)	(日)	(時間)	(時間)	(円)	(%)	(円)	(%)	①/⑤
平成25年	764		266,860	266,860	18.9	136.9	136.9	14,120	39.2	1,949	39.2	
26年	780		268,881	268,881	18.9	136.3	136.3	14,227	39.5	1,973	39.5	
27年	798		265,540	265,540	18.8	135.8	135.8	14,124	40.8	1,955	40.8	
28年	823		267,210	267,210	18.8	135.8	135.8	14,213	41.8	1,968	41.8	
29年	848		268,736	268,736	18.7	135.7	135.7	14,371	42.8	1,980	42.8	
30年	874		270,694	270,694	18.6	134.9	134.9	14,553	43.6	2,007	43.6	
令和元年	901		270,847	270,847	18.2	132.0	132.0	14,885	43.9	2,051	43.9	
2年	902		271,025	271,025	17.9	129.6	129.6	15,141	43.1	2,091	43.1	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1 再集計された平成24年以降の公表値を掲載している。
 2 常用労働者であり、パートタイム労働者を含んでいる。
 3 一日当たり所定内給与、時間当たり所定内給与及び時間額比は労働基準局賃金課にて算出。

10 企業の業況判断及び収益

(1) 日銀短観による企業の業況判断及び収益

イ 業況判断 (D I)

(「良い」－「悪い」・%ポイント)

	平成30年						令和元年						令和2年						令和3年3月	
	3月		6月		9月		12月		3月		6月		9月		12月		最近	先行き		
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	最近	先行き		
規模計	18	17	16	16	7	3	-1	-4	-12	-39	-37	-20	-6	-7						
製造業	15	15	14	15	15	14	14	11	1	-25	-21	-11	-9	-12						
非製造業	24	21	19	19	12	7	5	0	-8	-34	-27	-10	5	4						
大企業	23	24	22	24	21	23	21	20	8	-17	-12	-5	-1	-1						
製造業	19	20	15	17	7	5	2	1	-8	-36	-34	-17	-2	-6						
非製造業	21	20	18	17	18	18	18	14	0	-27	-23	-14	-11	-12						
中小企業	15	14	14	14	6	-1	-4	-9	-15	-45	-44	-27	-13	-12						
非製造業	10	8	10	11	12	10	10	7	-1	-26	-22	-12	-11	-16						

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 1 調査対象 調査対象企業は下表のとおりである。なお、平成30年3月調査において「平成26年経済センサス-基礎調査」に基づく調査対象企業の見直しを行っている(前回の見直しは平成27年3月調査)。調査対象企業数は、平成30年3月調査の時点で、10,020である。

	資本金
大企業	10億円以上
中堅企業	1億円以上10億円未満
中小企業	2千万円以上1億円未満

2 業況判断 (D I)

- (1) 回答企業の収益を中心とした、業況についての全般的な判断を、「最近(回答時点)の状況」および「先行き(3か月後)の状況」について、季節変動を除いた実勢ベースで、3つの選択肢(「1. 良い」、「2. さほど良くない」、「3. 悪い」)の中から1つを選び回答してもらう。
- (2) 3つの選択肢毎の回答社数を単純集計し、全回答社数に対する「回答社数構成百分比」を算出する。

そして、次式によりデフュージョン・インデックス(DiffusionIndex)を算出する。

D. I. = (第1選択肢の回答者数構成百分比) - (第3選択肢の回答者数構成百分比)

□ 経常利益増減

(前年度比・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	-0.3	-15.9	4.2
	非製造業	0.9	-5.1	12.2
大企業	製造業	-0.9	-17.5	1.8
	非製造業	-0.1	-7.8	5.6
中堅企業	製造業	5.8	-3.1	5.4
	非製造業	4.0	-2.8	16.9
中小企業	製造業	-1.8	-18.1	20.6
	非製造業	1.1	0.7	22.9

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 経常利益増減

回答企業の経常損益(損益計算書を作成する場合の経常損益。財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、年度の実績計数、および計画(予測)計数を回答してもらい、層別に1社当たりの平均値を出した上で、「経済センサス」(総務省・経済産業省)をベースとした層別の母集団数を乗じ、これを合計した推計値を、前期値と比較して率を算出する。

ハ 売上高経常利益率

(%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度 (計画)	令和3年度 (計画)
規模計	製造業	7.09	6.14	5.50
	非製造業	5.01	4.78	3.57
大企業	製造業	8.21	7.00	6.30
	非製造業	6.53	6.18	4.06
中堅企業	製造業	5.33	5.22	4.52
	非製造業	3.88	3.70	3.08
中小企業	製造業	4.52	3.80	3.62
	非製造業	3.51	3.53	3.22

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

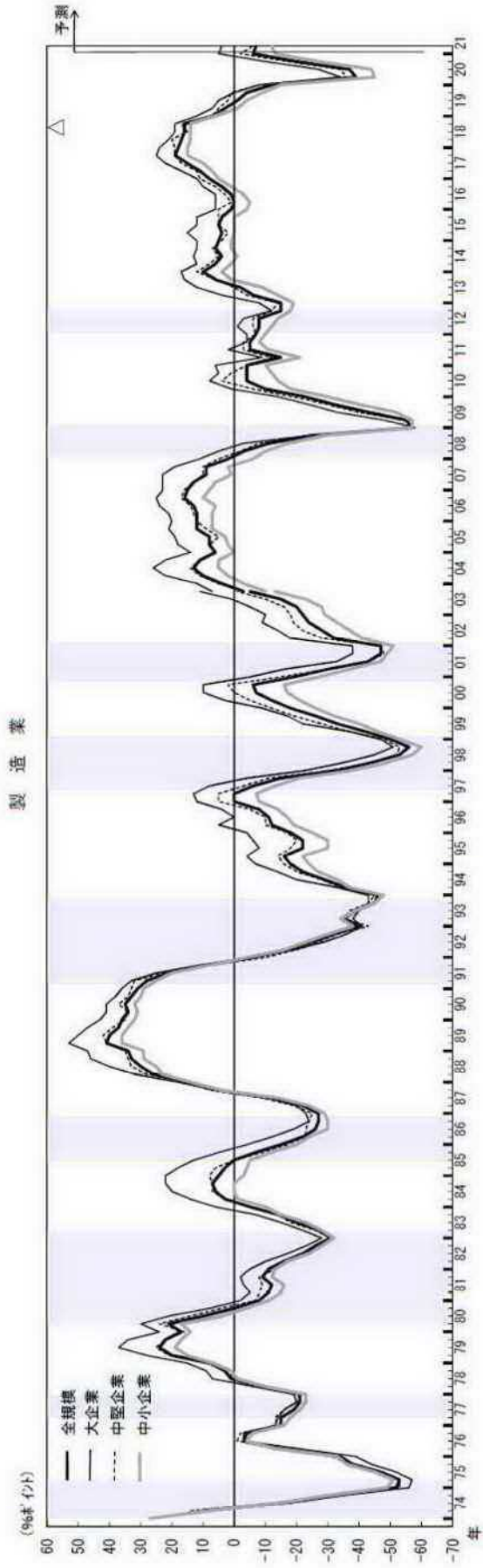
(注) 売上高経常利益率

回答企業の売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様の方法により母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

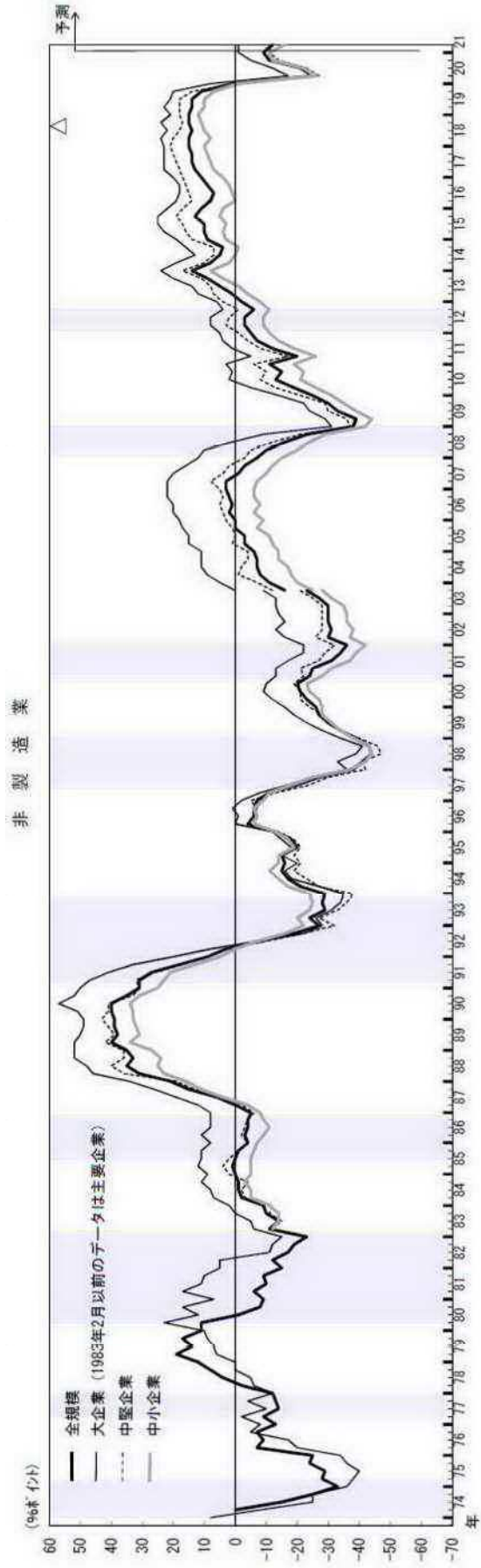
(参考)

▽業況判断の推移

- (注) 1. シャドローは、景気後退期（内閣府調べ）。グラフ右上部にある△は直近の景気の山。以下同じ。
 2. 2004年3月調査より調査対象企業等の見直しを行なったことから、2003年12月調査以前と2004年3月調査以降の計数は連続しない(2003年12月調査については、新ベースによる再集計結果を併記)。以下同じ。



「良い」超
↑
「悪い」超

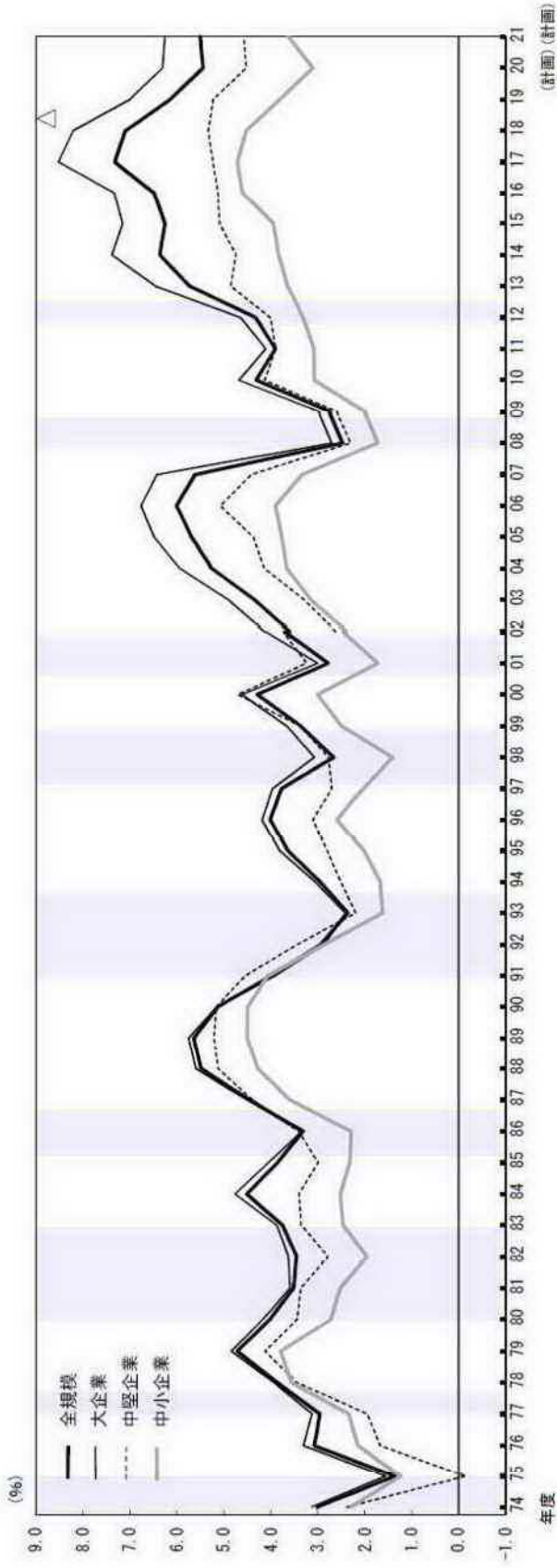


「良い」超
↑
「悪い」超

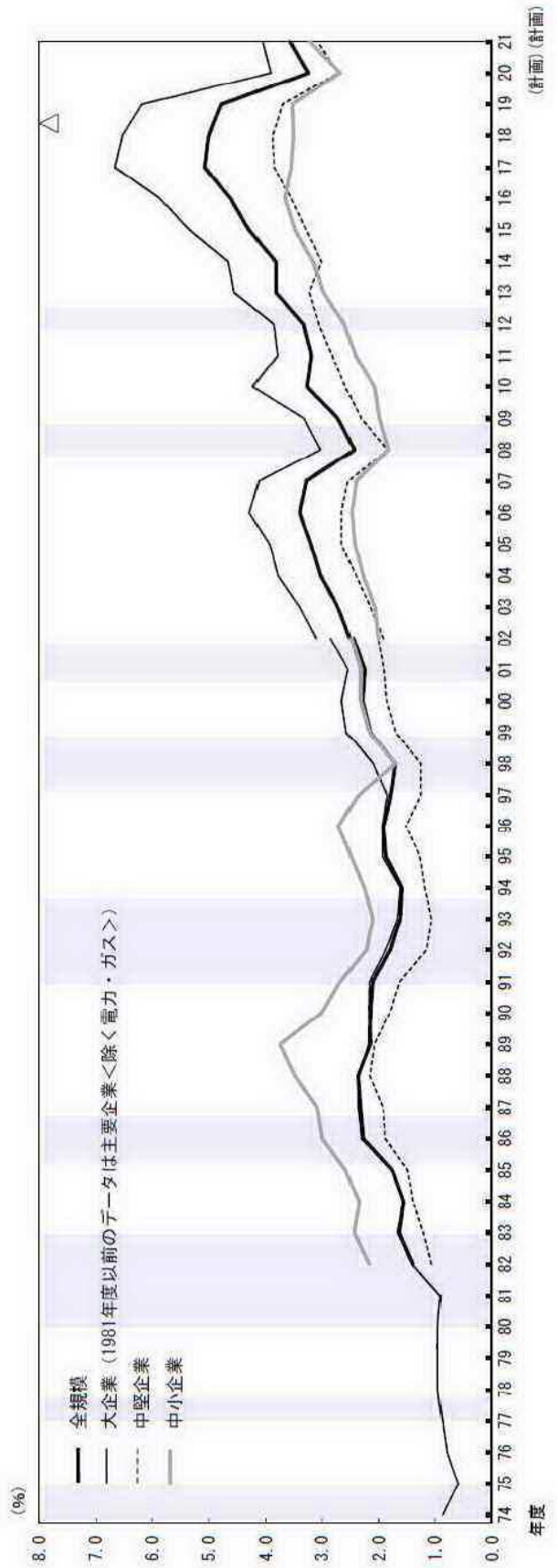
資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査（日銀短観）」（2021年3月調査）

▽売上高経常利益率の推移

製造業



非製造業



(2) 法人企業統計による企業収益

(単位：億円、%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年				令和3年 1～3月期
				1～3月期	4～6月期	7～9月期	10～12月期	
規模計	835,543	839,177	714,385	159,262	124,140	123,984	184,505	200,746
前年同期比	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 28.4	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	26.0
資本金規模10億円以上	462,998	482,378	416,995	70,537	100,856	67,299	93,787	105,027
前年同期比	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 37.4	▲ 30.6	▲ 26.2	▲ 13.9	48.9
" 1億円～10億円	130,045	136,617	115,306	27,752	11,238	24,025	31,375	33,773
前年同期比	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 23.9	▲ 60.1	▲ 23.5	7.3	21.7
" 1,000万円～1億円	206,883	183,789	154,438	60,973	12,046	32,660	59,343	61,947
前年同期比	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 16.8	▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6
売上高	5.4	5.5	4.8	4.6	4.4	4.0	5.6	6.0
経常利益	8.1	8.2	7.4	4.9	8.7	5.3	6.9	7.3
利益率	4.5	4.6	4.0	3.7	1.9	3.7	4.5	4.9
" 1億円～10億円	3.8	3.6	3.1	4.8	1.1	2.8	4.7	5.1
" 1,000万円～1億円								

資料出所 財務省「法人企業統計」

(注) 金融業、保険業を除く全産業。

(3) 中小企業景況調査による業況判断 (D I)

(「好転」－「悪化」・%ポイント、前年同期比)

	平成30年			平成31年			令和元年			令和2年			令和3年
	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月	4－6月	7－9月	10－12月	1－3月
合計	-19.3	-16.1	-18.5	-18.0	-20.1	-17.3	-19.7	-23.9	-32.6	-66.7	-57.2	-46.4	-44.7
製造業	-11.7	-9.4	-13.4	-12.5	-18.2	-17.2	-21.9	-25.9	-37.3	-70.3	-65.2	-54.2	-44.5
建設業	-7.1	-6.6	-7.9	-3.8	-4.3	-1.9	-1.9	-3.4	-11.6	-38.1	-31.7	-23.9	-19.0
卸売業	-14.8	-15.9	-14.7	-13.8	-20.1	-20.2	-22.2	-28.1	-37.9	-69.8	-62.7	-50.0	-44.6
小売業	-33.6	-30.0	-31.4	-31.0	-32.2	-29.2	-30.4	-36.2	-41.0	-70.4	-57.5	-46.6	-47.7
サービス業	-20.0	-14.6	-17.7	-18.6	-18.5	-13.9	-16.6	-20.6	-29.9	-72.0	-60.4	-48.5	-53.3

資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 1 本調査の調査対象企業は以下のとおり (全国で約1万9千社) である。

製造業、建設業：資本金3億円以下又は従業員300人以下

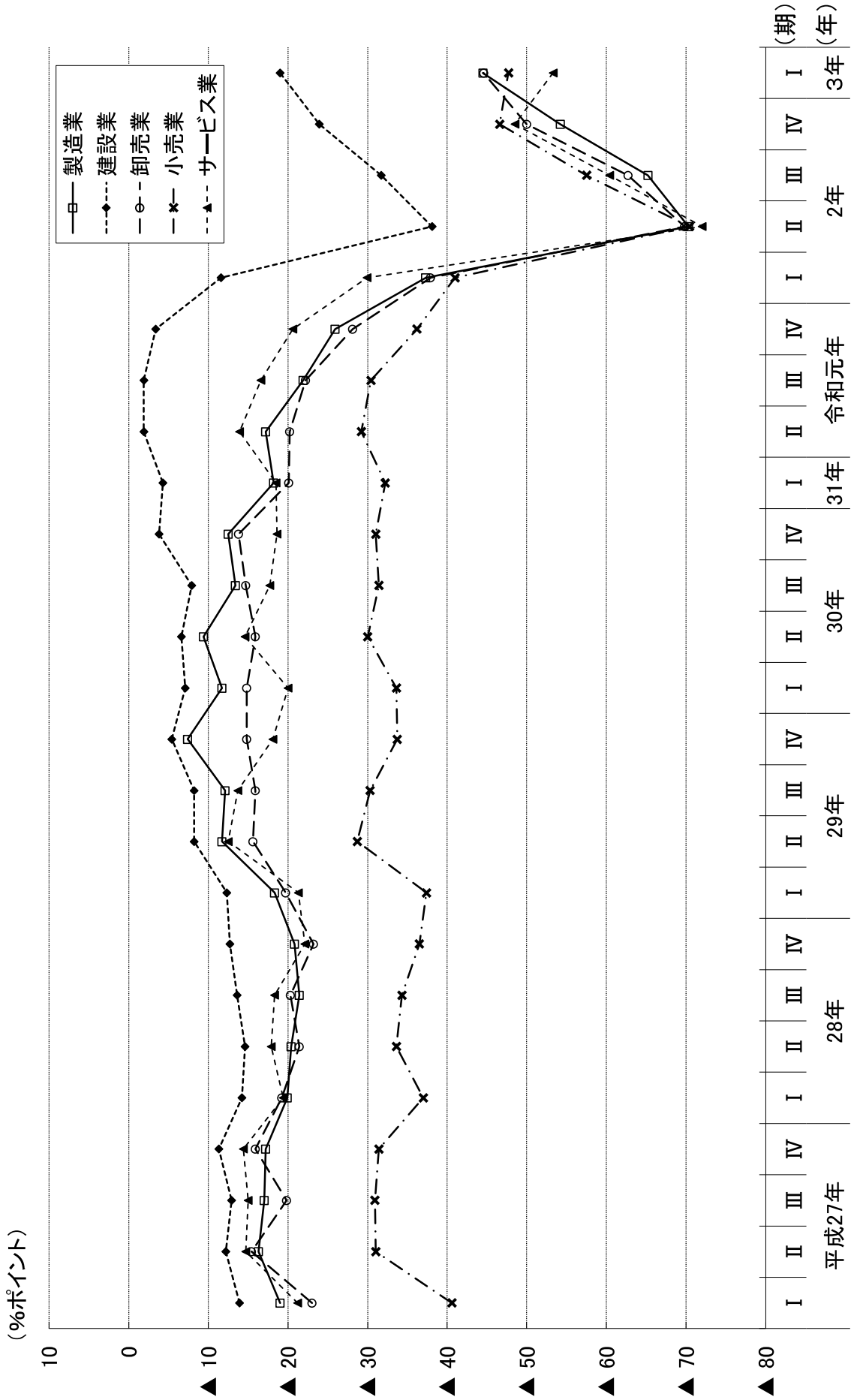
卸売業：資本金1億円以下又は従業員100人以下

小売業：資本金5千万円以下又は従業員50人以下

サービス業：資本金5千万円以下又は従業員100人以下

2 「D I」とは、DiffusionIndexの略で、「増加」・「好転」したなどとする企業の割合 (百分率) から、「減少」・「悪化」したなどとする企業の割合 (百分率) を引いた値である。

業況判断DIの推移(5業種別)



資料出所 中小企業庁「中小企業景況調査」

(注) 前年同期比「好転」-「悪化」

11 法人企業統計でみた労働生産性の推移

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

年度	産業・資本金規模計				製造業				非製造業					
	前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比		前年度比			
	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度	前年度	後年度		
平成22年度	671	4.7	1,046	14.9	548	4.4	417	6.6	929	4.1	552	0.7	445	▲ 0.2
23年度	668	▲ 0.4	1,017	▲ 2.8	544	▲ 0.7	438	5.0	916	▲ 1.4	555	0.5	486	9.2
24年度	666	▲ 0.3	1,023	0.6	535	▲ 1.7	434	▲ 0.9	936	2.2	550	▲ 0.9	479	▲ 1.4
25年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
26年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
27年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
28年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
29年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
30年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和元年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4

(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

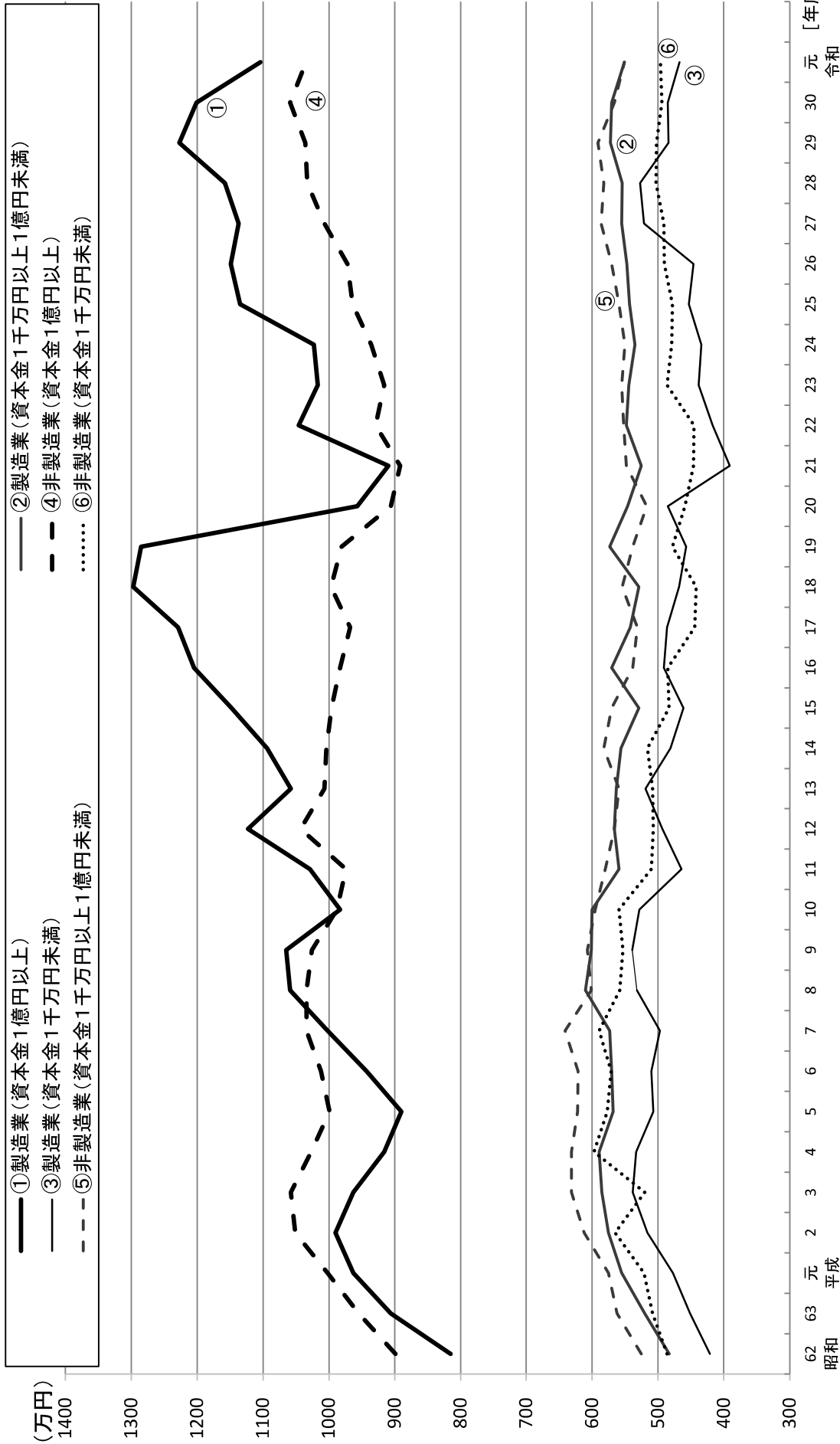
従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃貸借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計

従業員一人当たり付加価値額の推移



(資料出所) 法人企業統計 年次別調査「金融業、保険業以外の業種」

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

〔付加価値額〕の算出は下記のとおり

〔平成18年度(2006年度)調査以前〕

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

〔従業員数〕は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間を常用者の1か月平均労働時間で除したもの)との合計である

〔平成19年度(2007年度)調査以降〕

付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 従業員給与 + 従業員賞与
 + 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

II 都道府県統計資料編

1 各種関連指標（都道府県別）

ランク	都道府県	1人当たり県民所得（平成29年度）			標準生計費（月額、令和2年4月）			新規卒業者（高卒）の所定内給与額（産業計、企業規模10人以上、令和2年）		
		(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(円)	指数 (東京=100)	順位 (位)	(千円)	指数 (東京=100)	順位 (位)
A ランク	東京都	5,427	100.0	1	218,000	100.0	9	181.9	100.0	10
	京	3,227	59.5	11	218,230	100.1	8	193.3	106.3	1
	奈	3,183	58.7	13	171,410	78.6	40	178.7	98.2	19
	神	3,685	67.9	2	230,210	105.6	6	187.7	103.2	3
	大	3,067	56.5	17	286,700	131.5	1	179.4	98.6	18
	愛	3,193	58.8	12	232,060	106.4	5	177.6	97.6	23
	埼	3,018	55.6	18	174,640	80.1	37	182.5	100.3	8
	玉	2,966	54.7	22	169,720	77.9	42	185.0	101.7	4
	壱	3,388	62.4	4	210,760	96.7	12	182.4	100.3	9
	都	3,290	60.6	8	187,250	85.9	25	181.9	100.0	10
B ランク	千葉県	3,306	60.9	7	179,658	82.4	32	180.8	99.4	14
	茨	3,413	62.9	3	187,113	85.8	26	177.1	97.4	25
	城	3,167	58.4	14	185,269	85.0	28	174.1	95.7	34
	栃	2,940	54.2	25	175,720	80.6	36	180.7	99.3	15
	広	3,319	61.2	6	206,916	94.9	14	181.8	99.9	12
	島	3,111	57.3	15	205,430	94.2	15	174.6	96.0	32
	長	2,973	54.8	20	194,040	89.0	23	183.5	100.9	6
	富	3,325	61.3	5	216,620	99.4	10	176.1	96.8	28
	三	2,839	52.3	30	179,640	82.4	33	178.7	98.2	19
	山	2,962	54.6	23	181,150	83.1	31	176.9	97.3	26
C ランク	群馬	3,018	55.6	19	171,059	78.5	41	175.8	96.2	30
	香	2,600	47.9	40	233,780	107.2	4	175.8	96.6	29
	奈	2,944	54.2	24	211,166	96.9	11	179.6	98.7	17
	宮	2,888	53.2	27	220,740	101.3	7	178.6	98.2	21
	福	3,258	60.0	10	202,823	93.0	18	176.2	96.9	27
	山	2,849	52.5	29	194,150	89.1	22	181.8	99.9	12
	岐	3,265	60.2	9	186,230	85.4	27	171.1	94.1	35
	伊	2,797	51.5	31	234,720	107.7	3	174.7	96.0	31
	北	2,682	49.4	36	197,790	90.7	20	177.7	97.7	22
	新	2,873	52.9	28	168,320	77.2	43	182.7	100.4	7
D ランク	徳島	3,091	57.0	16	176,260	80.9	34	177.6	97.6	23
	福	2,971	54.8	21	205,240	94.1	16	168.0	92.4	40
	山	2,710	49.9	34	176,200	80.8	35	163.6	89.9	46
	大	2,923	53.9	26	184,510	84.6	29	170.6	93.8	37
	山	2,741	50.5	33	143,330	65.7	47	171.0	94.0	36
	島	2,553	47.0	42	207,550	95.2	13	180.5	99.2	16
	島	2,485	45.8	46	199,310	91.4	19	174.2	95.8	33
	熊	2,613	48.2	39	195,188	89.5	21	167.9	92.2	42
	長	2,571	47.4	41	172,420	79.1	39	159.4	87.6	47
	高	2,650	48.8	37	188,050	86.3	24	169.0	92.9	39
資料出所	児	2,772	51.1	32	203,090	93.2	17	184.0	101.2	5
	石	2,492	45.9	43	172,990	79.4	38	165.5	91.0	45
	鹿	2,630	48.5	38	235,380	108.0	2	166.7	91.6	44
	佐	2,490	45.9	44	181,290	83.2	30	167.1	92.8	41
	青	2,699	49.7	35	164,910	75.6	45	162.0	86.8	42
	秋	2,487	45.8	45	167,360	76.8	44	161.8	86.7	43
	宮	2,349	43.3	47	163,710	75.1	46	158.5	84.9	47
	沖	2,911	56.8	13	180.7	96.8	25	160.0	85.7	44
	厚	180.7	96.8	25	167.1	91.9	43	180.7	96.8	25
	生	167.1	91.9	43	167.1	91.9	43	180.7	96.8	25

(注) 1 各ランクは、平成29年度からの適用区分である（以下同じ）。
 2 各指数については、労働基準局賃金課にて算出。
 3 1人あたり県民所得は、平成23年基準（2008SNA）。

2 有効求人倍率の推移（都道府県別）

(単位：倍)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	0.82	1.08	1.33	1.57	1.75	2.01	2.08	2.13	2.10	1.45
	千葉県	0.48	0.57	0.68	0.83	0.93	1.05	1.15	1.20	1.19	0.87
	大阪府	0.65	0.77	0.95	1.11	1.20	1.38	1.57	1.76	1.78	1.29
	愛知県	0.87	1.12	1.31	1.53	1.54	1.63	1.82	1.95	1.93	1.21
B ランク	埼玉県	0.51	0.57	0.62	0.74	0.85	1.04	1.31	1.33	1.31	1.00
	東京都	0.53	0.65	0.73	0.89	1.00	1.14	1.23	1.35	1.31	0.98
	東京都	0.65	0.79	0.90	1.03	1.16	1.31	1.50	1.57	1.60	1.17
	兵庫県	0.59	0.68	0.75	0.88	0.98	1.13	1.28	1.43	1.43	1.04
	静岡県	0.61	0.78	0.84	1.07	1.17	1.34	1.53	1.67	1.57	1.04
	滋賀県	0.61	0.66	0.79	0.96	1.05	1.17	1.38	1.38	1.35	0.95
	茨城県	0.65	0.79	0.82	1.05	1.13	1.24	1.45	1.29	1.62	1.33
	栃木県	0.61	0.79	0.86	0.97	1.06	1.18	1.34	1.43	1.40	1.06
	埼玉県	0.80	0.89	1.00	1.23	1.47	1.65	1.81	2.05	2.05	1.42
	千葉県	0.72	0.81	0.87	1.09	1.25	1.41	1.60	1.69	1.60	1.16
C ランク	埼玉県	0.87	0.98	1.13	1.36	1.48	1.60	1.80	1.96	1.91	1.31
	千葉県	0.71	0.88	1.03	1.21	1.30	1.42	1.60	1.71	1.66	1.16
	東京都	0.61	0.66	0.76	0.92	0.98	1.17	1.36	1.47	1.42	1.05
	群馬県	0.77	0.97	1.02	1.15	1.24	1.43	1.61	1.71	1.70	1.26
	東京都	0.89	1.06	1.23	1.43	1.47	1.65	1.78	1.95	2.02	1.59
	石川県	0.81	0.96	1.12	1.35	1.48	1.60	1.85	1.99	1.95	1.31
	香川県	0.97	1.07	1.21	1.36	1.40	1.62	1.73	1.79	1.80	1.42
	長崎県	0.58	0.71	0.79	0.90	0.99	1.14	1.29	1.46	1.49	1.21
	宮城県	0.61	1.04	1.26	1.26	1.33	1.46	1.59	1.69	1.63	1.26
	福山県	0.57	0.70	0.79	0.96	1.11	1.32	1.50	1.57	1.57	1.15
D ランク	山口県	0.73	0.86	0.94	1.08	1.20	1.39	1.49	1.58	1.62	1.27
	山口県	0.78	0.96	1.08	1.29	1.52	1.71	1.79	2.00	2.01	1.39
	福井県	1.06	1.18	1.23	1.47	1.59	1.82	2.01	2.07	2.05	1.64
	福和県	0.71	0.81	0.89	0.99	1.05	1.16	1.27	1.34	1.41	1.05
	北海道	0.47	0.59	0.74	0.86	0.96	1.04	1.11	1.18	1.24	1.03
	北海道	0.67	0.83	0.96	1.15	1.20	1.31	1.40	1.50	1.64	1.28
	新潟県	0.88	0.89	0.99	1.09	1.17	1.33	1.40	1.45	1.50	1.16
	徳島県	0.59	0.96	1.24	1.41	1.46	1.42	1.45	1.51	1.51	1.25
	福分県	0.66	0.73	0.78	0.90	1.05	1.19	1.42	1.54	1.53	1.19
	山形県	0.64	0.88	0.99	1.20	1.21	1.30	1.54	1.64	1.54	1.15
D ランク	愛媛県	0.75	0.80	0.96	1.10	1.22	1.40	1.51	1.61	1.64	1.33
	根取県	0.85	0.95	1.05	1.18	1.24	1.46	1.61	1.72	1.70	1.46
	島根県	0.68	0.70	0.85	0.98	1.14	1.36	1.61	1.64	1.71	1.32
	熊本県	0.61	0.68	0.84	0.99	1.11	1.32	1.60	1.69	1.63	1.23
	長崎県	0.57	0.64	0.73	0.83	0.97	1.13	1.18	1.25	1.22	0.98
	高知県	0.59	0.62	0.72	0.84	0.93	1.11	1.18	1.27	1.29	1.03
	高岩県	0.54	0.89	1.03	1.09	1.19	1.28	1.40	1.46	1.39	1.09
	鹿児島県	0.55	0.65	0.71	0.75	0.87	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14
	佐賀県	0.62	0.72	0.78	0.89	0.93	1.11	1.23	1.31	1.29	1.09
	青森県	0.43	0.59	0.69	0.80	0.91	1.08	1.24	1.30	1.24	0.99
秋田県	0.53	0.68	0.72	0.90	1.05	1.16	1.35	1.48	1.48	1.29	
宮城県	0.58	0.69	0.77	0.93	1.03	1.22	1.40	1.50	1.45	1.18	
沖縄県	0.29	0.40	0.53	0.69	0.84	0.97	1.11	1.17	1.19	0.81	

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。

3 失業率の推移（都道府県別）

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	3年1月～3月
A ランク	東京都	4.8	4.5	4.2	3.8	3.6	3.2	2.9	2.6	2.3	3.1	2.7
	神奈川県	4.5	4.4	3.9	3.4	3.3	3.1	2.7	2.3	2.1	2.9	2.5
	大阪府	5.1	5.4	4.8	4.5	4.2	4.0	3.4	3.2	2.9	3.4	3.9
	埼玉県	3.6	3.7	3.2	3.5	3.5	3.1	2.9	2.4	2.5	2.3	2.7
B ランク	千葉県	4.7	4.4	4.1	3.2	3.1	2.9	2.6	2.3	2.1	2.7	2.7
	東京都	4.4	4.1	3.7	3.6	3.3	3.1	2.7	2.5	2.4	2.6	2.9
	兵庫県	4.8	4.7	3.9	3.9	3.3	3.4	2.7	2.7	2.5	2.2	2.8
	岡崎県	4.6	4.7	4.1	3.9	3.7	3.4	2.7	2.3	2.2	2.4	2.8
	静岡県	3.6	3.3	3.0	2.8	2.7	2.5	2.0	2.0	1.9	2.4	2.5
	徳島県	3.7	4.0	3.0	2.8	2.2	2.5	2.0	2.3	2.1	2.4	2.8
	茨城県	4.4	3.9	3.9	3.3	3.2	2.8	2.4	2.4	2.2	2.4	2.7
	栃木県	4.2	3.7	3.7	3.2	3.1	2.7	2.7	2.3	2.0	2.2	2.3
	群馬県	3.6	3.6	3.6	3.2	3.0	2.4	2.8	2.4	2.4	2.4	2.5
	長野県	3.7	3.5	3.5	2.9	2.7	2.5	2.5	2.0	1.7	2.0	2.6
C ランク	富山県	3.3	3.0	2.8	2.6	2.7	2.3	2.1	1.8	1.8	1.9	2.1
	三重県	3.5	3.2	2.9	2.3	2.2	1.9	1.8	1.1	1.8	1.7	1.8
	山梨県	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.6	2.6	2.0	1.1	1.2	2.0
	群馬県	3.8	3.4	3.1	2.9	2.8	2.6	2.0	2.0	1.8	1.8	2.7
	山梨県	4.2	3.4	3.5	3.0	2.8	2.5	2.1	2.1	1.9	2.3	2.0
	静岡県	3.7	3.7	3.7	3.2	3.0	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	2.3
	山梨県	3.8	3.4	3.2	2.9	2.3	2.7	1.9	2.3	1.4	2.3	2.5
	静岡県	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.1	1.9	1.6	1.6	2.1
	山梨県	3.7	3.4	3.2	3.0	2.8	2.6	2.1	1.9	1.4	1.6	1.9
	静岡県	4.5	4.8	4.2	3.6	3.7	3.0	2.4	1.7	1.9	2.3	2.6
	山梨県	5.6	5.2	5.0	4.5	4.1	2.8	2.1	1.8	1.4	1.6	1.7
	山梨県	3.5	3.5	3.4	3.0	2.8	2.3	2.1	1.9	1.3	1.3	1.9
	山梨県	3.7	3.6	3.0	2.5	2.3	1.8	1.9	1.7	1.4	1.4	1.9
	山梨県	3.8	3.6	3.1	2.7	2.4	1.8	2.2	1.8	1.9	1.6	2.6
D ランク	山梨県	5.2	5.2	4.6	4.1	3.5	3.6	3.3	2.9	2.6	3.0	3.0
	山梨県	4.0	3.7	3.5	3.3	2.9	2.8	2.6	2.1	2.1	2.3	2.7
	山梨県	4.3	4.1	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	1.9	1.9	2.2	2.2
	山梨県	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.4	2.1	2.1	2.4	2.8
	山梨県	4.1	4.0	3.6	3.3	2.9	2.5	2.4	2.0	2.0	2.0	2.2
	山梨県	4.3	3.4	3.1	2.9	2.7	2.4	1.9	1.7	1.7	2.2	2.8
	山梨県	4.2	3.8	3.4	3.2	2.8	2.6	2.5	1.7	1.7	2.0	2.4
	山梨県	2.9	2.5	2.8	2.5	2.6	1.7	1.6	1.1	1.4	1.6	2.3
	山梨県	4.0	3.7	3.4	2.7	2.4	2.3	1.7	2.0	2.0	2.3	2.7
	山梨県	4.7	4.3	4.2	3.9	3.5	3.1	2.9	2.9	2.7	2.8	2.9
資料出所	山梨県	4.6	4.4	4.2	3.6	3.2	2.9	2.6	2.2	2.2	2.5	2.5
	山梨県	4.3	3.8	3.3	3.3	3.0	3.3	3.0	2.2	1.9	2.5	3.0
	山梨県	5.0	3.9	3.3	2.9	2.9	2.4	2.1	2.1	2.1	2.4	3.0
	山梨県	4.8	4.5	4.3	3.9	3.5	2.9	2.9	2.5	2.6	2.8	2.8
	山梨県	4.2	3.8	3.4	3.4	3.0	2.1	2.0	1.6	1.9	2.0	1.4
	山梨県	6.2	5.3	4.9	4.2	4.2	3.6	3.2	2.7	2.5	3.0	3.6
	山梨県	5.2	4.4	4.0	3.7	3.5	2.8	2.8	2.6	2.8	3.0	3.4
	山梨県	4.4	4.3	3.7	3.1	3.2	2.3	2.0	1.6	1.6	2.1	2.5
	山梨県	6.9	6.8	5.7	5.4	5.1	4.4	3.8	3.4	2.7	3.3	3.8
	山梨県	4.8	4.0	3.6	3.1	3.1	2.7	2.5	2.4	2.1	2.4	2.2

総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モデル推計値）」
 (注) 1 数値は、労働力調査の結果を都道府県別にモデルによって推計した値。(北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県は比推定によって推計)
 2 都道府県別に表章するようには、標準推計値を用いて推計した値である。
 3 毎季1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。
 4 注意が必要。

4 賃金・労働時間の実情と推移

(1) 賃金 定期給与の推移

(単位：円)

ランク	都道府県	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京都	368,745	363,267	363,982	365,203	358,963	357,892	359,255	361,009	361,562	—
	神奈川県	296,508	294,614	294,667	296,717	301,153	301,205	304,777	311,758	309,003	—
	大阪府	311,148	302,997	299,302	301,142	300,751	301,153	301,153	298,031	297,353	—
	愛知県	300,144	294,813	298,093	302,817	305,278	308,271	307,639	309,842	309,457	—
	埼玉県	264,479	258,803	258,139	255,451	250,629	252,467	252,467	267,493	267,480	—
	千葉県	265,866	264,872	264,107	260,675	263,354	264,581	264,581	267,512	269,050	—
	東京都	277,472	254,272	256,079	260,840	266,272	268,474	271,026	268,380	271,011	—
	兵庫県	269,795	270,569	273,212	276,055	264,311	268,135	268,135	270,601	282,497	284,184
	静岡県	279,999	276,561	277,713	279,570	273,188	274,157	274,839	274,631	276,881	—
	滋賀県	276,917	275,524	275,214	274,647	287,624	290,231	290,231	288,400	285,700	290,321
B ランク	茨城県	279,926	283,539	281,940	283,374	279,699	282,919	284,831	290,220	291,257	—
	栃木県	291,110	286,930	286,357	285,248	281,698	284,336	287,271	281,880	279,696	—
	千葉県	284,236	266,031	268,011	273,070	283,560	286,962	290,002	288,113	289,705	—
	兵庫県	266,609	268,856	267,515	267,791	274,113	274,312	276,183	274,738	272,536	—
	長野県	263,741	271,069	271,776	273,590	274,113	274,810	273,582	273,646	272,536	—
	富山県	274,911	282,505	285,798	289,356	275,495	277,993	281,537	285,760	287,084	—
	山梨県	265,842	263,274	263,608	266,274	265,274	266,476	269,778	273,433	265,395	—
	群馬県	272,597	271,603	272,313	274,918	272,585	273,943	280,350	281,062	268,399	—
	岡崎市	291,215	272,858	276,163	277,928	281,698	281,316	285,789	269,311	264,828	—
	香川県	269,183	259,452	259,853	264,969	277,968	279,708	279,834	278,387	270,271	—
C ランク	奈良県	260,499	267,407	265,193	267,755	267,766	266,425	264,928	275,130	271,073	—
	宮城県	260,024	252,763	248,688	249,908	249,529	247,716	250,719	246,585	245,584	—
	福岡県	270,835	269,222	269,445	276,602	258,084	259,709	262,283	269,799	268,954	—
	山口県	279,235	271,600	271,176	278,459	275,669	277,903	280,590	274,893	269,110	—
	岐阜県	278,423	267,582	267,753	271,121	271,653	272,013	272,889	267,649	260,022	—
	静岡県	271,148	256,705	259,943	266,475	263,763	263,143	263,730	257,318	263,712	—
	福井県	275,387	267,593	265,663	267,574	277,731	279,578	282,060	277,407	279,463	—
	徳島県	253,986	254,868	252,935	255,471	252,886	252,742	248,307	256,374	254,271	—
	北海道	250,903	244,729	244,861	248,641	245,191	246,083	250,406	261,649	268,988	—
	新潟県	264,834	263,487	264,862	268,293	258,332	260,722	264,725	260,120	250,656	—
D ランク	徳島県	264,160	270,698	265,238	269,358	265,224	266,253	267,236	266,726	263,217	—
	福大島	257,111	270,240	268,199	269,019	268,838	270,354	270,462	270,107	270,601	—
	山形県	250,767	254,267	252,865	255,184	257,000	258,251	260,744	253,861	252,019	—
	愛媛県	261,468	241,842	243,898	247,033	253,759	254,375	257,287	260,678	258,975	—
	根取島	249,696	253,562	253,740	255,174	260,265	262,608	265,117	250,098	247,723	—
	鳥取県	253,659	250,299	253,120	258,029	254,883	258,038	260,042	260,062	260,841	—
	島根県	240,372	245,030	245,068	248,119	257,030	259,368	260,374	251,115	244,319	—
	長門県	254,541	253,383	255,504	258,576	259,804	260,630	264,275	257,680	256,773	—
	長門県	249,457	238,816	235,905	238,185	247,421	247,945	248,937	244,043	248,751	—
	高知県	259,251	269,024	266,830	268,413	269,471	266,907	266,315	247,013	259,220	—
資料出所	厚生労働省	240,758	241,484	244,659	247,274	239,794	243,463	242,587	246,895	250,867	—
	鹿兒島県	240,779	236,194	233,109	232,759	226,793	238,372	230,603	229,388	233,038	—
	佐賀県	233,141	241,835	242,376	243,105	252,266	252,625	255,738	260,748	246,924	—
	秋田県	231,242	227,437	228,899	225,811	237,494	237,202	237,533	224,896	230,562	—
	宮城県	230,106	235,258	234,983	240,652	240,199	243,525	249,049	250,851	245,127	—
	宮城県	232,115	228,365	226,924	229,422	244,158	245,754	244,298	234,931	237,612	—
	沖縄県	233,892	224,699	226,907	230,525	235,524	238,662	240,671	233,588	236,194	—

資料出所 「毎月勤労統計調査(地方調査)」

(注) 1 事業所規模30人以上の教値である。

2 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 労働時間
常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定外労働時間の推移（調査産業計、事業所規模30人以上）

（単位：時間）

ランク	都道府県	総実労働時間												所定外労働時間																												
		平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年																					
A ランク	京	149.5	152.4	150.1	149.9	147.7	146.6	146.7	146.5	143.2	143.2	141.1	141.6	138.9	136.1	12.3	12.3	11.7	12.0	10.6	9.8	-	13.0	12.4	12.7	12.4	12.3	12.0	12.3	12.4	12.7	12.0	10.6	9.8								
	東	142.3	143.6	142.3	142.0	145.1	144.9	144.8	141.8	140.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	11.5	11.5	11.8	11.5	12.1	12.1	11.5	-	13.3	11.4	12.2	12.4	12.2	12.1	12.2	11.8	11.5	12.0	10.6	9.8							
	神	148.3	147.8	146.4	147.1	146.6	146.7	145.2	143.8	141.9	148.0	147.0	153.6	150.2	148.2	12.2	12.2	14.2	14.5	14.7	13.4	-	13.6	12.2	13.5	14.2	14.2	14.5	14.7	14.7	14.5	14.7	14.7	14.5	14.7	14.5	14.7					
	大	151.6	152.0	150.8	151.2	151.4	151.7	151.4	151.5	147.8	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	11.9	11.9	13.1	13.1	11.7	12.8	-	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.0	11.7	12.8	14.0	14.6	12.6	13.4					
	埼	141.8	143.7	142.3	141.1	141.9	141.2	140.9	143.9	139.8	141.5	144.1	144.3	140.5	138.4	10.3	10.3	11.2	11.2	11.5	11.5	-	10.8	11.3	11.2	11.2	11.2	11.8	11.5	11.5	12.1	12.1	11.5	12.0	11.6	11.5	12.0	11.6				
B ランク	千	143.9	144.0	141.5	139.5	143.6	144.1	144.3	140.5	138.4	140.5	138.4	140.5	138.4	10.8	10.8	11.2	11.2	11.5	12.5	-	10.8	11.7	11.5	11.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5			
	京	146.4	143.8	143.2	142.2	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	141.7	141.1	141.6	138.9	136.1	12.3	12.3	12.8	12.4	12.0	10.6	-	11.2	12.3	12.8	12.4	12.3	11.7	12.0	12.0	10.6	9.8	12.0	10.6	9.8	12.0	10.6	9.8				
	兵	146.8	147.5	146.0	146.2	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	143.0	142.4	142.1	143.9	139.6	11.5	11.5	11.5	12.1	11.5	12.1	-	13.3	11.4	11.5	12.1	12.1	11.8	11.5	11.5	12.1	12.1	11.8	11.5	12.1	12.1	11.8	11.5	12.1	12.1		
	静	151.8	150.9	150.8	151.5	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	152.2	153.1	153.6	150.2	148.2	12.2	12.2	13.5	13.5	14.5	14.7	-	13.6	12.2	13.5	14.2	14.2	14.5	14.7	14.7	14.5	14.7	14.5	14.7	14.5	14.7	14.5	14.7	14.5	14.7		
	滋	149.3	151.4	149.6	148.0	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	148.0	147.0	147.5	147.3	145.4	11.9	11.9	13.1	12.9	11.7	12.8	-	13.2	13.0	13.1	12.9	11.9	11.7	12.8	14.0	14.0	11.7	12.8	14.0	14.6	12.6	13.4	12.6	13.4			
	茨	151.3	157.7	156.4	156.4	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	151.9	151.2	151.1	151.5	146.6	12.7	12.7	17.1	17.1	14.2	12.9	-	12.7	16.3	17.1	17.1	17.1	14.2	13.3	12.9	14.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3		
	城	156.5	156.9	155.3	154.3	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	153.5	153.9	154.1	151.6	146.8	13.6	13.6	15.2	15.2	14.3	15.1	-	13.6	14.8	15.2	15.2	14.3	14.6	15.1	13.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3			
	木	153.1	150.5	150.6	150.3	154.1	154.8	154.8	154.8	151.7	154.1	154.8	154.8	154.8	151.7	10.4	10.4	13.4	13.4	14.6	14.7	-	13.6	12.4	13.4	14.6	14.6	14.6	14.7	14.3	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0			
	島	152.7	153.7	153.1	152.8	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	152.9	152.4	152.1	152.0	147.4	11.7	11.7	11.2	11.2	11.9	11.5	-	10.4	10.7	11.2	12.3	12.3	11.9	11.5	12.1	12.6	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5		
	野	155.0	156.1	154.3	153.1	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	157.4	157.4	156.8	154.8	151.0	11.7	11.7	12.3	12.3	13.3	13.5	-	11.7	12.3	13.3	13.5	13.5	13.3	13.5	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9	12.9		
山	147.1	153.0	153.6	153.0	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	149.1	149.9	149.8	149.2	147.4	11.9	11.9	15.3	15.3	13.7	14.3	-	11.9	15.1	15.3	15.4	15.4	13.7	13.7	14.3	14.0	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6	14.6			
C ランク	重	152.9	150.7	150.7	152.6	149.3	149.5	151.0	149.5	146.0	149.3	149.5	151.0	149.5	11.5	11.5	13.2	13.2	12.1	12.8	-	11.5	12.1	11.9	13.2	13.2	12.1	11.9	12.8	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2		
	三	151.3	155.3	154.3	154.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	152.6	152.7	153.3	154.3	148.6	11.8	11.8	14.9	14.9	12.9	12.6	-	11.8	14.0	14.9	14.9	12.9	13.0	13.0	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	
	山	160.6	158.0	157.7	157.0	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	156.2	154.6	155.7	150.8	147.6	14.8	14.8	13.4	13.4	13.8	13.4	-	14.8	13.4	14.0	14.3	13.3	13.3	13.4	13.2	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	
	群	155.0	151.6	151.2	150.6	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	156.4	156.7	156.1	154.4	149.0	12.0	12.0	11.7	12.0	12.7	13.0	-	12.0	11.0	11.7	12.0	12.0	13.0	13.0	11.8	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	
	石	151.9	155.1	153.0	153.2	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	150.4	150.6	149.8	150.5	148.8	11.4	11.4	13.1	13.5	12.1	11.5	-	11.4	13.1	13.2	13.5	12.1	12.1	11.5	12.9	13.0	11.8	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	11.4	
	香	142.1	144.1	142.3	141.7	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	141.0	139.7	139.6	137.3	134.6	7.6	7.6	9.8	10.2	8.5	7.8	-	7.6	9.6	9.8	10.2	8.5	8.1	7.8	8.1	7.8	8.1	7.8	8.1	7.8	8.1	7.8	8.1	7.8	8.1		
	宮	150.9	152.5	152.6	153.0	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	148.9	149.2	148.9	150.2	148.2	11.3	11.3	11.8	12.4	12.7	12.6	-	11.3	11.8	12.4	12.6	12.6	12.6	12.6	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	12.3	
	福	153.0	152.6	152.6	153.3	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	153.6	153.2	153.5	148.3	144.6	11.8	11.8	12.3	13.1	13.6	14.3	-	11.8	11.6	12.3	13.1	13.6	13.5	14.3	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	
	山	151.9	152.5	151.9	153.4	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	151.9	151.5	151.8	151.6	147.6	12.0	12.0	11.9	12.6	13.6	13.0	-	12.0	11.9	12.6	14.0	13.0	13.0	13.1	12.9	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	12.4	
	岐	153.3	149.9	149.5	150.8	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	151.4	150.4	149.7	145.7	148.6	12.1	12.1	11.0	11.2	12.0	11.9	-	12.1	11.0	11.2	11.9	12.0	11.8	11.8	12.9	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2		
D ランク	阜	155.7	155.7	155.0	155.5	154.7	154.7	154.7	155.5	153.1	154.7	154.7	154.7	155.5	148.6	10.7	10.7	10.9	11.7	12.9	-	10.7	10.9	11.7	12.9	12.9	12.8	12.8	12.9	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2	14.2		
	井	144.7	146.8	145.8	145.8	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	149.8	148.7	146.0	143.6	143.6	9.3	9.3	9.5	9.9	12.9	13.5	-	9.3	9.5	9.5	9.9	12.9	13.5	12.6	12.1	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0		
	和	150.2	150.8	150.3	149.3	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	148.7	148.1	148.1	146.2	145.4	10.6	10.6	10.8	11.3	11.0	10.7	-	10.6	10.8	11.3	11.3	10.8	10.8	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6
	北	155.5	154.9	154.5	155.0	153.7	153.6	154.1	150.4	143.6	153.																															

(2) 消費者物価地域差指数の推移

ランク・都道府県 (注1～3)	消費者物価地域差指数(全国平均=100)												
	平成23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年	2年			
全国	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A ランク	106.3	106.0	105.9	106.1	104.3	105.2	105.1	103.0	103.4	103.9	104.2	103.9	103.4
東 京	107.1	106.7	106.0	104.8	103.9	104.9	104.8	104.2	103.9	104.8	104.2	103.9	103.4
神 奈	101.0	100.6	100.6	101.2	101.0	100.7	100.2	99.6	99.4	99.6	99.6	99.4	99.4
大 阪	99.3	99.7	99.1	99.9	99.7	99.4	99.0	99.0	98.3	99.0	99.0	98.3	98.3
愛 知	102.3	102.9	103.3	103.0	103.2	103.1	102.8	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9	101.9
岐 阜	99.1	99.2	99.1	100.0	100.2	100.7	100.8	101.1	101.4	101.1	101.1	100.9	101.4
B ランク	101.8	101.5	101.2	101.3	100.8	100.9	100.9	101.1	100.9	101.1	101.1	100.9	100.9
京 都	101.9	102.3	102.2	101.3	101.6	101.5	101.2	101.0	100.6	101.0	101.0	100.6	100.6
兵 庫	99.3	99.7	100.0	99.3	99.3	99.1	99.2	99.1	99.6	99.1	99.1	99.6	99.6
静 岡	100.5	99.6	99.6	100.2	100.7	100.4	101.0	100.9	100.8	100.9	100.9	100.8	100.8
滋 賀	98.1	98.8	99.3	99.0	99.2	98.4	98.6	99.1	99.2	99.1	99.2	99.2	99.2
茨 城	100.6	100.8	100.9	100.6	100.4	99.4	99.4	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
栃 木	101.7	101.2	99.8	98.5	99.3	99.0	99.2	99.4	99.1	99.4	99.4	99.1	99.1
広 島	97.7	98.1	98.1	97.2	97.4	97.2	97.1	98.1	98.8	98.1	98.1	98.8	98.8
長 門	98.2	98.7	98.7	98.3	98.7	98.8	99.2	100.1	99.5	100.1	100.1	99.5	99.5
富 山	99.7	99.9	100.6	98.7	97.9	98.3	98.0	98.8	98.7	98.0	98.8	98.7	98.7
山 梨	98.9	99.6	99.9	98.6	99.0	98.9	98.9	99.9	99.9	98.9	99.9	99.9	99.9
C ランク	97.0	96.9	97.5	97.2	96.6	95.9	96.1	96.9	97.3	96.1	96.9	97.3	97.3
群 馬	100.4	100.7	100.3	99.1	98.9	98.5	98.8	99.1	98.1	98.8	99.1	98.1	98.1
山 口	102.9	101.6	101.4	99.7	100.8	100.6	100.5	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7	100.7
石 川	98.7	98.5	98.1	98.4	99.1	98.9	98.9	99.4	99.6	98.9	99.4	99.6	99.6
香 川	97.3	97.3	97.4	97.1	96.9	96.0	96.4	97.0	97.3	96.0	97.0	97.3	97.3
奈 良	97.7	97.8	98.3	98.4	98.5	98.7	99.1	99.4	100.0	98.7	99.4	100.0	100.0
宮 城	97.4	97.4	97.5	98.4	98.3	97.6	97.4	97.7	98.0	97.4	97.7	98.0	98.0
福 山	100.1	100.5	100.0	98.9	99.1	99.0	99.0	99.5	100.1	99.0	99.5	100.1	100.1
岐 阜	97.5	98.4	98.2	98.2	98.3	98.0	98.3	98.9	98.8	98.3	98.9	98.8	98.8
伊 豆	98.1	98.8	98.6	98.7	99.4	99.0	98.9	99.9	100.0	99.0	99.9	100.0	100.0
井 川	101.8	101.7	102.0	100.5	99.7	99.9	100.1	100.5	100.0	99.9	100.5	100.0	100.0
山 道	99.0	99.3	100.2	98.7	98.7	99.1	99.5	99.2	99.1	99.5	100.7	100.5	100.5
北 海	98.7	98.6	99.1	99.0	99.5	99.5	99.2	99.1	99.1	99.2	99.1	99.1	99.1
新 潟	101.1	100.3	99.8	98.6	99.3	99.3	99.8	101.2	101.4	99.8	101.2	101.4	101.4
D ランク	101.4	101.6	101.4	101.3	101.5	101.2	101.1	100.8	100.8	101.1	100.8	100.8	100.8
福 島	97.8	98.6	98.2	98.3	98.4	98.0	97.7	99.1	99.5	98.0	99.1	99.5	99.5
大 分	101.0	101.3	101.5	100.2	100.4	100.4	100.4	100.0	100.6	100.4	100.0	100.6	100.6
山 形	98.8	99.6	98.9	97.6	98.4	98.3	98.3	99.0	98.7	98.3	99.0	98.7	98.7
茨 城	101.0	101.4	100.7	100.2	100.7	100.5	100.1	100.4	100.3	100.5	100.4	100.3	100.3
根 取	98.1	98.4	98.3	97.8	97.9	98.0	98.1	99.0	98.9	98.0	99.0	98.9	98.9
本 州	100.1	100.6	100.0	98.9	98.3	98.6	98.6	99.4	99.3	98.6	99.4	99.3	99.3
熊 本	102.6	102.4	102.4	100.3	102.0	102.0	101.7	101.0	100.6	101.7	101.0	100.6	100.6
長 崎	99.2	99.7	99.8	98.6	99.2	99.2	99.5	100.1	100.4	99.5	100.1	100.4	100.4
高 知	99.1	98.7	98.9	97.8	99.3	99.0	99.4	99.8	99.4	99.4	99.8	99.4	99.4
手 島	100.0	99.3	98.0	98.1	97.5	97.5	97.3	97.6	97.8	97.3	97.6	97.8	97.8
賀 茂	97.4	98.0	97.5	96.7	96.9	96.5	96.5	97.5	98.1	96.6	97.3	97.8	98.1
鹿 野	99.8	99.5	99.5	99.3	99.0	98.9	98.4	99.2	99.3	97.8	99.2	99.3	99.3
佐 賀	97.3	97.3	97.3	98.1	98.2	98.2	98.1	98.4	98.6	98.1	98.6	98.6	98.6
青 島	96.7	97.3	97.1	96.8	97.3	97.3	97.4	97.4	97.5	98.1	98.1	98.6	98.6
秋 田	99.7	100.1	101.2	99.1	98.9	99.1	99.1	99.4	97.4	97.4	97.4	97.5	97.5
宮 沖	99.7	99.7	99.7	99.1	98.9	98.9	98.9	99.1	98.9	98.9	99.1	98.9	98.9

資料出所 総務省「小売物価統計調査(構造編)」(平成25年以前は総務省「消費者物価指数」による)

(注) 1 各都道府県の数値は、都道府県庁所在地の都府県庁所在地の数値である。

2 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」である。

3 令和2年結果は、令和3年9月公表予定。

6 労働者数等の推移

(1) 常用労働者数 [事業所規模5人以上] (ランク別・都道府県別・暦年)

ランク	都道府県	人数(万人)					増減(%)				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	737	750	797	812	-	1.4	1.7	6.3	1.9	-
	神奈川	273	276	299	303	-	0.8	1.4	8.2	1.3	-
	大阪	384	392	389	394	-	2.3	2.0	△ 0.7	1.2	-
	愛知	300	302	319	320	-	0.5	0.7	5.5	0.4	-
	埼玉	208	209	211	214	-	0.5	0.3	1.2	1.5	-
	千葉	168	169	174	172	-	0.4	0.8	2.6	△ 0.9	-
	京都	88	88	92	95	-	0.7	1.0	4.2	4.1	-
	兵庫	172	172	180	182	-	0.7	△ 0.2	4.7	0.9	-
	静岡	140	140	140	141	-	0.2	0.1	△ 0.2	1.0	-
	滋賀	48	49	51	51	-	0.6	2.2	3.5	△ 0.9	-
B ランク	茨城	100	100	99	99	-	0.6	0.3	△ 0.5	△ 0.4	-
	栃木	72	71	70	70	-	0.9	△ 0.5	△ 1.7	0.6	-
	群馬	100	101	105	107	-	0.0	0.4	4.6	1.7	-
	長野	72	73	75	74	-	1.2	0.8	2.8	△ 0.7	-
	富山	41	42	42	42	-	0.6	1.1	0.1	0.1	-
	三重	62	63	65	65	-	△ 0.2	0.8	3.3	0.1	-
	山梨	27	28	29	29	-	0.0	1.4	4.1	1.5	-
	群馬	71	71	73	73	-	0.5	0.1	3.4	△ 0.1	-
	岡山	67	68	68	68	-	1.0	0.4	0.5	0.7	-
	石川	43	44	43	44	-	1.7	0.2	△ 1.8	2.3	-
C ランク	香川	33	34	34	35	-	0.7	1.5	0.9	1.3	-
	奈良	34	33	39	39	-	0.7	△ 1.7	16.4	0.2	-
	宮城	83	83	81	80	-	0.8	△ 0.8	△ 2.3	△ 0.8	-
	福岡	166	166	180	180	-	△ 1.1	0.3	8.4	0.3	-
	山口	49	50	48	49	-	1.9	1.5	△ 2.5	0.2	-
	岐阜	67	66	68	68	-	2.1	△ 0.2	2.0	0.2	-
	福井	29	29	30	30	-	1.1	0.8	0.7	1.2	-
	和歌山	28	28	29	29	-	3.1	0.9	3.3	0.1	-
	北海道	175	177	177	179	-	△ 0.1	0.9	△ 0.3	1.4	-
	新潟	81	81	80	82	-	△ 0.5	△ 0.2	△ 0.7	2.5	-
D ランク	徳島	23	23	24	23	-	0.9	△ 0.1	4.4	△ 1.4	-
	福島	67	68	65	66	-	0.1	1.2	△ 4.3	1.7	-
	大分	39	39	38	38	-	0.4	0.2	△ 2.5	0.2	-
	山形	38	38	38	38	-	0.3	0.5	△ 0.9	1.3	-
	愛媛	43	43	45	46	-	0.0	0.4	3.8	1.4	-
	島根	23	24	23	24	-	0.1	1.7	△ 1.2	1.1	-
	鳥取	18	18	18	18	-	0.4	0.9	△ 3.7	1.2	-
	熊本	54	54	57	58	-	0.6	0.3	5.2	0.9	-
	長崎	42	42	43	43	-	0.8	△ 0.1	1.9	1.1	-
	高知	21	22	23	23	-	2.0	2.2	2.8	0.9	-
全国計	岩手	42	41	42	42	-	0.8	△ 0.4	2.4	△ 1.4	-
	鹿児島	47	47	51	53	-	1.1	0.5	8.2	4.0	-
	佐賀	26	25	28	28	-	0.4	△ 1.2	8.5	0.3	-
	青森	40	41	42	42	-	1.6	1.0	4.5	△ 0.5	-
	秋田	32	32	33	33	-	1.5	0.4	2.1	0.5	-
	宮崎	31	31	34	35	-	△ 1.2	0.5	9.5	1.4	-
	沖縄	41	41	46	47	-	1.3	1.5	11.0	2.2	-
	全国計	4,877	5,003	4,981	5,078	5,130	2.1	2.5	1.1	2.0	1.0

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査地方調査」

(注) 1 事業所規模5人以上の数値である。

2 全国計の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

3 各都道府県の増減率は労働基準局賃金課にて常用労働者数から算出。

4 令和2年結果は、令和3年7月公表予定。

(2) 雇用保険の被保険者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）					
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年	
A ランク	東京	953	983	1,006	1,028	1,039	1.9	3.1	2.3	2.2	2.2	1.0
	神奈川	209	215	220	223	226	2.0	3.2	2.0	1.4	1.3	1.3
	大阪	344	354	362	368	370	1.4	2.8	2.2	1.7	0.7	0.7
	愛知	272	281	286	291	293	1.7	3.1	1.9	1.8	0.5	0.5
	埼玉	142	148	151	154	156	2.5	4.1	2.4	1.7	1.5	1.5
B ランク	千葉	114	119	122	124	126	2.5	4.6	2.4	2.0	1.5	1.5
	京都	72	74	75	76	77	1.0	2.6	1.4	1.3	0.8	0.8
	兵庫	134	138	141	142	143	1.3	3.3	1.8	1.3	0.6	0.6
	福岡	112	115	117	118	118	1.1	3.0	1.5	1.2	0.2	0.2
	滋賀	37	38	39	40	40	1.7	3.6	2.1	1.8	0.3	0.3
	茨城	75	78	79	80	81	1.3	3.1	1.8	1.3	0.9	0.9
	栃木	55	56	57	58	58	1.5	2.9	1.8	1.3	0.8	0.8
	群馬	97	99	101	102	102	1.5	2.5	1.5	0.9	0.3	0.3
	長野	61	62	63	64	64	1.4	2.5	1.6	1.0	0.2	0.2
	富山	36	37	37	37	37	0.9	2.3	1.0	0.6	△ 0.3	△ 0.3
C ランク	三重	47	49	50	50	51	1.1	3.2	2.3	1.2	0.1	0.1
	山梨	21	22	22	22	23	1.6	3.3	2.2	1.5	0.7	0.7
	群馬	58	60	61	62	63	1.8	3.4	2.2	1.6	0.8	0.8
	岡山	57	59	60	60	61	1.7	2.7	1.1	1.2	0.9	0.9
	石川	37	38	38	39	39	1.8	3.1	1.7	0.8	0.0	0.0
	香川	31	32	32	33	33	1.1	2.5	1.4	0.9	0.8	0.8
	奈良	23	24	25	25	25	2.0	3.7	1.9	1.3	0.8	0.8
	宮城	70	72	73	74	74	1.4	2.8	1.4	0.9	0.0	0.0
	福井	162	168	172	174	177	1.7	3.6	2.0	1.5	1.4	1.4
	山口	39	40	41	41	41	1.6	2.6	1.0	0.7	0.0	0.0
D ランク	岐阜	57	59	60	60	61	1.5	2.8	1.6	1.2	0.4	0.4
	福井	25	26	26	26	26	1.1	2.8	1.1	0.9	0.3	0.3
	和歌山	23	24	24	24	24	1.1	2.8	1.2	0.8	0.3	0.3
	北海道	148	152	154	156	157	1.4	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8
	新潟	71	72	73	73	73	0.6	1.6	1.2	0.6	△ 0.3	△ 0.3
	徳島	20	20	20	20	20	1.4	1.0	0.4	0.7	0.0	0.0
	福島	56	58	58	58	58	1.3	2.0	0.9	0.4	△ 0.3	△ 0.3
	山形	32	33	34	34	33	0.8	2.5	1.0	0.1	△ 0.1	△ 0.1
	愛媛	39	40	41	41	41	1.4	1.6	0.8	0.2	△ 0.6	△ 0.6
	島根	20	20	21	21	21	0.4	1.9	0.7	0.3	0.2	0.2
全国計	鳥取	16	16	16	16	16	1.0	2.3	1.0	0.7	△ 0.1	△ 0.1
	熊本	46	48	49	49	50	0.8	2.5	2.4	1.1	0.7	0.7
	長崎	36	37	37	37	37	1.2	2.3	0.8	0.0	△ 0.1	△ 0.1
	高知	19	20	20	20	20	0.7	1.8	0.5	0.1	△ 0.2	△ 0.2
	岩手	36	37	37	37	37	0.4	1.6	0.6	0.2	△ 0.4	△ 0.4
	鹿児島	44	45	46	46	46	0.7	2.2	0.9	0.8	0.3	0.3
	佐賀	23	24	24	24	24	1.0	1.9	1.2	0.6	0.4	0.4
	青森	35	36	36	36	36	0.6	1.7	0.7	0.3	△ 0.5	△ 0.5
	秋田	28	29	29	29	29	△ 0.1	1.4	0.3	△ 0.2	0.4	0.4
	宮崎	29	29	30	30	30	0.9	2.7	1.5	0.9	0.3	0.3
沖縄	39	41	42	43	44	3.1	4.4	2.7	2.2	2.0	2.0	
全国計	4,134	4,256	4,335	4,399	4,430	1.6	3.0	1.8	1.5	0.7	0.7	

資料出所 厚生労働省「雇用保険事業月報」
 (注) 1 労働者が雇用される事業所ごとに適用事業所として届け出ることが原則であるが、本社のみで労務管理を行っている場合などは、本社が支社を一括して適用事業所の届出を行う場合がある。
 2 一括適用事業所となった場合、雇用保険データにおける被保険者数の計上は、届出のあった都道府県のみで計上される。
 3 被保険者には、一般被保険者の他、高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を含む。
 4 一般被保険者の雇用保険加入要件については、一週間の所定労働時間が20時間以上及び31日以上の雇用見込み。

(3) 就業者数（ランク別・都道府県別・暦年）

ランク	都道府県	人数（万人）					増減（％）				
		平成28年	29年	30年	令和元年	2年	平成28年	29年	30年	令和元年	2年
A ランク	東京	752	768	792	806	810	1.3	2.2	3.1	1.8	0.5
	神奈川	478	485	496	509	504	2.5	1.6	2.3	2.6	△ 0.9
	大阪	429	434	442	458	461	1.3	1.0	1.9	3.6	0.6
	愛知	392	396	408	415	415	0.6	1.1	3.0	1.7	△ 0.4
	埼玉	376	383	393	398	397	0.9	1.9	2.7	1.4	△ 0.4
	千葉	324	327	332	335	335	0.9	1.0	1.4	1.0	△ 0.0
	京都	133	134	136	137	137	2.0	1.4	1.0	0.8	△ 0.1
	兵庫	268	271	274	275	274	1.6	1.3	1.1	0.1	△ 0.3
	静岡	194	197	200	199	197	0.4	1.4	1.5	△ 0.4	△ 0.9
	滋賀	70	73	76	77	76	△ 0.1	5.5	3.0	1.6	△ 0.9
B ランク	茨城	148	148	149	150	149	0.3	0.4	0.7	0.1	△ 0.3
	栃木	102	102	103	103	102	0.0	0.4	0.6	0.0	△ 0.3
	群馬	141	143	143	144	144	0.9	0.9	0.4	0.6	△ 0.3
	長野	111	112	113	113	112	0.2	0.6	1.2	0.0	△ 0.7
	富山	56	56	56	56	56	0.5	△ 0.2	0.5	0.2	△ 0.4
	三重	95	93	96	99	96	0.6	△ 2.0	3.4	3.0	△ 2.7
	三山	42	44	45	45	43	△ 0.5	4.8	3.0	△ 0.4	△ 2.9
	群馬	100	100	102	102	102	0.4	0.5	1.4	0.4	△ 0.1
	山梨	94	94	95	95	95	0.5	0.6	0.6	0.2	△ 0.1
	石川	61	61	62	62	61	1.3	0.2	1.5	△ 0.3	△ 0.5
C ランク	香川	48	48	49	49	49	0.0	0.8	1.4	△ 0.2	△ 0.4
	奈良	64	65	65	66	66	0.6	1.6	1.2	0.3	△ 0.0
	宮城	116	119	121	122	122	0.4	2.8	1.7	1.0	△ 0.3
	福岡	249	253	257	259	259	0.8	1.6	1.5	0.7	△ 0.2
	山口	69	69	70	69	68	2.1	0.7	1.0	△ 0.6	△ 1.6
	岐阜	110	111	113	113	113	0.9	1.2	1.4	0.4	△ 0.2
	福井	42	42	42	42	42	△ 0.9	1.4	1.2	0.0	△ 0.5
	和歌山	48	49	47	48	47	0.2	△ 0.4	△ 2.9	1.7	△ 2.5
	北海道	257	258	264	266	262	0.3	0.4	2.3	0.9	△ 1.3
	新潟	117	118	118	118	117	0.3	0.4	0.7	△ 0.2	△ 0.9
D ランク	徳島	36	36	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
	福島	97	98	98	98	97	0.6	0.4	0.2	△ 0.1	△ 0.5
	大分	58	58	59	59	59	1.8	0.3	1.0	1.0	△ 0.2
	山形	57	57	57	58	57	△ 2.2	△ 1.4	1.6	1.7	△ 1.9
	媛	67	67	68	68	68	0.6	0.3	1.3	0.3	△ 0.7
	島根	34	34	36	36	34	△ 0.3	0.6	4.9	△ 0.6	△ 4.2
	鳥取	29	30	30	30	30	1.0	1.4	1.4	0.0	△ 0.3
	熊本	89	90	91	91	91	1.0	1.1	1.0	0.4	△ 0.1
	長崎	67	67	68	67	67	0.3	0.1	1.3	△ 0.6	△ 0.6
	高知	35	35	36	36	35	△ 0.3	0.0	0.3	0.0	△ 0.8
岩手	65	66	67	66	66	2.5	0.2	1.7	△ 0.5	△ 0.9	
鹿島	79	81	81	80	80	3.1	1.6	0.4	△ 1.6	△ 0.0	
佐賀	42	43	44	42	44	△ 0.9	2.4	0.7	△ 2.5	3.5	
青森	65	65	65	65	65	0.2	0.3	0.3	0.0	△ 0.5	
秋田	49	49	49	49	48	△ 0.6	0.4	0.6	△ 0.4	△ 1.8	
宮崎	55	55	55	55	55	0.6	0.5	0.7	0.2	△ 0.2	
沖縄	68	69	71	73	73	1.9	1.5	2.3	2.7	△ 0.1	
全国計		6,465	6,530	6,664	6,724	6,676	1.0	1.0	2.1	0.9	△ 0.7

資料出所 総務省統計局「労働力調査都道府県別結果（モジュール推計値）」、「労働力調査」

(注) 1 都道府県別に表章するように標本設計を行っておらず(北海道、沖縄県を除く)、標本規模も小さいことなどから、標本誤差が大きく、利用に際して注意が必要。

2 毎年1～3月期平均公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの過去5年間の四半期平均及び年平均結果を遡って一部改定している。

3 全国計の数値は労働力調査結果の数値であり、都道府県別の数値の合計とは一致しない。

III 業務統計資料編

令和2年度 地域別最低賃金の審議・決定状況

目安 ランク	都道府県名	前年度決定金額 (円)	改定最低賃金額			結審年月日 (答申日)	裁決状況	効力発生日
			最低賃金額 (円)	引上げ額 (円)	引上げ率 (%)			
A	東京	1013	1013	0	0.00%	8月5日	▲ 労側一部退席	
A	神奈川	1011	1012	1	0.10%	8月5日	●	10月1日
A	大阪	964	964	0	0.00%	8月20日	▲	
A	愛知	926	927	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
A	埼玉	926	928	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
A	千葉	923	925	2	0.22%	8月5日	○	10月1日
B	京都	909	909	0	0.00%	8月7日	▲	
B	兵庫	899	900	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	静岡	885	885	0	0.00%	8月4日	○	
B	滋賀	866	868	2	0.23%	8月5日	● ▲	10月1日
B	茨城	849	851	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
B	栃木	853	854	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	広島	871	871	0	0.00%	8月21日	▲	
B	長野	848	849	1	0.12%	8月5日	○	10月1日
B	富山	848	849	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
B	三重	873	874	1	0.11%	8月5日	●	10月1日
B	山梨	837	838	1	0.12%	8月12日	○	10月8日
C	群馬	835	837	2	0.24%	8月7日	●	10月3日
C	岡山	833	834	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	石川	832	833	1	0.12%	8月11日	○	10月7日
C	香川	818	820	2	0.24%	8月5日	●	10月1日
C	奈良	837	838	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	宮城	824	825	1	0.12%	8月3日	○	10月1日
C	福岡	841	842	1	0.12%	8月3日	●	10月1日
C	山口	829	829	0	0.00%	8月11日	▲ 労側一部退席	
C	岐阜	851	852	1	0.12%	8月4日	●	10月1日
C	福井	829	830	1	0.12%	8月6日	● ▲	10月2日
C	和歌山	830	831	1	0.12%	8月5日	●	10月1日
C	北海道	861	861	0	0.00%	8月11日	▲	
C	新潟	830	831	1	0.12%	8月4日	○	10月1日
C	徳島	793	796	3	0.38%	8月7日	● 使側一部退席	10月3日
D	福島	798	800	2	0.25%	8月6日	●	10月2日
D	大分	790	792	2	0.25%	8月5日	▲	10月1日
D	山形	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	愛媛	790	793	3	0.38%	8月7日	○	10月3日
D	島根	790	792	2	0.25%	8月3日	○	10月1日
D	鳥取	790	792	2	0.25%	8月6日	○	10月2日
D	熊本	790	793	3	0.38%	8月5日	●	10月1日
D	長崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	高知	790	792	2	0.25%	8月7日	○	10月3日
D	岩手	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	鹿児島	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	佐賀	790	792	2	0.25%	8月6日	▲	10月2日
D	青森	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	秋田	790	792	2	0.25%	8月5日	○	10月1日
D	宮崎	790	793	3	0.38%	8月7日	●	10月3日
D	沖縄	790	792	2	0.25%	8月7日	▲	10月3日
全国加重平均額		901	902			-		-

備考

- 1 全国加重平均額 902円
- 2 答申時の裁決状況 ○全会一致 13件 ●使用者側反対 23件 ▲労働者側反対 9件
 ●▲使側一部反対・労働者側一部反対 1件 ○▲使側一部反対・労働者側反対 1件
- 3 答申時期 前年より早い 18件 前年より遅い 13件 前年と同じ 16件
- 4 発効日 前年より早い 14件 前年より遅い 6件 前年と同じ 20件 (据え置き 7件)
- 5 引上げ状況 据え置き7件 +1円 17件 +2円 14件 +3円 9件
 ※令和2年度中央最低賃金審議会の答申では「引上げ額の目安を示すことは困難であり、
 現行水準を維持することが適当」とされた。
- 6 異議申出状況 46局 (前年度46局)

(3) 効力発生年月日の推移

都道府県名	年度	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2	都道府県
A	東京	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	東京都
	神奈川	10.1	10.1	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	神奈川県
	大阪	9.30	9.30	10.18	10.5	10.1	10.1	9.30	10.1	10.1	10.1	大阪府
ク	愛知	10.7	10.1	10.26	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	愛知県
	埼玉	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	埼玉県
	千葉	10.1	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	千葉県
B	京都	10.16	10.14	10.24	10.22	10.7	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	京都府
	兵庫	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	兵庫県
	静岡	10.14	10.12	10.14	10.5	10.3	10.5	10.4	10.3	10.4	10.4	静岡県
	滋賀	10.20	10.6	10.25	10.9	10.8	10.6	10.5	10.1	10.3	10.1	滋賀県
	茨城	10.8	10.6	10.19	10.4	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	茨城県
	栃木	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	栃木県
	広島	10.1	10.1	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	広島県
	長野	10.1	10.1	10.20	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	長野県
	富山	10.1	11.4	10.6	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	富山県
	三重	10.1	9.30	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	三重県
	山梨	10.20	10.1	10.18	10.1	10.1	10.1	10.1	10.14	10.3	10.1	山梨県
	群馬	10.7	10.10	10.13	10.5	10.8	10.8	10.6	10.7	10.6	10.6	群馬県
C	岡山	10.27	10.24	10.30	10.5	10.2	10.1	10.1	10.3	10.2	10.3	岡山県
	石川	10.20	10.6	10.19	10.5	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	10.7	石川県
	香川	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	香川県
	奈良	10.7	10.6	10.20	10.3	10.7	10.6	10.6	10.1	10.5	10.1	奈良県
	宮城	10.29	10.19	10.31	10.16	10.3	10.5	10.5	10.1	10.1	10.1	宮城県
	福岡	10.15	10.13	10.18	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	福岡県
	山口	10.6	10.1	10.10	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.5	10.1	山口県
	岐阜	10.1	10.1	10.19	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	岐阜県
	福井	10.1	10.6	10.13	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.4	10.2	福井県
	和歌山	10.13	10.1	10.19	10.17	10.2	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	和歌山県
	北海道	10.6	10.18	10.18	10.8	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	北海道
	新潟	10.7	10.5	10.26	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.6	新潟県
D	徳島	10.15	10.19	10.30	10.1	10.4	10.1	10.5	10.1	10.1	10.4	徳島県
	福島	11.2	10.1	10.6	10.4	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.2	福島県
	大分	10.20	10.4	10.20	10.4	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	大分県
	山形	10.29	10.24	10.24	10.17	10.16	10.7	10.6	10.1	10.1	10.3	山形県
	愛媛	10.20	10.24	10.31	10.12	10.3	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	愛媛県
	根拠	11.6	10.14	11.6	10.5	10.4	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	根拠
	鳥取	10.29	10.20	10.25	10.8	10.4	10.12	10.6	10.5	10.5	10.2	鳥取県
	熊本	10.20	10.1	10.30	10.1	10.17	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	熊本県
	長崎	10.12	10.24	10.20	10.1	10.7	10.6	10.6	10.6	10.6	10.3	長崎県
	高知	10.26	10.26	10.26	10.26	10.18	10.16	10.16	10.13	10.5	10.3	高知県
	岩手	11.11	10.20	10.27	10.4	10.16	10.16	10.5	10.1	10.1	10.3	岩手県
	鹿児島	10.29	10.13	10.27	10.19	10.8	10.1	10.1	10.1	10.1	10.3	鹿児島県
佐賀	10.6	10.21	10.26	10.4	10.4	10.6	10.2	10.6	10.4	10.2	佐賀県	
青森	10.16	10.12	10.24	10.24	10.18	10.6	10.20	10.6	10.4	10.3	青森県	
秋田	10.30	10.13	10.26	10.5	10.7	10.6	10.6	10.1	10.1	10.1	秋田県	
宮崎	11.2	10.26	11.2	10.16	10.16	10.16	10.1	10.6	10.5	10.4	宮崎県	
沖縄	11.6	10.25	10.26	10.24	10.9	10.1	10.1	10.1	10.3	10.3	沖縄県	

(4) 加重平均額と引上げ率の推移（全国・ランク別）

ランク	年度	(円)												
		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2			
全国		737 (0.96)	749 (1.63)	764 (2.00)	780 (2.09)	798 (2.31)	823 (3.13)	848 (3.04)	874 (3.07)	901 (3.09)	902 (0.11)			
Aランク		804 (1.52)	817 (1.62)	836 (2.33)	855 (2.27)	875 (2.34)	900 (2.86)	920 (2.22)	947 (2.93)	975 (2.96)	976 (0.10)			
Bランク		725 (0.14)	734 (1.24)	747 (1.77)	763 (2.14)	781 (2.36)	806 (3.20)	821 (1.86)	847 (3.17)	874 (3.19)	875 (0.11)			
Cランク		691 (0.73)	699 (1.16)	711 (1.72)	725 (1.97)	742 (2.34)	764 (2.96)	787 (3.01)	812 (3.18)	838 (3.20)	839 (0.12)			
Dランク		648 (0.78)	654 (0.93)	666 (1.83)	679 (1.95)	695 (2.36)	717 (3.17)	739 (3.07)	763 (3.25)	791 (3.67)	793 (0.25)			

(注) 1 金額は適用労働者数による加重平均時間額である。

2 ()内は引上げ率(%)を示す。

3 各ランクは、各年度における適用ランクである。

4 平成23年度と平成29年度はランク区分の入替え(例えば平成29年度は、埼玉B→A、山梨C→B、徳島D→C)があったため、引上げ率等の比較には注意が必要。

(5) 最高額と最低額及び格差の推移

年度 区分	平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
① 最高額 (円)	837 東京	850 東京	869 東京	888 東京	907 東京	932 東京	958 東京	985 東京	1,013 東京	1,013 東京
② 最低額 (円)	645 岩手 高知 沖縄	652 島根 高知	664 ※1	677 ※2	693 ※3	714 宮崎 沖縄	737 ※4	761 鹿児島	790 ※5	792 ※6
格差 ②/①×100	77.1	76.7	76.4	76.2	76.4	76.6	76.9	77.3	78.0	78.2

※1 鳥取、島根、高知、佐賀、熊本、宮崎、熊本、大分、宮崎、沖縄
 ※2 鳥取、高知、宮崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
 ※3 鳥取、高知、佐賀、長崎、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
 ※4 高知、岩手、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
 ※5 青森、秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
 ※6 秋田、鳥取、島根、高知、佐賀、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

(6) 地域別最低賃金引上げ率の推移

(単位：%)

都道府県	年度		平成23	24	25	26	27	28	29	30	令和元	2
	1	2										
A 東京都	東京	1.95	1.55	2.24	2.19	2.14	2.76	2.79	2.82	2.84	0.00	
	神奈川	2.20	1.56	2.24	2.19	2.03	2.76	2.80	2.82	2.85	0.10	
	大阪	0.90	1.78	2.38	2.32	2.39	2.91	2.94	2.97	2.99	0.00	
	愛知	1.67	1.07	2.90	2.56	2.50	3.05	3.08	3.10	3.12	0.11	
	埼玉	1.20	1.58	2.17	2.17	2.24	3.05	3.08	3.10	3.12	0.22	
B ランク	千葉	0.54	1.07	2.78	2.70	2.38	3.06	3.09	3.11	3.13	0.22	
	京都	0.27	1.07	1.84	2.07	2.28	2.97	3.01	3.04	3.06	0.00	
	兵庫	0.68	1.35	1.60	1.97	2.32	3.15	3.05	3.20	3.21	0.11	
	静岡	0.41	0.96	1.90	2.14	2.35	3.07	3.10	3.13	3.15	0.00	
	滋賀	0.42	0.99	1.96	2.19	2.41	3.14	3.17	3.20	3.22	0.23	
	茨城	0.29	1.01	2.00	2.24	2.47	3.21	3.24	3.27	3.28	0.24	
	栃木	0.43	0.71	1.84	2.09	2.46	3.20	3.23	3.25	3.27	0.12	
	広島	0.85	1.27	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	
	長野	0.14	0.86	1.86	2.10	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	
	富山	0.14	1.16	1.71	2.25	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	
C ランク	山梨	0.42	0.98	1.80	2.17	2.47	3.22	3.25	3.27	3.29	0.12	
	三重	0.15	0.72	1.58	2.12	2.39	3.11	3.14	3.17	3.19	0.11	
	群馬	0.29	0.87	1.58	1.98	2.22	2.99	3.16	3.22	3.33	0.12	
	山梨	0.29	0.88	1.74	2.28	2.22	2.99	3.16	3.32	3.21	0.24	
	石川	0.15	0.87	1.59	1.99	2.23	2.99	3.17	3.33	3.22	0.12	
	香川	0.45	1.05	1.78	2.33	2.37	2.99	3.17	3.20	3.23	0.12	
	奈良	0.29	0.87	1.57	1.97	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	
	宮城	0.15	0.81	1.61	2.01	2.21	2.97	3.15	3.18	3.21	0.12	
	福岡	0.43	0.86	1.57	2.11	2.25	3.03	3.21	3.37	3.26	0.12	
	山口	0.44	0.88	1.59	2.00	2.20	2.96	3.14	3.17	3.32	0.12	
D ランク	岐阜	0.14	0.85	1.54	1.93	2.17	2.92	3.09	3.13	3.15	0.12	
	福井	0.15	0.88	1.59	2.14	2.23	3.01	3.18	3.21	3.24	0.12	
	和歌山	0.15	0.73	1.59	2.00	2.24	3.01	3.19	3.35	3.36	0.12	
	北海道	2.03	1.99	2.09	1.91	2.14	2.88	3.05	3.09	3.11	0.00	
	新潟	0.29	0.88	1.74	2.00	2.24	3.01	3.32	3.35	3.36	0.12	
	徳島	0.31	1.08	1.83	1.95	2.36	3.02	3.35	3.51	3.52	0.38	
	福島	0.15	0.91	1.66	2.07	2.32	2.98	3.03	3.21	3.37	0.25	
	大分	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	
	山形	0.31	1.08	1.68	2.26	2.35	3.02	3.07	3.25	3.54	0.38	
	愛媛	0.47	1.08	1.83	2.10	2.35	3.02	3.07	3.38	3.40	0.38	
E ランク	根拠	0.62	0.93	1.84	2.26	2.50	3.16	3.06	3.24	3.40	0.25	
	鳥取	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.17	3.22	3.25	3.67	0.25	
	熊本	0.62	0.93	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	
	長崎	0.62	1.08	1.68	1.96	2.51	3.03	3.08	3.39	3.67	0.38	
	高知	0.47	1.09	1.84	1.96	2.36	3.17	3.08	3.39	3.67	0.25	
	岩手	0.16	1.24	1.84	1.95	2.36	3.02	3.07	3.26	3.67	0.38	
	鹿児島	0.78	1.08	1.68	1.95	2.51	3.03	3.08	3.26	3.81	0.38	
	鹿兒島	0.62	1.08	1.68	2.11	2.36	3.03	3.08	3.39	3.67	0.25	
	青森	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	
	秋田	0.31	1.08	1.68	2.11	2.36	3.02	3.07	3.25	3.67	0.38	
F ランク	宮城	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	
	宮城	0.62	1.08	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.38	
	沖縄	0.47	1.24	1.68	1.96	2.36	3.03	3.22	3.39	3.67	0.25	

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

監督指導結果の推移（平成24～令和3年、全国計）

事項別 年	法違反の状況		法違反事業場の認識状況（％）		最賃未満労働者の状況			
	監督実施事業場数	最賃支払義務違反事業場数 違反率（％）	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることを知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率（％）
平成24	13,644	1,139 8.3	36.9	55.4	7.7	185,260	4,056	2.2
平成25	13,946	1,343 9.6	40.9	50.7	8.4	190,386	4,079	2.1
平成26	13,975	1,491 10.7	39.6	51.5	8.9	182,548	5,716	3.1
平成27	13,295	1,545 11.6	40.1	52.2	7.6	161,377	5,262	3.3
平成28	12,925	1,715 13.3	39.4	51.7	8.9	166,570	5,590	3.4
平成29	15,413	2,166 14.1	41.8	52.3	5.9	196,039	6,853	3.5
平成30	15,602	1,985 12.7	47.3	48.2	4.6	195,606	6,386	3.3
平成31	15,671	2,145 13.7	52.4	42.6	5.0	198,108	7,213	3.6
令和2	15,600	2,080 13.3	55.9	38.6	5.5	185,239	5,910	3.2
令和3	9,308（※）	751 8.1	53.0	41.0	6.0	96,730	1,680	1.7

（注）各年とも1月～3月の結果である。

（※）令和3年は、緊急事態宣言等が発出されたことに伴い、申告や労働者からの相談等に基づく事案など緊急性があると考えられるものを除き、上記監督の実施を延期した。

業種別法違反の状況（令和3年1月～3月 全国計）

業種	合計			地域別最低賃金適用事業場			特定最低賃金適用事業場		
	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%	監督実施事業場数	違反事業場数	違反率%
01 製造業	2,920	269	9.2%	2,608	223	8.6%	312	46	14.7%
01 食品品製造業	943	77	8.2%	934	75	8.0%	9	2	22.2%
02 繊維工業	198	19	9.6%	198	19	9.6%	0	0	-
03 衣服その他の繊維製品製造業	287	27	9.4%	287	27	9.4%	0	0	-
04 木材・木製品製造業	48	5	10.4%	48	5	10.4%	0	0	-
05 家具・装備品製造業	53	6	11.3%	53	6	11.3%	0	0	-
06 パルプ・紙・紙加工品製造業	86	8	9.3%	86	8	9.3%	0	0	-
07 印刷・製本業	77	3	3.9%	76	3	3.9%	1	0	0.0%
08 化学工業	168	16	9.5%	167	16	9.6%	1	0	0.0%
09 窯業土石製品製造業	47	4	8.5%	34	2	5.9%	13	2	15.4%
10 鉄鋼業	8	2	25.0%	3	0	0.0%	5	2	40.0%
11 非鉄金属製造業	16	1	6.3%	8	1	12.5%	8	0	0.0%
12 金属製品製造業	153	6	3.9%	145	5	3.4%	8	1	12.5%
13 一般機械器具製造業	95	14	14.7%	41	7	17.1%	54	7	13.0%
14 電気機械器具製造業	187	32	17.1%	32	4	12.5%	155	28	18.1%
15 輸送用機械等製造業	43	3	7.0%	21	1	4.8%	22	2	9.1%
16 電気・ガス・水道業	4	2	50.0%	4	2	50.0%	0	0	-
17 その他の製造業	507	44	8.7%	471	42	8.9%	36	2	5.6%
02 鉱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
03 建設業	131	10	7.6%	131	10	7.6%	0	0	-
04 運輸交通業	42	7	16.7%	42	7	16.7%	0	0	-
01 鉄道・軌道・水運・航空業	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
02 道路旅客運送業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
03 道路貨物運送業	11	1	9.1%	11	1	9.1%	0	0	-
04 その他の運輸交通業	0	0	-	0	0	-	0	0	-
05 貨物取扱業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
1号～5号計	3,097	286	9.2%	2,785	240	8.6%	312	46	14.7%
06 農林業	69	8	11.6%	69	8	11.6%	0	0	-
07 畜産・水産業	18	2	11.1%	18	2	11.1%	0	0	-
08 商業	3,812	287	7.5%	3,778	282	7.5%	34	5	14.7%
01 卸売業	619	38	6.1%	619	38	6.1%	0	0	-
02 小売業	2,585	216	8.4%	2,551	211	8.3%	34	5	14.7%
03 理美容業	561	32	5.7%	561	32	5.7%	0	0	-
04 その他の商業	47	1	2.1%	47	1	2.1%	0	0	-
09 金融・広告業	30	6	20.0%	30	6	20.0%	0	0	-
10 映画・演劇業	7	0	0.0%	7	0	0.0%	0	0	-
11 通信業	2	0	0.0%	2	0	0.0%	0	0	-
12 教育・研究業	44	2	4.5%	44	2	4.5%	0	0	-
13 保健衛生業	462	27	5.8%	462	27	5.8%	0	0	-
01 医療保健業	107	7	6.5%	107	7	6.5%	0	0	-
02 社会福祉施設	328	19	5.8%	328	19	5.8%	0	0	-
03 その他の保健衛生業	27	1	3.7%	27	1	3.7%	0	0	-
14 接客娯楽業	1,385	111	8.0%	1,385	111	8.0%	0	0	-
01 旅館業	324	37	11.4%	324	37	11.4%	0	0	-
02 飲食店	973	68	7.0%	973	68	7.0%	0	0	-
03 その他の接客娯楽業	88	6	6.8%	88	6	6.8%	0	0	-
15 清掃・と畜業	167	8	4.8%	167	8	4.8%	0	0	-
16 官公署	1	0	0.0%	1	0	0.0%	0	0	-
17 その他の事業	214	14	6.5%	214	14	6.5%	0	0	-
01 派遣業	11	0	0.0%	11	0	0.0%	0	0	-
02 その他の事業	203	14	6.9%	203	14	6.9%	0	0	-
6号～17号計	6,211	465	7.5%	6,177	460	7.4%	34	5	14.7%
合計	9,308	751	8.1%	8,962	700	7.8%	346	51	14.7%

令和3年賃金改定状況調査結果

＜調査の概要＞

1. 調査の地域 全国
2. 調査産業 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業
 - (ア) 製造業
 - (イ) 卸売業，小売業
 - (ウ) 学術研究，専門・技術サービス業
 - (エ) 宿泊業，飲食サービス業
 - (オ) 生活関連サービス業，娯楽業
 - (カ) 医療，福祉
 - (キ) サービス業（他に分類されないもの）

3. 調査事業所

- (1) 数 15,641 事業所
- (2) 選定の方法

事業所母集団データベース（平成30年次フレーム）を母集団とし、都道府県別、産業別、事業所規模別（※）に層化無作為抽出により選定。ランク別、調査産業計において1人1時間あたり賃金額の標準誤差率が1.5%となるよう標本数を決定。ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別の配分は母集団事業所数の構成比率で配分。

※ 産業は上記2に掲げる7つの産業で、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

	調査事業所数	集計事業所数	回収率
A ランク	4,982	1,377	27.6%
B ランク	3,306	1,070	32.4%
C ランク	4,191	1,375	32.8%
D ランク	3,162	1,169	37.0%
合計	15,641	4,991	31.9%

4. 集計労働者 34,655 人

5. 調査事項〔基準となる期日又は期間〕

(1) 事業所に関する事項

- イ 主要な生産品の名称又は事業の内容〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 事業所の労働者数〔令和3年6月1日現在〕
- ハ 事業所の月間所定労働日数、通常労働日の1日の所定労働時間数〔令和3年6月分〕
- ニ 事業所の年間所定労働日数〔令和元年度分、令和2年度分〕
- ホ 賃金改定状況〔令和3年1月～6月〕

(2) 労働者に関する事項

- イ 性、就業形態、年齢、勤続年数〔令和3年6月1日現在〕
- ロ 賃金形態〔令和2年6月分、令和3年6月分〕
- ハ 基本給額、諸手当〔令和2年6月分、令和3年6月分（見込額）〕
- ニ 月間所定労働日数、1日の所定労働時間数〔令和2年6月分、令和3年6月分〕

6. 利用上の注意

- (1) 集計結果は、抽出による標本誤差を含んでいる。
- (2) 集計表中の空欄は、該当する数値がないことを示す。
- (3) 集計表中の産業の掲載順序は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における産業大分類のアルファベット順に基づいている。
- (4) 各都道府県に適用される目安のランクは以下の通り。

ランク	都道府県
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第1表 賃金改定実施状況別事業所割合

ランク	産業計						製造業						卸売業、小売業						学術研究、専門・技術サービス業					
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
A	100.0	34.2	1.4	52.6	11.8	100.0	35.8	0.7	53.9	9.6	100.0	100.0	36.4	0.9	49.4	13.3	100.0	41.2	1.7	47.8	9.3			
B	100.0	36.5	1.1	48.3	14.1	100.0	33.3	0.5	48.0	18.2	100.0	100.0	35.0	1.2	47.3	16.5	100.0	56.5	0.0	32.7	10.7			
C	100.0	37.7	2.4	45.0	14.8	100.0	32.1	1.1	50.7	16.1	100.0	100.0	43.2	2.4	37.3	17.1	100.0	34.8	4.5	45.6	15.2			
D	100.0	39.1	0.7	45.1	15.1	100.0	26.3	0.0	54.8	18.9	100.0	100.0	42.9	0.2	40.4	16.5	100.0	44.7	1.6	41.5	12.2			
計	100.0	36.3	1.5	48.8	13.5	100.0	33.3	0.7	51.8	14.2	100.0	100.0	38.8	1.2	44.6	15.4	100.0	43.2	1.9	43.8	11.1			
R 2 年	100.0	41.2	1.5	42.1	15.1	100.0	32.3	2.1	53.3	12.4	100.0	100.0	48.1	1.5	32.6	17.7	100.0	46.2	1.6	45.5	6.8			

ランク	宿泊業、飲食サービス業						生活関連サービス業、娯楽業						医療、福祉						サービス業 (他に分類されないもの)					
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%	1～6月に賃金改定を実施しない事業所		1～6月に賃金改定を実施した事業所		計	%
	1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所			1～6月に賃金改定を実施しない事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	1～6月に賃金改定を実施した事業所	7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所		
A	100.0	24.2	1.8	64.9	9.1	100.0	16.6	5.0	64.5	13.9	100.0	46.5	1.2	38.3	14.0	100.0	35.2	0.0	51.3	13.5				
B	100.0	22.8	1.7	63.2	12.4	100.0	23.1	1.4	70.3	5.3	100.0	65.8	1.0	20.8	12.3	100.0	32.1	1.0	52.3	14.7				
C	100.0	24.6	1.9	58.2	15.3	100.0	19.2	5.2	55.3	20.3	100.0	68.2	0.4	24.5	6.8	100.0	31.1	4.3	54.6	10.0				
D	100.0	23.3	0.6	57.1	19.0	100.0	24.4	4.6	52.4	18.6	100.0	74.6	0.0	19.0	6.3	100.0	34.4	0.0	56.8	8.8				
計	100.0	23.8	1.6	61.6	12.9	100.0	19.7	4.2	61.7	14.3	100.0	59.8	0.8	28.5	10.8	100.0	33.3	1.3	53.3	12.1				
R 2 年	100.0	28.3	1.1	55.6	14.9	100.0	30.7	0.9	46.4	22.0	100.0	56.7	1.8	27.8	13.7	100.0	41.6	1.5	43.7	13.1				

第2表 事業所の平均賃金改定率

ランク	賃金引上げ実施事業所								賃金引下げ実施事業所								賃金改定実施事業所及び凍結事業所の合計							
	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)	産業計	製造業	卸売業、 小売業	学術研 究、 専門・ 技術 サービ ス業	宿泊業、 飲食 サービ ス業	生活関 連サー ビス業、 娯楽業	医療、 福祉	サービ ス業 (他に 分類さ れない もの)
A	3.1	3.1	2.6	4.4	3.0	2.8	2.8	4.0	-18.6	-11.7	-18.2	-4.8	-28.1	-12.6	-34.9		0.8	1.0	0.8	1.7	0.2	-0.2	0.9	1.4
B	2.5	2.4	2.1	5.5	2.6	2.4	1.9	2.6	-19.3	-30.0	-33.2		-4.4	-18.3	-5.5	-23.0	0.7	0.6	0.3	3.1	0.5	0.3	1.2	0.6
C	3.0	3.6	2.9	3.6	2.3	3.6	3.6	2.1	-8.9	-11.2	-18.4	-5.9	-3.0	-7.1	-6.5	-0.4	0.9	1.0	0.8	1.0	0.5	0.1	2.4	0.6
D	3.1	3.9	3.2	3.9	3.1	2.7	3.0	3.0	-4.8		-0.2	-3.0	-8.4	-5.0			1.2	1.0	1.4	1.7	0.7	0.3	2.0	1.0
計	3.0	3.1	2.7	4.4	2.8	2.8	3.1	3.1	-14.0	-14.9	-21.1	-5.1	-14.7	-10.2	-23.9	-4.1	0.9	0.9	0.8	1.8	0.4	0.0	1.5	1.0
R 2 年	2.8	3.0	2.5	3.7	3.4	2.4	3.0	3.0	-12.9	-17.4	-10.9	-13.0	-14.1	-15.0	-12.2	-7.5	1.0	0.6	1.0	1.5	0.8	0.8	1.1	1.1

(注) 空欄は該当する数値がないことを示す。

第3表 事業所の賃金引上げ率の分布の特性値

ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.7%	3.0%	0.59	1.0%	1.6%	2.4%	0.44	1.8%	2.6%	5.0%	0.62
B	1.0	1.4	2.6	0.57	0.9	1.5	2.5	0.53	1.0	1.7	2.4	0.41	1.0	2.0	4.2	0.80
C	1.0	1.9	3.2	0.58	0.9	2.4	4.4	0.73	1.1	1.9	3.2	0.55	1.0	2.3	3.9	0.63
D	1.0	1.7	3.3	0.68	1.0	2.3	3.7	0.59	1.1	1.8	3.2	0.58	1.4	2.7	5.4	0.74
計	1.0	1.7	3.0	0.59	1.0	1.8	3.4	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.3	2.1	5.0	0.88
R 2 年	1.0	2.0	3.0	0.50	1.0	1.8	3.0	0.56	1.0	1.8	2.6	0.44	1.2	2.5	3.9	0.54

ランク	宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業 (他に分類されないもの)			
	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数	第1・四分位数 (Q1)	中位数 (Q2)	第3・四分位数 (Q3)	分散係数
A	1.0%	1.4%	2.5%	0.54	0.7%	1.5%	5.0%	1.43	1.0%	1.5%	3.3%	0.77	1.1%	2.3%	4.5%	0.74
B	1.0	1.2	3.0	0.83	0.7	1.4	3.0	0.82	0.9	1.1	2.2	0.59	0.7	1.4	2.5	0.64
C	0.8	1.2	3.1	0.96	1.1	1.5	3.0	0.63	1.0	1.6	3.3	0.72	1.0	1.6	2.3	0.41
D	0.6	1.3	5.1	1.73	0.9	1.2	2.6	0.71	0.9	1.4	3.1	0.79	1.0	1.3	2.4	0.54
計	0.9	1.3	3.0	0.81	0.7	1.4	3.0	0.82	1.0	1.5	3.0	0.67	1.0	1.6	3.0	0.63
R 2 年	1.0	2.0	3.6	0.65	1.0	2.3	4.1	0.67	1.0	1.7	2.7	0.50	1.0	2.0	3.3	0.58

(注) 1 特性値は、賃金引上げ実施事業所についてみたものである。

2 分散係数 = $\frac{\text{第3・四分位数 (Q3)} - \text{第1・四分位数 (Q1)}}{\text{中位数 (Q2)}} \times 1/2$

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）			
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率	
	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月		
男	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,135	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
女	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
計	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2
男	1,703	1,716	0.8	0.8	1,718	1,737	1.1	1.1	1,835	1,851	0.9	0.9	2,155	2,131	-1.1	1.4	1,314	1,305	-0.7	0.5	1,437	1,461	1.7	0.5	1,638	1,682	2.7	0.4	1,600	1,624	1.5	0.6
B	1,525	1,521	-0.3	0.4	1,559	1,560	0.1	-0.3	1,568	1,562	-0.4	0.1	2,072	2,049	-1.1	0.4	1,311	1,327	1.2	1.9	1,299	1,250	-3.8	0.8	1,448	1,447	-0.1	1.1	1,488	1,481	-0.5	1.8
計	1,515	1,518	0.2	1.0	1,458	1,473	1.0	0.6	1,596	1,601	0.3	1.3	1,923	1,937	0.7	2.4	1,170	1,173	0.3	0.6	1,232	1,241	0.7	0.7	1,425	1,427	0.1	-0.3	1,600	1,595	-0.3	0.7
D	1,424	1,427	0.2	0.5	1,310	1,316	0.5	1.5	1,481	1,495	0.9	-0.1	1,764	1,774	0.6	2.6	1,278	1,264	-1.1	-1.1	1,308	1,285	-1.8	0.1	1,338	1,340	0.1	1.0	1,463	1,464	0.1	2.5
計	1,582	1,588	0.4	0.7	1,565	1,577	0.8	0.7	1,676	1,685	0.5	0.7	2,028	2,017	-0.5	1.6	1,284	1,282	-0.2	0.7	1,338	1,334	-0.3	0.4	1,500	1,519	1.3	0.6	1,554	1,560	0.4	1.0
男	1,268	1,273	0.4	2.0	1,222	1,246	2.0	1.7	1,286	1,289	0.2	1.4	1,680	1,668	-0.7	0.8	1,109	1,108	-0.1	3.4	1,135	1,135	0.0	2.8	1,415	1,427	0.8	1.5	1,240	1,253	1.0	1.7
B	1,158	1,164	0.5	1.0	1,033	1,041	0.8	0.6	1,155	1,161	0.5	0.3	1,325	1,323	-0.2	-0.6	1,050	1,056	0.6	2.1	1,081	1,105	2.2	1.2	1,319	1,326	0.5	1.5	1,223	1,232	0.7	0.9
計	1,106	1,113	0.6	1.8	983	995	1.2	1.4	1,095	1,099	0.4	1.8	1,266	1,300	2.7	3.8	992	996	0.4	3.3	1,067	1,055	-1.1	-0.2	1,264	1,274	0.8	0.8	1,140	1,138	-0.2	1.8
D	1,053	1,059	0.6	1.2	947	960	1.4	2.9	1,012	1,016	0.4	0.0	1,205	1,224	1.6	1.4	982	983	0.1	1.8	987	989	0.2	1.4	1,193	1,197	0.3	1.5	1,041	1,067	2.5	1.3
計	1,175	1,181	0.5	1.6	1,077	1,092	1.4	1.5	1,168	1,172	0.3	1.1	1,478	1,481	0.2	1.1	1,053	1,055	0.2	2.9	1,090	1,093	0.3	1.7	1,322	1,331	0.7	1.4	1,192	1,203	0.9	1.6

(円、%)

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

就業 形態	(円、%)																																
	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年	R2年 6月	R3年 6月	R2年	R3年		
一般 パート 計	A	1,456	1,464	0.5	1.5	1,533	1,555	1.4	1.3	1,578	1,586	0.5	1.1	1,928	1,906	-1.1	1.1	1,174	1,170	-0.3	2.6	1,233	1,241	0.6	1.9	1,452	1,471	1.3	1.3	1,436	1,454	1.3	0.9
	B	1,314	1,315	0.1	0.7	1,341	1,341	0.0	0.0	1,350	1,350	0.0	0.1	1,750	1,732	-1.0	-0.3	1,155	1,143	0.7	2.1	1,157	1,155	-0.2	1.2	1,339	1,344	0.4	1.5	1,397	1,396	-0.1	1.2
	C	1,276	1,282	0.5	1.3	1,275	1,293	1.4	0.7	1,332	1,335	0.2	1.4	1,646	1,664	1.1	2.7	1,035	1,040	0.5	2.6	1,127	1,122	-0.4	-0.2	1,290	1,300	0.8	0.7	1,451	1,446	-0.3	1.3
	D	1,211	1,215	0.3	0.8	1,156	1,166	0.9	1.6	1,247	1,255	0.6	-0.2	1,561	1,569	0.5	1.4	1,062	1,059	-0.3	1.4	1,141	1,128	-1.1	0.7	1,218	1,222	0.3	1.4	1,322	1,331	0.7	1.7
計	1,349	1,354	0.4	1.2	1,373	1,387	1.0	0.9	1,423	1,428	0.4	0.8	1,785	1,776	-0.5	1.2	1,121	1,122	0.1	2.4	1,180	1,180	0.0	1.2	1,351	1,362	0.8	1.3	1,415	1,423	0.6	1.2	
一般 パート 計	A	1,706	1,718	0.7	1.4	1,678	1,699	1.3	1.1	1,816	1,828	0.7	1.4	2,030	2,013	-0.8	0.7	1,518	1,492	-1.7	0.9	1,420	1,440	1.4	2.1	1,533	1,561	1.8	1.9	1,621	1,646	1.5	0.9
	B	1,523	1,522	-0.1	0.4	1,470	1,470	0.0	-0.4	1,597	1,595	-0.1	0.0	1,880	1,861	-1.0	0.5	1,409	1,421	0.9	1.5	1,352	1,345	-0.5	1.2	1,454	1,467	0.9	1.5	1,502	1,488	-0.9	1.8
	C	1,474	1,480	0.4	0.9	1,370	1,391	1.5	0.8	1,585	1,585	0.0	1.0	1,772	1,795	1.3	2.6	1,213	1,230	1.4	1.1	1,308	1,309	0.1	-0.1	1,373	1,382	0.7	0.2	1,571	1,560	-0.7	0.8
	D	1,341	1,348	0.5	0.7	1,207	1,222	1.2	1.4	1,406	1,414	0.6	-0.1	1,606	1,617	0.7	1.5	1,263	1,257	-0.5	-0.6	1,270	1,271	0.1	-0.1	1,268	1,280	0.9	1.0	1,425	1,431	0.4	2.3
計	1,553	1,561	0.5	0.9	1,487	1,502	1.0	0.6	1,656	1,663	0.4	0.8	1,890	1,884	-0.3	1.1	1,374	1,372	-0.1	0.9	1,357	1,365	0.6	1.1	1,419	1,436	1.2	1.3	1,555	1,560	0.3	1.2	
一般 パート 計	A	1,144	1,148	0.3	1.6	1,078	1,104	2.4	1.8	1,129	1,131	0.2	0.1	1,371	1,319	-3.8	3.9	1,075	1,077	0.2	3.3	1,065	1,061	-0.4	1.8	1,376	1,385	0.7	0.8	1,041	1,043	0.2	1.4
	B	1,056	1,060	0.4	1.1	976	979	0.3	1.4	1,051	1,053	0.2	0.4	1,216	1,207	-0.7	-4.8	993	999	0.6	2.3	1,008	1,011	0.3	1.1	1,202	1,200	-0.2	1.2	1,153	1,180	2.3	-0.6
	C	988	992	0.4	2.1	945	954	1.0	1.0	960	967	0.7	1.9	1,127	1,128	0.1	3.2	946	944	-0.2	3.7	1,002	992	-1.0	-0.4	1,146	1,157	1.0	1.5	949	970	2.2	3.6
	D	966	964	-0.2	1.4	949	935	-1.5	2.1	912	918	0.7	0.0	1,279	1,274	-0.4	1.3	947	946	-0.1	2.4	952	920	-3.4	2.2	1,099	1,086	-1.2	2.3	977	1,002	2.6	-1.3
計	1,069	1,071	0.2	1.7	1,006	1,017	1.1	1.7	1,039	1,043	0.4	0.7	1,267	1,246	-1.7	1.2	1,018	1,020	0.2	3.1	1,024	1,016	-0.8	1.2	1,261	1,265	0.3	1.1	1,043	1,051	0.8	1.0	

参考1 賃金引上げの実施時期別事業所数割合

(%)

ランク	1～6月に賃金引上げを実施した事業所	賃金引上げの実施時期は、昨年と比較して			
		変わらない	早い	遅い	その他
A	100.0	89.8	3.0	0.9	6.3
B	100.0	89.6	1.9	1.1	7.3
C	100.0	87.0	3.3	1.7	8.0
D	100.0	87.6	2.2	1.7	8.5
計	100.0	88.7	2.7	1.3	7.3
R 2 年	100.0	88.7	4.2	1.2	5.9

(注) 「その他」には、前年には賃金引上げを実施しなかった事業所や、会社の設立が前年のため賃金引上げを行うのは今年が初めてである事業所が該当する。

参考2 事由別賃金改定未実施事業所割合

(%)

ランク	産 業 計					製 造 業					卸売業, 小売業					学術研究, 専門・技術サービス業								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	10.2	1.3	14.9	66.7	6.9	100.0	7.3	0.0	17.9	66.9	7.8	100.0	12.5	1.5	12.8	66.1	7.1	100.0	11.0	0.0	11.6	72.1	5.2
B	100.0	13.7	2.4	13.1	64.3	6.6	100.0	15.5	3.6	11.7	60.9	8.3	100.0	18.5	3.2	13.1	61.1	4.2	100.0	21.8	2.9	8.4	66.9	0.0
C	100.0	14.7	2.9	14.0	61.3	7.1	100.0	14.2	4.0	14.0	61.8	5.9	100.0	18.9	4.3	11.0	57.6	8.2	100.0	17.9	1.6	14.2	60.9	5.4
D	100.0	16.7	2.0	13.3	61.7	6.3	100.0	20.6	2.1	8.5	65.9	2.8	100.0	20.4	2.5	12.7	58.3	6.1	100.0	17.4	0.0	19.3	58.0	5.3
計	100.0	12.9	2.0	14.1	64.2	6.8	100.0	12.6	2.1	14.3	64.2	6.9	100.0	16.5	2.7	12.5	61.8	6.5	100.0	14.9	0.8	12.7	67.1	4.5
R 2 年	100.0	18.9	3.2	24.7	48.9	4.3	100.0	11.5	3.5	24.8	56.3	3.8	100.0	26.6	4.3	21.4	43.3	4.4	100.0	7.7	2.0	21.3	65.7	3.2

ランク	宿泊業, 飲食サービス業					生活関連サービス業, 娯楽業					医療, 福祉					サービス業 (他に分類されないもの)								
	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5	計	事由1	事由2	事由3	事由4	事由5
A	100.0	4.9	1.0	13.7	74.0	6.4	100.0	10.2	1.9	13.5	68.8	5.6	100.0	14.7	2.7	16.5	56.6	9.4	100.0	13.3	2.5	22.3	56.8	5.1
B	100.0	5.2	2.2	15.5	68.1	9.1	100.0	3.6	0.0	7.4	85.7	3.4	100.0	29.6	0.0	18.6	44.2	7.7	100.0	9.1	1.7	14.4	63.7	11.1
C	100.0	11.6	1.8	17.3	61.8	7.5	100.0	15.3	0.0	16.6	56.5	11.5	100.0	18.6	2.2	13.8	64.5	1.0	100.0	5.5	3.8	12.3	72.2	6.1
D	100.0	14.2	2.8	15.2	59.8	8.0	100.0	14.7	0.0	6.7	67.1	11.5	100.0	13.6	3.0	17.9	57.1	8.4	100.0	10.4	1.1	17.2	69.4	2.0
計	100.0	8.1	1.7	15.2	67.5	7.5	100.0	10.7	0.8	12.0	69.2	7.3	100.0	17.9	2.2	16.5	55.9	7.5	100.0	9.8	2.4	17.1	64.5	6.2
R 2 年	100.0	14.0	2.7	31.3	47.5	4.5	100.0	25.7	3.1	25.1	42.7	3.3	100.0	24.0	3.0	27.2	39.9	6.0	100.0	17.0	1.8	17.4	59.5	4.3

(注) 事由1 昨年同様、7月以降実施の予定
 事由2 昨年は1～6月に実施したが、今年は7月以降実施の予定
 事由3 昨年は実施したが、今年は凍結の予定
 事由4 昨年は実施していないし、今年も実施しない予定
 事由5 昨年は実施しなかったが、今年は7月以降実施の予定

付表 労働者構成比率及び年間所定労働日数

1 パートタイム労働者比率

(%)

令和2年	令和3年
37.6	38.6

2 男女別労働者数比率

(%)

	令和2年	令和3年
男性	47.2	46.7
女性	52.8	53.3

3 年間所定労働日数（事業所平均）

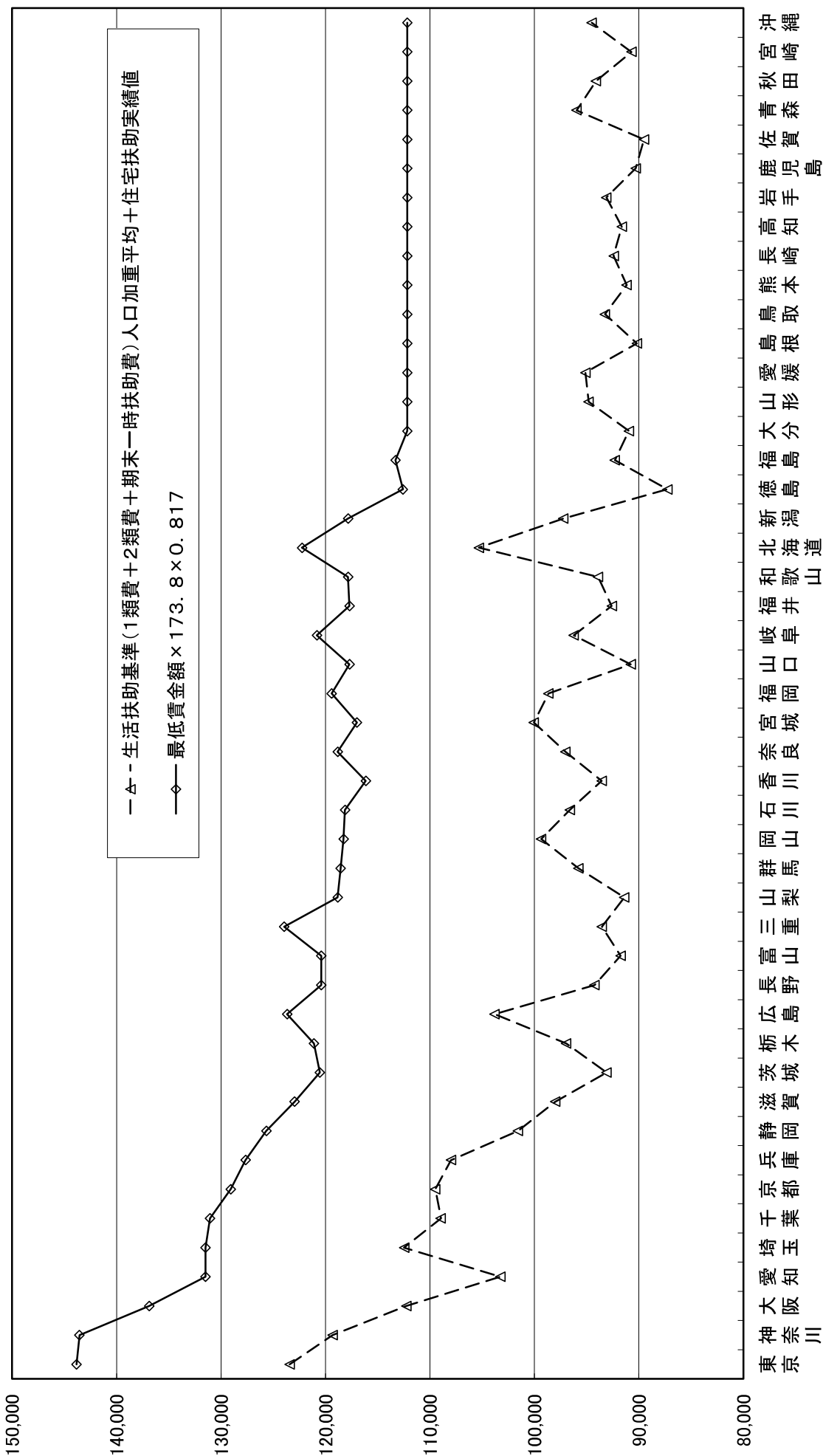
(日)

令和元年度	令和2年度
244.4	242.3

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

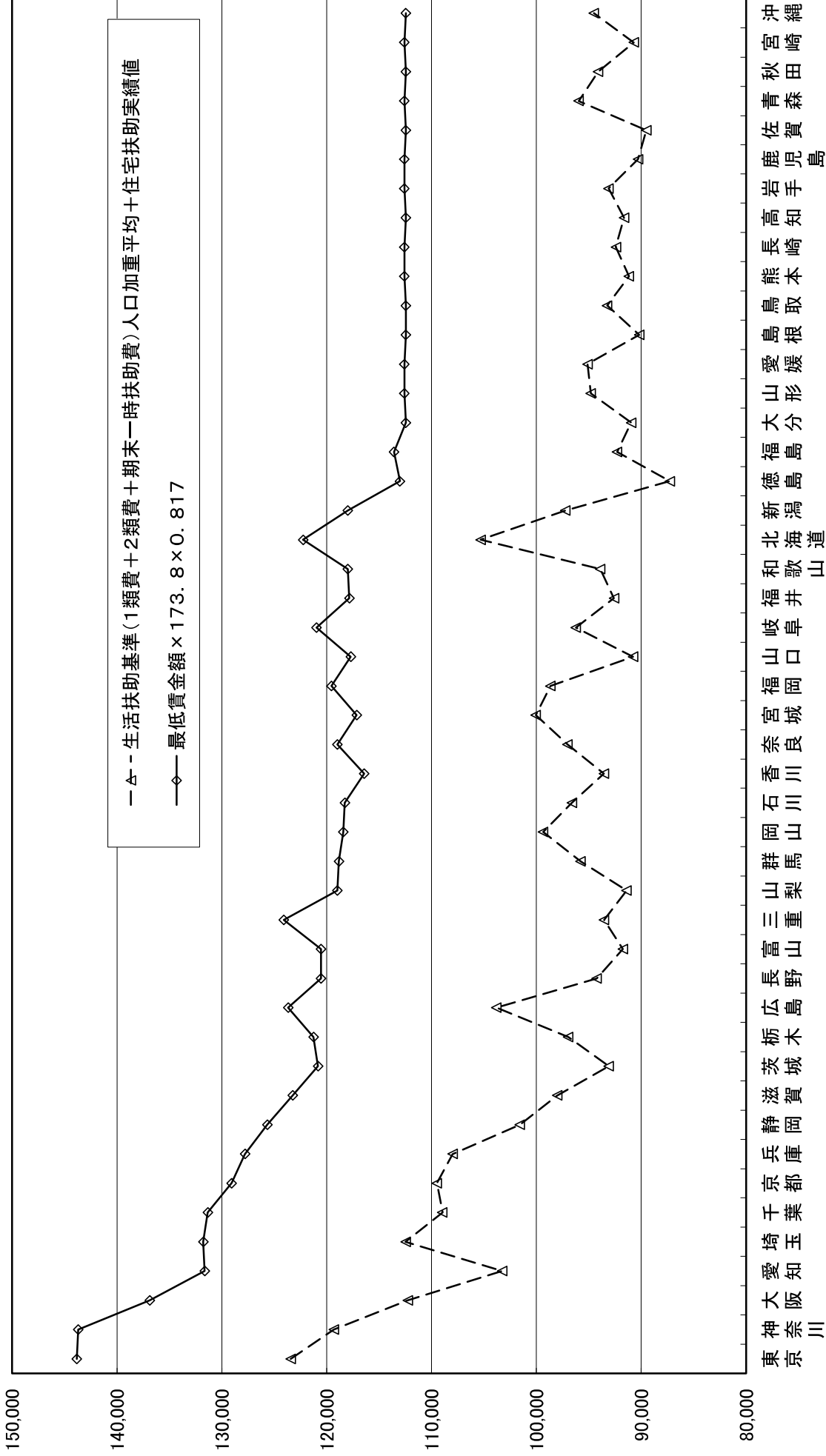
注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは令和元年度のデータである。

注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。
 注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。
 注3)生活保護のデータは令和元年度、最低賃金のデータは令和2年度のもの。
 注4)0.817は時間額790円で月173.8時間働いた場合の令和元年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	令和元年度データに基づく乖離額 (A)	令和2年度地域別最低賃金引上げ額 (B)	最新の乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の目安小委で示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の引上げによる影響額 (e①)	可処分所得比率が低下(0.818→0.817)したことによる影響額 (e②)	生活扶助基準の見直しによる影響額 (e③)	住宅扶助実績値の増減による影響額 (e④)
北海道	△119	0	△119	△125	6	0	1	4	1
青森	△114	3	△117	△123	6	△3	1	8	0
岩手	△134	3	△137	△144	7	△3	1	7	2
宮城	△119	1	△120	△126	5	△1	1	4	1
秋田	△127	2	△129	△136	7	△2	1	7	0
山形	△122	3	△125	△131	6	△3	1	7	1
福島	△148	2	△150	△157	7	△2	1	8	1
茨城	△193	2	△195	△201	6	△2	1	8	△1
栃木	△170	1	△171	△176	5	△1	1	6	△1
群馬	△160	2	△162	△168	6	△2	1	6	1
埼玉	△134	2	△136	△134	△2	△2	1	1	△2
千葉	△156	2	△158	△155	△2	△2	1	2	△3
東京	△144	0	△144	△143	△1	0	1	△5	3
神奈川	△171	1	△172	△167	△4	△1	1	△4	△1
新潟	△145	1	△146	△152	6	△1	1	6	△0
富山	△202	1	△203	△208	6	△1	1	5	1
石川	△152	1	△153	△155	3	△1	1	6	△3
福井	△177	1	△178	△183	5	△1	1	6	△1
山梨	△193	1	△194	△207	12	△1	1	13	△1
長野	△184	1	△185	△190	5	△1	1	7	△1
岐阜	△173	1	△174	△183	9	△1	1	7	2
静岡	△170	0	△170	△177	8	0	1	5	2
愛知	△199	1	△200	△202	3	△1	1	2	1
三重	△214	1	△215	△222	6	△1	1	6	1
滋賀	△176	2	△178	△178	0	△2	1	5	△3
京都	△138	0	△138	△139	1	0	1	△1	1
大阪	△173	0	△173	△171	△2	0	1	△4	0
兵庫	△139	1	△140	△140	△0	△1	1	△1	1
奈良	△154	1	△155	△161	7	△1	1	6	1
和歌山	△169	1	△170	△178	8	△1	1	6	2
鳥取	△133	2	△135	△141	6	△2	1	7	0
島根	△155	2	△157	△165	8	△2	1	6	2
岡山	△133	1	△134	△136	1	△1	1	2	△0
広島	△140	0	△140	△142	2	0	1	1	0
山口	△190	0	△190	△198	8	0	1	6	2
徳島	△178	3	△181	△186	4	△3	1	7	△0
香川	△159	2	△161	△168	7	△2	1	6	2
愛媛	△120	3	△123	△129	6	△3	1	6	2
高知	△145	2	△147	△153	6	△2	1	7	1
福岡	△146	1	△147	△151	3	△1	1	3	1
佐賀	△160	2	△162	△168	7	△2	1	7	1
長崎	△139	3	△142	△150	7	△3	1	6	3
熊本	△148	3	△151	△158	7	△3	1	7	2
大分	△149	2	△151	△156	4	△2	1	6	△1
宮崎	△151	3	△154	△159	5	△3	1	7	0
鹿児島	△154	3	△157	△161	4	△3	1	6	0
沖縄	△124	2	△126	△133	6	△2	1	7	1

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e①+e②+e③+e④とならない。

地域別最低賃金額、未満率及び影響率

1. 地域別最低賃金額、未満率及び影響率（ランク別）の推移（平成23～令和2年度）

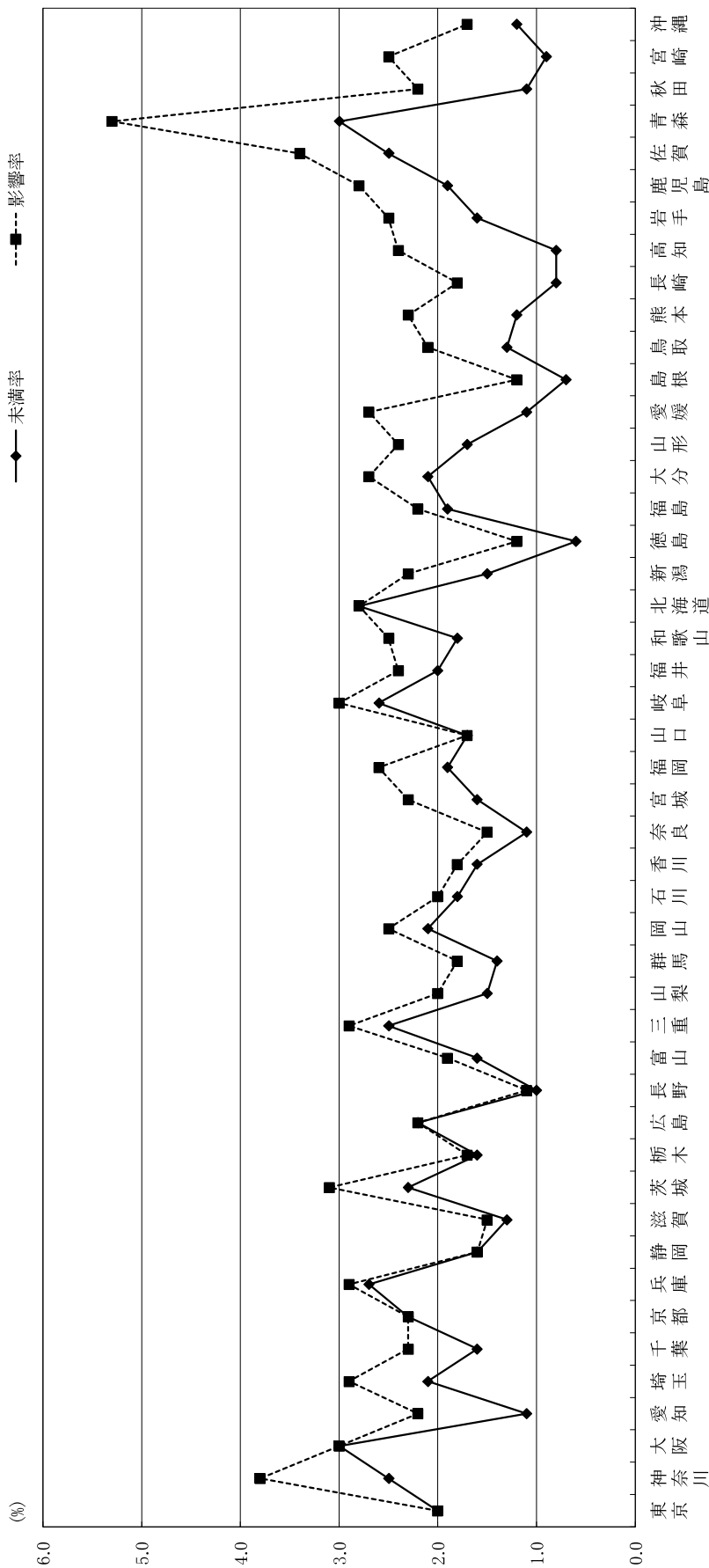
年度	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度
地域別最低賃金額 (対前年度差)	737 (7)	749 (12)	764 (15)	780 (16)	798 (18)	823 (25)	848 (25)	874 (26)	901 (27)	902 (1)
Aランク	未満率 (%) 1.5	2.5	2.1	2.5	2.1	4.2	2.3	2.4	1.7	2.4
	影響率 (%) 4.0	5.7	10.7	9.3	12.8	14.5	14.5	15.3	20.5	4.5
Bランク	未満率 (%) 1.7	1.4	1.5	1.6	1.4	1.6	1.3	1.5	1.7	1.5
	影響率 (%) 2.9	3.1	5.4	5.2	6.0	8.6	9.8	12.3	14.2	3.4
Cランク	未満率 (%) 1.8	2.2	2.0	1.8	2.2	2.0	1.3	1.7	1.5	1.8
	影響率 (%) 3.1	5.2	5.5	6.6	6.9	8.6	9.6	12.7	13.9	4.5
Dランク	未満率 (%) 2.0	2.0	1.8	1.8	1.9	1.5	1.4	1.4	1.2	1.8
	影響率 (%) 3.4	5.0	6.0	6.2	7.4	10.1	10.3	13.3	11.6	6.9
計	未満率 (%) 1.7	2.1	1.9	2.0	1.9	2.7	1.7	1.9	1.6	2.0
	影響率 (%) 3.4	4.9	7.4	7.3	9.0	11.1	11.9	13.8	16.3	4.7

資料出所：厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」（平成23～令和2年）

- (注) 1 地域別最低賃金額（以下単に「最低賃金額」という。）は、全国加重平均である。
 2 「未満率」とは、最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合である。
 3 「影響率」とは、最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合である。
 4 各ランクは、各年における適用ランクであり、各ランクの未満率、影響率については、加重平均である。

(2) 賃金構造基本統計調査特別集計による未満率と影響率(令和2年)

未満率(全国加重平均) 2.0%
 影響率(全国加重平均) 2.5%



	東	京	千	大	神	愛	埼	玉	千	京	兵	静	滋	茨	栃	広	長	富	三	山	群	岡	石	香	奈	宮	福	山	岐	福	和	北	新	徳	福	大	山	愛	島	鳥	熊	長	高	岩	鹿	佐	青	秋	宮	沖	全	平	均
未満率	2.0	2.5	1.6	2.3	2.7	1.6	1.6	2.2	1.0	1.6	2.2	1.6	1.3	2.3	1.6	2.2	1.1	1.9	2.5	1.5	1.4	2.1	1.8	1.6	1.1	1.6	1.9	1.7	2.6	2.0	1.8	2.8	1.5	0.6	1.9	2.1	1.7	1.1	1.6	1.6	0.8	0.8	2.4	2.5	1.6	1.9	2.5	3.0	1.1	0.9	1.2	2.0	
影響率	2.0	3.8	3.0	2.2	2.9	2.3	1.7	2.2	1.1	1.9	2.9	1.6	1.5	3.1	1.7	2.2	1.1	2.0	2.5	2.0	1.8	2.5	2.0	1.8	1.5	2.3	2.6	2.6	1.7	3.0	2.4	2.5	2.3	1.2	2.7	2.4	1.1	2.7	1.2	2.3	1.8	2.4	2.5	2.8	3.4	5.3	2.2	2.5	1.7	2.5			

資料出所 厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

(注) 1 事業所規模5人以上の民営事業所(5~9人の事業所に限る。)を対象としている。
 2 未満率及び影響率の算定の基礎となる賃金額は、所定内給与額(通勤手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものの。

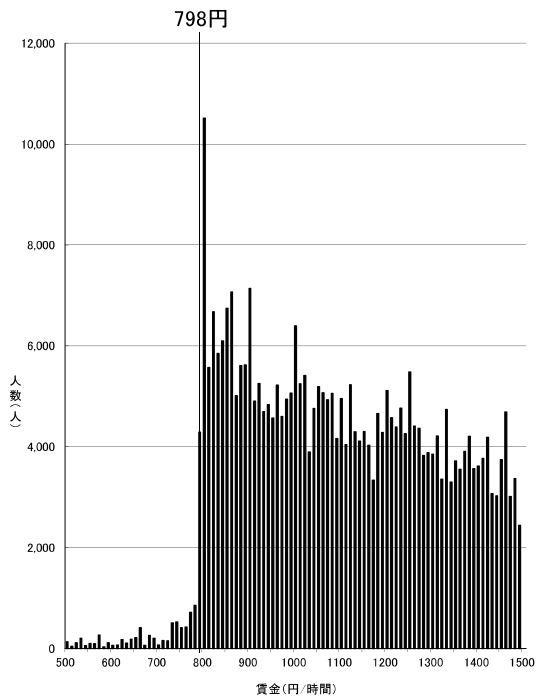
賃金分布に関する資料（抜粋）

（都道府県別、総合指数順）

資料No. 4-1	時間当たり賃金分布（一般労働者・短時間労働者計）	・・・ 1
資料No. 4-2	時間当たり賃金分布（一般労働者）	・・・・・・・・ 5
資料No. 4-3	時間当たり賃金分布（短時間労働者）	・・・・・・・・ 9

Dランク 時間当たり賃金分布(一般労働者・短時間労働者計)

福島(D)

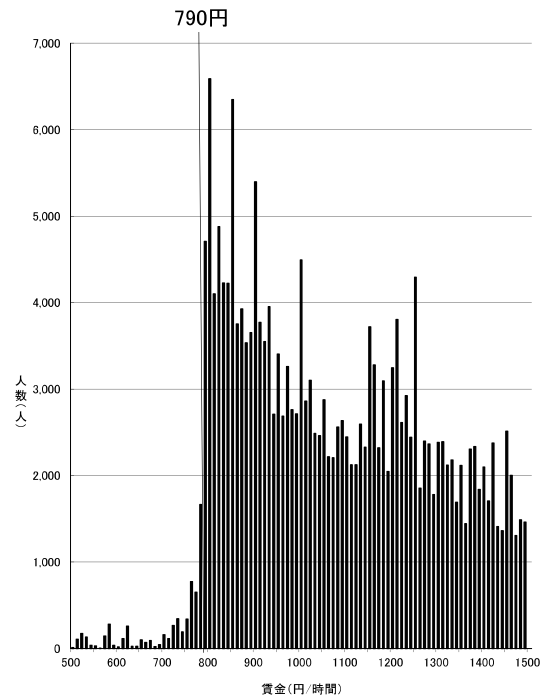


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

大分(D)

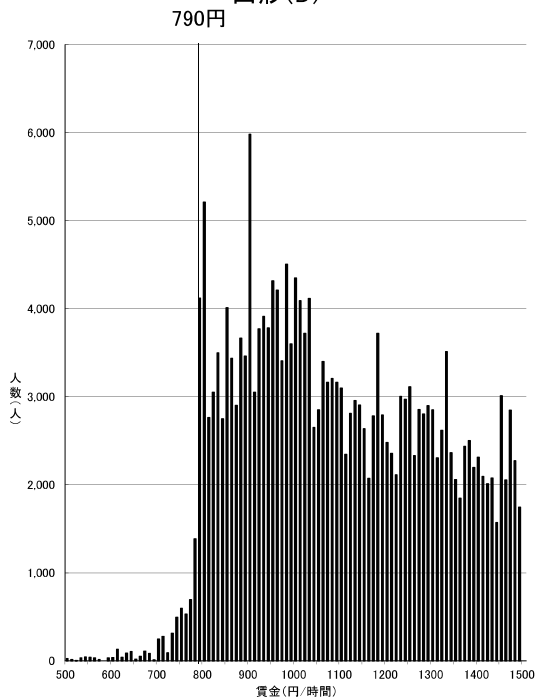


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

山形(D)

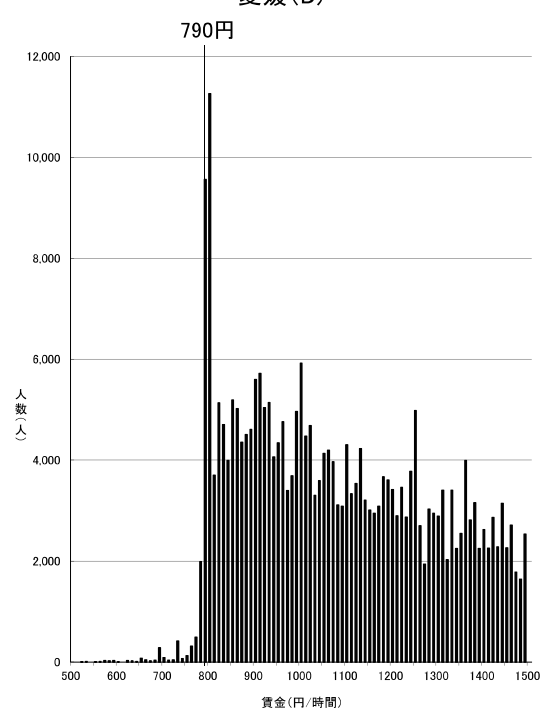


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

愛媛(D)

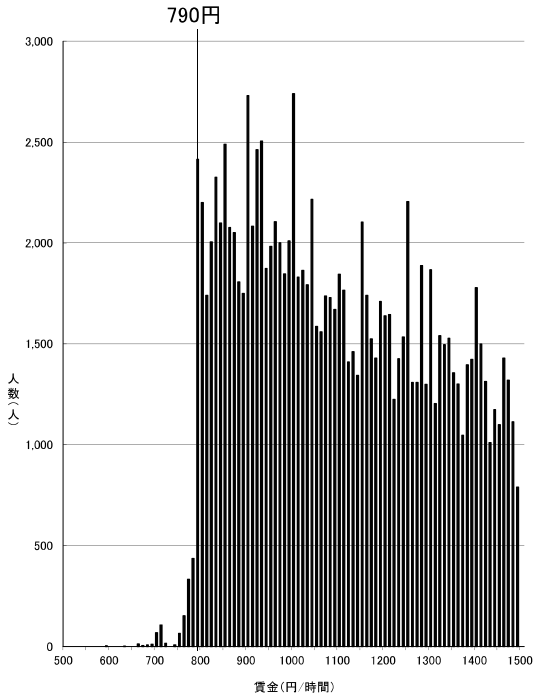


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

島根(D)

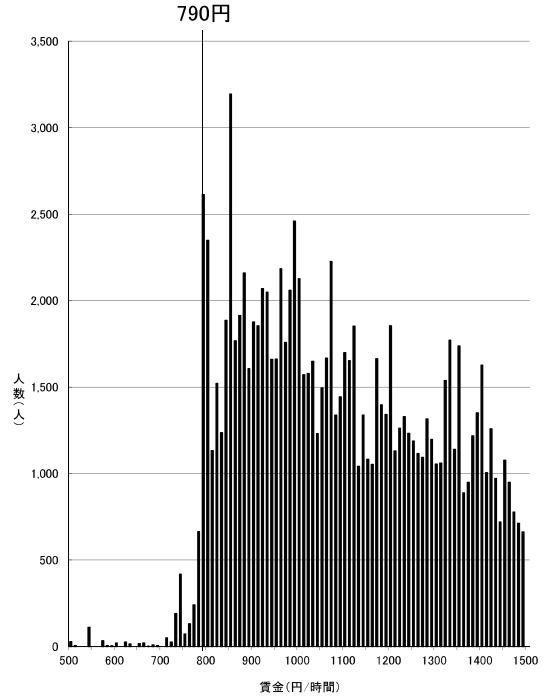


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鳥取(D)

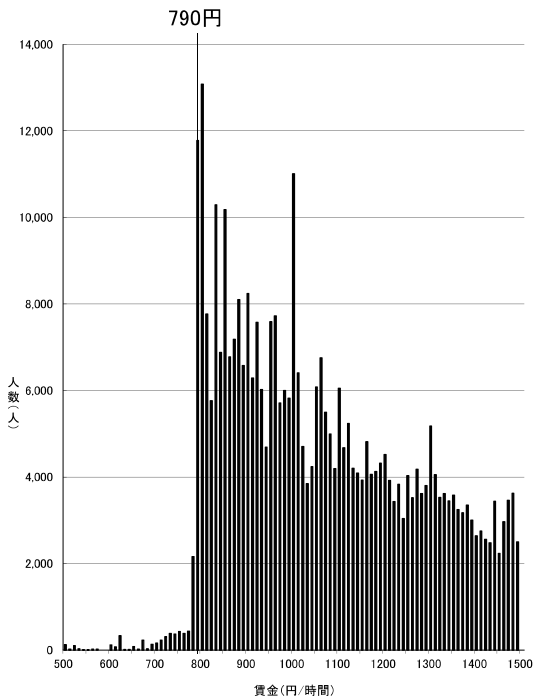


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

熊本(D)

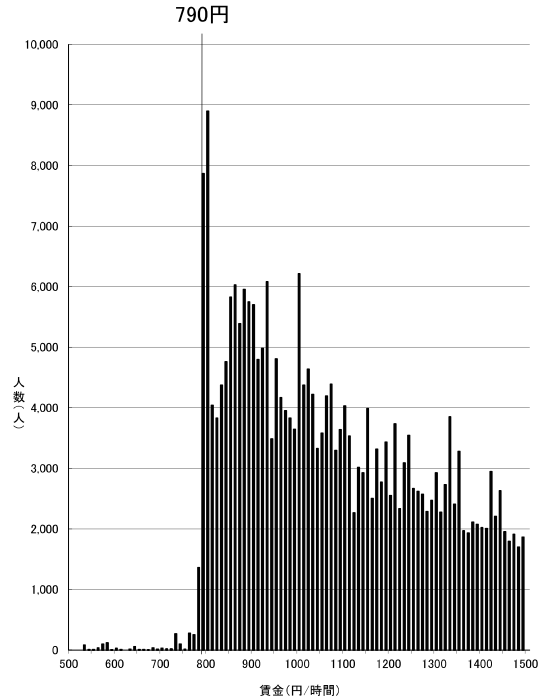


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

長崎(D)

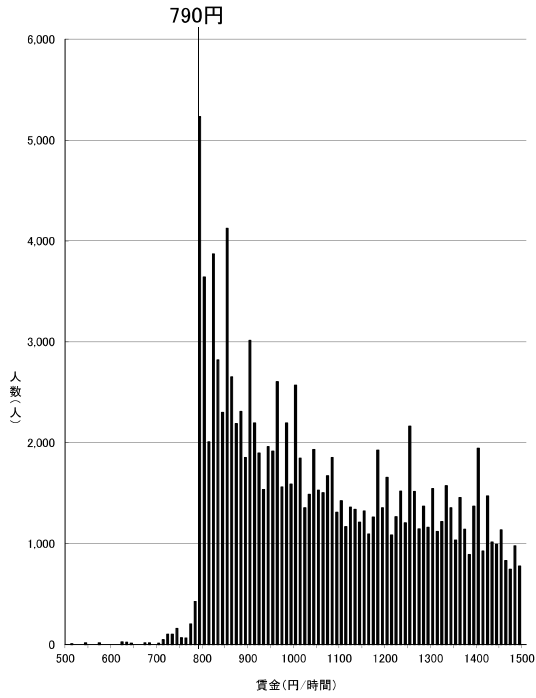


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

高知(D)

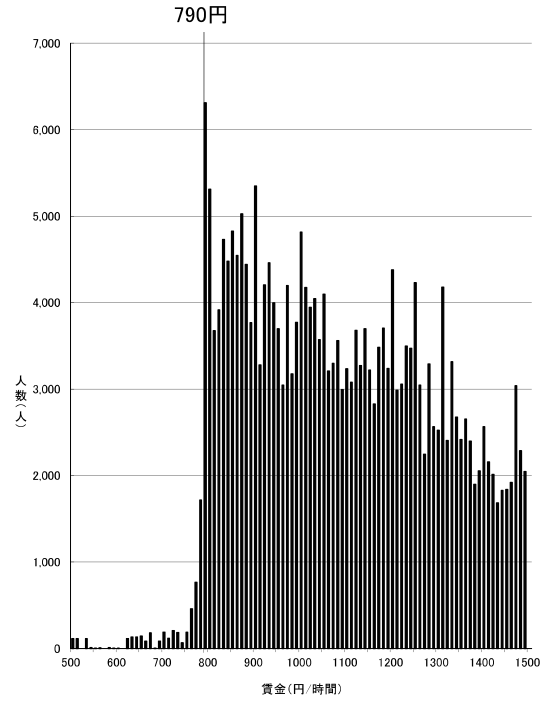


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

岩手(D)

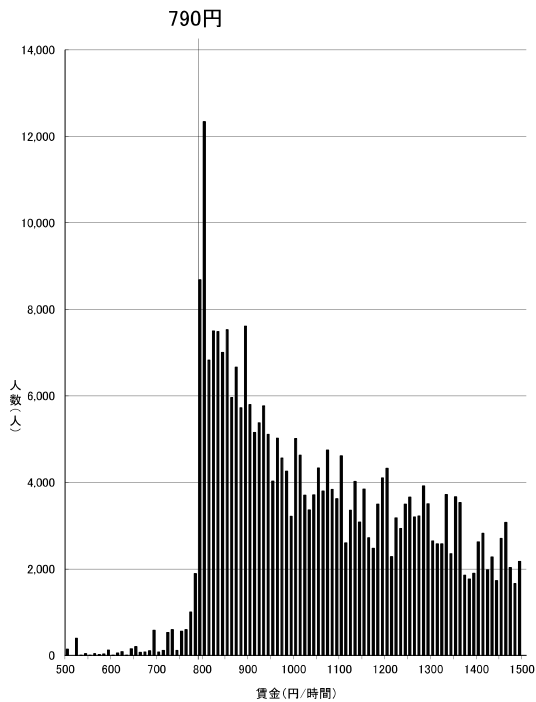


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

鹿児島(D)

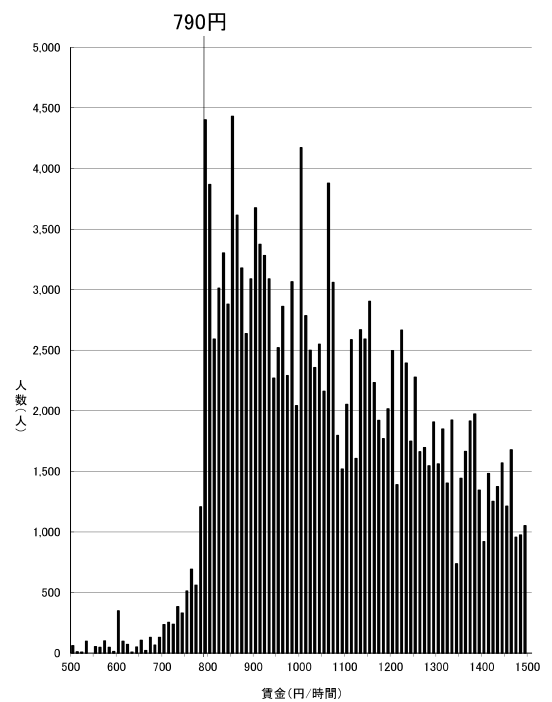


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

佐賀(D)

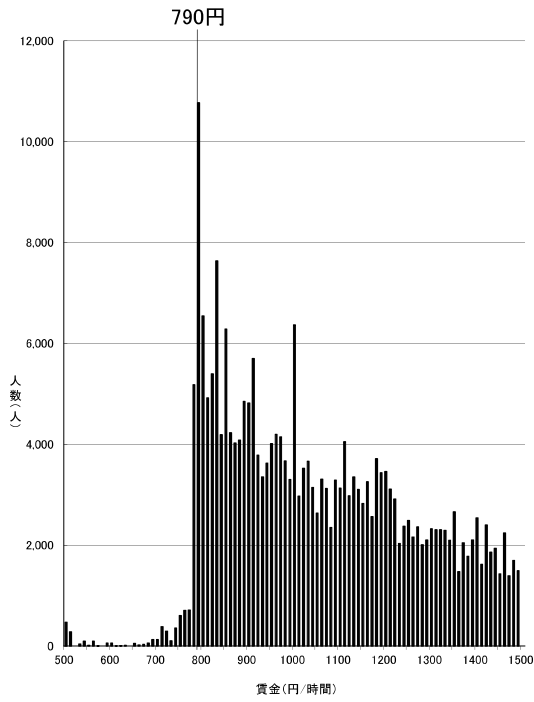


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

青森(D)

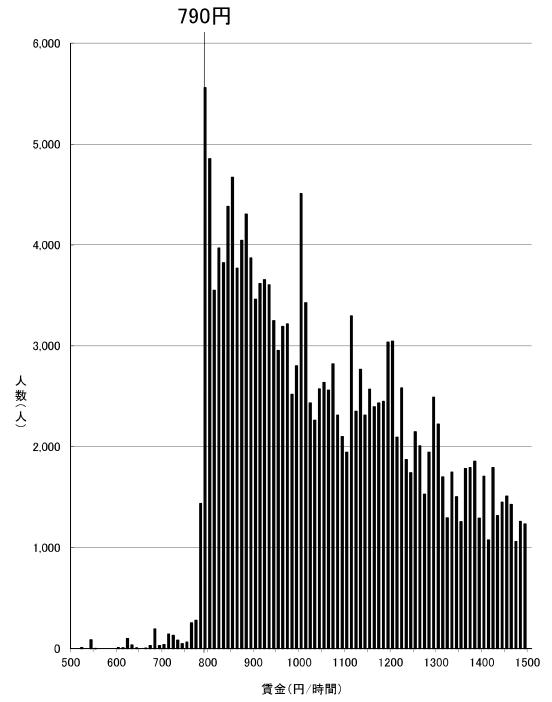


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

秋田(D)

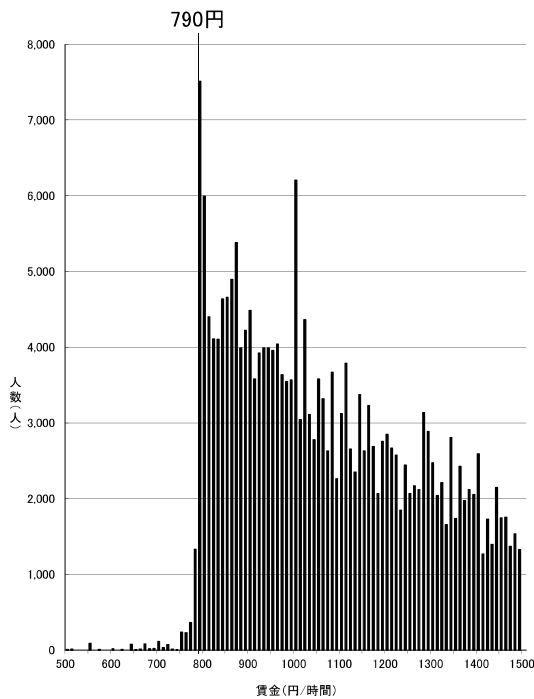


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

宮崎(D)

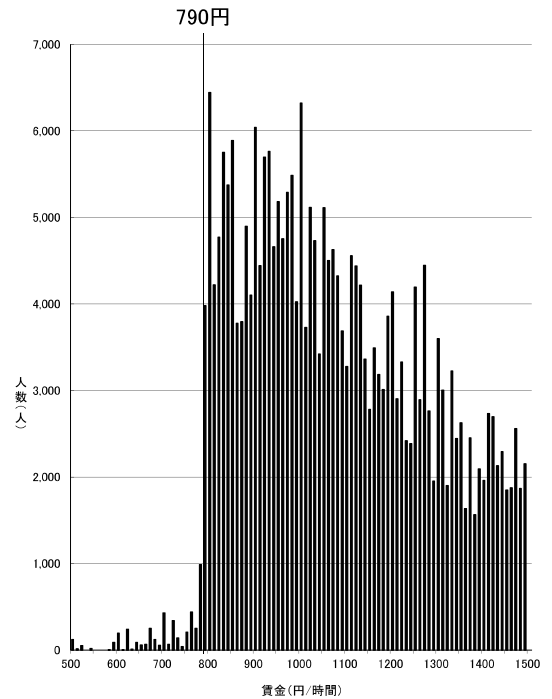


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

沖縄(D)



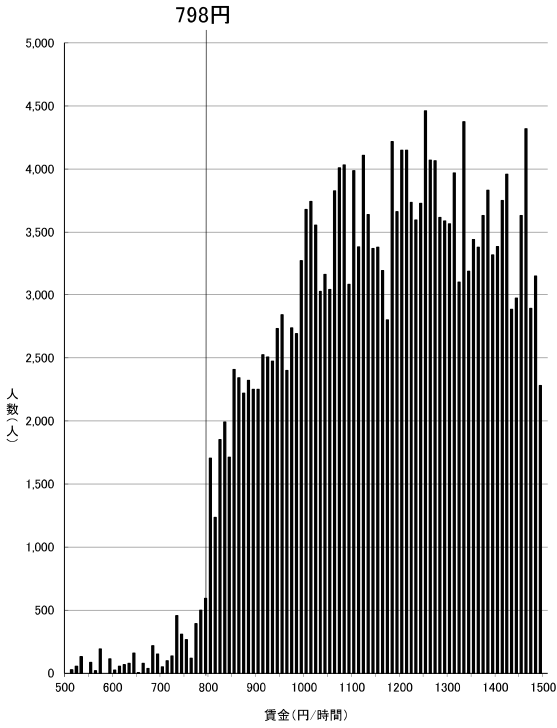
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精養動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般・短時間計

Dランク 時間あたり賃金分布(一般労働者)

福島(D)

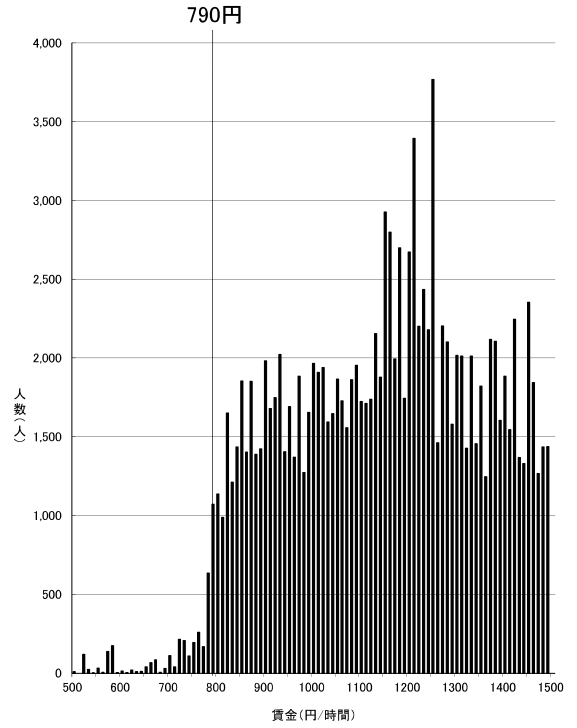


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

大分(D)

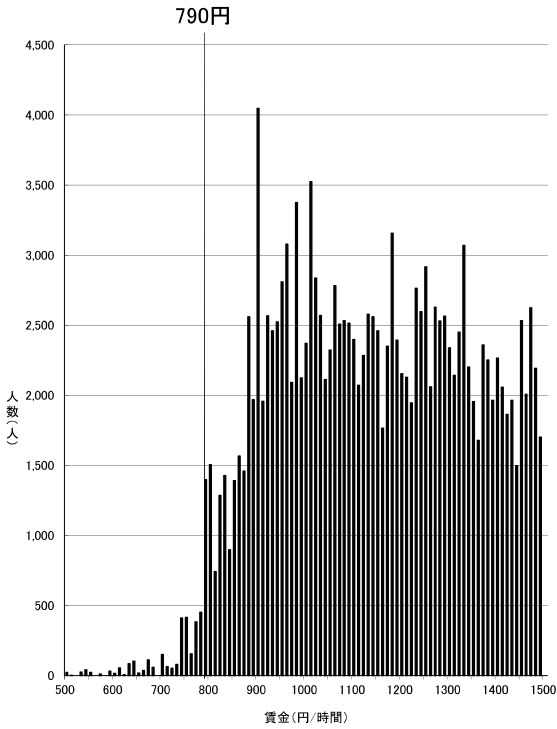


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

山形(D)

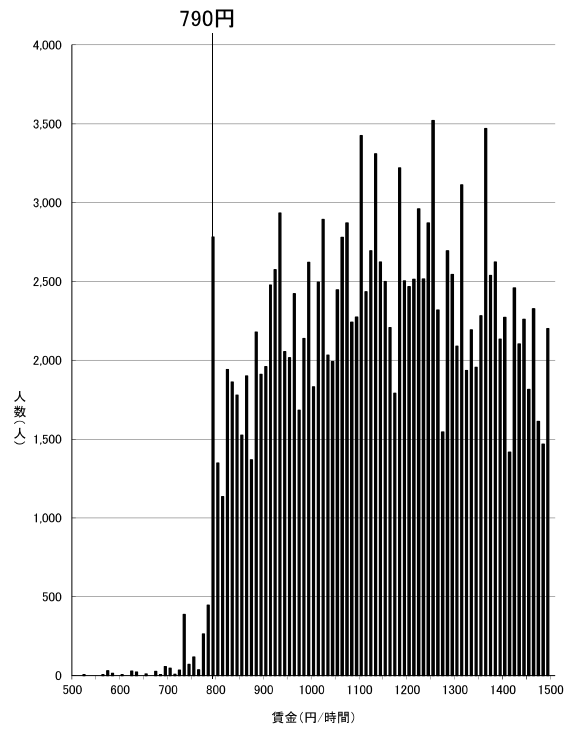


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

愛媛(D)

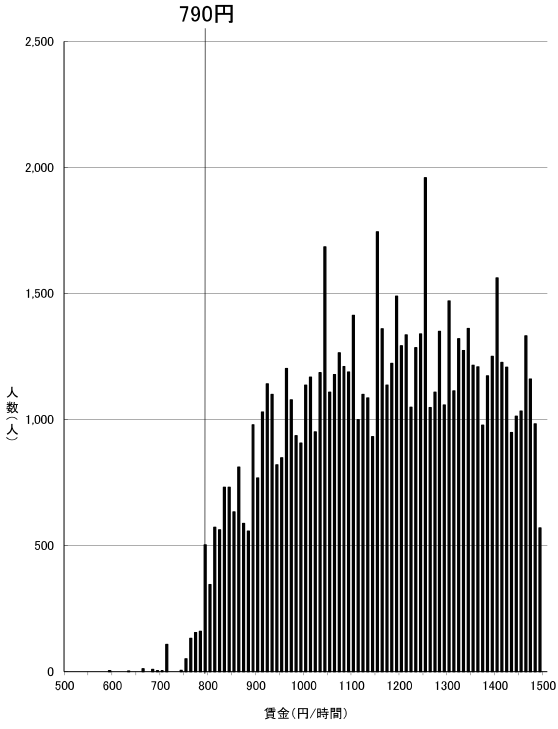


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

島根(D)

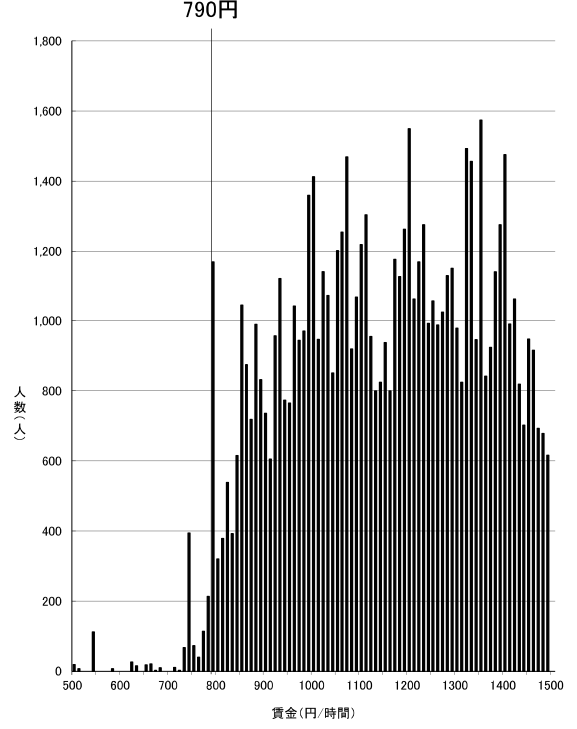


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鳥取(D)

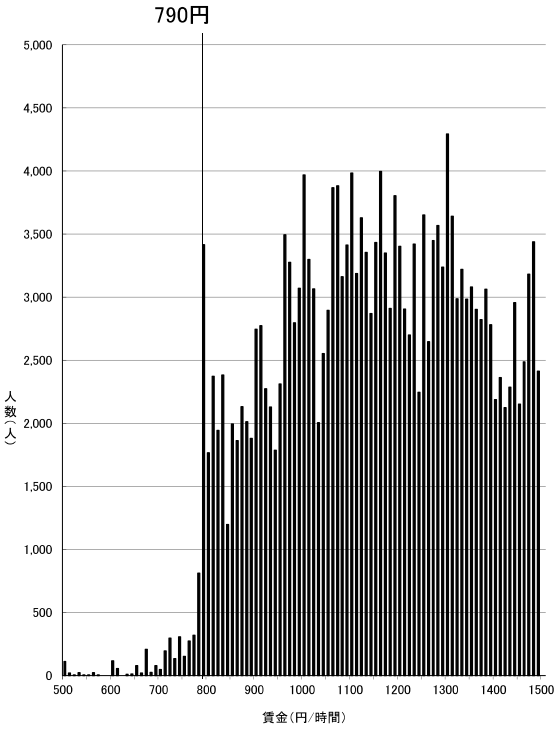


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

熊本(D)

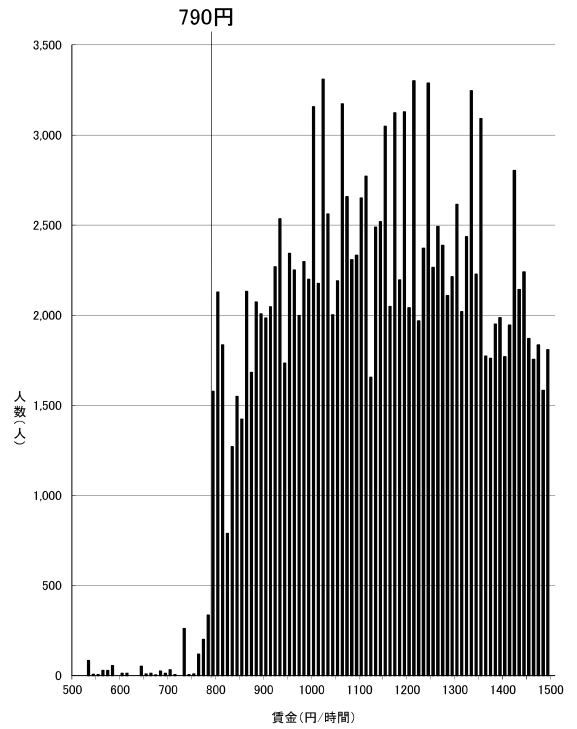


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

長崎(D)

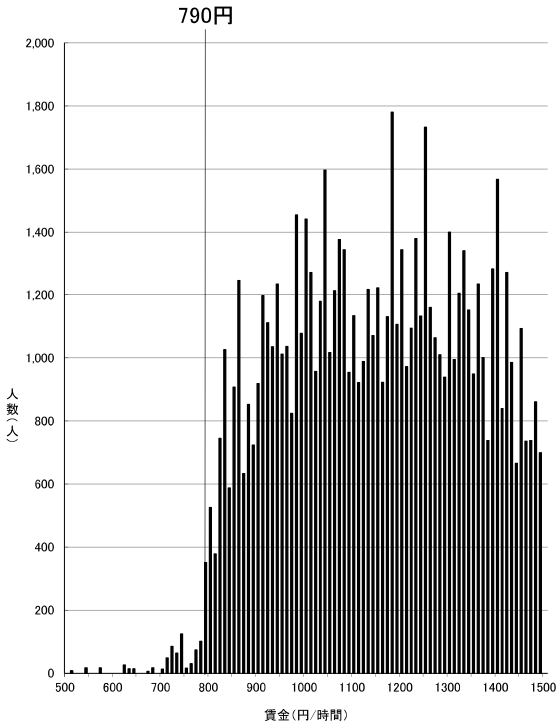


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

高知(D)

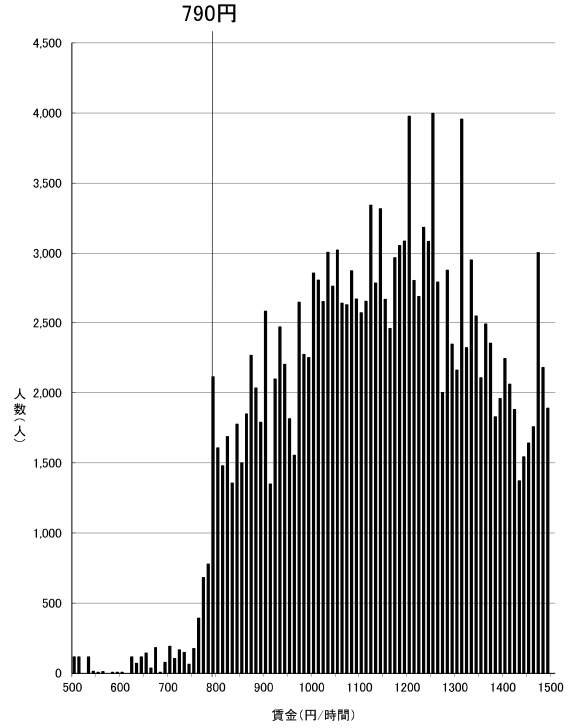


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

岩手(D)

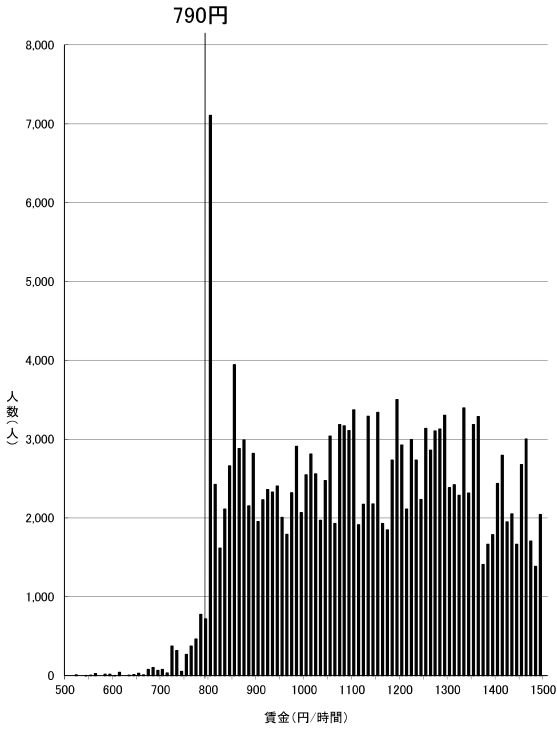


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

鹿児島(D)

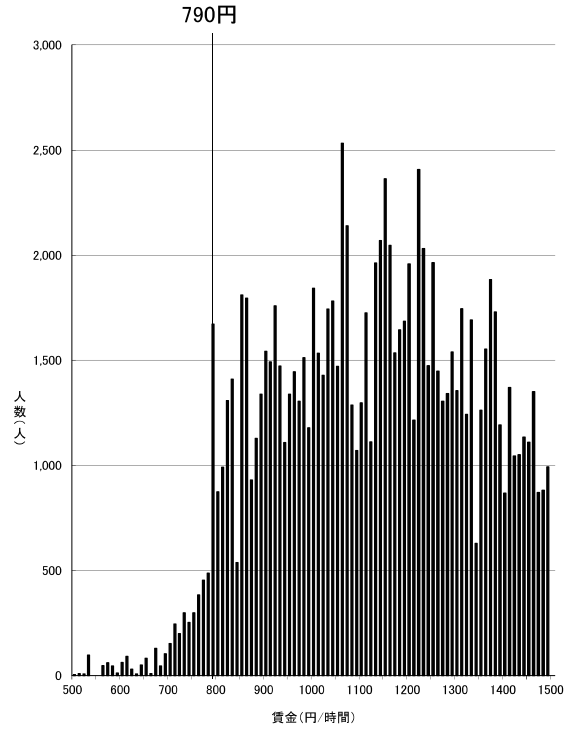


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

佐賀(D)

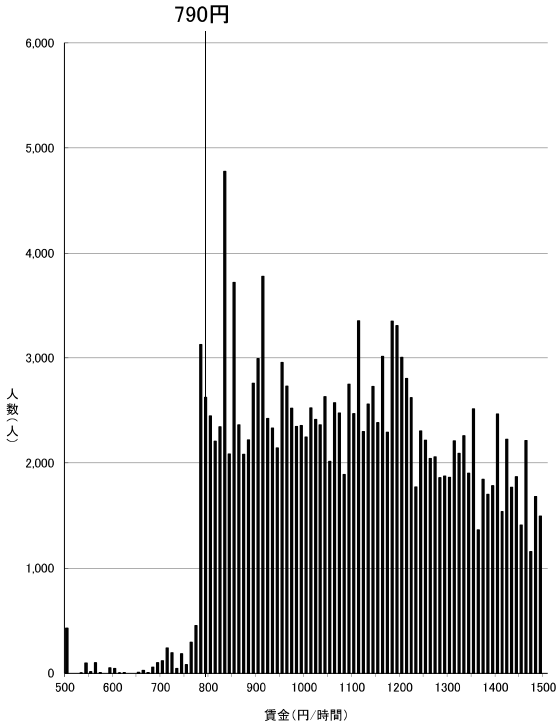


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注) 1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積蓄動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

青森(D)

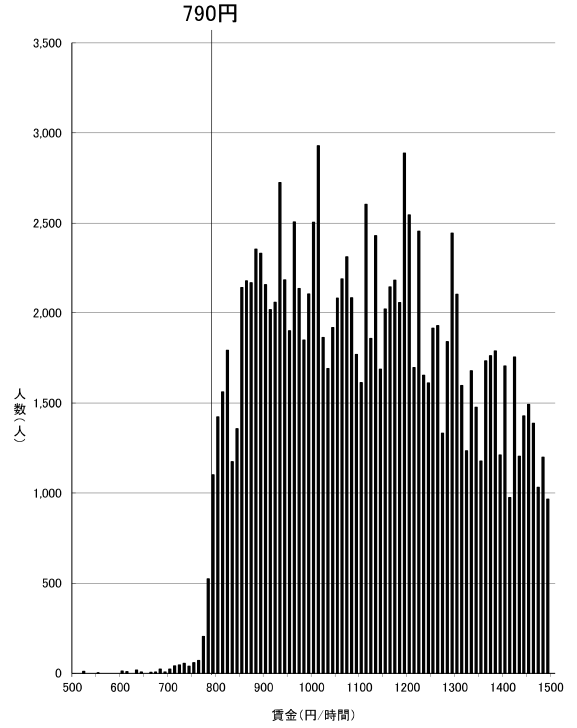


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

秋田(D)

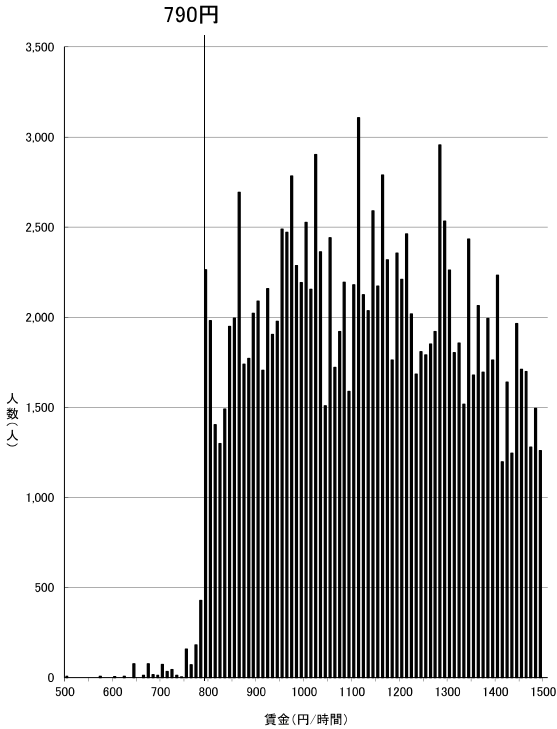


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

宮崎(D)

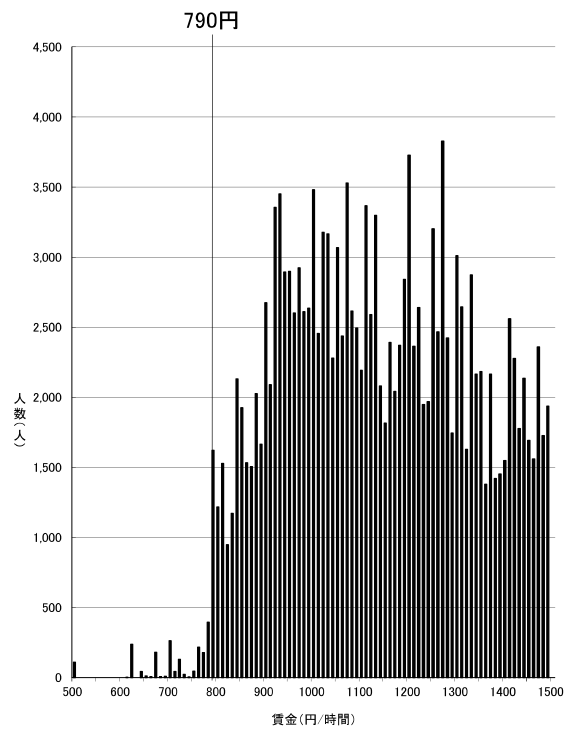


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

沖縄(D)



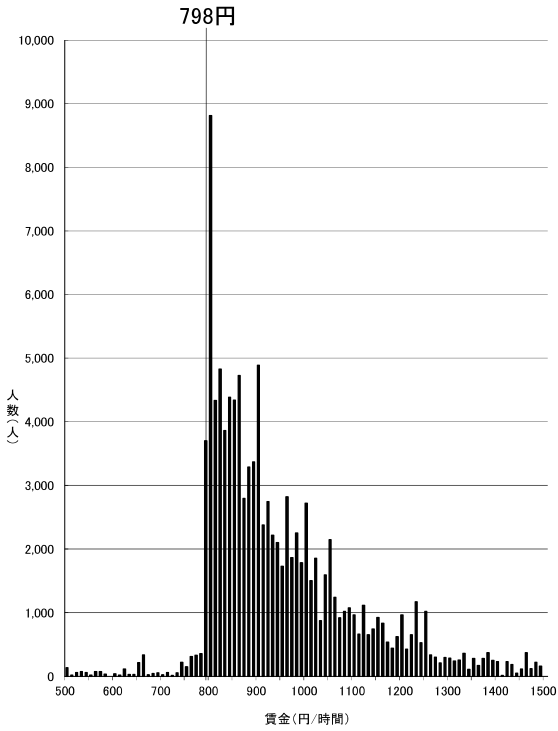
資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立助手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

一般労働者

Dランク 時間当たり賃金分布(短時間労働者)

福島(D)

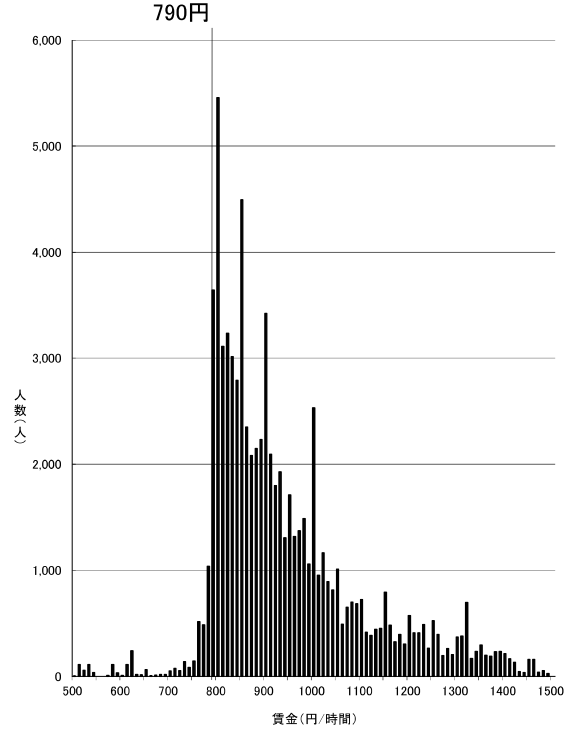


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

大分(D)

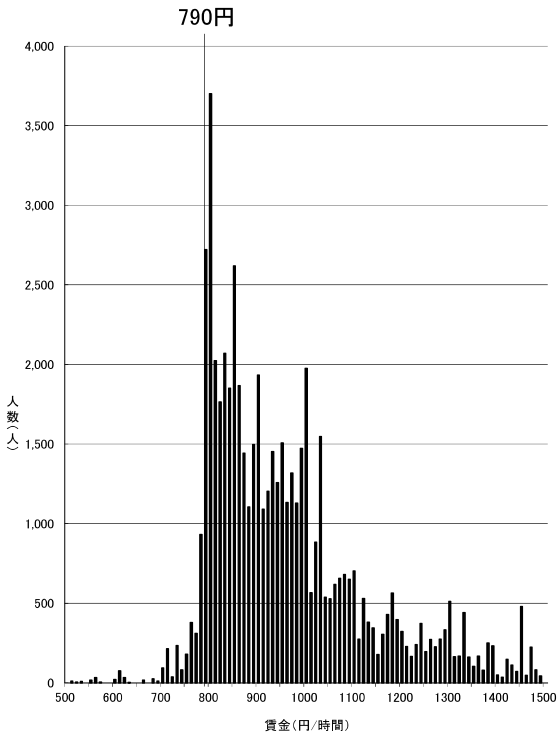


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

山形(D)

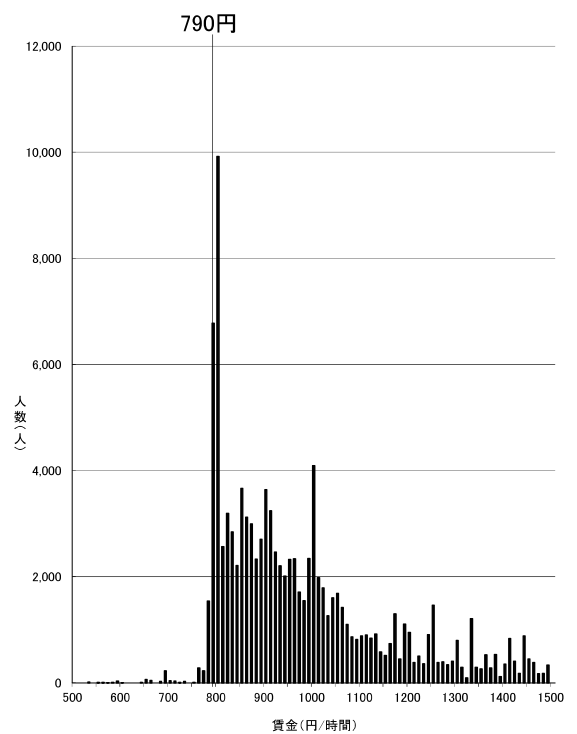


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

愛媛(D)

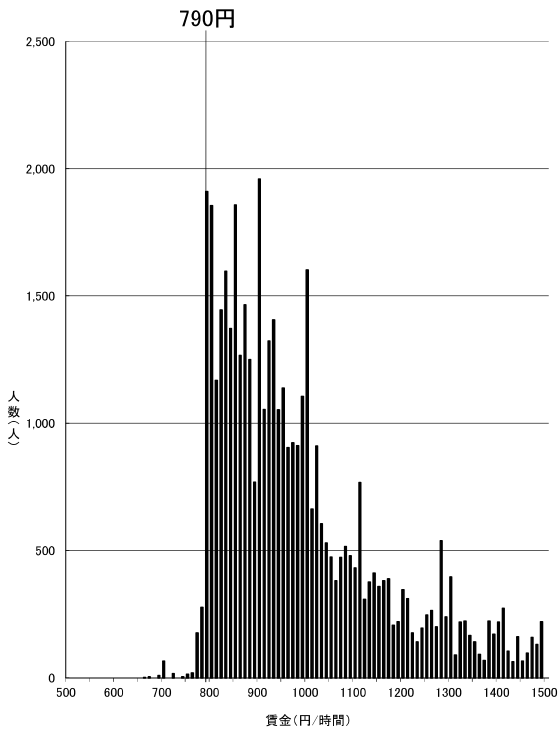


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、精算手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

島根(D)

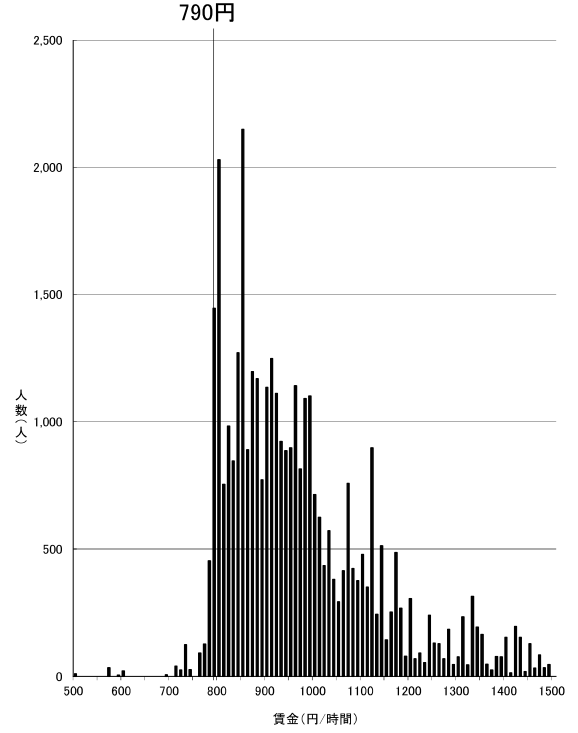


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鳥取(D)

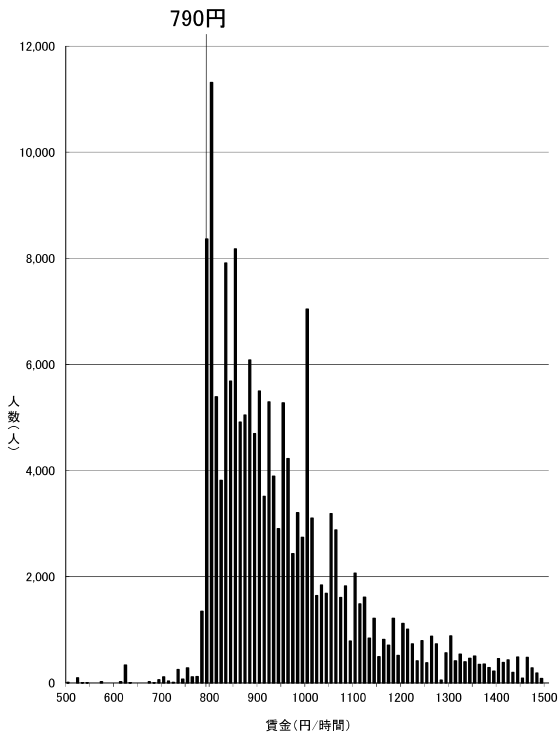


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

熊本(D)

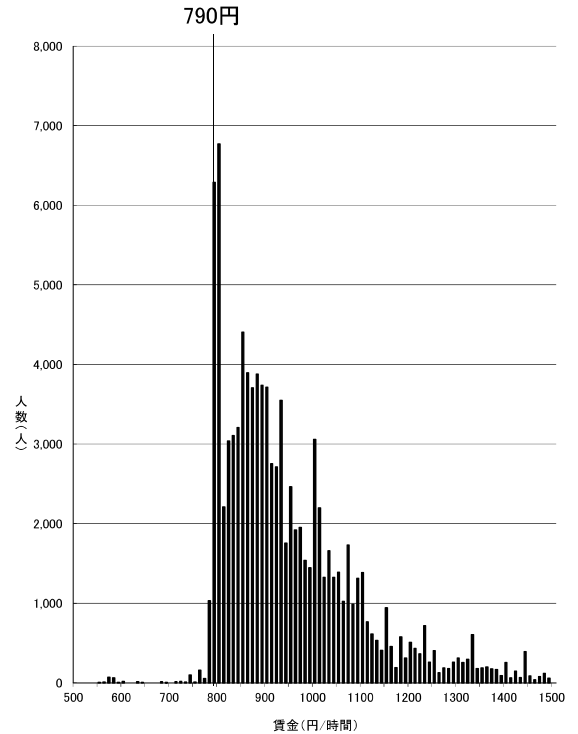


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

長崎(D)

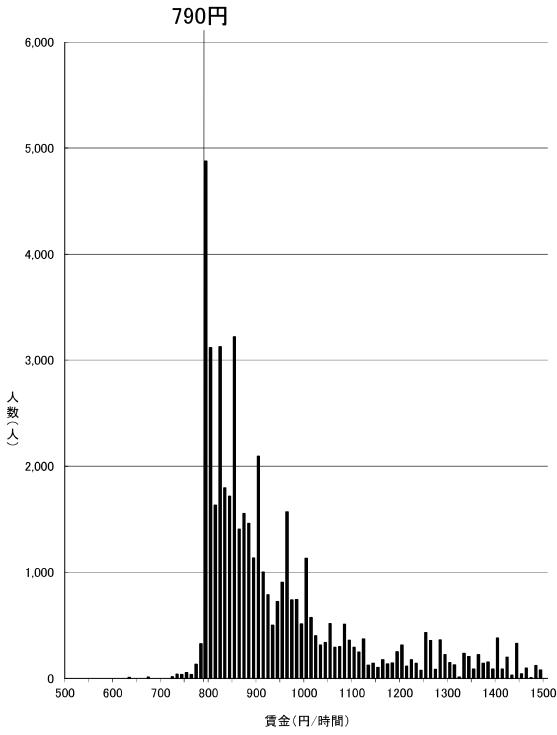


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

高知(D)

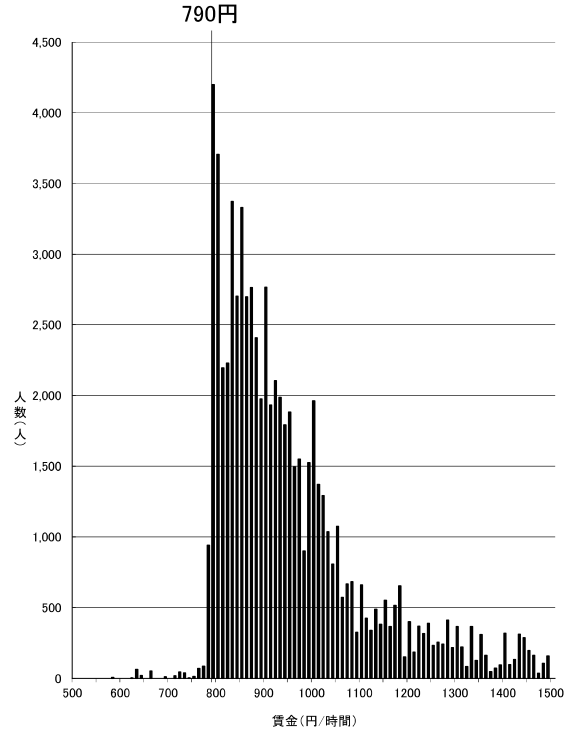


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

岩手(D)

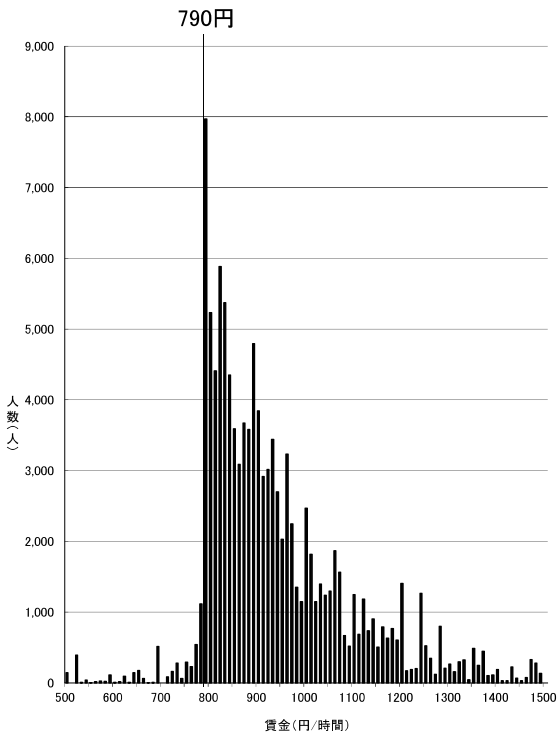


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

鹿児島(D)

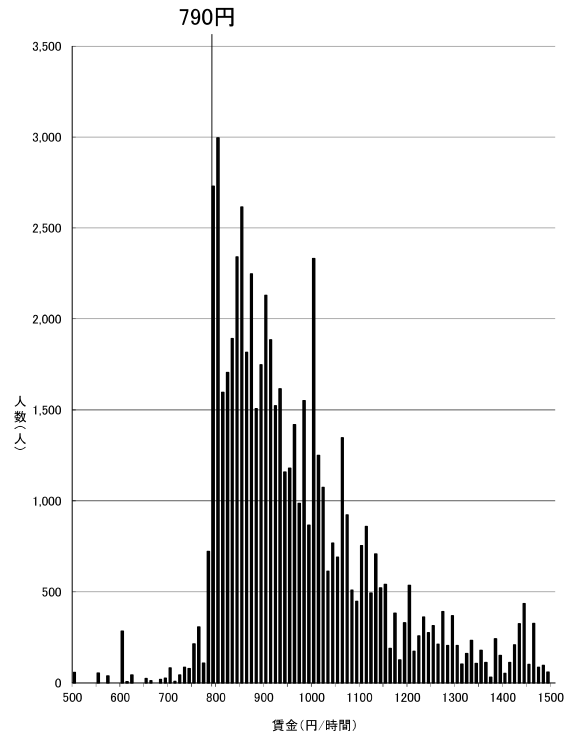


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

佐賀(D)

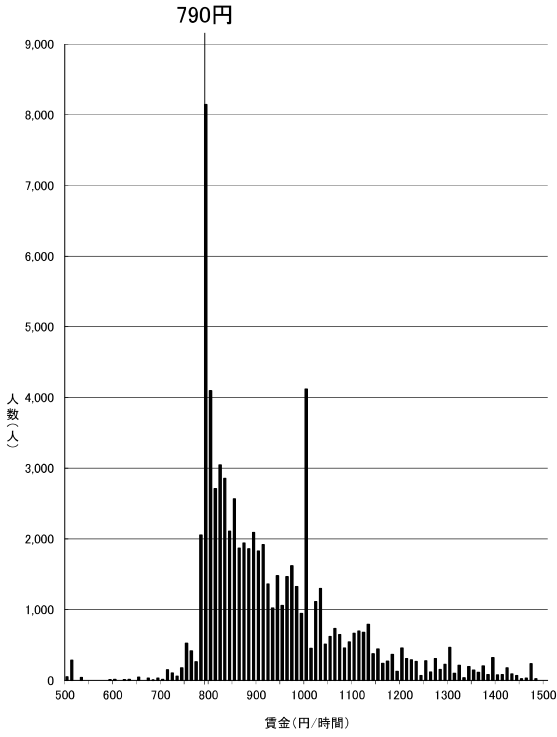


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積立手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

青森(D)

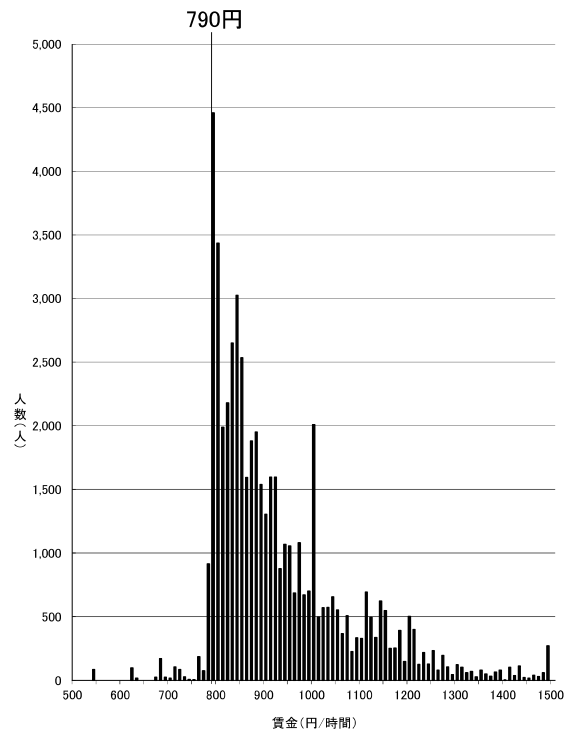


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積当動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

秋田(D)

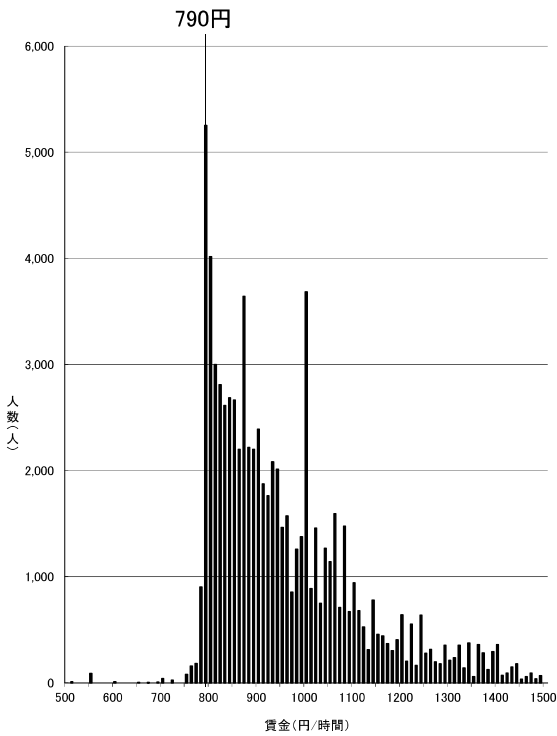


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積当動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

宮崎(D)

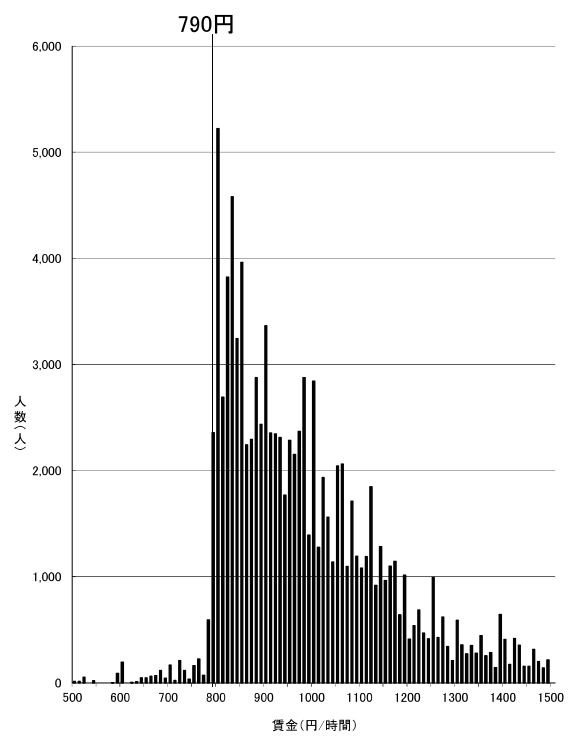


資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積当動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

沖縄(D)



資料出所:厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査特別集計」

- (注)1 グラフ内記載の額は令和元年度最低賃金額である。
- 2 500円未満及び1,500円以上の賃金分布はグラフ上省略している。
- 3 賃金額は、所定内給与額(通勤手当、積当動手当、家族手当を含む。)を所定内実労働時間数で除したものである。
- 4 賃金構造基本統計調査は令和2年より集計方法が変更されている。

短時間労働者

最新の経済指標の動向

(内閣府 月例経済報告(令和3年6月)主要経済指標)

- I 我が国経済
 - 1 四半期 GDP 速報
 - 2 個人消費
 - 3 民間設備投資
 - 4 住宅建設
 - 5 公共投資
 - 6 輸出・輸入・国際収支
 - 7 生産・出荷・在庫
 - 8 企業収支・業況判断
 - 9 倒産
 - 10 雇用情勢
 - 11 物価
 - 12 金融
 - 13 景気ウォッチャー調査

- II 海外経済
 - 1 アメリカ
 - 2 アジア地域
 - 3 ヨーロッパ地域
 - 4 国際金融

I. 我が国経済

1. 四半期別GDP速報

2021年1-3月期 (2次速報) の実質国内総生産は、前期比1.0%減 (年率3.9%減) となった。

(実質値、季節調整済前期比、()内は寄与度、%)

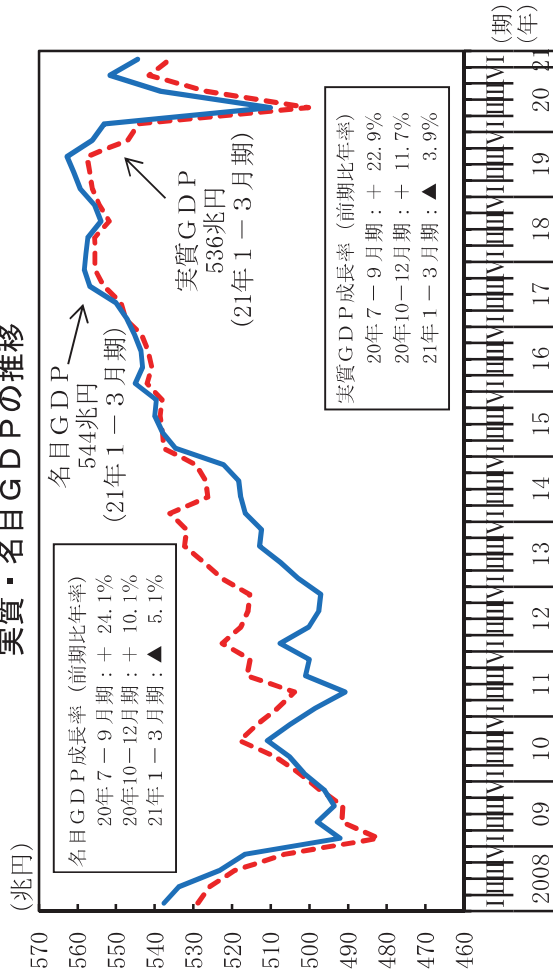
	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2020年			2021年			
					2020年			2021年			
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	
実質国内総支出(GDP)					▲ 0.5	▲ 8.1	5.3	2.8	▲ 1.0	-	
(前期比年率)	0.0	▲ 4.7	▲ 0.5	▲ 4.6	▲ 2.0	▲ 28.6	22.9	11.7	▲ 3.9	-	
(前年同期比)					▲ 2.1	▲ 10.1	▲ 5.6	▲ 1.1	▲ 1.6	-	
国内需要	(0.5)	(▲ 3.9)	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(▲ 0.2)	(▲ 5.2)	(2.6)	(1.8)	▲ 0.8	(▲ 0.8)	
民間需要	(0.0)	(▲ 4.6)	(▲ 0.6)	(▲ 4.8)	(▲ 0.2)	(▲ 5.4)	(2.0)	(1.3)	▲ 0.7	(▲ 0.5)	
民間最終消費支出	▲ 0.3	▲ 5.9	▲ 1.0	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.3	5.1	2.2	▲ 1.5	(▲ 0.8)	
民間住宅	3.9	▲ 7.1	2.5	▲ 7.1	▲ 3.7	0.6	▲ 5.7	0.0	1.2	(0.0)	
民間企業設備	0.1	▲ 6.0	▲ 0.6	▲ 6.9	1.3	▲ 6.1	▲ 2.1	4.3	▲ 1.2	(▲ 0.2)	
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.5)	-	(0.4)	
公的需要	(0.4)	(0.7)	(0.5)	(0.9)	(▲ 0.0)	(0.1)	(0.7)	(0.5)	▲ 1.0	(▲ 0.3)	
政府最終消費支出	1.9	2.7	2.0	3.2	▲ 0.2	0.2	2.9	1.8	▲ 1.1	(▲ 0.2)	
公的固定資本形成	1.3	3.6	1.5	4.3	0.4	2.2	0.8	1.3	▲ 0.5	(▲ 0.0)	
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.4)	(▲ 0.8)	(▲ 0.4)	(▲ 0.6)	(▲ 0.3)	(▲ 2.8)	(2.6)	(1.0)	-	(▲ 0.2)	
財貨・サービスの輸出	▲ 1.5	▲ 11.7	▲ 2.2	▲ 10.5	▲ 4.7	▲ 17.5	7.3	11.7	2.2	(0.4)	
財貨・サービスの輸入	1.0	▲ 7.3	0.2	▲ 6.9	▲ 3.0	▲ 0.7	▲ 8.2	4.8	3.9	(▲ 0.6)	
最終需要	▲ 0.0	▲ 4.6	▲ 0.5	▲ 4.4	▲ 0.7	▲ 8.2	5.5	3.3	▲ 1.4	-	
実質国民総所得(GNI)	0.2	▲ 3.8	▲ 0.3	▲ 3.6	▲ 0.3	▲ 7.2	5.1	3.2	▲ 1.7	-	
実質雇用者報酬	1.3	▲ 1.9	1.1	▲ 2.1	0.2	▲ 3.5	0.6	0.8	2.3	-	

(名目値、季節調整前相比、()内は寄与度、%)

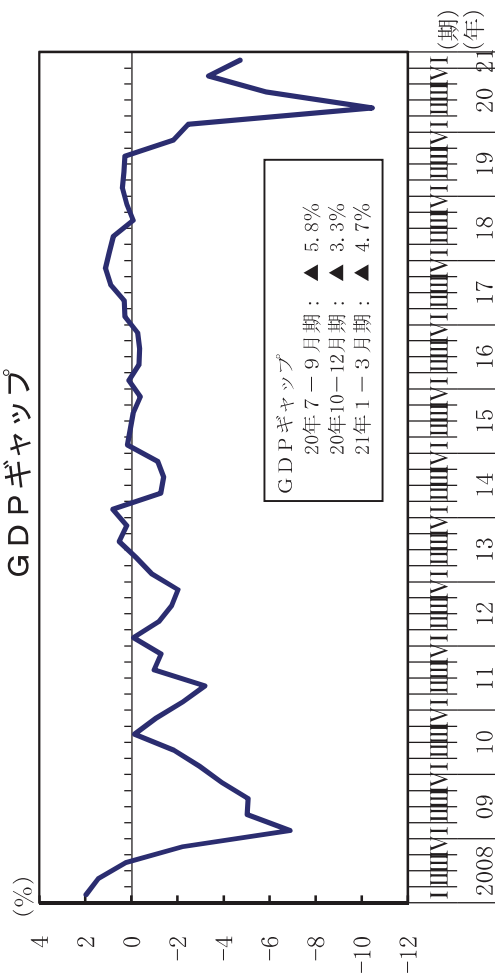
	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2020年			2021年			
					1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	(寄与度)	(実額)
					▲ 0.6	▲ 7.8	5.6	2.4	▲ 1.3	—	—
名目国内総支出(GDP)					▲ 1.1	▲ 8.9	▲ 4.5	▲ 0.8	▲ 1.7	—	—
(前年同期比)	0.7	▲ 3.8	0.3	▲ 3.9	553.1	510.1	538.4	551.6	—	—	544.4
(実額)	559.8	538.6	558.3	536.3	(▲ 0.2)	(▲ 6.1)	(3.1)	(1.4)	▲ 0.4	(▲ 0.4)	543.0
国内 民間	(1.0)	(▲ 3.8)	(0.5)	(▲ 4.2)	(▲ 0.1)	(▲ 6.0)	(2.3)	(1.1)	▲ 0.3	(▲ 0.2)	396.3
民間最終消費支出	0.2	▲ 5.6	▲ 0.3	▲ 6.0	▲ 0.8	▲ 8.5	5.1	1.8	▲ 1.2	(▲ 0.7)	289.3
民間住宅	5.1	▲ 6.1	4.1	▲ 6.7	▲ 3.7	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 0.2	2.2	(0.1)	20.0
民間企業設備	0.6	▲ 6.3	▲ 0.2	▲ 7.3	1.5	▲ 6.9	▲ 1.9	3.8	▲ 0.3	(▲ 0.0)	85.8
民間在庫変動	(0.0)	(▲ 0.2)	(▲ 0.0)	(▲ 0.2)	(0.2)	(▲ 0.2)	(0.0)	(▲ 0.4)	—	(0.4)	1.3
公的 民間	(0.6)	(0.7)	(0.6)	(0.8)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(0.8)	(0.3)	▲ 0.5	(▲ 0.1)	146.6
政府最終消費支出	2.2	2.3	2.4	2.6	▲ 0.5	▲ 0.8	3.5	1.2	▲ 0.6	(▲ 0.1)	115.7
公的固定資本形成	2.8	4.4	3.1	4.6	0.4	1.7	1.2	1.2	0.1	(0.0)	30.9
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.3)	(0.1)	(▲ 0.2)	(0.3)	(▲ 0.3)	(▲ 1.7)	(2.4)	(1.0)	—	(▲ 0.9)	1.4
財貨・サービスの輸出	▲ 4.4	▲ 14.0	▲ 5.4	▲ 12.0	▲ 4.9	▲ 20.3	10.1	11.2	4.4	(0.7)	93.4
財貨・サービスの輸入	▲ 2.7	▲ 14.0	▲ 4.2	▲ 13.3	▲ 2.9	▲ 9.8	▲ 6.0	4.5	10.9	(▲ 1.6)	92.0
最終 GDP	0.6	▲ 3.6	0.4	▲ 3.7	▲ 0.8	▲ 7.6	5.5	2.9	▲ 1.7	—	—
デフレーター	0.6	0.9	0.9	0.6	▲ 0.0	0.3	0.2	▲ 0.4	▲ 0.3	—	—
(前年同期比)	1.0	1.4	1.2	0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	—	—

(備考) 内閣府「国民経済計算」により作成。
 体系基準年(名目値のベンチマークとなる年)：2015年
 基準年(デフレーターにおける指数算式のウェイト統合の基準となる年)：前暦年
 実額は季節調整系列(単位：兆円)

実質・名目GDPの推移



GDPギャップ



(備考) 上図：内閣府「国民経済計算」により作成。
下図：内閣府試算値。

(参考) 経済見通し等

(() 内は寄与度)

	2019年度 (令和元年度) 実績 (%)	2020年度 (令和2年度) 実績見込み (%程度)	2021年度 (令和3年度) 見通し (%程度)
実質国内総生産	▲ 0.3	▲ 5.2	4.0
国内需要	(▲ 0.1)	(▲ 4.0)	(3.3)
民間需要	(▲ 0.6)	(▲ 4.9)	(2.4)
民間最終消費支出	▲ 0.9	▲ 6.0	3.9
民間住宅	2.5	▲ 6.7	1.8
民間企業設備	▲ 0.6	▲ 8.1	2.9
公的需要	(0.5)	(0.9)	(0.9)
政府最終消費支出	2.0	3.2	3.3
公的固定資本形成	1.5	5.4	3.3
財貨・サービスの純輸出	(▲ 0.2)	(▲ 1.2)	(0.7)
財貨・サービスの輸出 (控除) 財貨・サービスの輸入	▲ 2.6	▲ 13.7	11.4
	▲ 1.2	▲ 6.4	6.7
名目国内総生産	0.5	▲ 4.2	4.4
GDPデフレーター	0.9	1.0	0.3
消費者物価上昇率	0.5	▲ 0.6	0.4

(備考) 内閣府「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」により作成。

2.個人消費 個人消費は、このところサービス支出を中心に弱い動きとなっている。

		(金額等)									
		(前年同期比 (%))、[]内は暦年前年比 (%)、()内は季調済前月差 (ポイント)									
		[2020年] 2020年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年7-9月	10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月	5月
消費総合指数(実質)	消費総合指数(実質)	—	[▲0.4] ▲1.2	[▲6.2] ▲6.2	(4.9)	(2.1)	(▲1.5)	(0.9)	(1.0)	(▲0.8)	—
	実質総雇用者所得	—	[0.6] 0.6	[▲1.9] ▲2.2	(0.5) ▲2.9	(0.6) ▲1.7	(1.0) ▲0.6	(0.5) ▲0.7	(0.1) 0.2	(0.2) 2.3	—
	名目総雇用者所得	—	[1.3] 1.5	[▲1.6] ▲2.1	(0.5) ▲2.2	(0.2) ▲2.5	(1.3) ▲0.9	(0.5) ▲0.9	(0.3) 0.0	(▲0.2) 1.8	—
消費者態度指数	—	—	—	—	—	—	<4.0>	<2.2>	<▲1.4>	<▲0.6>	
家計調査	実質消費支出	—	[0.9] ▲0.4	[▲5.3] ▲4.9	(3.1) ▲8.3	(4.1) 0.7	(▲3.9) ▲2.0	(2.4) ▲6.6	(7.2) 6.2	(0.1) 13.0	—
	実質消費支出(除く住居等)	—	—	[▲5.5] ▲4.7	(3.3) ▲7.9	(3.4) 0.7	(▲4.3) ▲1.7	(2.8) ▲5.5	(5.6) 5.7	(▲0.6) 11.5	—
	小売業販売額(商業動態統計、名目)	[146.5兆円] 147.9兆円	[0.1] ▲0.4	[▲3.2] ▲2.8	(8.2) ▲4.5	(0.2) 2.1	(0.4) 0.5	(3.1) ▲1.5	(1.2) 5.2	(▲4.6) 11.9	—
	百貨店販売額(全店、名目)	[4.7兆円] 4.6兆円	[▲2.3] ▲5.6	[▲25.5] ▲24.5	(64.7) ▲25.4	(0.9) ▲11.6	(▲7.3) ▲10.1	(20.0) ▲11.8	(2.6) 19.3	(▲10.1) 153.1	—
	スーパー販売額(全店、名目)	[14.8兆円] 15.1兆円	[▲0.5] 0.2	[3.4] 2.9	(▲0.7) 2.4	(▲1.5) 3.6	(0.9) 0.6	(3.2) ▲0.8	(▲2.5) ▲2.2	(0.7) ▲0.2	—
	コンビニエンスストア販売額(全店、名目)	[11.6兆円] 11.6兆円	[1.7] 1.0	[▲4.4] ▲5.0	(2.7) ▲5.6	(3.3) ▲3.2	(▲0.5) ▲2.8	(1.9) ▲6.6	(▲0.5) 2.5	(▲0.1) 8.2	—
	機械器具小売業販売額	[9.4兆円] 10.3兆円	[2.0] 0.4	[2.6] 6.6	(3.5) ▲5.5	(4.2) 22.3	(1.1) 13.0	(7.2) 11.2	(1.1) 14.9	(▲4.3) 23.8	—
	新車販売台数(登録・届出)(乗用車、軽を含む)	[381.0万台] 385.8万台	[▲2.1] ▲4.4	[▲11.4] ▲7.5	(30.2) ▲14.1	(4.5) 15.4	(▲4.9) 4.2	(▲5.6) ▲0.0	(2.2) 5.2	(4.6) 31.5	(▲7.1) 50.0

(備考) 1. 内閣府「国民経済計算」、「消費動向調査」、「消費動向調査(基本集計)」、「家計調査」、「厚生労働省「毎月勤労統計調査」、経済産業省「商業動態統計」、日本自動車販売協会連合会、全国自動車販売協会連合会により作成。Pは速報値。なお、消費総合指数及び総雇用者所得は内閣府推計値、新車販売台数の季節調整は内閣府による。

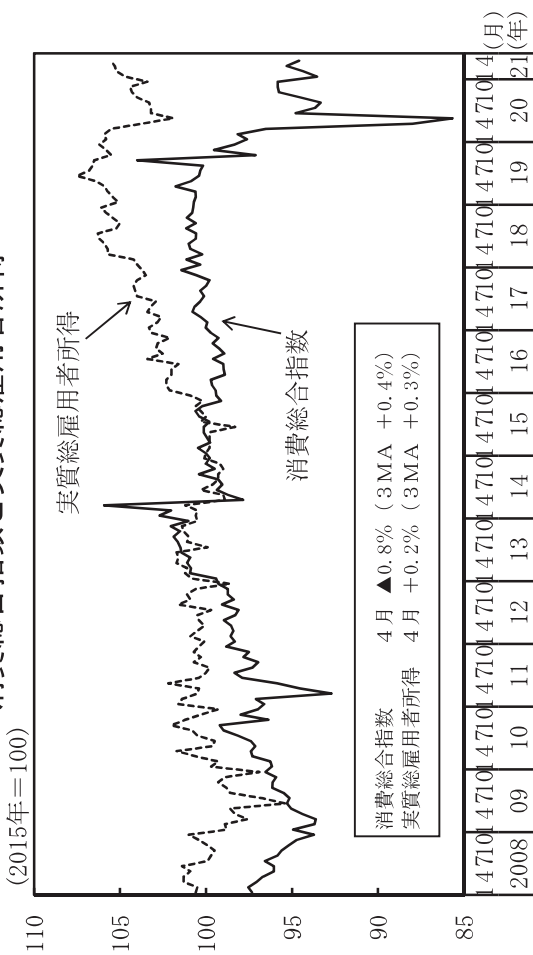
2. 名目総雇用者所得は、毎月勤労統計調査の現金給与総額に、労働力調査の非農林業雇用者数を乗じて作成。実質総雇用者所得は、名目総雇用者所得を、国民経済計算における家計最終消費支出デフレターダ(除く持ち家の借家賃) (月次の値は消費物価指数(待家の借家賃を除く総合))で除することにより作成。

3. 消費総合指数及び総雇用者所得の暦年、年度及び四半期の数値については、当該期間の単純平均により算出したもの。

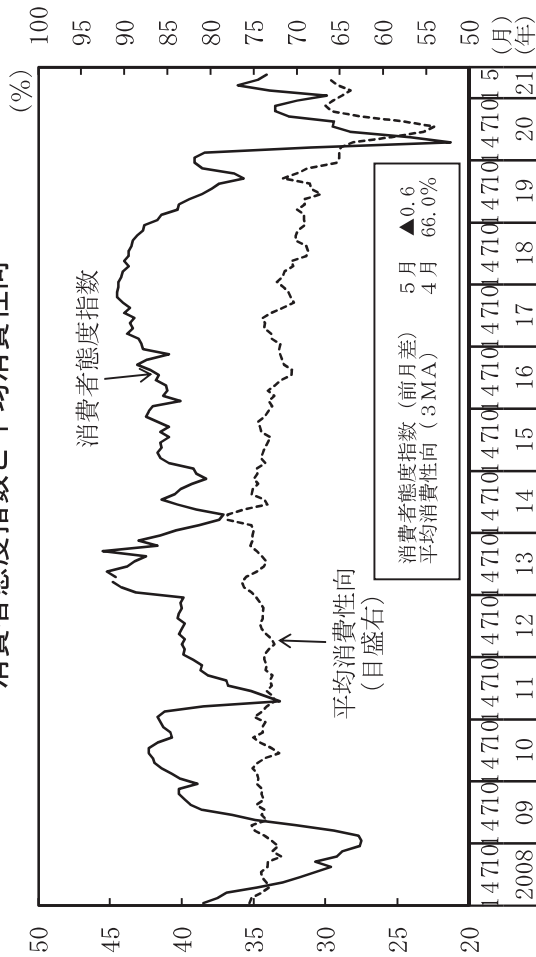
4. 2020年の名目消費支出は277,926億円(月平均)。家計調査の消費支出から「住居」、「自動車等購入」、「贈与金」、「仕送り金」を除いた値。

5. 2019年(暦年・年度)の値は、調査方法の変更の影響による変動を調整した推計値(変動調整値)。実質消費支出(除く住居等)の前年同期比については、暦年、年度及び四半期の変動調整値は公表されていない。小売業、百貨店、スーパー、コンビニエンスストア、機械器具小売業の販売額は商業動態統計(経済産業省)により作成。なお、2020年3月より、調査の見直しにより小売業、スーパー、機械器具小売業で不連続が生じている。リンク係数(経済産業省公表)を用いて内閣府で算出した場合の2020年の暦年値は、小売業：147.7兆円、スーパー：15.0兆円、機械器具：10.0兆円。また、21年3月分からの調査見直しによる不連続をリンク係数を用いて処理した場合、コンビニエンスストアの2020年暦年は11.6兆円、年度は11.5兆円。

消費総合指数と実質総雇用者所得

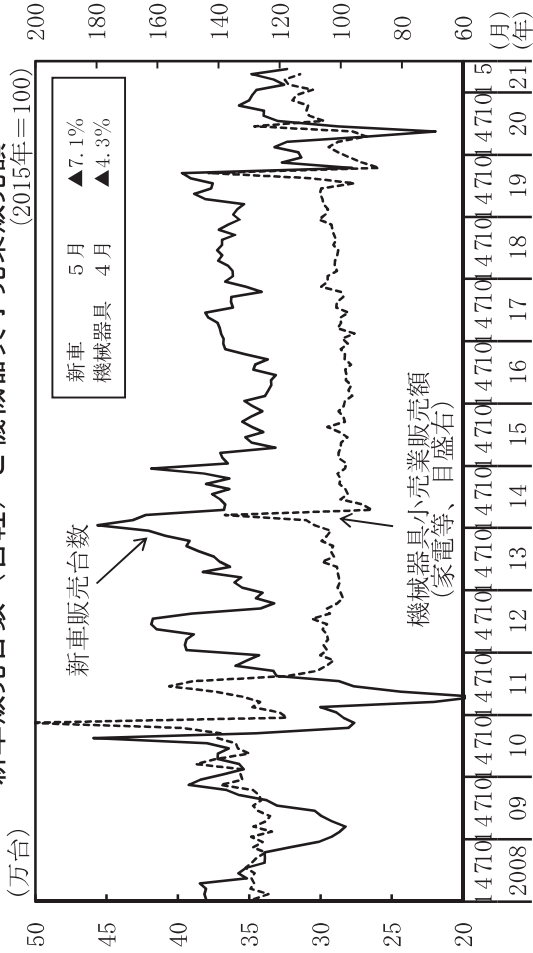


消費者態度指数と平均消費性向

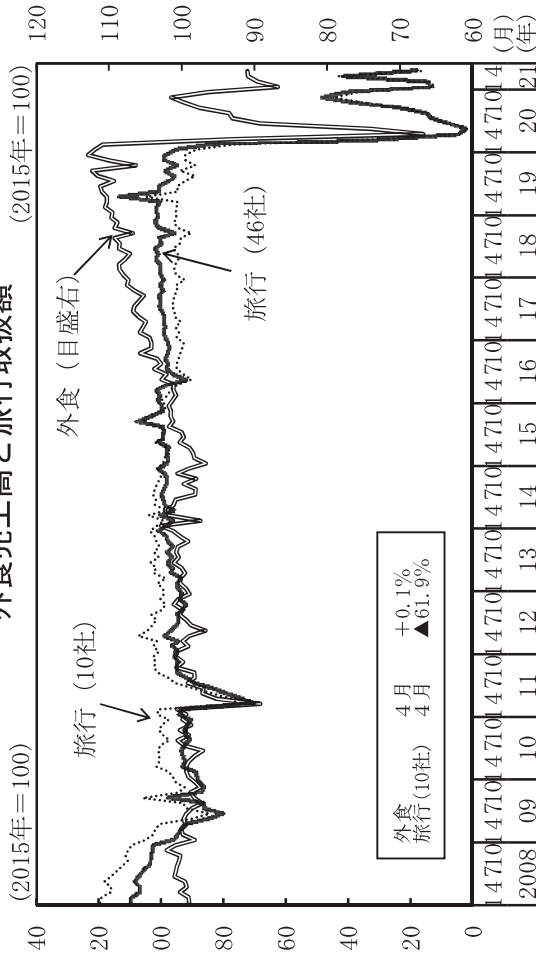


(備考) 上図：消費総合指数と実質総雇用者所得はともに内閣府推計値。季節調整値。
下図：内閣府「消費動向調査」、総務省「家計調査」により作成。
平均消費性向(季節調整前の値を用いている)は後方3か月移動平均値。変動調整前の値を用いている。
消費者態度指数(季節調整値、二人以上の世帯)、二人以上の世帯)は2013年4月より訪問留置調査から郵送調査に変更。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。なお、2013年4月に調査方法等を変更した際に数値の不連続が生じている。

新車販売台数(含軽)と機械器具小売業販売額



外食売上高と旅行取扱額



(備考) 上図：新車販売台数は、日本自動車販売協会連合会及び全国軽自動車協会連合会により作成。
内閣府による季節調整値。ナンバードサードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府「商業動向統計」により作成。季節調整値。
下図：外食売上高は、日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」により作成。内閣府による季節調整値。旅行取扱額のうち10社は鉄道旅客協会「販売概況」、参考(46社)は観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」により作成。10社及び46社については、各時点において回答企業数が異なる場合があるため、2015年の取扱額を基準に公表値の前年比を用いて延伸したうえで、2015年を基準に指数化。内閣府による季節調整値。

3. 民間設備投資 設備投資は、持ち直している。

法人企業統計季報	(前年同期比、() 内は季調済前期比、%)									
	[2020年実績] 2020年度実績	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年度 上期	2020年度 下期	2020年 4-6月期	7-9月期	10-12月期	2021年 1-3月期	
全産業	[47.2兆円] 46.0兆円	[3.1] 1.2	[▲ 6.1] ▲ 8.5	▲ 11.0	▲ 6.5	(▲ 6.9) ▲ 11.3	(▲ 0.5) ▲ 10.6	(▲ 0.4) ▲ 4.8	(▲ 0.4) ▲ 7.8	
製造業	[16.0兆円] 15.7兆円	[▲ 0.1] ▲ 3.9	[▲ 8.2] ▲ 8.6	▲ 10.0	▲ 7.4	(▲ 5.2) ▲ 9.7	(▲ 0.7) ▲ 10.3	(▲ 1.7) ▲ 8.5	(0.5) ▲ 6.4	
非製造業	[31.2兆円] 30.3兆円	[4.8] 4.1	[▲ 4.9] ▲ 8.5	▲ 11.4	▲ 6.1	(▲ 7.8) ▲ 12.1	(▲ 0.4) ▲ 10.8	(0.3) ▲ 2.6	(▲ 0.9) ▲ 8.5	
大中堅企業	[36.4兆円] 35.1兆円	[3.1] 1.3	[▲ 4.6] ▲ 8.9	▲ 10.0	▲ 7.9	(▲ 9.7) ▲ 10.0	(1.0) ▲ 10.1	(▲ 2.6) ▲ 4.2	(▲ 2.6) ▲ 10.5	
中小企業	[10.8兆円] 10.9兆円	[3.0] 0.8	[▲ 10.7] ▲ 7.5	▲ 13.6	▲ 1.4	(3.6) ▲ 15.2	(▲ 5.7) ▲ 12.1	(7.6) ▲ 6.6	(6.6) 3.8	

(備考) 1. 年・年度及び半期の伸び率、大中堅企業・中小企業の季調済前期比は内閣府試算値。実績はそれぞれの系列ごとに四捨五入しているため、合計と一致しない場合がある。
2. ソフトウェア投資を含む。

民間設備投資	(前年同期(月)比、() 内は季調済前期(月)比、%)									
	[2020年実績] 2020年度実績	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7-9月	2020年 10-12月	2021年 1-3月	2021年 2月	3月	4月	
資本財出荷指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 5.8] ▲ 5.5	[▲ 9.5] ▲ 6.6	(▲ 1.6) ▲ 18.7	(5.2) ▲ 0.4	(7.8) 5.2	(▲ 0.9) 6.3	(▲ 4.7) 8.2	(14.5) 20.7	
資本財総供給指数 (除く輸送機械)	—	[▲ 3.5] ▲ 2.9	[▲ 4.7] ▲ 4.4	(▲ 4.6) ▲ 13.1	(5.0) ▲ 2.9	(5.7) 4.6	(7.9) 12.6	(▲ 8.7) 4.2	P 8.0	
機械受注 (船舶・電力を除く民需)	[9.6兆円] 9.5兆円	[▲ 0.7] ▲ 0.3	[▲ 8.4] ▲ 8.8	(▲ 0.3) ▲ 14.1	(12.9) 1.2	(▲ 5.3) ▲ 2.5	(▲ 8.5) ▲ 7.1	(3.7) ▲ 2.0	(0.6) 6.5	
建築着工工事費予定額 (民間非居住用)	[8.7兆円] 8.8兆円	[▲ 1.9] ▲ 1.4	[▲ 9.2] ▲ 7.7	(▲ 16.3) ▲ 18.0	(5.4) ▲ 10.0	(4.2) 3.0	(10.3) 7.7	(▲ 7.4) ▲ 14.6	(4.4) ▲ 4.2	

(備考) 1. Pは速報値。

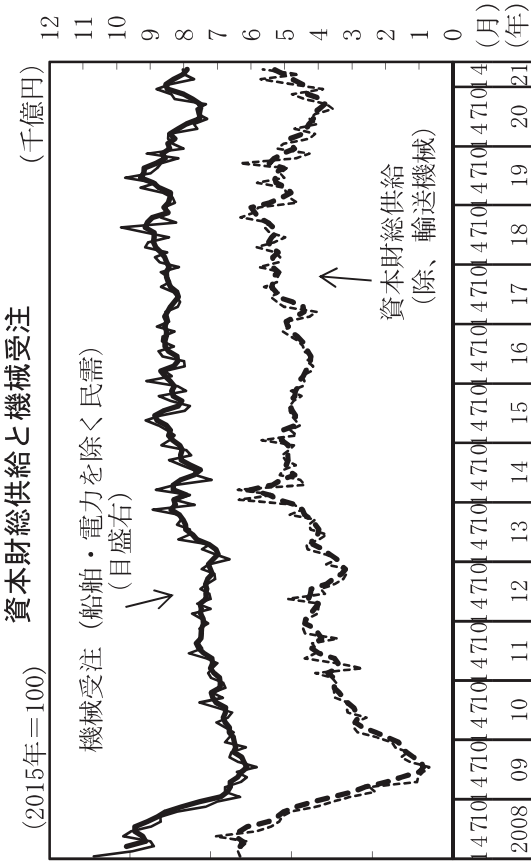
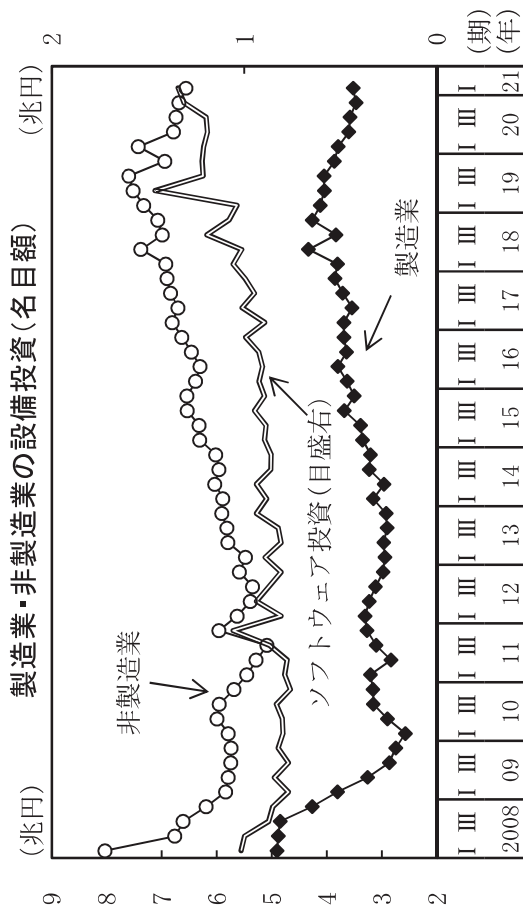
2. 建築着工工事費予定額(民間非居住用)は、建築着工統計調査報告(国土交通省)を基に内閣府で試算したものである。なお、季節性がないため、()内は原数値の前期(月)比としている。

4-6月期見通し
(2.5)

主要機関の設備投資アンケート調査結果

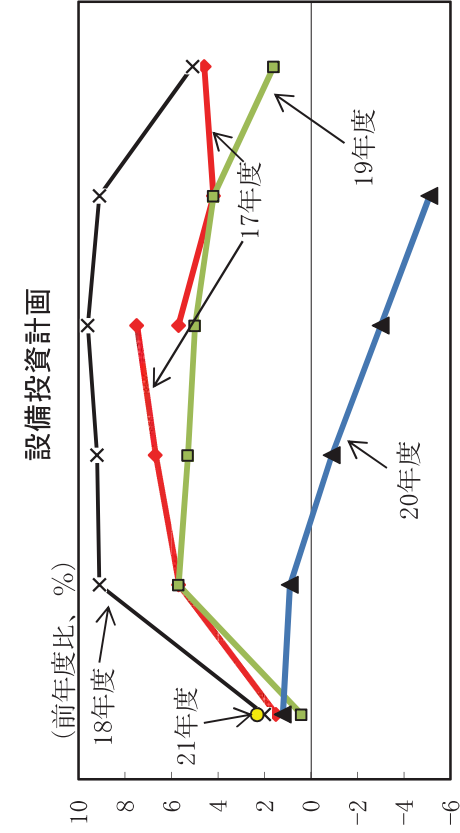
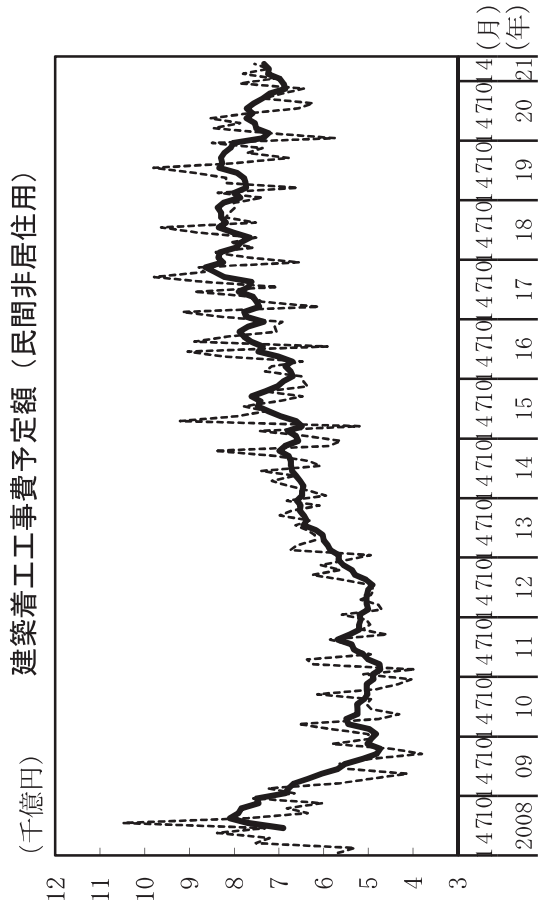
調査対象企業	日本銀行		日本政策投資銀行		日本経済新聞社		内閣府・財務省	
	全国企業短期経済観測調査	大企業	中小企業	全国設備投資計画調査	設備投資動向調査	法人企業景気予測調査	資本金10億円以上	資本金1000万円以上
全規模	2020年度	2021年度	2020年度	2020年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
全産業	▲ 5.1	▲ 4.0	▲ 11.7	▲ 2.1	▲ 1.9	▲ 9.7	▲ 10.8	▲ 9.2
(除く電力)	▲ 5.2	▲ 4.1	▲ 11.6	▲ 2.1	2.3	—	—	▲ 9.6
製造業	▲ 4.6	▲ 3.5	▲ 12.1	3.6	1.6	▲ 12.4	16.3	▲ 9.1
非製造業	▲ 5.5	▲ 4.5	▲ 11.4	▲ 5.8	2.1	▲ 5.7	3.2	▲ 9.2
(除く電力)	▲ 5.9	▲ 5.0	▲ 11.3	▲ 5.8	2.7	—	—	▲ 9.8
電力	▲ 2.1	▲ 1.3	▲ 16.4	11.7	▲ 0.2	—	—	▲ 7.9
調査時点	2021年2月~3月							
発表時期	2021年6月							
回答社数	9,478	1,883	4,932	1,784	928	2021年4月	2021年6月	2021年5月
						2021年6月		2021年6月

(備考) 1. 日本銀行はソフトウェア・研究開発を含む設備投資額(除く土地投資額)。日本銀行の電力は電気・ガス。回答社数は対象企業数。2010年度からリソース会計対応ベース。
2. 日本経済新聞の調査は連結ベースで、海外で行う設備投資も含む。
3. 内閣府・財務省はソフトウェア投資を含む設備投資額(除く土地購入額)。内閣府・財務省の電力は、電気・ガス・水道。



(備考) 1. 財務省「法人企業統計季報」により作成。
2. 製造業と非製造業はソフトウェアを除く設備投資(当期末)、季節調整値。ソフトウェア投資は季節調整値。

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業総供給表」、内閣府「機械受注統計」により作成。
2. 太線は後方3か月移動平均。



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。
2. 太線は後方6か月移動平均。

(備考) 1. 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。
2. 2018年3月調査において、調査対象企業の見直しが実施されているため、グラフが不連続となっている。

4. 住宅建設 住宅建設は、底堅い動きとなっている。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整前期(月)比、%)

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7－9月	10－12月	2021年 1－3月	2021年 2月	3月	4月
新設住宅着工戸数 (万戸)	[90.5] 88.4	[81.5] 81.2	81.3	80.5	83.0	80.8	88.0	88.3
	[▲ 4.0] ▲ 7.3	[▲ 9.9] ▲ 8.1	(0.6) ▲ 10.1	(▲ 1.0) ▲ 7.0	(3.1) ▲ 1.6	(0.8) ▲ 3.7	(9.0) 1.5	(0.3) 7.1
建築主が民間	[▲ 3.8] ▲ 7.3	[▲ 10.0] ▲ 7.9	(0.7) ▲ 10.3	(▲ 0.7) ▲ 6.8	(2.5) ▲ 0.9	(0.7) ▲ 3.4	(8.2) 2.3	(0.1) 6.5
持家	[1.9] ▲ 1.5	[▲ 9.6] ▲ 7.1	(3.0) ▲ 9.9	(4.4) ▲ 0.9	(3.9) 3.4	(1.5) 4.3	(▲ 0.4) 0.1	(▲ 1.1) 8.8
貸家	[▲ 13.7] ▲ 14.2	[▲ 10.4] ▲ 9.4	(0.1) ▲ 9.7	(▲ 5.2) ▲ 10.4	(4.3) ▲ 5.1	(13.2) ▲ 0.4	(8.3) 2.6	(3.3) 13.6
分譲	[4.9] ▲ 2.8	[▲ 10.2] ▲ 7.9	(▲ 1.5) ▲ 11.7	(▲ 2.9) ▲ 11.4	(2.9) ▲ 1.9	(▲ 13.9) ▲ 14.6	(22.9) 2.8	(▲ 1.7) ▲ 0.3
一戸建て	[3.6] 0.8	[▲ 11.5] ▲ 11.6	(▲ 8.4) ▲ 18.5	(3.9) ▲ 11.9	(6.0) ▲ 4.3	(0.2) ▲ 4.0	(2.6) ▲ 2.7	(▲ 1.3) ▲ 0.7
マンション	[6.5] ▲ 7.1	[▲ 8.7] ▲ 3.2	(6.8) ▲ 3.6	(▲ 10.1) ▲ 10.7	(▲ 0.9) 1.2	(▲ 30.7) ▲ 26.8	(57.6) 9.6	(▲ 2.3) 0.1
着工床面積	[▲ 0.6] ▲ 4.5	[▲ 11.2] ▲ 9.3	(▲ 0.8) ▲ 13.1	(0.2) ▲ 7.7	(3.3) ▲ 1.0	(3.1) ▲ 2.9	(8.0) ▲ 0.2	(0.6) 5.3
建築主が民間	[▲ 0.4] ▲ 4.5	[▲ 11.3] ▲ 9.2	(▲ 0.6) ▲ 13.3	(0.4) ▲ 7.5	(2.9) ▲ 0.4	(2.8) ▲ 2.7	(7.5) 0.7	(0.6) 5.0
工事費予定額平米単価 (万円)	[19.9] 20.0	[20.1] 20.1	20.4	19.7	20.2	19.9	20.6	19.9
	[3.3] 2.9	[0.6] 0.5	▲ 0.5	▲ 1.3	0.7	▲ 1.7	2.0	▲ 1.2

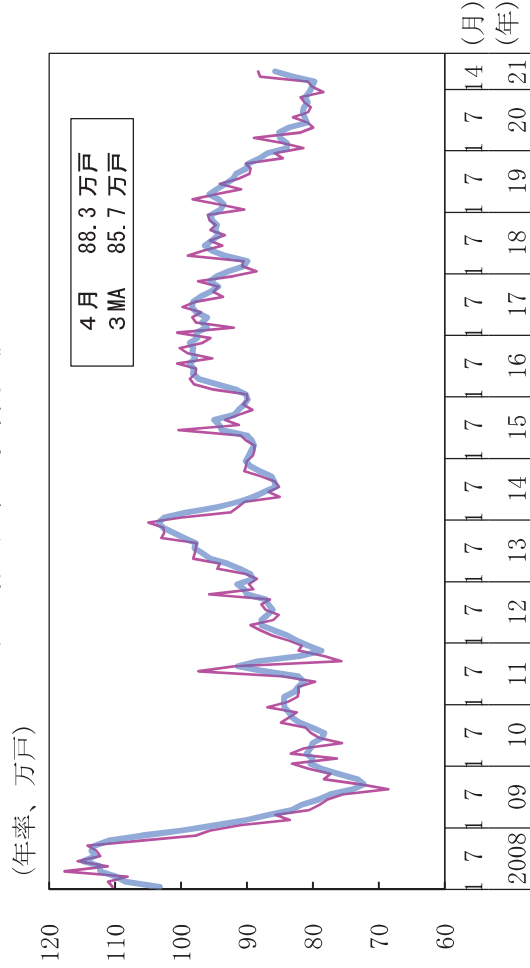
(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」により作成。

2. 「建築主が民間」とは、建築主別の「会社」、「会社でない団体」、「個人」の合計を、内閣府において季節調整したものである。

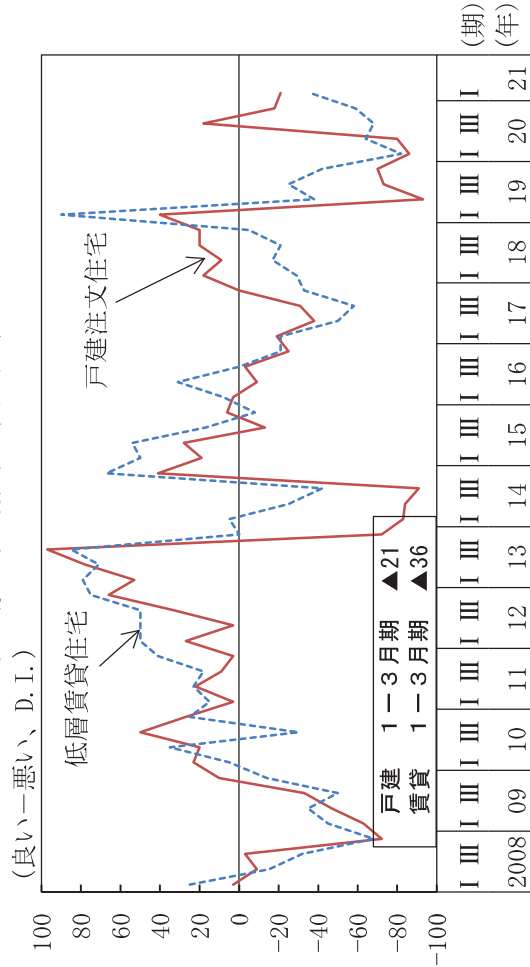
3. 「一戸建て」には長屋建てを含む。「マンション」は建て方が共同住宅のものである。

4. 「工事費予定額平米単価」は、「居住専用+居住産業併用×0.7」の工事費予定額、着工床面積により算出した。

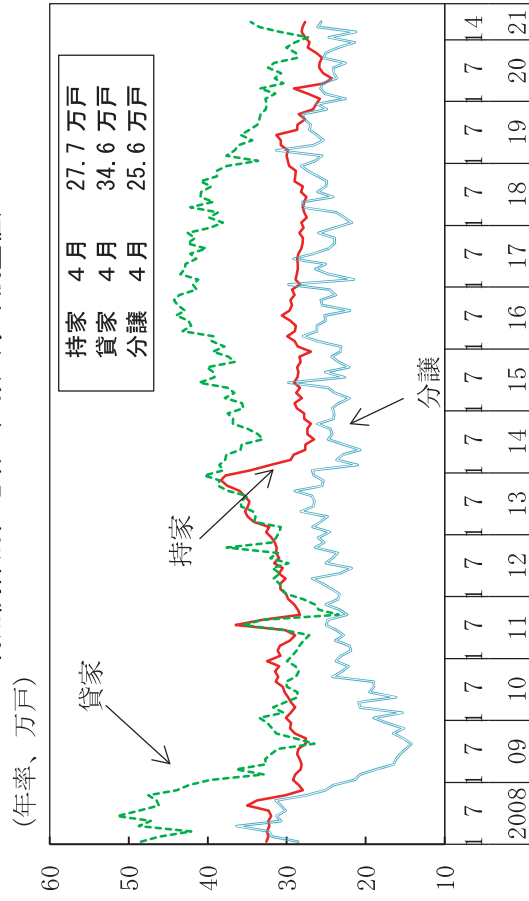
住宅着工戸数 (季節調整値)



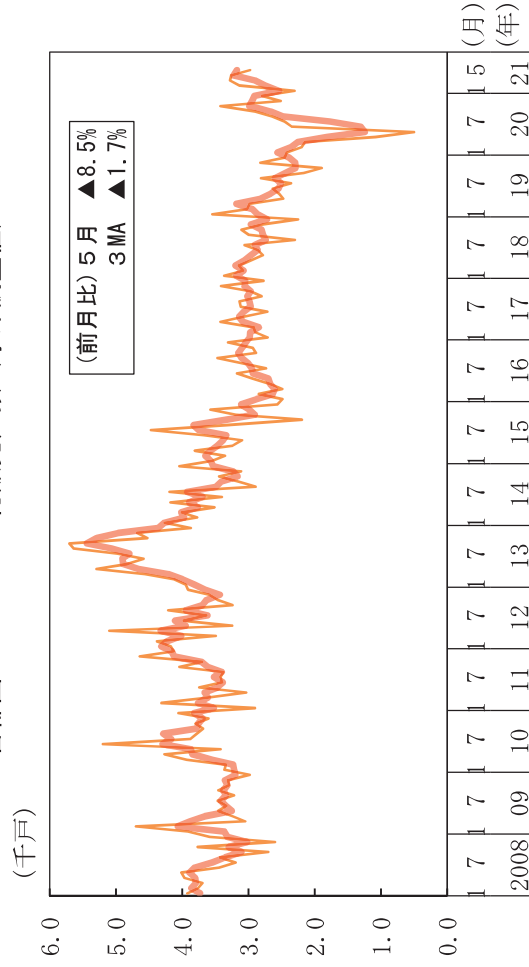
住宅景況判断指数 (受注戸数)



利用関係別住宅着工戸数 (季節調整値)



首都圏のマニション総販売戸数 (季節調整値)



(備考) 1. 国土交通省「建築着工統計」、(一社)住宅生産団体連合会「経営者の住宅景況感調査」、(株)不動産経済研究所資料により作成。太線は後方3か月移動平均。
2. 住宅景況判断指数(受注戸数)は、住宅生産団体連合会の企業会員等18社の経営者を対象に、受注戸数の前年同期比(実績)について「10%程度以上良い」「10%程度以上悪い」の5段階の評価に応じた評点により加重平均して算出した値(-100~+100)。
3. 首都圏のマニション総販売戸数は内閣府による季節調整値。

5. 公共投資
公共投資は、高水準で底堅く推移している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月	5月
公共工事受注額	[10.1] 7.7	[5.5] 8.1	(▲ 5.6) 8.5	(2.8) 9.1	(▲ 15.6) ▲ 8.6	(9.6) 11.3	(21.8) 12.1	—
公共工事受注額 (大手50社)	[▲ 2.2] ▲ 3.2	[18.3] 29.6	(17.6) 42.3	(30.5) 29.5	(▲ 26.1) 7.1	(59.9) 26.9	(▲ 47.0) ▲ 14.1	—
公共工事請負金額	[6.6] 6.8	[3.8] 2.3	(▲ 8.9) ▲ 3.4	(2.3) ▲ 1.1	(▲ 12.3) ▲ 7.3	(10.0) 1.9	(▲ 8.4) ▲ 9.2	(15.0) 6.3
公共工事出来高	[9.9] 10.8	[7.6] 6.8	(1.4) 7.0	(0.1) 5.8	(▲ 0.6) 5.8	(1.4) 5.5	(▲ 2.1) 2.3	—
公的固定資本形成 (名目)	[2.8] 3.1	[4.4] 4.6	(1.2) 4.6	(0.1) 4.1				

(備考) 1. 内閣府「四半期GDP速報」、国土交通省「建設工事受注動態統計調査」・「建設総合統計」、北海道、東日本、西日本の三保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。
 2. 公共工事受注額は、「建設工事受注動態統計調査」における1件500万円以上の工事。
 3. 「建設工事受注動態統計調査」(大手50社除く)は、2021年4月分から推計方法を変更したため、2021年3月までの数値と4月以降の数値は推計方法が異なる。
 なお、2021年1月以降における前年同期(月)比は、新しい推計方法に基づいて参考値として再集計した前年同期(月)の額に対する比。
 4. 公共工事受注額、公共工事請負金額、公共工事出来高は、内閣府で季節調整を行っている。

(参考)

①国の公共事業関係費(一般会計)

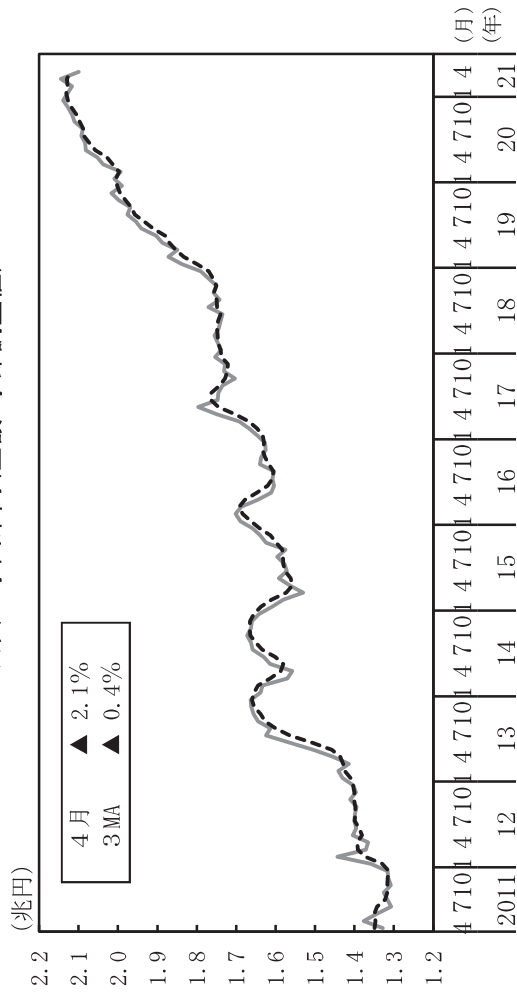
年度	2018	2019	2020	2021
当初予算 (億円)	59,789	60,596 [69,099]	60,669 [68,571]	60,695
(前年度比、%)	0.0	1.3 [15.6]	0.1 [▲ 0.8]	0.0
補正後予算 (億円)	75,536	84,752	92,692	—
(前年度比、%)	8.3	12.2	9.4	—

②地方の普通建設事業費 (前年度比、%)

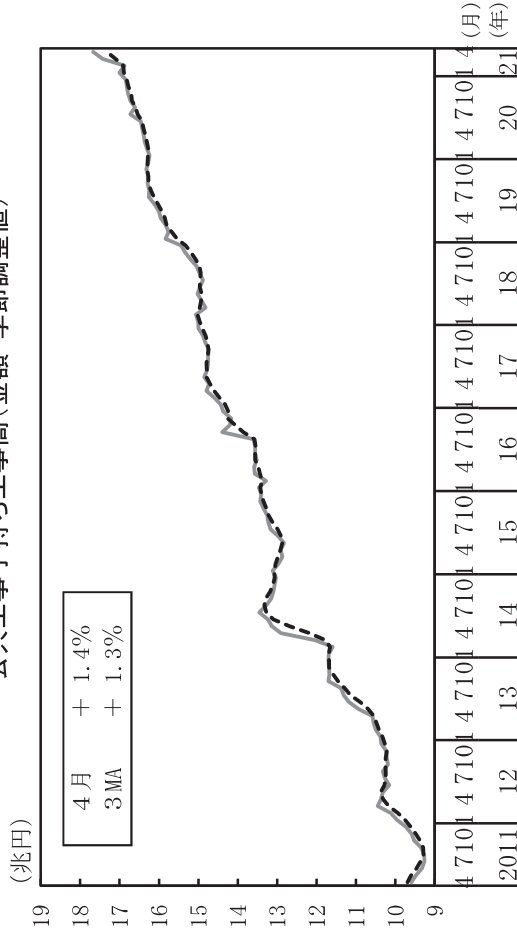
調査機関	総務省 (当初予算)	時事通信社 (当初予算)	日経グローバル (当初予算)
年度	2018年度	2019年度	2020年度
普通建設事業費	2.2	▲ 2.9	▲ 1.8
うち補助事業費	▲ 1.5	1.2	▲ 0.2
うち単独事業費	7.9	▲ 8.3	▲ 3.9
調査対象	普通会計、当初予算。 都道府県、政令指定都市の合計。	普通会計、当初予算。 都道府県及び政令指定都市の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。	一般会計、当初予算。 都道府県、全市及び特別区の単純合計。骨格予算・暫定予算を編成した自治体を除いて集計。

(備考) 1. 財務省予算関係資料、総務省地方財政審議会資料、(株)時事通信社調査、(株)日本経済新聞社「日経グローバル」調査などにより作成。
 2. ①における2019年度及び2020年度当初予算の[]内は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」などの「臨時・特別の措置」分を含む計数とその他の比較。

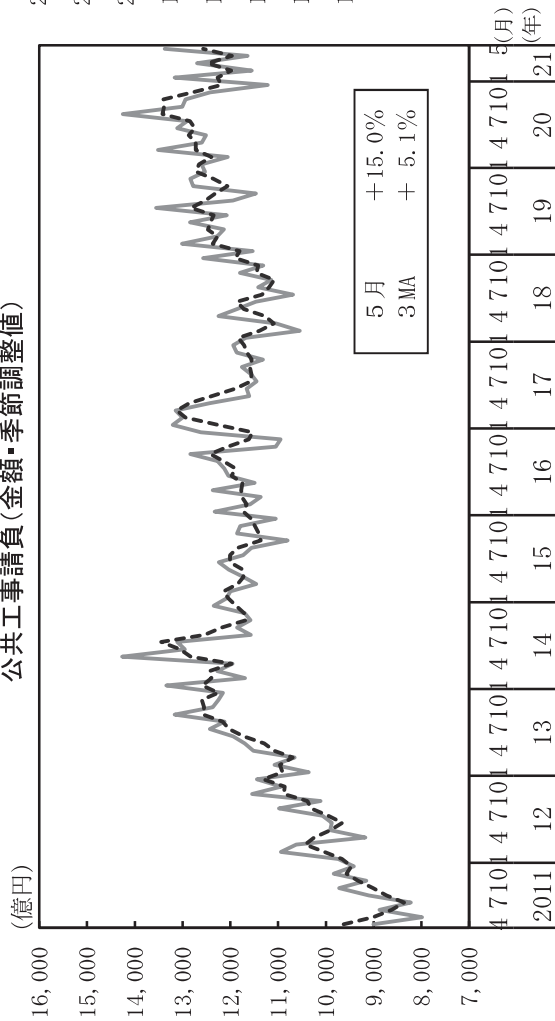
公共工事出来高(金額・季節調整値)



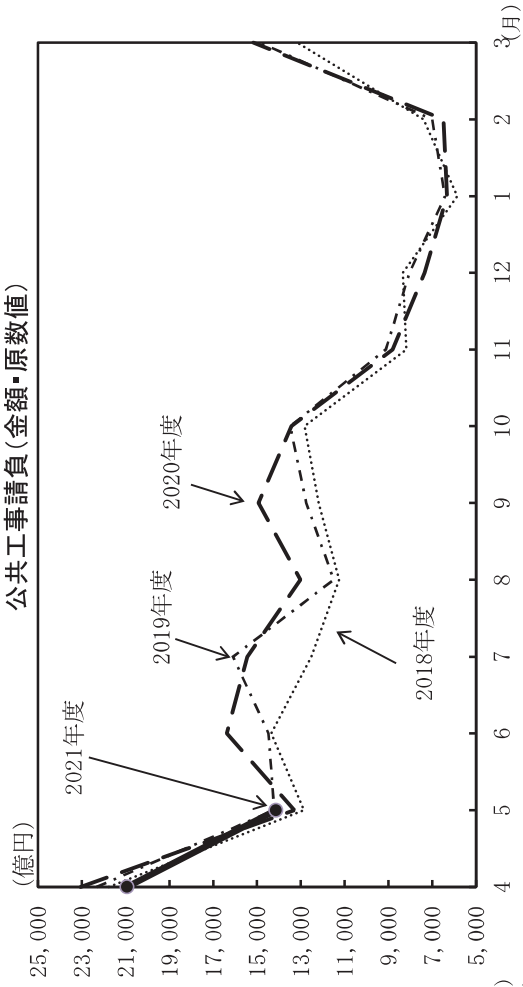
公共工事手持ち工事高(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・季節調整値)



公共工事請負(金額・原数値)



(備考)

左上图：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
 左下图：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。内閣府で季節調整。
 点線は、後方3か月移動平均。

(備考)

右上図：国土交通省「建設総合統計」により作成。内閣府で季節調整。点線は後方3か月移動平均。
 右下図：東日本建設業保証株式会社「公共工事前払金保証統計」により作成。

6. 輸出・輸入・国際収支

輸出は、緩やかな増加が続いている。

輸入は、持ち直しの動きがみられる。

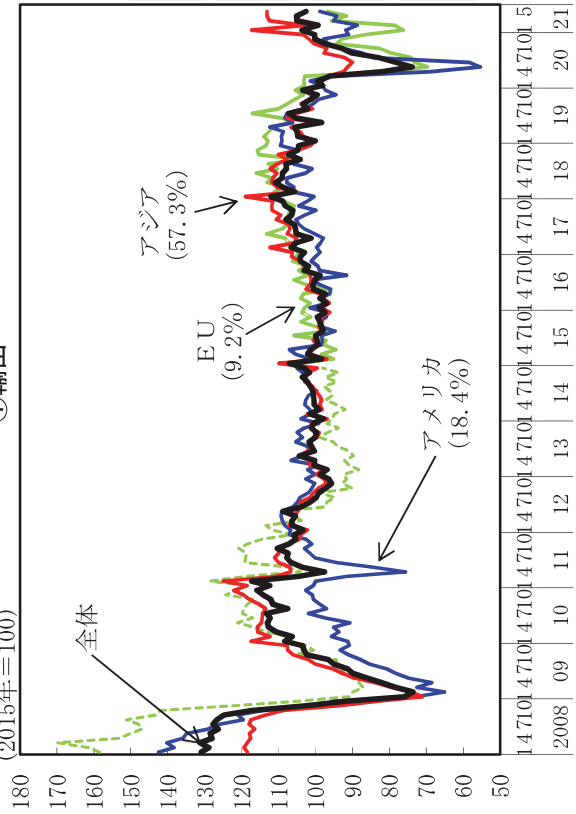
貿易・サービス収支は、おおむね均衡している。

(前年同期(月)比、[]内は暦年前年比、()内は季節調整済み(月)比、%、Pは速報値)

	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 10-12月	2021年 1-3月	2021年 3月	4月	5月
輸出数量	[▲4.3] ▲4.4	[▲11.8] ▲9.4	(12.0) ▲1.8	(3.4) 4.6	(5.8) 12.6	(0.1) 28.4	P (▲ 2.4) P 38.6
輸入数量	[▲1.1] ▲2.4	[▲6.4] ▲3.4	(3.8) ▲3.2	(3.5) 6.0	(▲ 4.5) 3.9	P (7.3) P 1.2	P (▲ 4.1) P 6.9
貿易・サービス収支(億円)	[▲9,318] ▲12,332	[▲7,250] P 1,716	16,362	P 4,767	P 4,119	P ▲ 1,650	—
貿易収支(億円)	[1,503] 4,839	[30,106] P 39,047	24,360	P 14,395	P 7,893	P 3,281	—
第一次所得収支(億円)	[215,749] 216,409	[208,090] P 207,797	54,407	P 52,018	P 14,405	P 19,324	—
経常収支(億円)	[192,732] 189,273	[175,347] P 182,038	64,101	P 50,523	P 16,965	P 15,528	—
金融収支(億円)(原数値)	[248,843] 207,987	[153,955] P 153,009	36,951	P 48,842	P 23,204	P ▲ 2,427	—

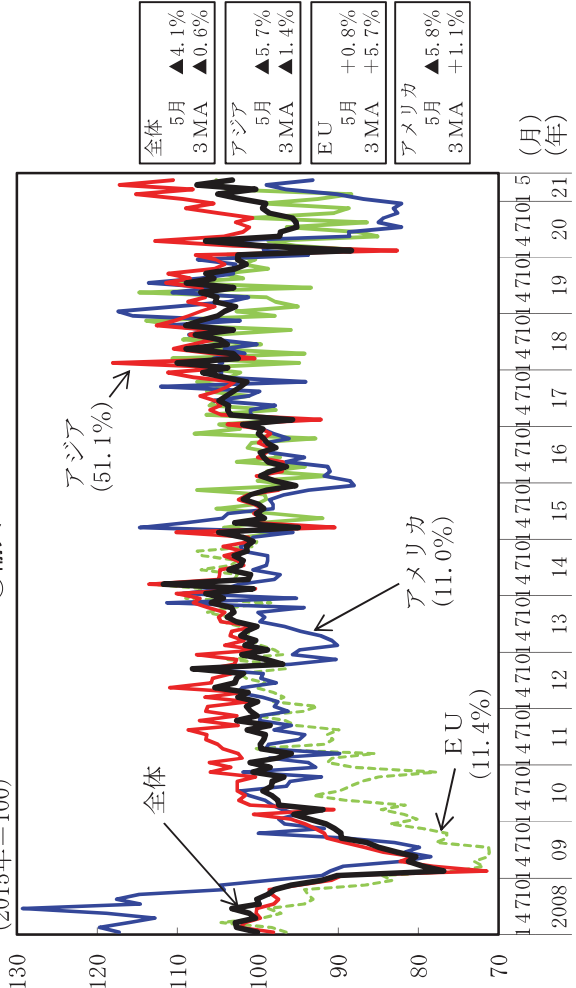
地域別輸出入数量指数

(2015年=100)



②輸入

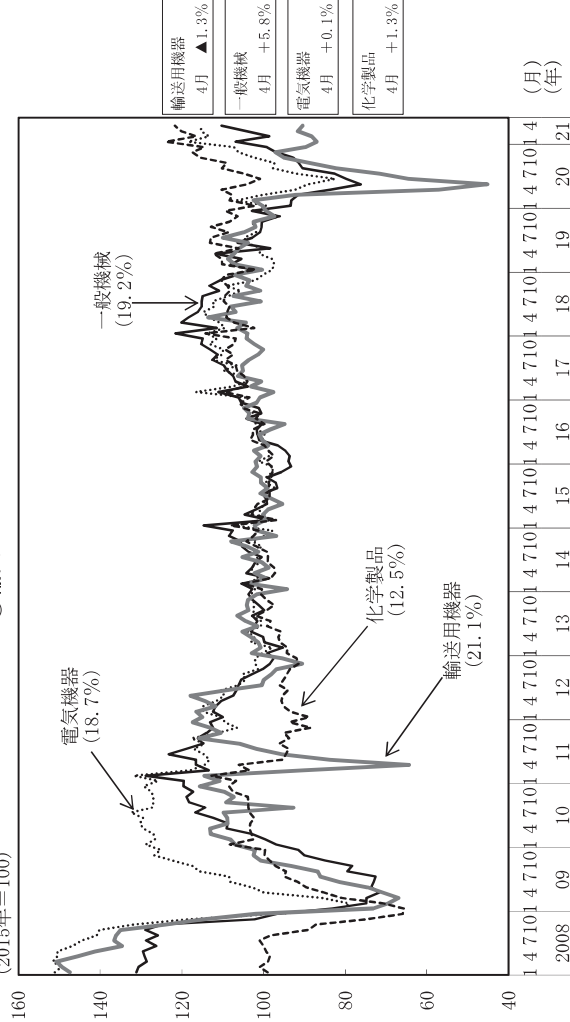
(2015年=100)



(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。なお、EUについては2015年以降は英国を除く27か国ベース。

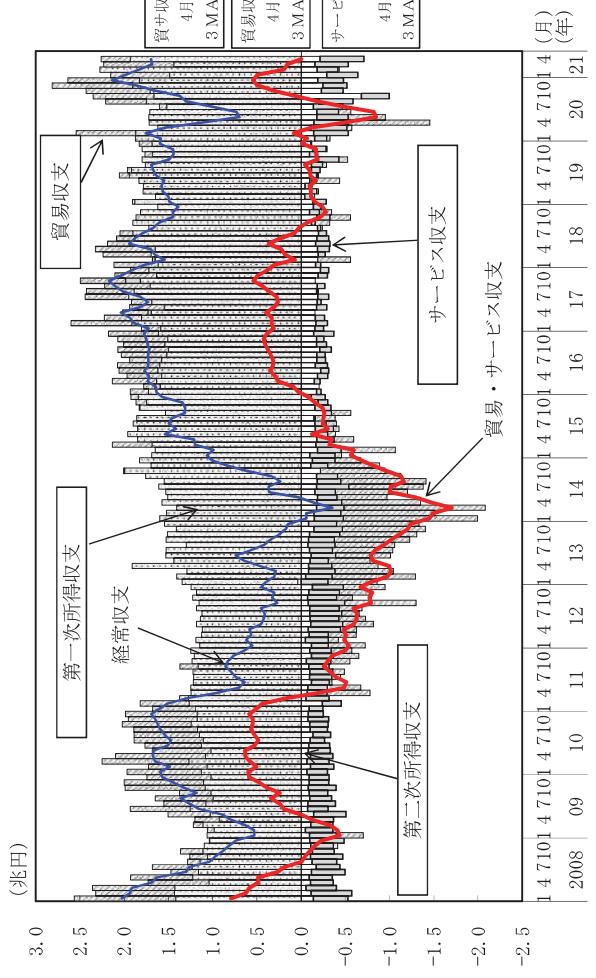
品目別輸出入数量指数

①輸出



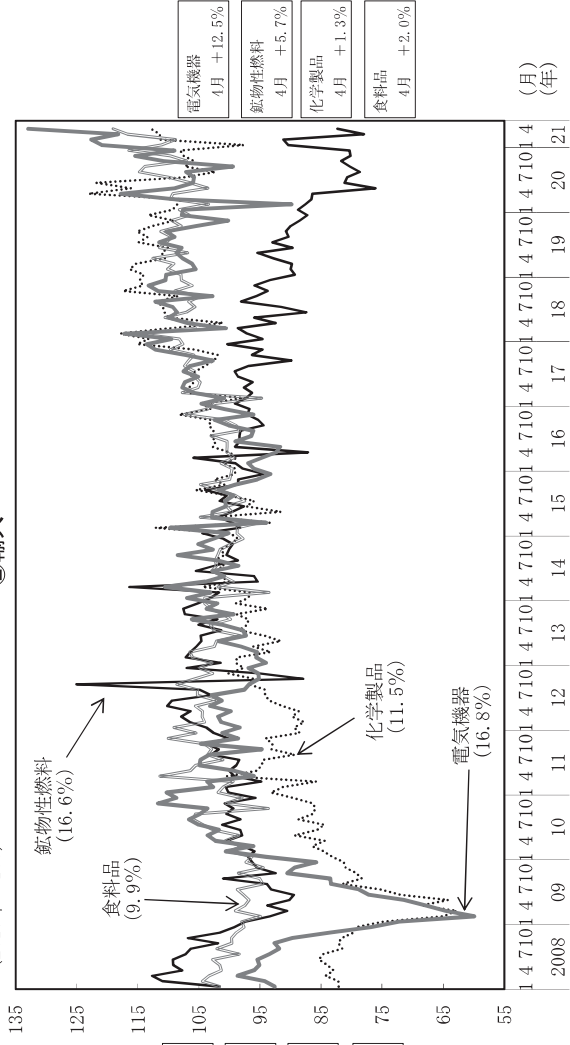
(備考) 財務省「貿易統計」により作成。内閣府による季節調整値。括弧内は2020年の金額ウェイト。

経常収支

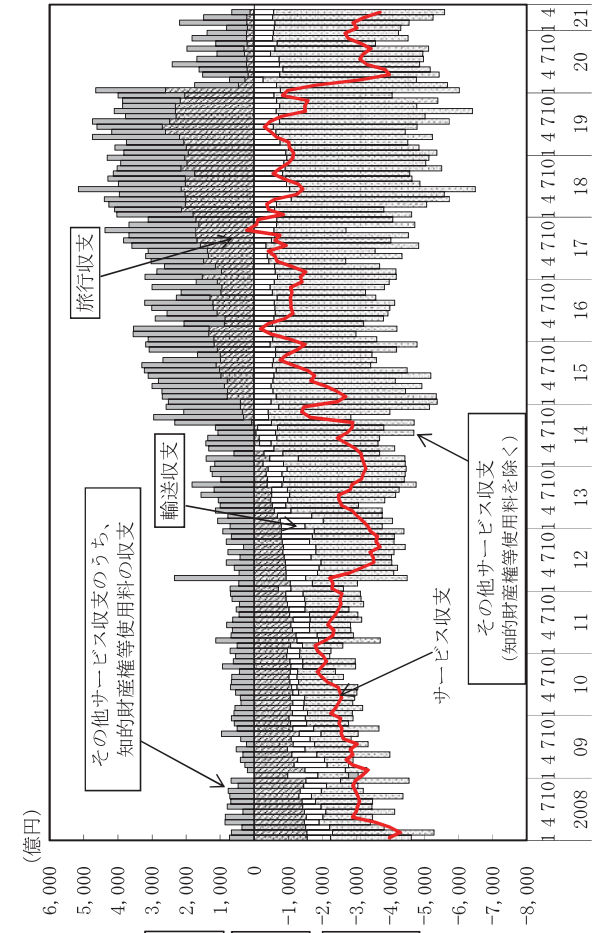


(備考) 1. 財務省・日本銀行「国際収支統計」により作成。財務省・日本銀行による季節調整値。知的財産権等使用料の収支及びその他サービス収支 (知的財産権等使用料を除く) は、内閣府による季節調整値。
2. 横上げは単月の値。折線は後方3か月移動平均の値。

②輸入



サービス収支



7. 生産・出荷・在庫
生産は、持ち直している。

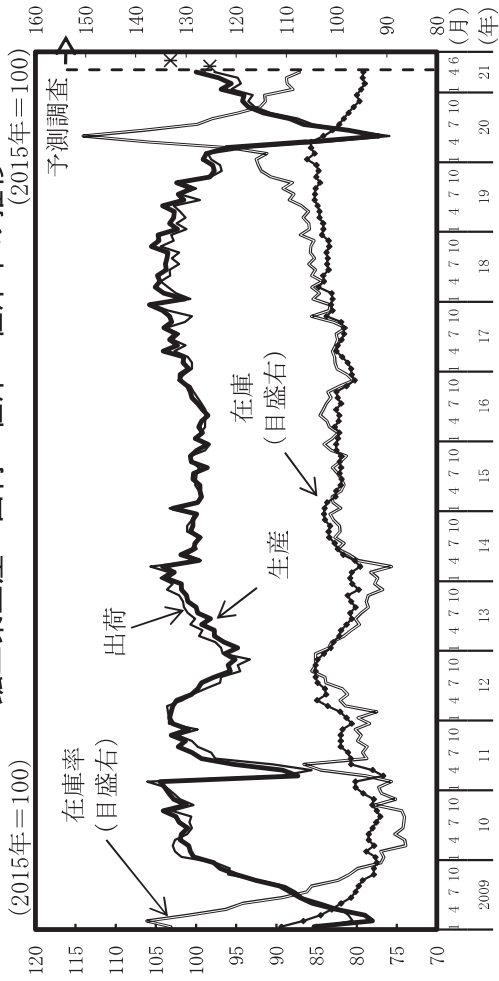
	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年 7-9月期	10-12月期	2021年 1-3月期	2021年 2月	3月	4月
鉱工業生産指数	[▲ 3.0] ▲ 3.8	[▲ 10.4] ▲ 9.5	(9.0) ▲ 13.0	(5.7) ▲ 3.5	(2.9) ▲ 1.0	(▲ 1.3) ▲ 2.0	(1.7) 3.4	(2.9) 15.8
鉱工業出荷指数	[▲ 2.7] ▲ 3.6	[▲ 10.6] ▲ 9.8	(9.2) ▲ 13.5	(5.9) ▲ 3.5	(2.0) ▲ 1.4	(▲ 1.3) ▲ 3.2	(0.4) 3.4	(3.1) 16.2
鉱工業在庫指数	[1.2] 2.8	[▲ 8.4] ▲ 9.8	(▲ 3.2) ▲ 5.7	(▲ 1.6) ▲ 8.4	(▲ 1.3) ▲ 9.8	(▲ 0.7) ▲ 9.5	(0.4) ▲ 9.8	(▲ 0.1) ▲ 9.8
製造工業生産能力指数 (2015年=100)	[98.2] 98.2	[97.3] 97.0	97.3	97.3	97.0	97.1	97.0	96.7
製造工業稼働率指数 (2015年=100)	[99.9] 98.2	[87.1] 87.4	(85.1)	(92.6)	(95.6)	(93.0)	(98.2)	(99.3)
第3次産業 活動指数	[0.3] ▲ 0.7	[▲ 6.9] P ▲ 6.9	(6.4) ▲ 8.6	(2.3) ▲ 2.9	P (▲ 0.7) P ▲ 3.0	(▲ 0.3) ▲ 5.6	P (2.4) P 1.7	P (▲ 0.7) P 9.9

(%)

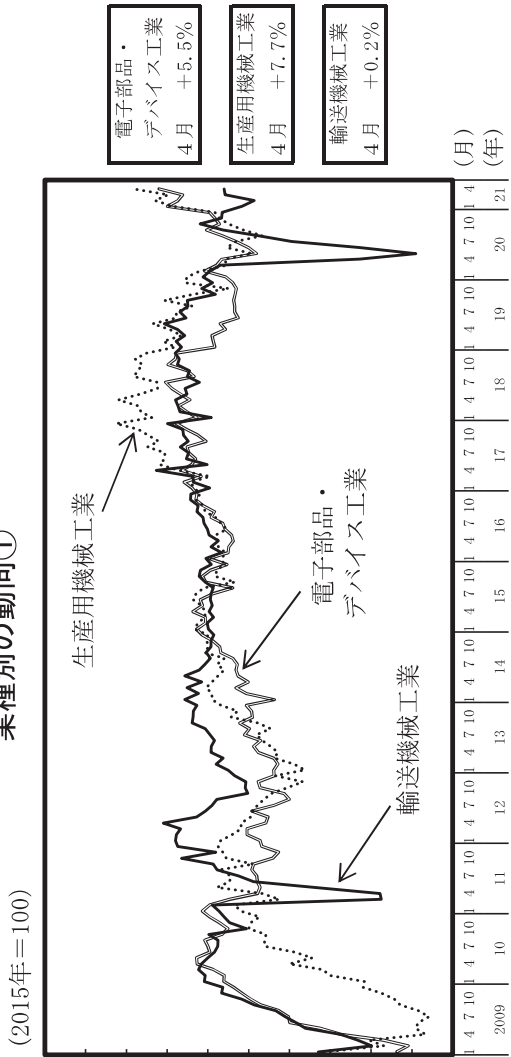
予測調査
5月 ▲1.7%
6月 5.0%

(備考) 1. 経済産業省「鉱工業指数」「製造工業生産予測調査」「第3次産業活動指数」により作成。Pは速報値。
2. 鉱工業生産・出荷・在庫指数、第3次産業活動指数の暦年・年度の下段は前年度比、上段の□内は前年比。四半期・月次の下段は前年同期(月)比、上段の□内は季節調整前期(月)比。
3. 製造工業生産能力指数の暦年・年度の下段は原数値(暦年)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は原数値。
4. 製造工業稼働率指数の暦年・年度の下段は原数値(暦年)、上段の□内は原数値(暦年)。四半期次・月次は季節調整値。

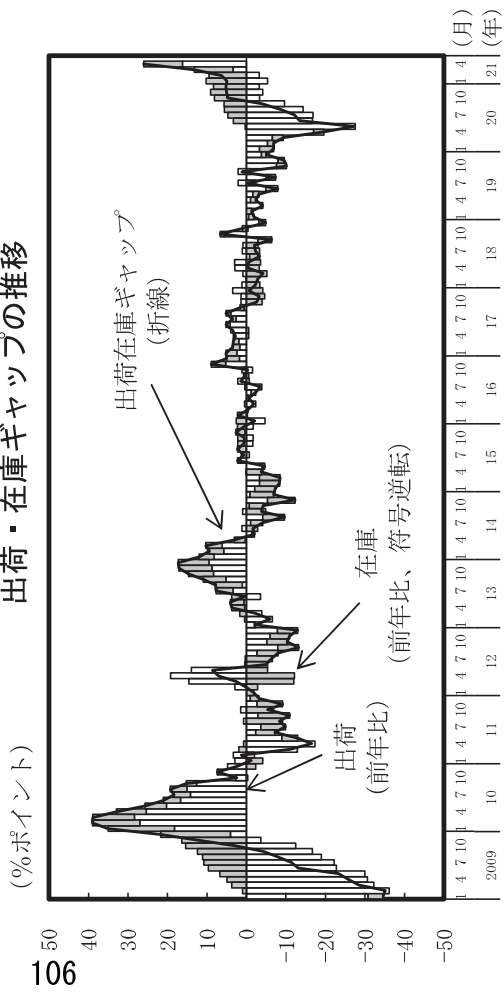
鉱工業生産・出荷・在庫・在庫率の推移



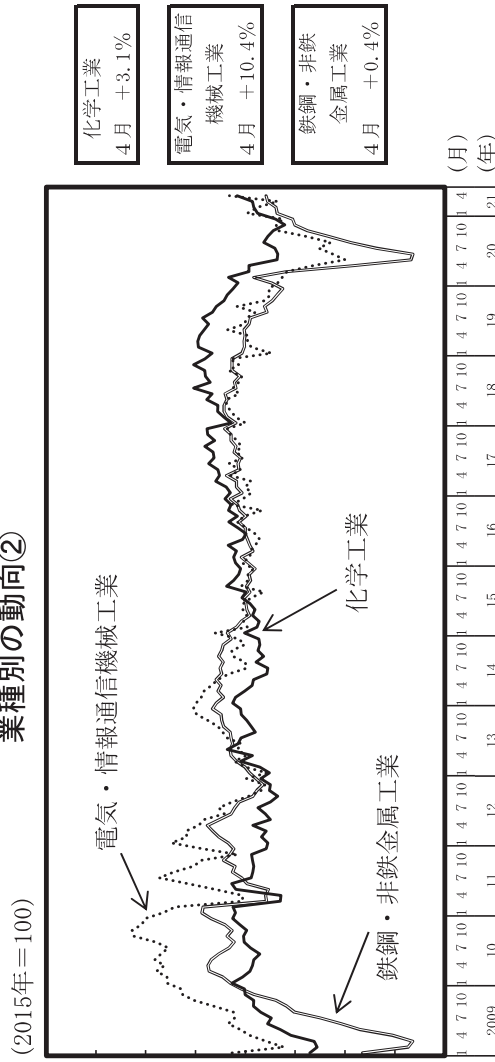
業種別の動向①



出荷・在庫ギャップの推移



業種別の動向②



(備考) 経済産業省「鉱工業指数」により作成。出荷・在庫ギャップ=出荷(前年比)-在庫(前年比)。

8. 企業収益・業況判断

企業収益は、感染症の影響により、非製造業では弱さがみられるものの、総じてみれば持ち直ししている。
 企業の業況判断は、厳しさが残るなかで、持ち直しの動きに足踏みがみられる。

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年3月調査）」

業況判断	2018年度		2019年度		2020年度		2021年度		2021年度計画
	実績		実績		実績見込み		実績見込み		
	実	績	実	績	上	期	下	期	
全規模	0.4	▲ 9.6	▲ 30.3	▲ 42.6	▲ 15.2	▲ 8.6	▲ 10.9	▲ 6.7	
大企業	▲ 0.9	▲ 17.5	▲ 17.5	▲ 36.6	9.6	1.8	2.3	1.5	
非製造業	▲ 0.1	▲ 7.8	▲ 42.3	▲ 45.5	▲ 38.0	5.6	3.5	8.0	
中小企業	▲ 1.8	▲ 18.1	▲ 25.5	▲ 51.6	5.1	20.6	55.4	1.8	
非製造業	1.1	0.7	▲ 30.1	▲ 42.9	▲ 18.1	22.9	27.1	20.1	

(前年同期比、%)

財務省「法人企業統計季報」

業況判断	2019年		2020年		2020年度		2021年度		2021年1-3月
	実績		実績		実績見込み		実績見込み		
	実	績	実	績	上	期	下	期	
全規模全産業	▲ 3.5	▲ 27.3	▲ 13.1	▲ 15.6	▲ 46.6	▲ 28.4	▲ 0.7	▲ 26.0	
製造業	▲ 17.6	▲ 21.7	▲ 21.6	▲ 4.3	▲ 48.7	▲ 27.1	21.9	63.2	
非製造業	4.6	▲ 29.8	▲ 8.6	▲ 20.9	▲ 27.0	▲ 45.5	▲ 34.8	▲ 12.5	
大中堅企業	▲ 6.3	▲ 26.8	▲ 16.5	▲ 12.2	▲ 45.5	▲ 29.1	▲ 11.2	10.9	
中小企業	4.4	▲ 28.4	▲ 3.7	▲ 23.9	▲ 22.2	▲ 26.4	▲ 11.0	▲ 1.4	
					▲ 35.3	▲ 25.5	▲ 9.4	▲ 41.2	
					▲ 4.3	▲ 8.2	▲ 8.6	▲ 12.3	
					▲ 79.6	▲ 35.4	24.6	1.6	
					▲ 76.7	▲ 235.2	▲ 47.2	▲ 7.9	

(前年同期比、()内は季調済前同期比、%)

(備考) 大中堅企業・中小企業の季調済前同期比は内閣府試算値。

(%ポイント)

→ 見込み

日本銀行「全国企業短期経済観測調査（2021年3月調査）」

業況判断	2019年9月		2020年3月		2020年6月		2020年9月		2020年12月		2021年3月		2021年6月	
	実績		実績		実績見込み		実績見込み		実績見込み		実績見込み		実績見込み	
	実	績	実	績	上	期	下	期	上	期	下	期	上	期
全規模	+ 8	+ 4	▲ 4	▲ 31	▲ 28	▲ 15	▲ 8	▲ 10						
大企業	▲ 1	▲ 4	▲ 12	▲ 39	▲ 37	▲ 20	▲ 6	▲ 7						
非製造業	+ 14	+ 11	+ 1	▲ 25	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 12						
中小企業	+ 5	+ 0	▲ 8	▲ 34	▲ 27	▲ 10	+ 5	+ 4						
非製造業	+ 21	+ 20	+ 8	▲ 17	▲ 12	▲ 5	▲ 1	▲ 1						
製造業	▲ 4	▲ 9	▲ 15	▲ 45	▲ 44	▲ 27	▲ 13	▲ 12						
非製造業	+ 10	+ 7	▲ 1	▲ 26	▲ 22	▲ 12	▲ 11	▲ 16						

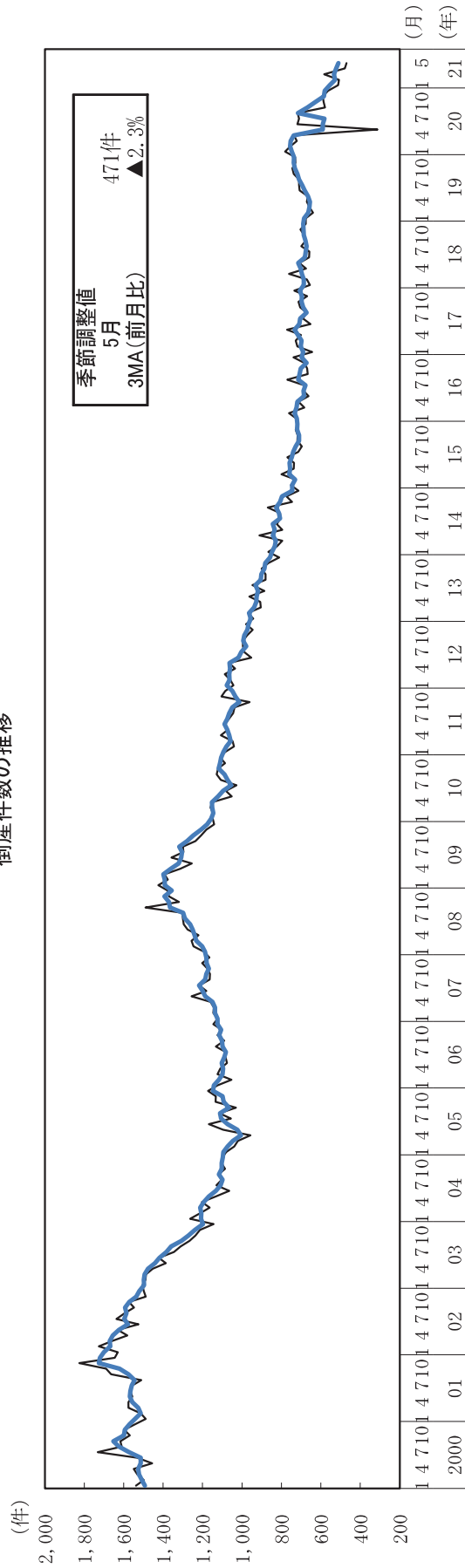
(備考) DI = 「良い」とみる企業の割合 (%) - 「悪い」とみる企業の割合 (%)

9. 倒産 倒産件数は、減少している。

(株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」
(前年比は原数値、[]内は暦年前年比、()内は季調済前期(月)比、%)

	[2018年] 2018年度	[2019年] 2019年度	[2020年] 2020年度	2020年10-12月期	2021年1-3月期	2021年3月	4月	5月
企業倒産件数	[8,235] 8,110 [▲2.0] ▲3.0	[8,383] 8,631 [▲1.7] 6.4	[7,773] 7,163 [▲7.2] ▲17.0	1,751 ▲20.8 (▲13.3)	1,554 ▲28.1 (▲7.8)	634 ▲14.3 (14.9)	477 ▲35.8 (▲17.8)	472 50.3 (▲1.7)
負債金額(億円)	[14,854] 16,187 [▲53.1] ▲47.5	[14,232] 12,647 [▲4.1] ▲21.8	[12,200] 12,084 [▲14.2] ▲4.4	3,189 ▲13.3	2,903 ▲3.8	1,414 33.5	840 ▲41.9	1,686 107.3
大型倒産除く(億円)	[6,967] 6,922 [▲0.1] ▲2.3	[6,958] 7,065 [▲0.1] 2.0	[6,112] 5,563 [▲12.1] ▲21.2	1,305 ▲27.2	1,281 ▲29.9	508 ▲18.7	347 ▲45.1	380 14.6

倒産件数の推移



(備考) 1. (株) 東京商工リサーチ (T S R) 「倒産月報」により作成。
2. 内閣府による季節調整値。太線は後方3か月移動平均。

10. 雇用情勢 雇用情勢は、感染症の影響により、弱い動きとなっているなかで、雇用者数等の動きに底堅さもみられる。

(前年同期(月)比、[]内は暦年ベース、()内は季調済前期(月)比、%、完全失業率・完全失業者数・有効求人倍率は季節調整値、求人広告掲載件数は原数値)

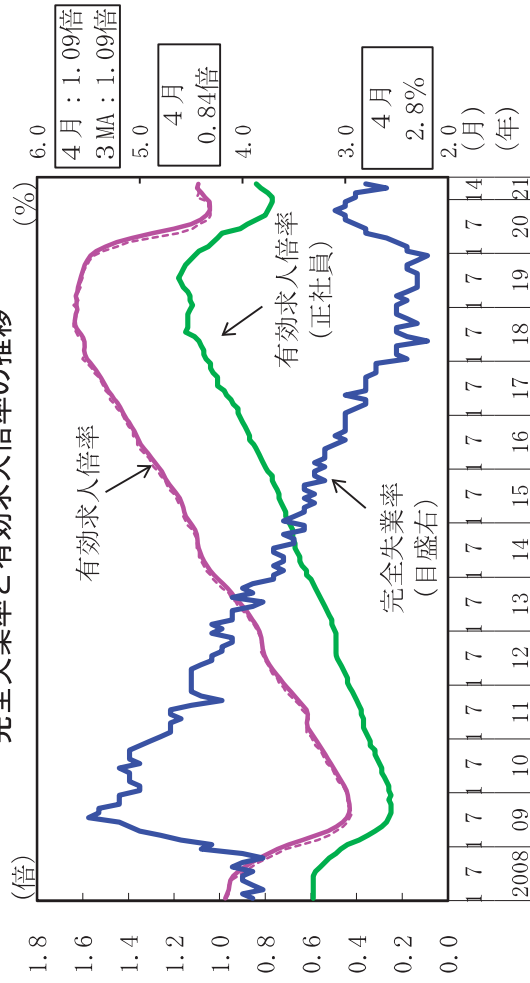
	2019年度[年]	2020年度[年]	2020年7-9月	10-12月	2021年1-3月	2021年2月	3月	4月
完全失業率 (%)	2.3 [2.4]	2.9 [2.8]	3.0	3.0	2.8	2.9	2.6	2.8
うち15~24歳	3.8 [3.8]	4.8 [4.6]	4.6	5.0	5.2	4.9	4.8	4.3
完全失業者数総数 (万人)	162 [162]	199 [191]	202	210	195	203	180	194
うち非自発的な離職による者	37 [37]	59 [54]	60	65	61	66	53	60
雇用者数	1.1 [1.1]	▲1.0 [▲0.5]	▲1.2 (0.2)	▲0.7 (0.6)	▲0.7 (0.3)	▲0.7 (0.2)	▲0.7 (0.0)	0.4 (▲0.7)
常用労働者数 (労働者計)	1.9 [2.0]	0.7 [1.0]	0.6 (0.4)	0.7 (0.5)	0.6 (0.5)	0.6 (0.2)	0.7 (0.4)	1.2 (0.1)
新規求人数	▲5.4 [▲1.8]	▲20.8 [▲21.7]	▲24.7 (4.5)	▲21.2 (3.7)	▲9.1 (▲1.5)	▲14.6 (▲2.8)	▲0.7 (8.0)	15.2 (▲4.3)
有効求人数	▲4.3 [▲1.6]	▲22.3 [▲21.0]	▲24.7 (▲1.3)	▲22.1 (2.2)	▲14.4 (2.8)	▲15.4 (▲1.5)	▲10.0 (1.6)	▲1.4 (1.4)
有効求人倍率 (倍)	1.55 [1.60]	1.10 [1.18]	1.06	1.04	1.10	1.09	1.10	1.09
正社員 (倍)	1.12 [1.14]	0.83 [0.88]	0.81	0.78	0.82	0.82	0.84	0.88
求人広告掲載件数 (万件)	150.9 [147.5]	78.8 [95.3]	71.0	81.4	87.3	88.3	88.7	86.1
所定外労働時間 (残業時間等)	▲2.5 [▲1.9]	▲13.9 [▲13.2]	▲14.6 (11.1)	▲9.6 (2.9)	▲6.6 (1.5)	▲9.7 (▲2.0)	▲1.9 (4.9)	12.2 (1.9)
製造業	▲9.6 [▲8.5]	▲19.8 [▲20.7]	▲26.8 (6.3)	▲11.7 (12.9)	▲5.5 (4.8)	▲7.7 (▲4.4)	▲2.8 (4.0)	15.9 (3.9)
現金給与総額 (1人当たり・名目)	0.0 [▲0.4]	▲1.5 [▲1.2]	▲1.2 (0.4)	▲2.1 (▲0.3)	▲0.3 (1.0)	▲0.4 (0.6)	0.6 (0.3)	1.4 (0.4)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲0.5	0.7	6.3
定期給与 (名目)	0.1 [▲0.2]	▲0.8 [▲0.7]	▲1.0 (0.7)	▲0.7 (0.3)	▲0.1 (0.3)	▲0.5 (0.0)	0.5 (0.3)	1.2 (0.1)
※共通事業所	-	-	-	-	-	▲0.5	0.4	6.1

(備考) 1. 常用労働者数、所定外労働時間、現金給与総額及び定期給与は、本系列(2019年5月以前は抽出調査、6月以降は全数調査)を掲載。なお、賃金と労働時間には、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。このため、これらの断層の影響を除いた共通事業所による前年同月比の公表値も掲載。Pは速報値。

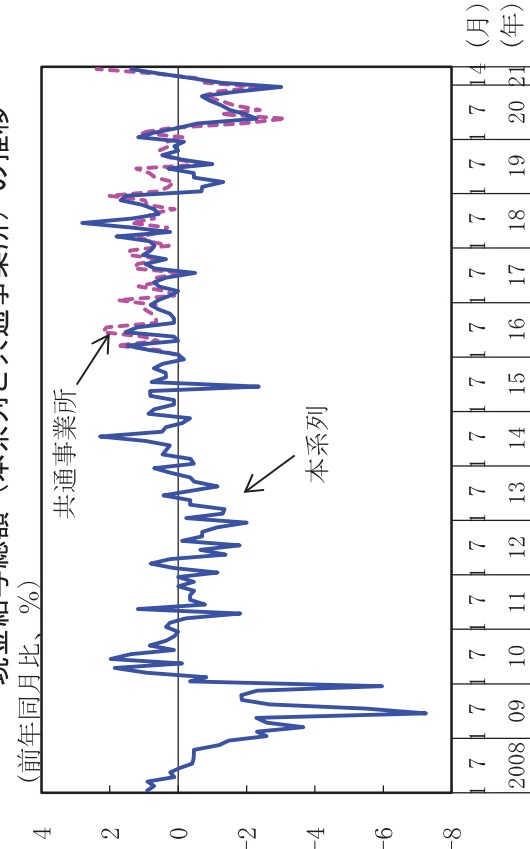
2. 定期給与とは、きまつて支給する給与のことであり、所定内給与と所定外給与の合計。

3. 求人広告掲載件数は(社)全国求人情報協会資料により作成。職種分類別件数の合計。2018年1月より集計開始。

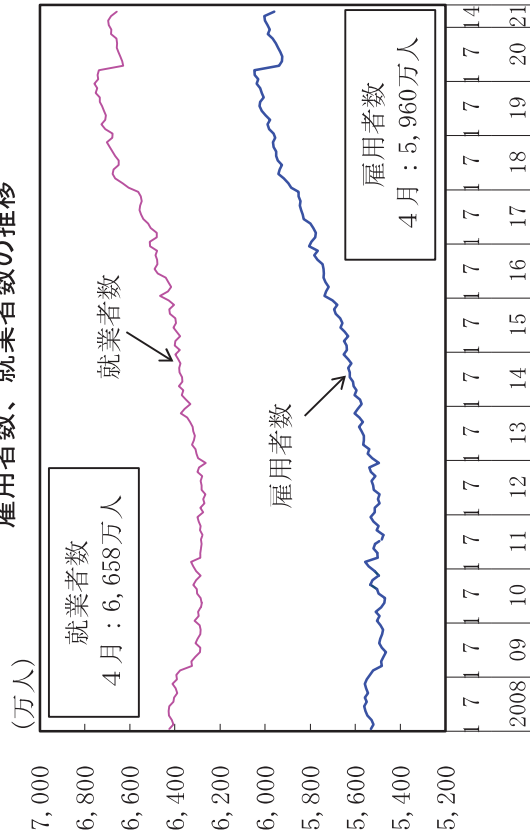
完全失業率と有効求人倍率の推移



現金給与総額 (本系列と共通事業所) の推移

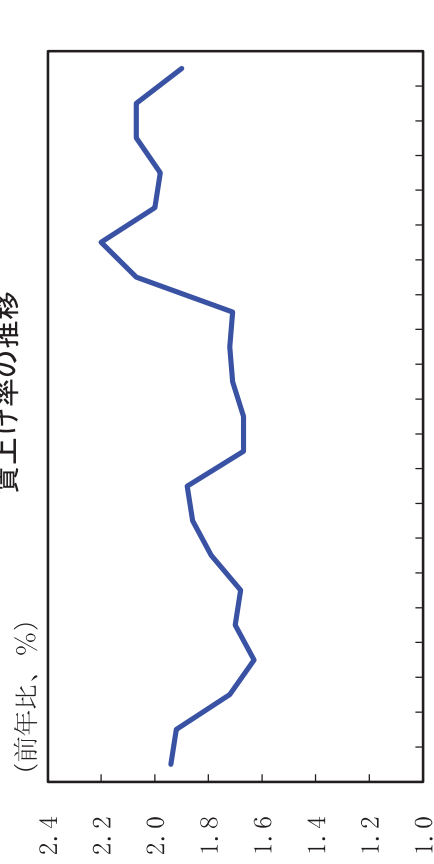


雇用者数、就業者数の推移



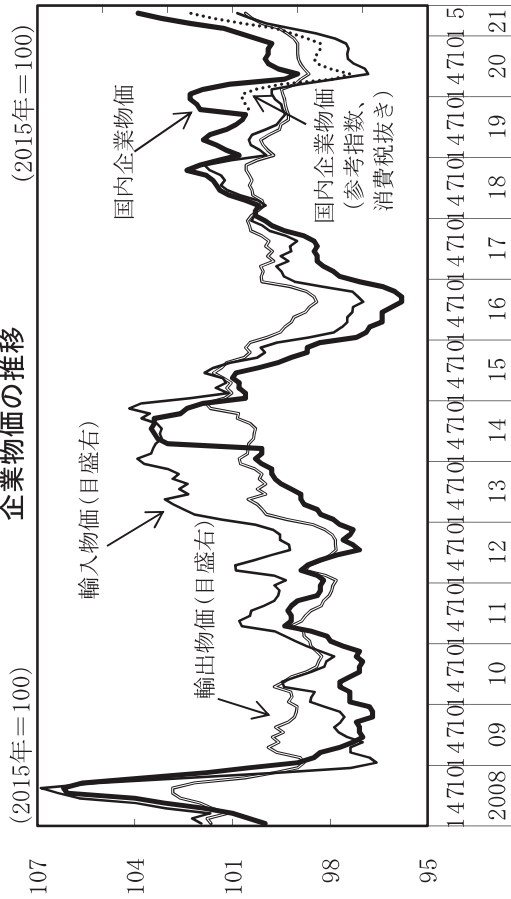
- (備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。季節調整値。
 2. 総務省「労働力調査」の2011年3～8月は、岩手県、宮城県及び福島県を補完した全国の数値。
 3. 有効求人倍率について、点線は単月、実線は3か月移動平均。

賃上げ率の推移



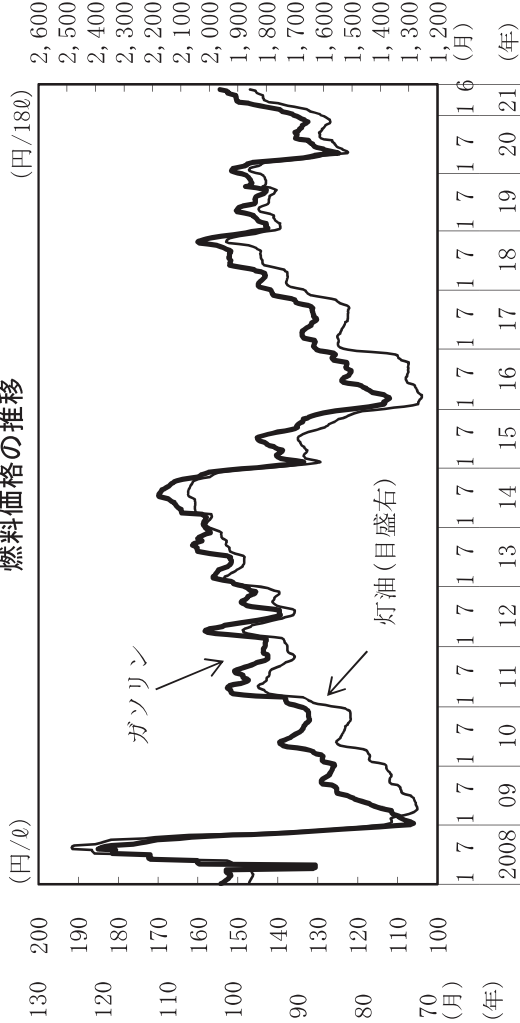
- (備考) 1. 上図は厚生労働省「毎月勤労統計調査」、下図は日本労働組合総連合会「春季生活闘争(最終)回答集計結果」により作成。
 2. 本系列は、2018年1月に標本の部分入替えや基準とする母集団の更新、2019年1月に標本の部分入替え、同年6月に東京都「500人以上規模の事業所」について抽出調査から全数調査への変更、2020年1月及び2021年1月に標本の部分入替えを行ったことによる断層が含まれる。
 共通事業所は、2016年1月より公表。
 3. 賃上げ率は、平均賃金方式による定昇相当の賃上げ率。

企業物価の推移



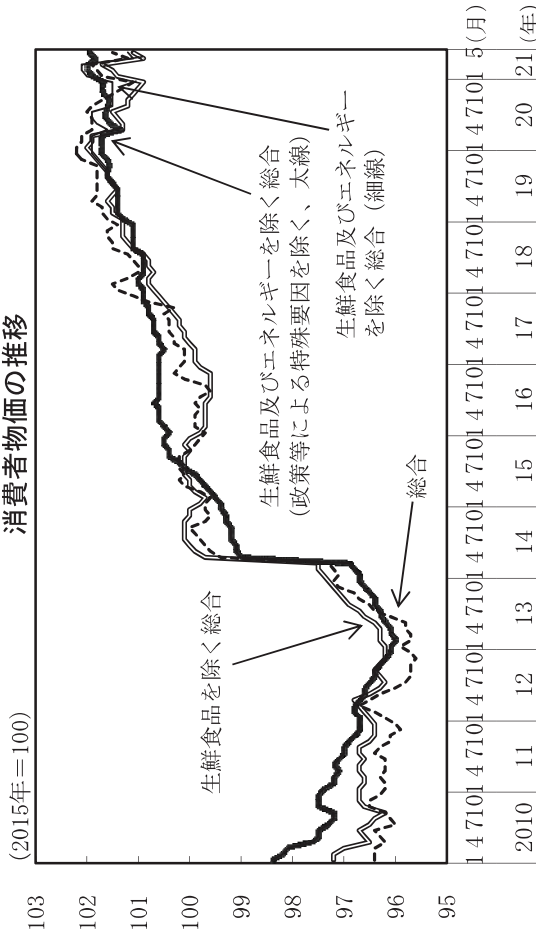
(備考) 1. 日本銀行「企業物価指数」により作成。国内企業物価は夏季電力料金調整後。
2. 国内企業物価(参考指数、消費税抜き)は、2019年10月以降を掲載。

燃料価格の推移



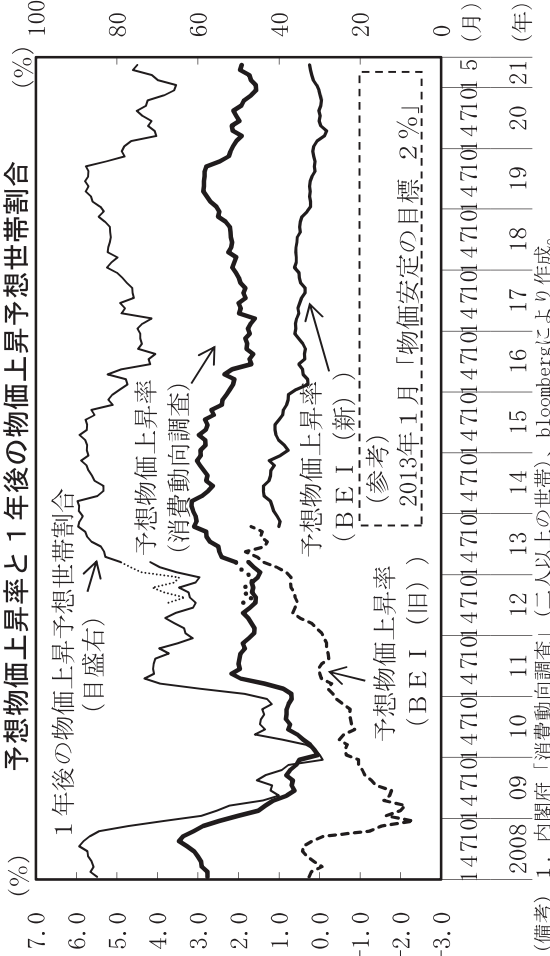
(備考) 資源エネルギー庁「石油製品価格調査」により作成。価格は税込み。

消費者物価の推移



(備考) 1. 総務省「消費者物価指数」により作成。連鎖基準。季節調整値。
2. 「政策等による特殊要因を除く」とは、2019年10月の消費税率引上げ、幼児教育・保育無償化、Go Toトラベル事業及び2021年4月の通信料(携帯電話)下落等による直接の影響を除いた数値(内閣府試算値)。

予想物価上昇率と1年後の物価上昇予想世帯割合



(備考) 1. 内閣府「消費動向調査」(二人以上の世帯)、bloombergにより作成。
2. 「消費動向調査」は、2013年4月から郵送調査への変更があったため、それ以前の訪問留置調査の数値と不連続が生じている。点線部(2012年7月から2013年3月)は、郵送調査による試験調査の参考値。また、2018年10月より郵送・オンライン併用調査を開始。
3. 予想物価上昇率(消費動向調査)は、消費者による物価予想。一定の仮定に基づき試算したもの。
4. BE I(ブレイク・インフレーション)は、物価連動国債売買参加者による物価予想。それぞれの時点で残存期間が最長のもの(BE I(旧)は旧物価連動国債、BE I(新)は新物価連動国債(残存10年物))を使用。

12. 金融

株価（日経平均株価）は、28,500円台から29,400円台まで上昇した後、28,000円台まで下落し、その後28,800円台まで上昇した。対米ドル円レート（インターバンク直物相場）は、109円台から110円台まで円安方向に推移した。

	2019年	2020年	2019年度	2020年度	2020年						2021年				
					2020年		2020年度		2020年		2021年		2021年		
					7-9月	10-12月	7-9月	10-12月	1-3月	3月	4月	5月	3月	4月	5月
ユーロレイト （無担保翌日物）	-0.052	-0.035	-0.046	-0.031	-0.039	-0.026	-0.016	-0.017	-0.012	-0.017	-0.017	-0.012	-0.012	-0.017	6/22
ユーロ円 （3か月物）	0.031	-0.034	0.027	-0.051	-0.065	-0.055	-0.055	-0.065	-0.056	-0.065	-0.065	-0.065	-0.065	-0.065	6/22
国債流通利回り	-0.101	0.002	-0.105	0.030	0.023	0.021	0.074	0.102	0.090	0.078	0.050	0.090	0.078	0.050	6/22
株式相場	1,595	1,597	1,596	1,675	1,595	1,707	1,903	1,947	1,941	1,908	1,959	1,941	1,908	1,959	6/22
東証株価指数(TOPIX)	21,697	22,705	21,890	24,459	22,906	25,194	29,001	29,315	29,426	28,517	28,884	29,426	28,517	28,884	6/22
日経平均株価	108.99	106.73	108.65	106.09	106.20	104.49	106.09	108.65	109.13	109.19	110.38	109.13	109.19	110.38	6/22
（対米ドル）	122.02	121.87	120.80	123.74	124.05	124.61	127.80	129.39	130.39	132.76	131.51	130.39	132.76	131.51	6/21
（対ユーロ）	10.70	11.05	10.88	10.94	11.19	10.70	10.51	10.40	10.26	10.29	10.26	10.26	10.29	10.26	6/21
（韓国ウォン・1円当たり）	3,969,489	4,418,178	3,999,624	4,666,015	4,619,060	4,860,406	4,952,914	5,093,352	5,292,040	5,242,320	5,242,320	5,292,040	5,242,320	5,242,320	6/21
日銀当座預金残高 （億円、前年比）	3.6	11.3	3.4	16.7	15.0	20.8	25.0	28.7	29.4	24.9	24.9	29.4	24.9	24.9	6/21
マネタリーベース （億円、前年比）	5,090,077	5,552,289	5,128,020	5,804,620	5,751,824	6,035,876	6,118,033	6,133,816	6,448,961	6,499,142	6,499,142	6,448,961	6,499,142	6,499,142	6/21
マネーストック 2 （億円、前年比）	10,269,920	10,936,277	10,345,607	11,183,116	11,173,582	11,309,040	11,413,599	11,436,974	11,618,798	11,680,371	11,680,371	11,618,798	11,680,371	11,680,371	6/21
マネーストック 狭義 （億円、前年比）	18,032,563	18,767,501	18,135,565	19,028,342	19,013,591	19,164,950	19,299,318	19,321,510	19,697,171	19,956,284	19,956,284	19,697,171	19,956,284	19,956,284	6/21
銀行貸出	1.7	4.1	1.9	4.9	5.2	5.5	5.7	5.7	6.8	7.3	7.3	6.8	7.3	7.3	6/21
普通社債発行額	28.5	0.3	28.2	▲4.6	▲12.0	19.7	▲10.8	▲28.3	48.5	16.3	16.3	48.5	16.3	16.3	6/21

（備考）1. コールレート、ユーロ円TIBOR、国債利回り、株価、円相場の年・年度・四半期・月次は、日次データの平均値。

2. 国債流通利回りは、新発10年国債流通利回り。

3. 円相場（対米ドル）はインターバンク直物中心相場、円相場（対ユーロ）はインターバンク直物17時時点。円相場（韓国ウォン）はインターバンク直物NY17時時点。

4. 日銀当座預金残高は、準備預金積み期間中の平均残高。

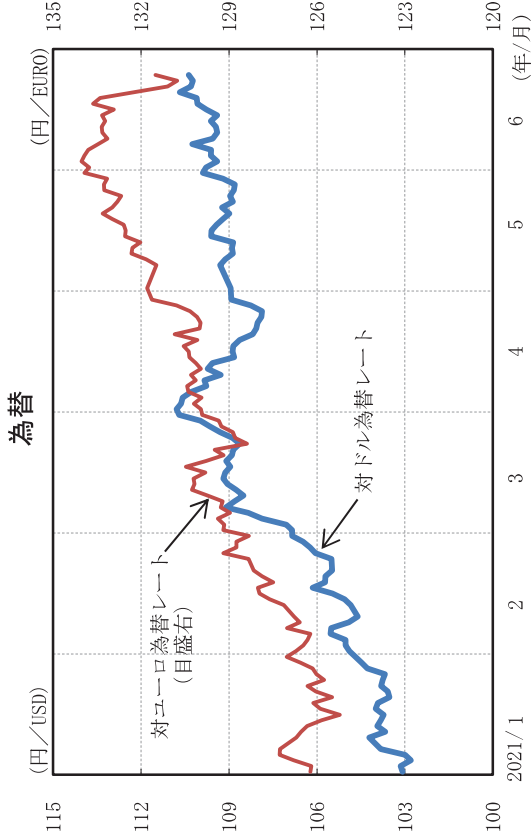
5. マネタリーベースは、平均残高の前年同期（月）比。○内は季調済前期比年率。

6. マネーストックは、平均残高。○内は季調済前期比年率。

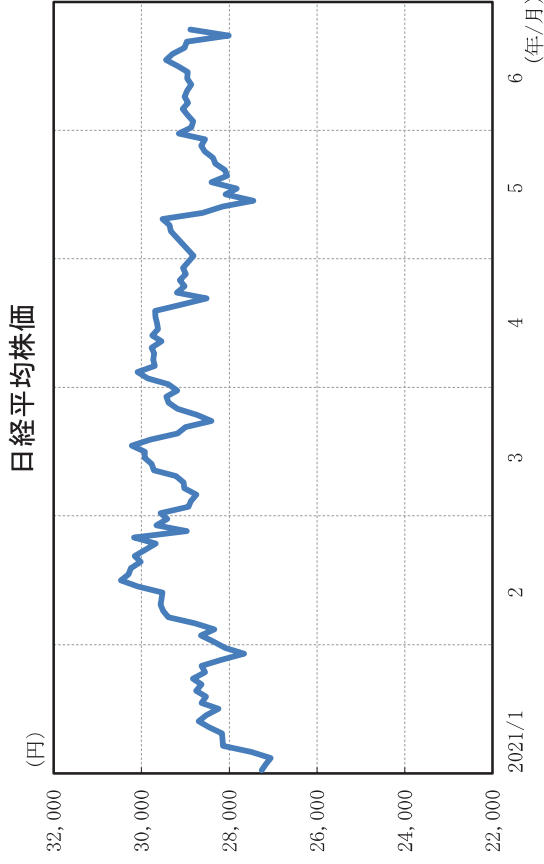
7. 銀行貸出は、銀行計（都市銀行等、地方銀行、第二地方銀行の合計）の平均残高の前年同期（月）比。

8. 普通社債発行額は、国内発行分（円建て外債及び資産担保型社債を含む）の前年同期（月）比。

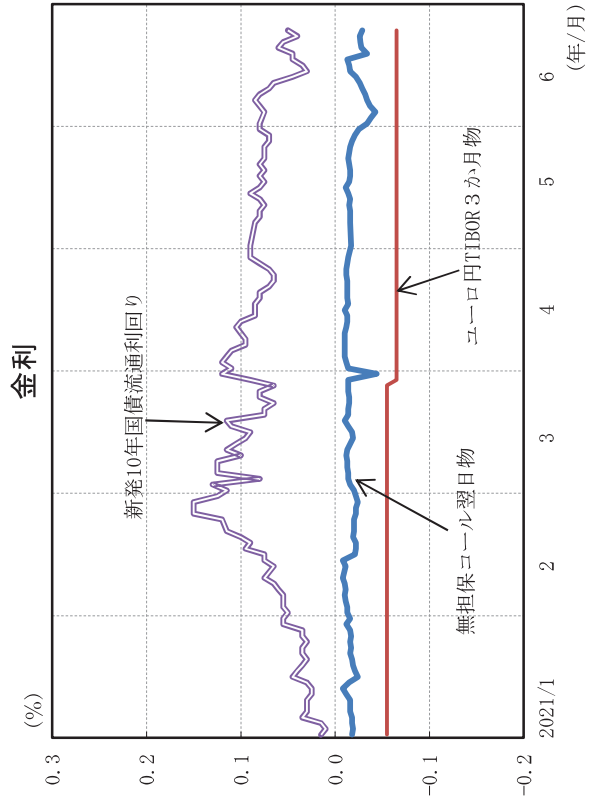
9. マネーストック（広義流動性）は、IMF国際収支マニュアル第6版に準拠した「対外資産負債残高」等の公表に伴い、測及改定を実施。



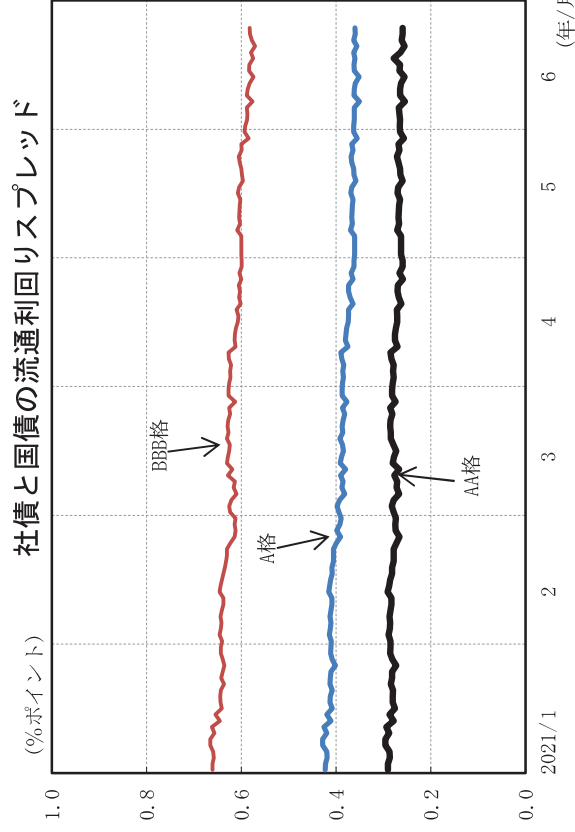
(備考) 1. 日経NEEDSにより作成。
2. 対ドル為替レートはインタナショナルバンク直物中心相場。
対ユーロ為替レートはインタナショナルバンク直物17時時点。



(備考) 日経NEEDSにより作成。

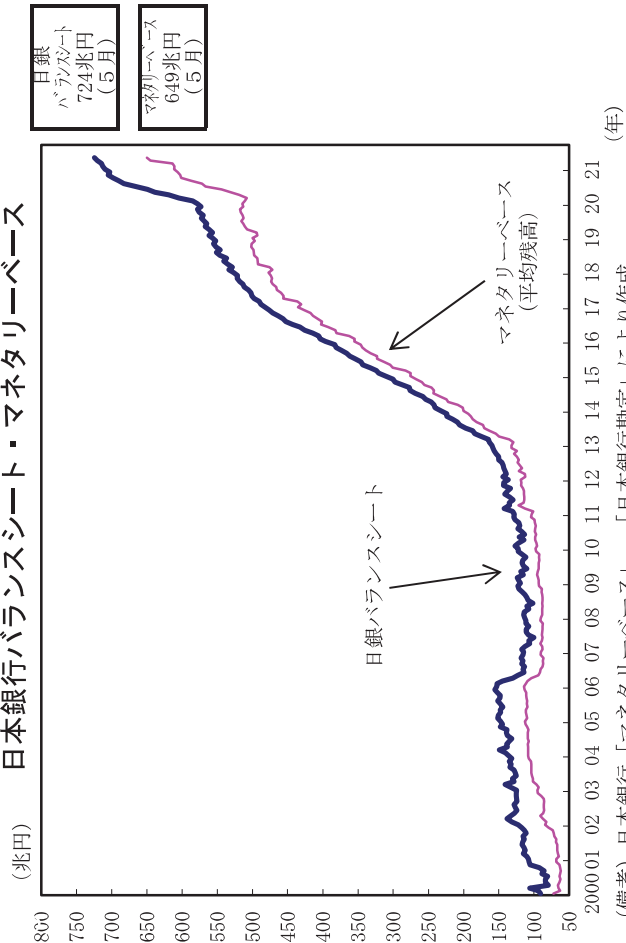


(備考) 日経NEEDSにより作成。

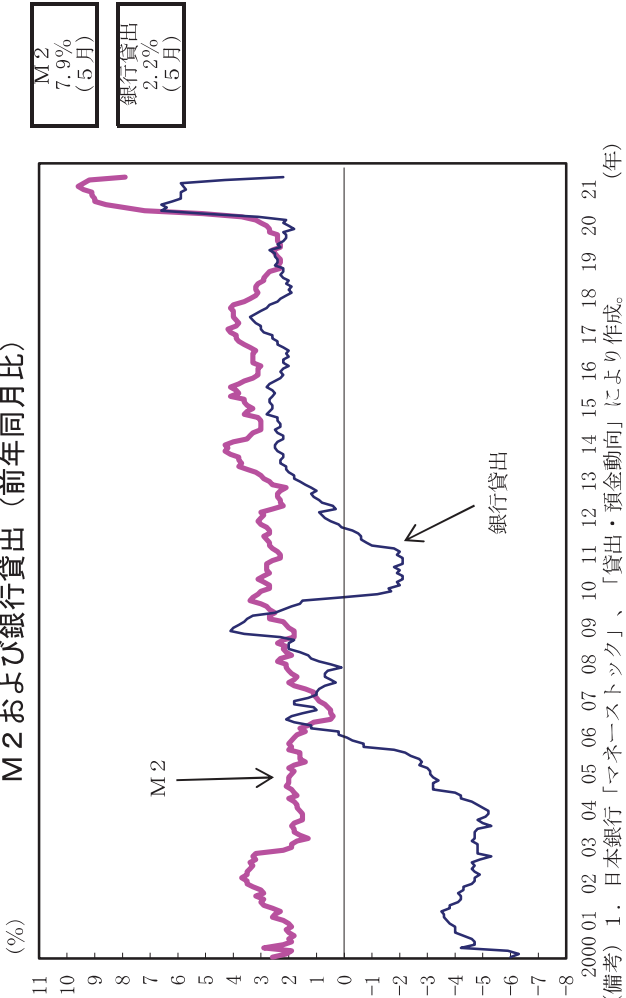


(備考) 1. Bloombergにより作成。
2. 社債は残存年数3年以上7年未満の銘柄の平均流通利回り、
国債は残存年数5年の流通利回りを使用。
3. 格付けは格付投資情報センター (R&I) ベース。

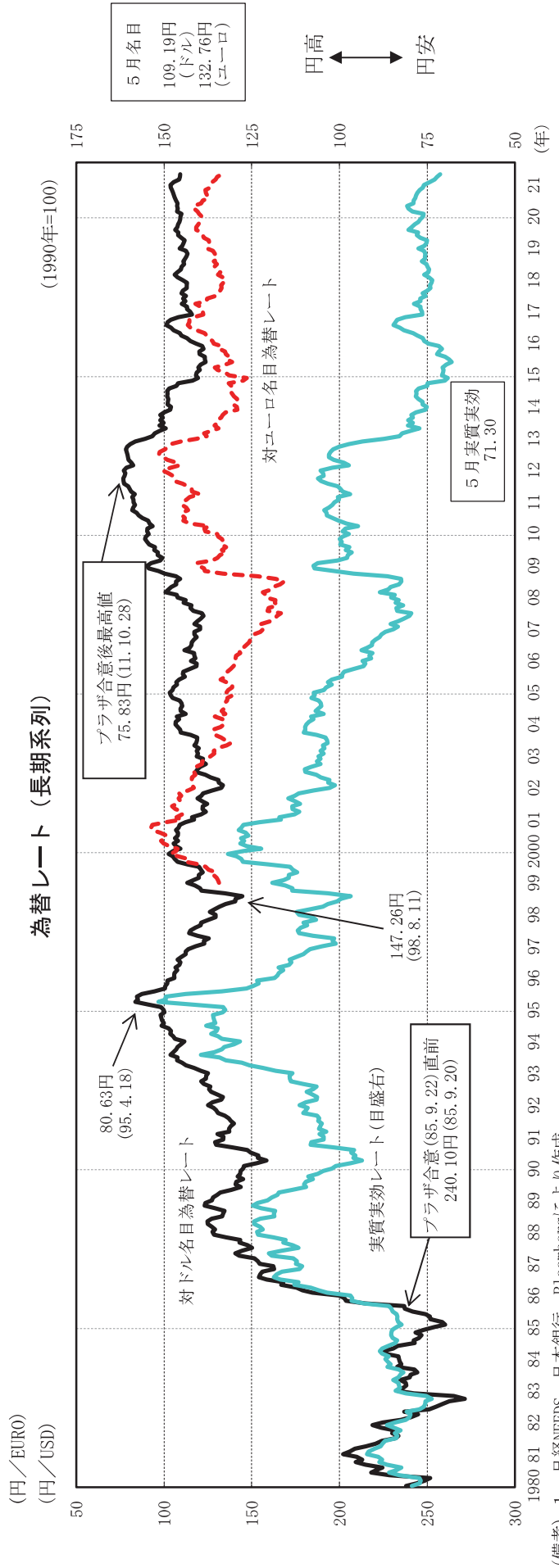
日本銀行バランスシート・マネタリーベース



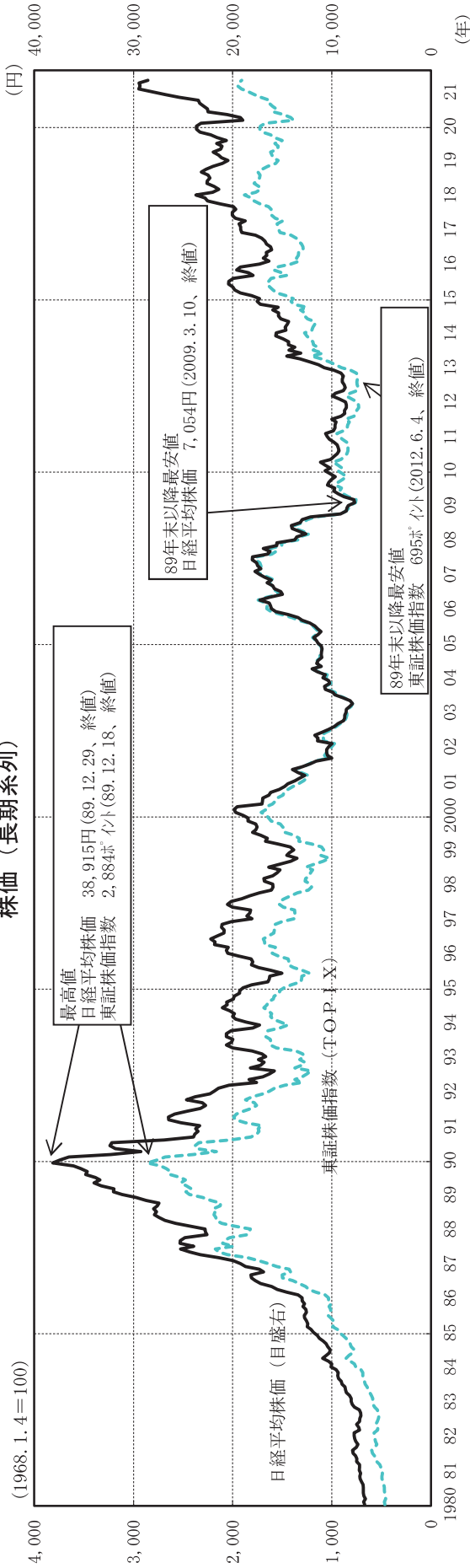
M2および銀行貸出 (前年同月比)



為替レート (長期系列)

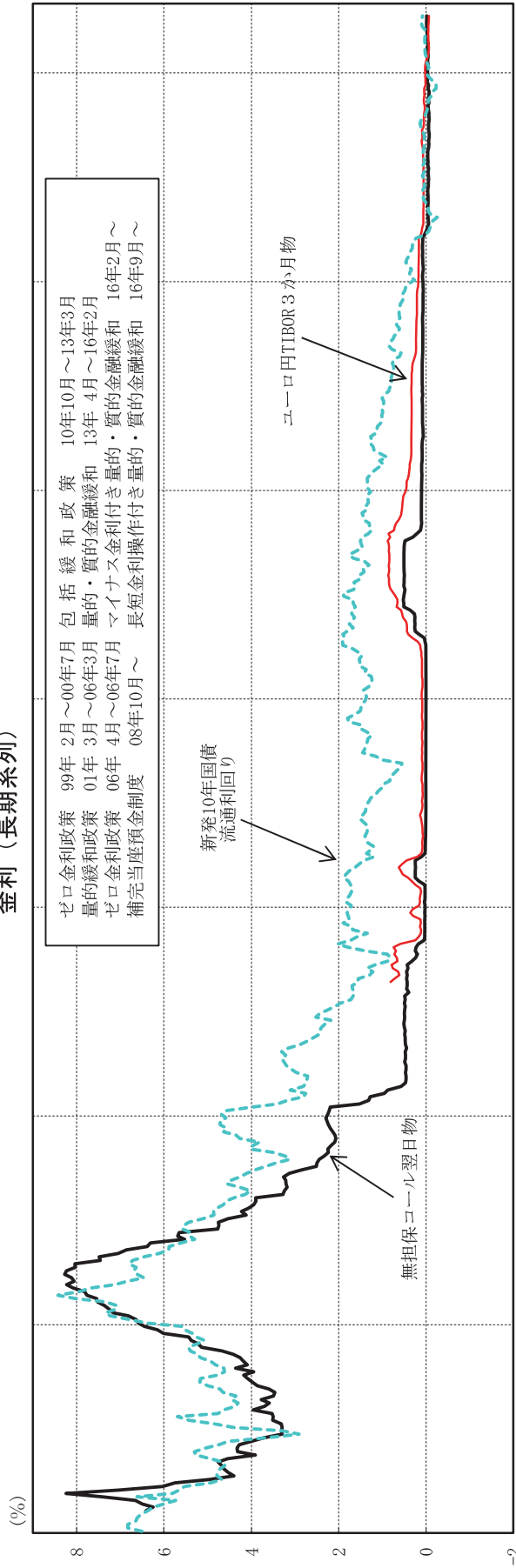


株価 (長期系列)



(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。日経平均株価、東証株価指数とも月に月中平均。
2. 東証株価指数は、1968年1月4日時点をもとに算出。

金利 (長期系列)

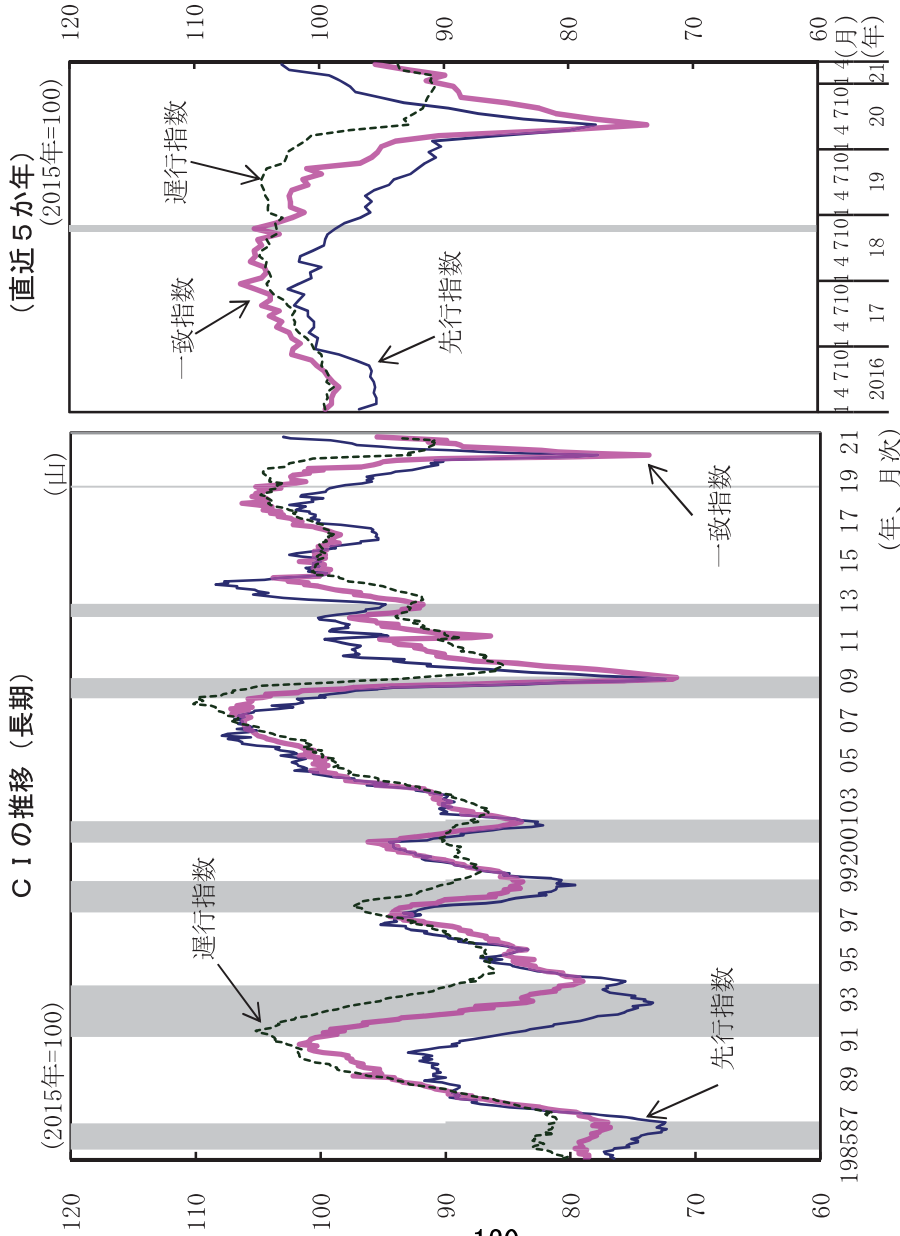


(備考) 1. 日経NEEDS、Bloombergにより作成。
2. 新券10年国債流通利回り、無担保コール翌日物、ユーロ円TIBOR 3か月物とも月に月中平均。

(参考 1) 景気動向指数

一致指数採用系列の寄与度

	21年1月	2月	3月	4月
一致指数	91.4	89.9	92.9	95.5
生産指数(鉱工業)	0.35	-0.15	0.19	0.36
鉱工業用生産財出荷指数	0.36	-0.21	0.38	0.19
耐久消費財出荷指数	0.16	-0.49	0.30	-0.05
労働投入量指数(調査産業計)	0.15	-0.31	0.50	-0.00
投資財出荷指数(除輸送機械)	0.57	-0.11	-0.03	0.75
商業販売額(小売業、前年比)	-0.19	0.08	0.58	0.75
商業販売額(卸売業、前年比)	-0.04	0.08	0.39	0.74
営業利益(全産業)	0.05	0.05	0.05	0.00
有効求人倍率(除学卒)	0.55	-0.09	0.12	-0.11
輸出数量指数	0.26	-0.33	0.44	0.02



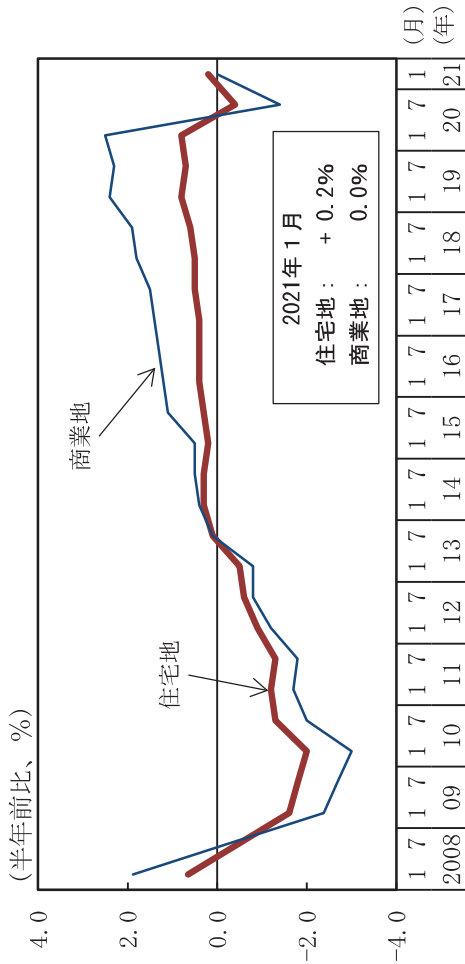
景気基準日付

循環	谷 (年/月)	山 (年/月)	谷 (年/月)	期間 (か月)	
				拡張	後退
1	51/10	1951/6	51/10	27	4
2	54/11	54/1	54/11	31 (神武)	10
3	54/11	57/6	58/6	42 (岩戸)	12
4	58/6	61/12	62/10	24	10
5	62/10	64/10	65/10	57 (いざなぎ)	12
6	65/10	70/7	71/12	23	17
7	71/12	73/11	75/3	22	16
8	75/3	77/1	77/10	28	9
9	77/10	80/2	83/2	28	36
10	83/2	85/6	86/11	28	17
11	86/11	91/2	93/10	51 (バブル)	32
12	93/10	97/5	99/1	43	20
13	99/1	2000/11	02/1	73	14
14	02/1	08/2	09/3	36	13
15	09/3	12/3	12/11	71	8
16	12/11	(暫定) 18/10		36.2	16.1
第2~第15 循環の平均					52.4

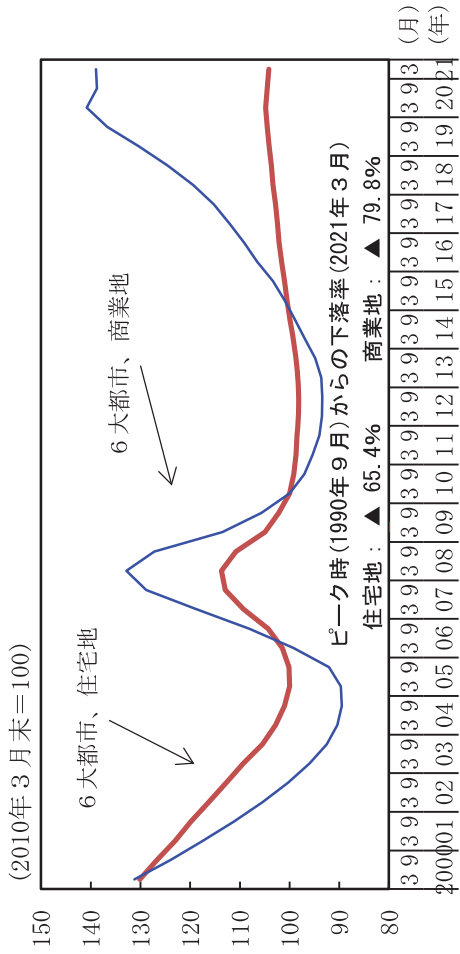
(備考) 内閣府「景気動向指数」により作成。景気基準日付は内閣府による。ただし、「神武(景気)」・「岩戸(景気)」等は景気拡張期の通称であり、公式のものではない。なお、グラフのシャドー部分は景気後退期を示す。また、2018年10月の山は暫定。

(参考2) 地価・住宅価格の推移

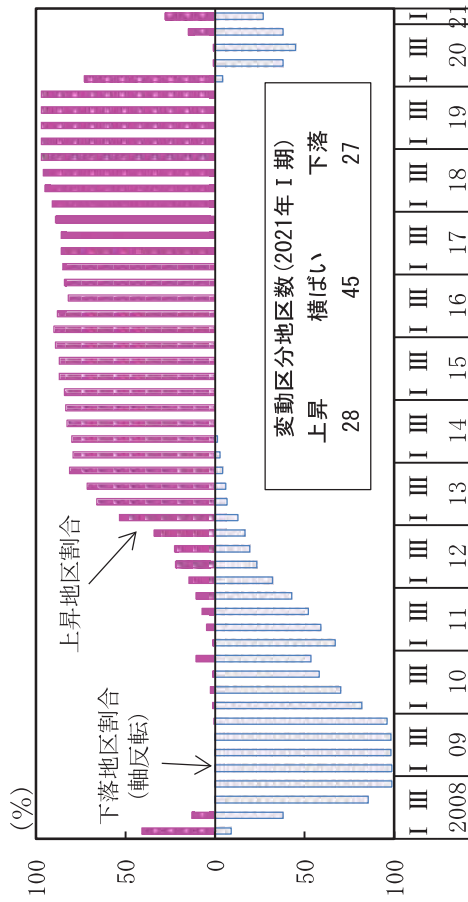
地価変動率（地価公示と都道府県地価調査の共通地点）



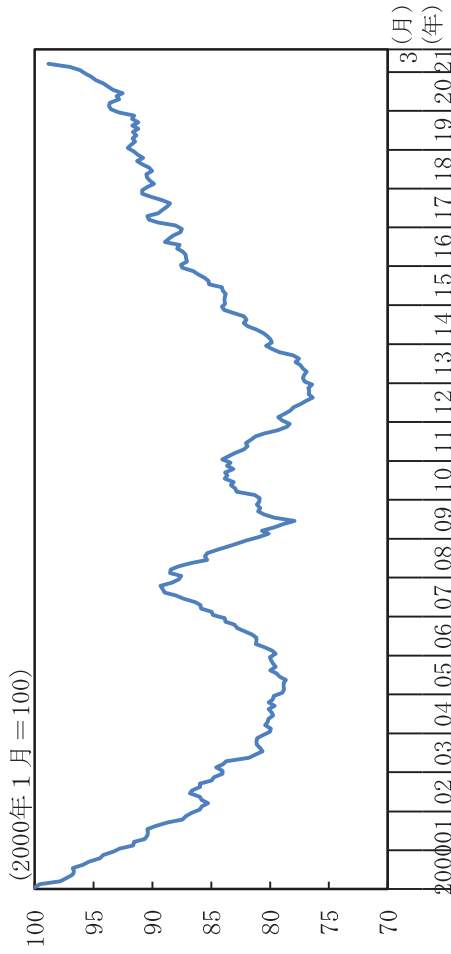
市街地価格指数



主要都市の高度利用地価



不動産住宅価格指数（既存マンション・首都圏総合）



(備考) 1. 国土交通省「地価公示」「都道府県地価調査」「主要都市の高度利用地価動向報告～地価100Kレポート～」

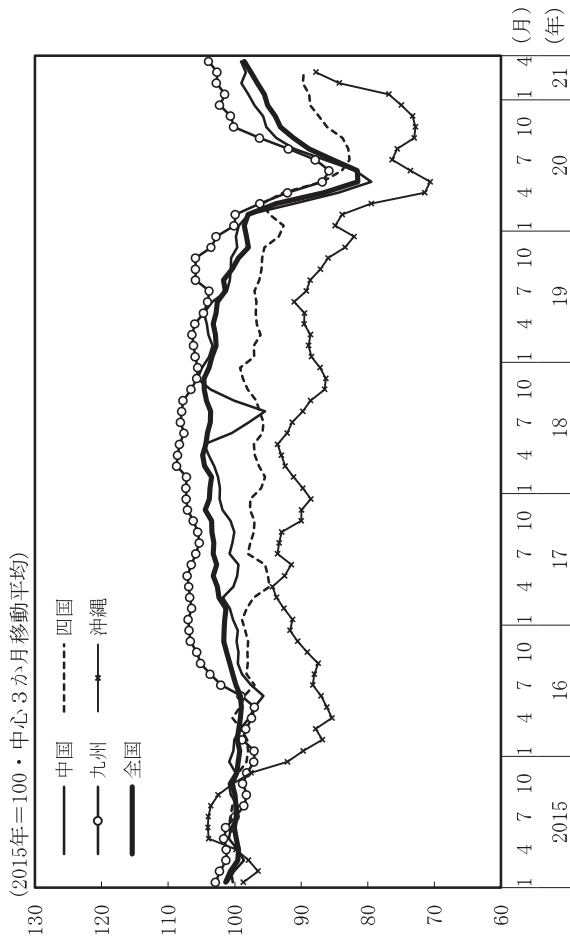
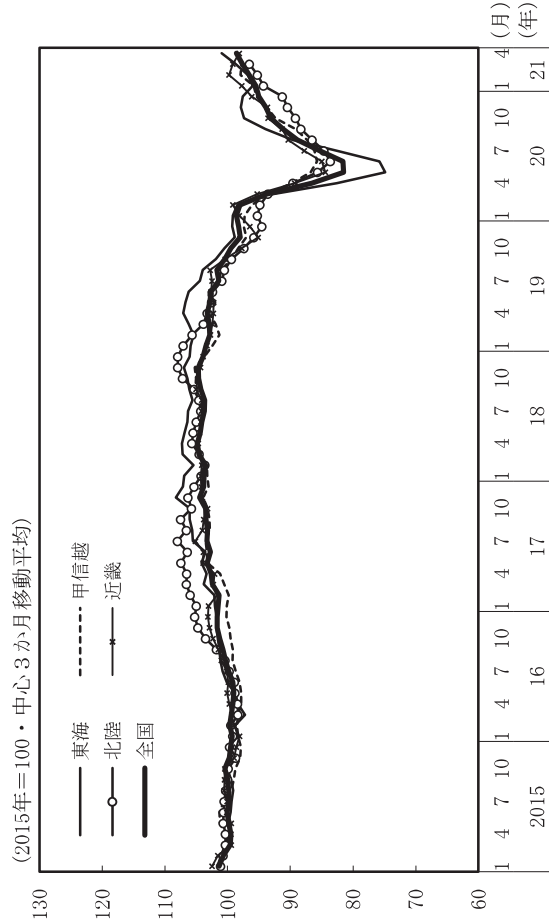
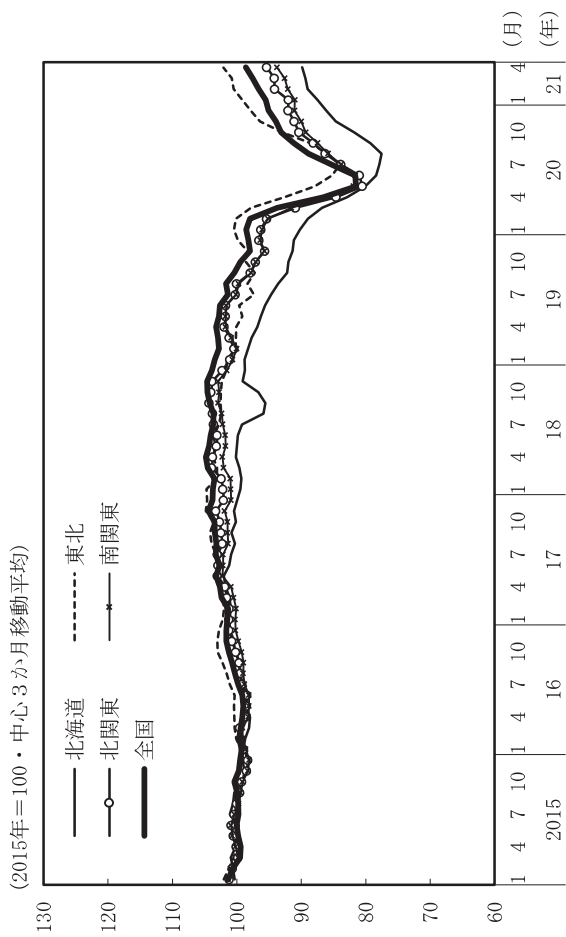
(一財) 日本不動産研究所「市街地価格指数」、「不動産住宅価格指数」により作成。

2. 地価変動率は、地価公示と都道府県地価調査において、それぞれ半年前の調査・公示との共通地点における変動率を平均したものの。

3. 6大都市とは、東京都区、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸。市街地価格指数（6大都市）のピークは1990年9月。

4. 四半期は、I期：1/1～4/1、II期：4/1～7/1、III期：7/1～10/1、IV期：10/1～1/1。

(参考3) 地域経済
(1) 鉱工業生産

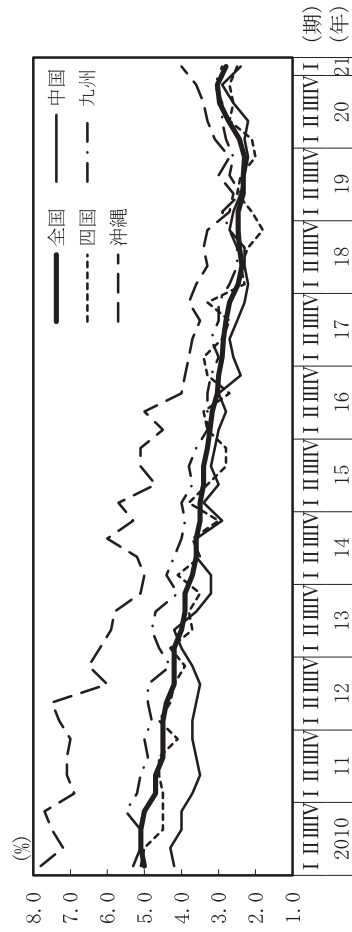
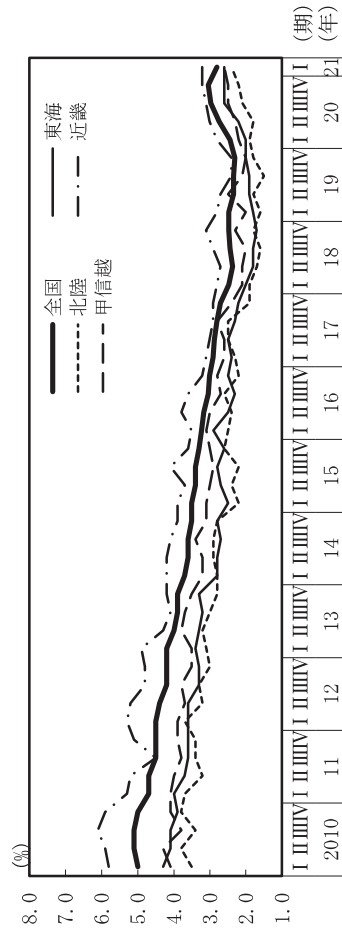
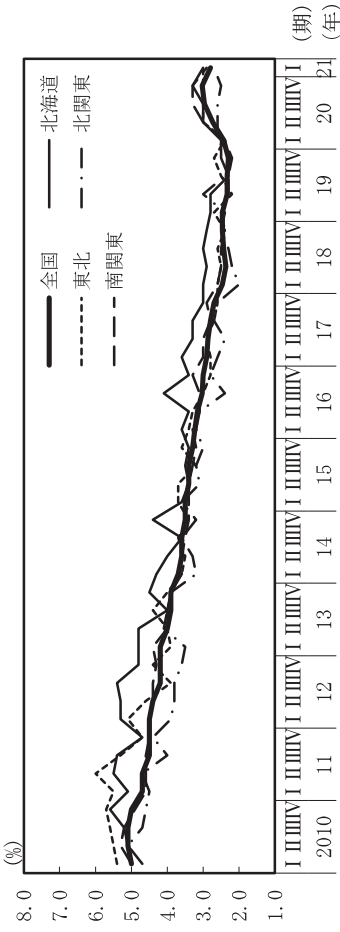


(備考)

1. 経済産業省、各経済産業局、沖縄県「鉱工業指数の動向」により作成。
2. 北関東、南関東、甲信越は関東経済産業局、東海は関東経済産業局、中部経済産業局の「鉱工業指数の動向」により内閣府にて作成。
詳細は経済財政分析データベース「地域経済動向」の地域区分に対応する鉱工業指数の算出方法についてを参照。
3. 基準年は平成27年。
4. 直近月は、2か月平均。
5. 北陸、四国、沖縄は3月まで更新。その他地域は、4月まで更新。

地域名	都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北関東	茨城、栃木、群馬
南関東	埼玉、千葉、東京、神奈川
甲信越	新潟、山梨、長野
東海	静岡、岐阜、愛知、三重
北陸	富山、石川、福井
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

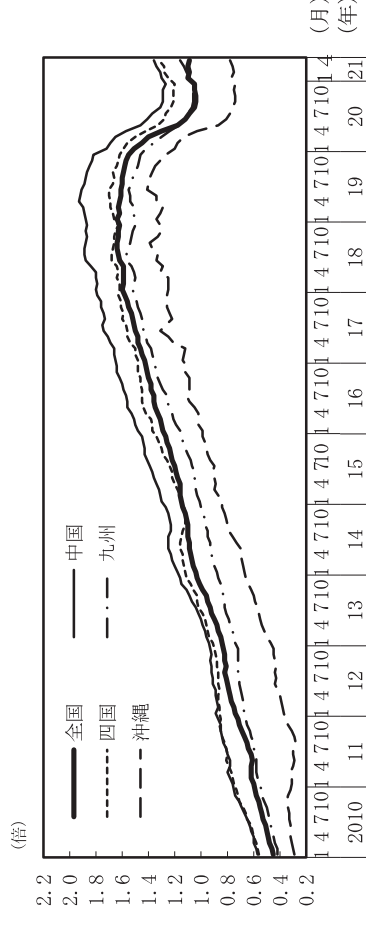
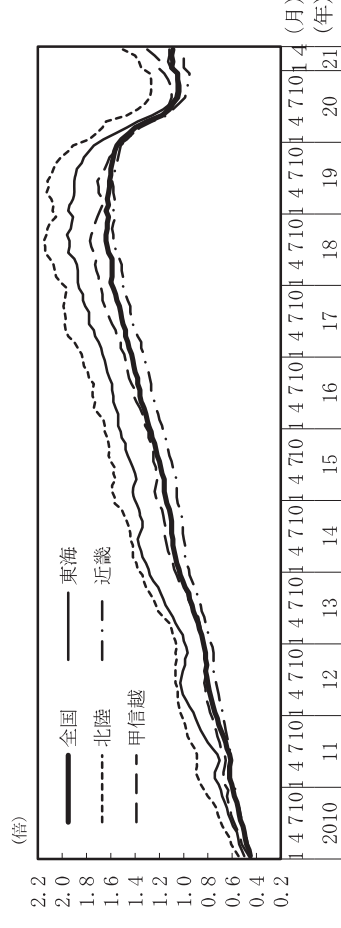
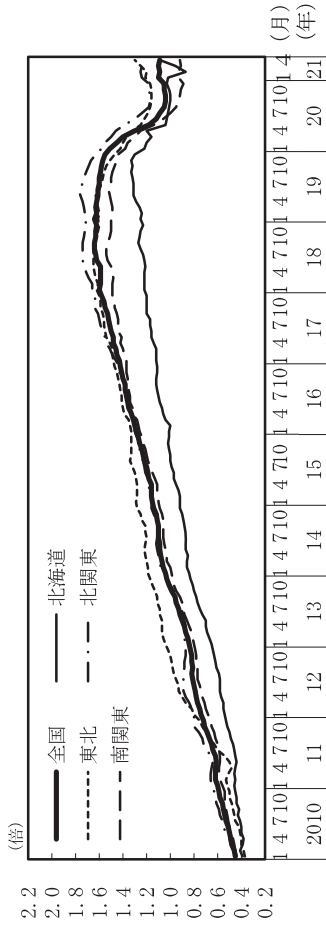
(2) 完全失業率



(備考)

1. 総務省、沖縄県「労働力調査」により作成。
2. 総務省、甲信越、北陸は、総務省「労働力調査」の都道府県別モデル推計から算出した労働力人口、完全失業者の県別シェアを同調査公表値に乗じることによって県別の人数を計算し、内閣府にて作成。
3. 季節調整値。北関東、甲信越、北陸、中国、四国、九州は内閣府で季節調整。全国、沖縄の季節調整値は、内閣府にて月次値を四半期平均化。北関東、四国は四半期系列に季節性が認められなかったことから原数値と同じ。

(3) 有効求人倍率



(備考)

1. 厚生労働省「一般職業紹介状況」により作成。季節調整値。就業地別。
2. すべての地域でパートタイムを含む。
3. 有効求人倍率、新規求人数の全国には、海外の値は含まない。

II. 海外経済

		5 月 月 例	6 月 月 例
世界経済	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。ただし、感染先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。また、金融資本市場の再拡大によるリスクに十分留意する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。ただし、感染先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	世界の景気は、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直している。ただし、感染先行きについては、持ち直しが続くことが期待される。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アメリカ	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。先行きについては、着実な持ち直しが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
アジア地域	中国	中国では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	中国では、景気は緩やかに回復している。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
	その他アジア	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大の影響によっては、景気が下振れするリスクがある。	韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大の影響によっては、景気が下振れするリスクがある。
ヨーロッパ地域	ユーロ圏	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいては、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、 <u>当面、感染症の影響が続くと見込まれる。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</u>	ユーロ圏では、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいては、依然として厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大の影響により、経済活動が抑制されており、景気は弱い動きとなっている。先行きについては、 <u>経済活動の再開が段階的に進められるなかで、持ち直しに向かうことが期待される。ただし、圏内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。</u>
	英国	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。	英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

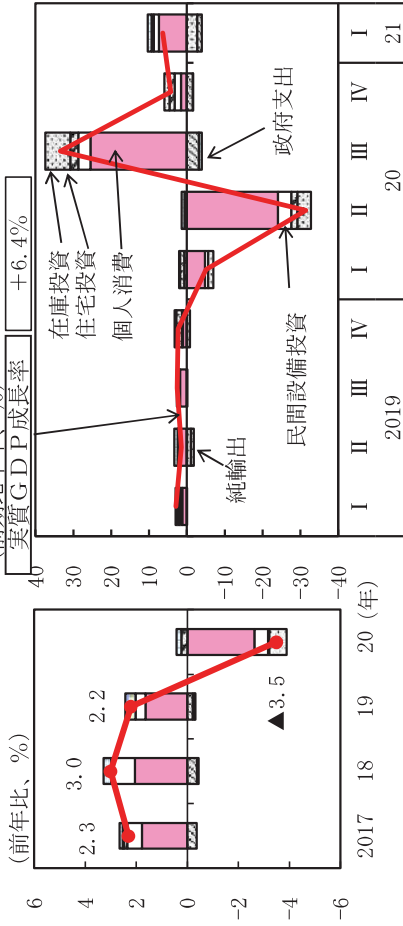
(注) 下線部は先月から変更した部分。

1. アメリカ

○アメリカでは、景気は依然として厳しい状況にあるが、着実に持ち直している。

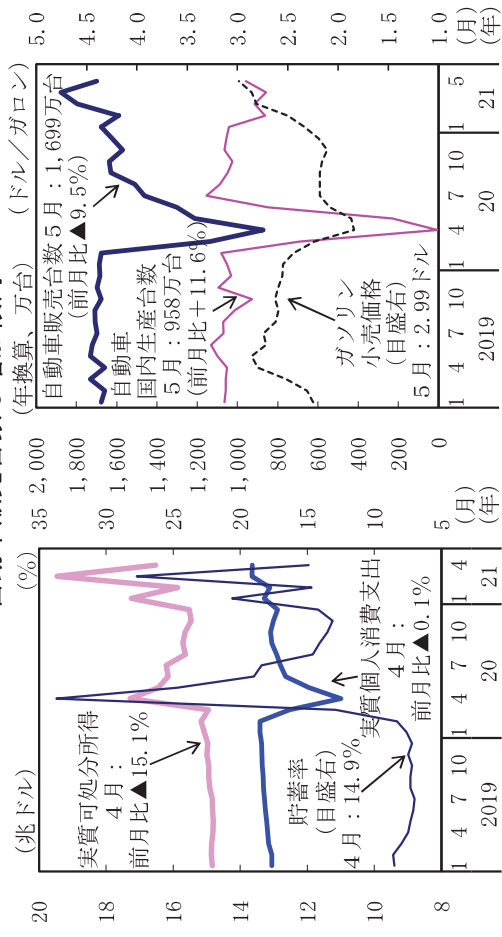
①実質GDP成長率（2次推計値）

2021年1-3月期は前期比年率+6.4%成長



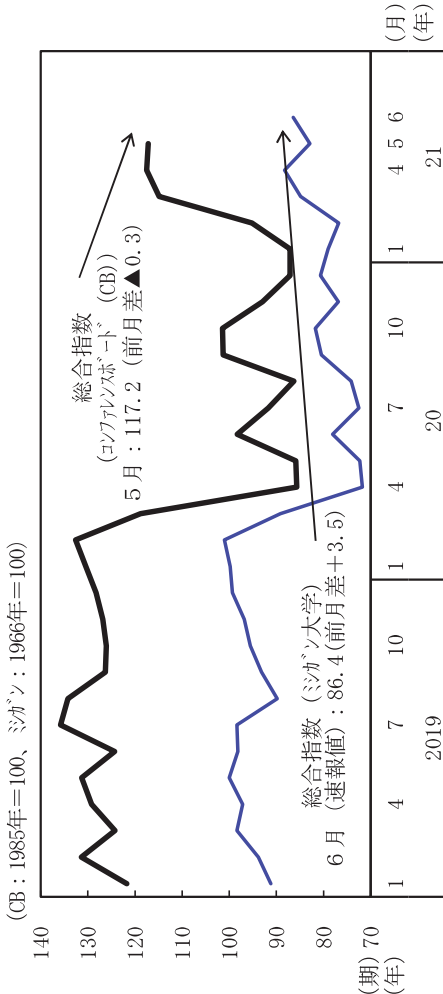
(備考) 2021年1-3月期の寄与度 (%) は以下のとおり。個人消費：+7.4、民間設備投資：+1.4、住宅投資：+0.6、在庫投資：+2.8、政府支出：+1.0、純輸出：-1.2。

②消費は着実に持ち直し、自動車販売台数は増加傾向

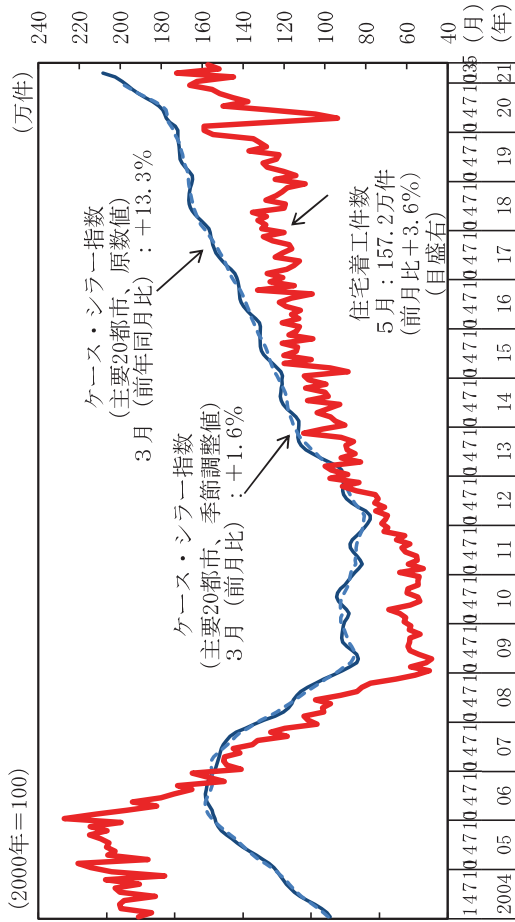


(備考) 月次の値は年率換算。

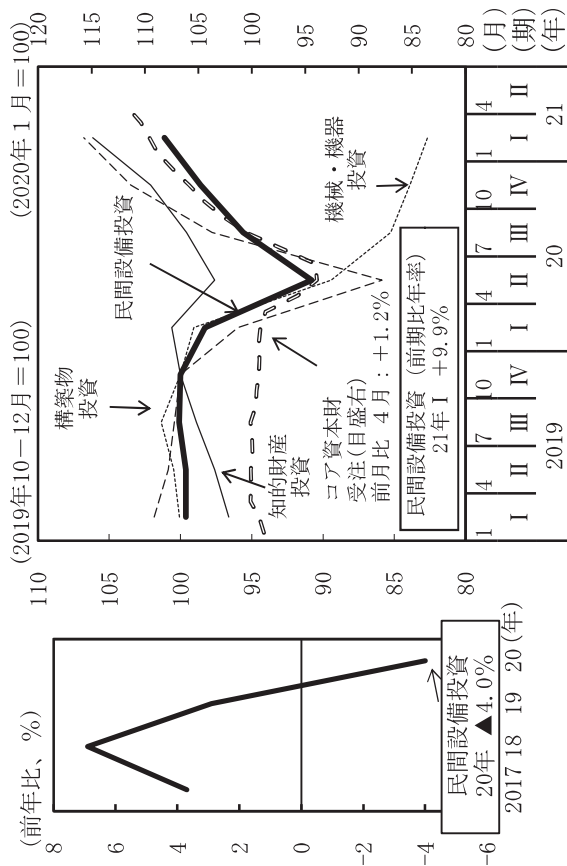
消費者信頼感指数



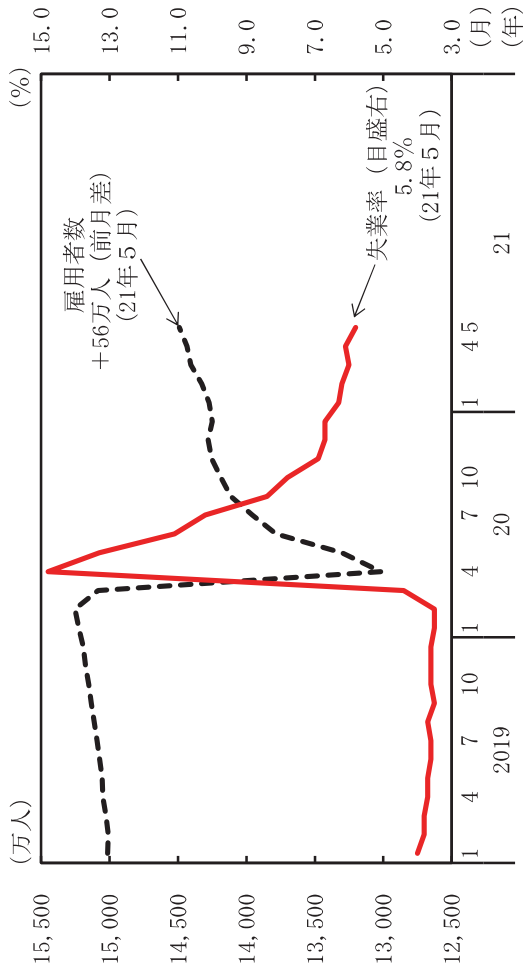
③住宅着工は緩やかに増加、住宅価格は上昇



④設備投資は緩やかに増加

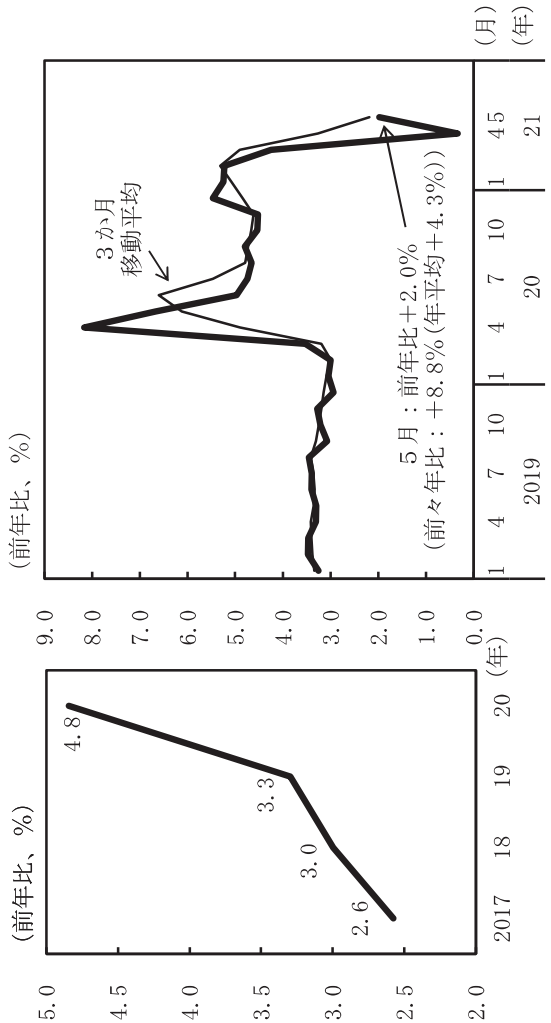


⑦雇用者数は増加、失業率はやや低下



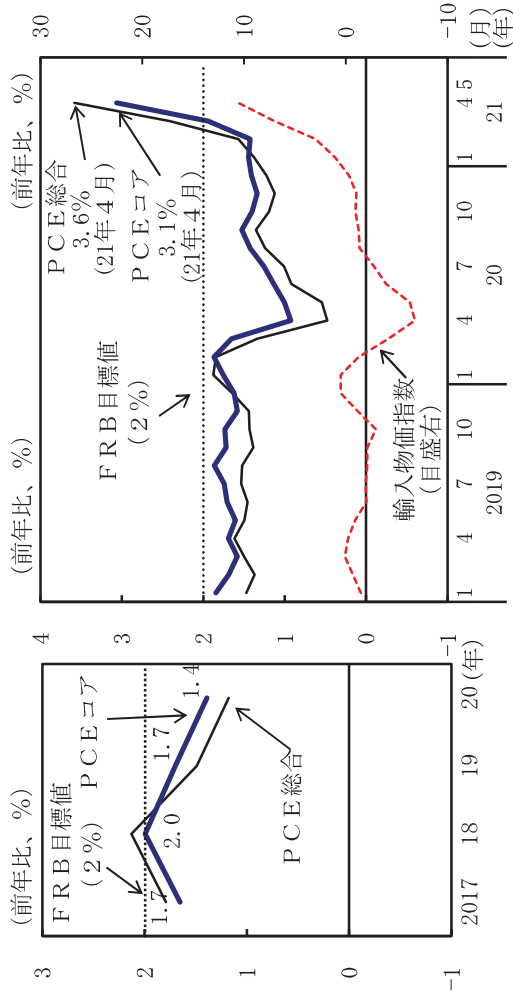
(備考) 雇用者数は非農業部門。

賃金の伸びは前年同月の影響により低水準



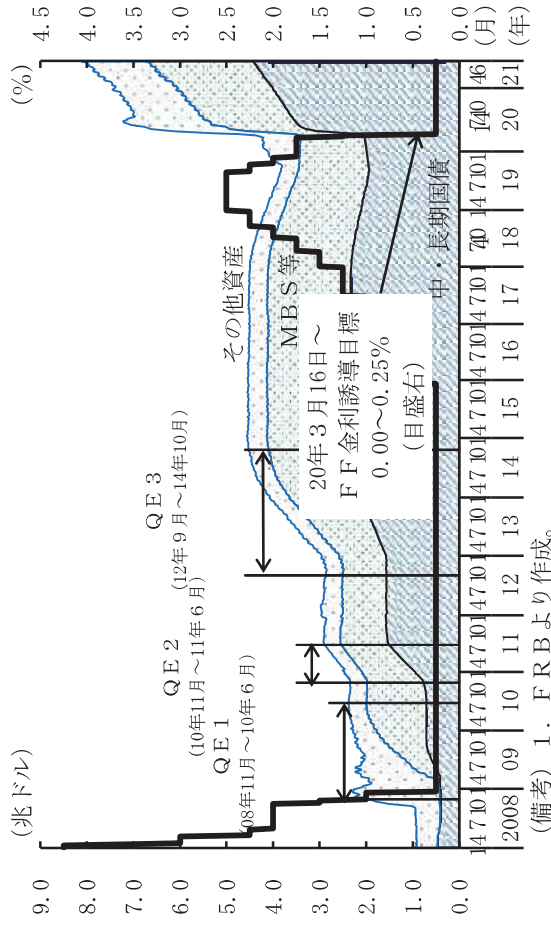
(備考) 賃金の伸びは全雇用者の時間当たり賃金の前年比。

⑧コア物価上昇率は上昇



(備考) 1. 上図のPCEは、個人消費支出デフレーターを指す。
2. コア指数は、総合指数からエネルギーと食品を除いた指数。

金融政策



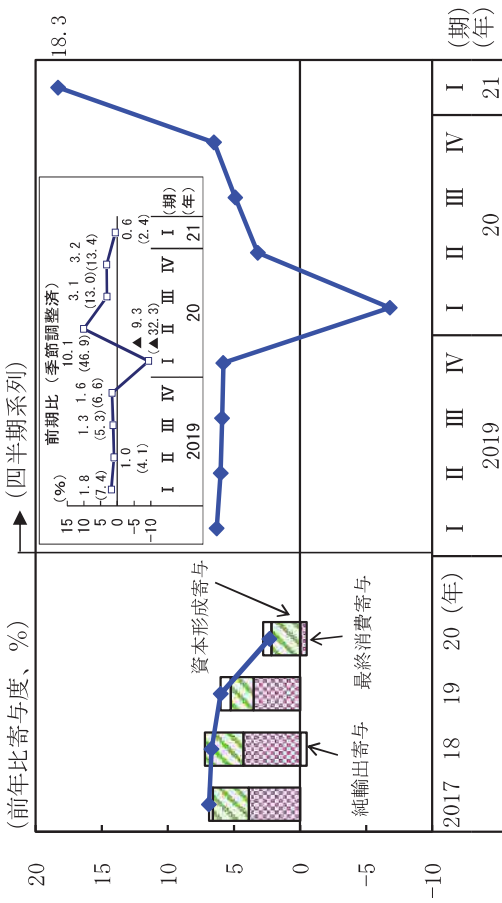
(備考) 1. FRBより作成。
2. FF金利誘導目標については、上限を指す。

2. アジア地域

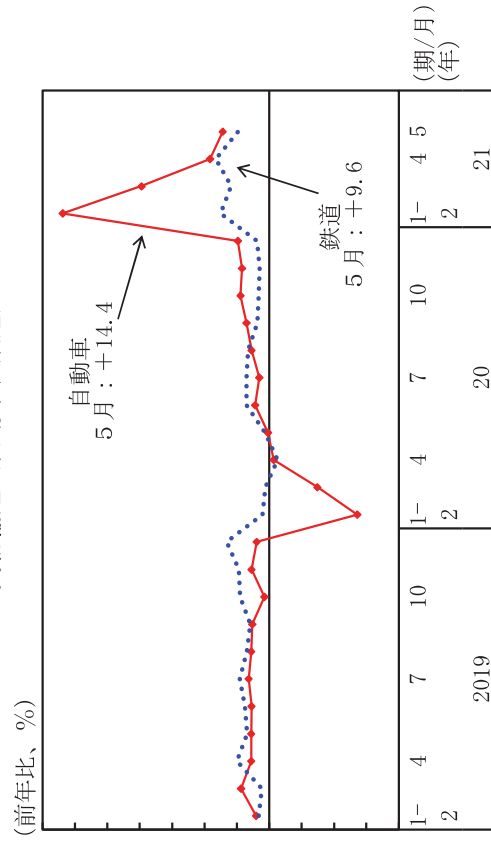
中国：

○中国では、景気は緩やかに回復している。

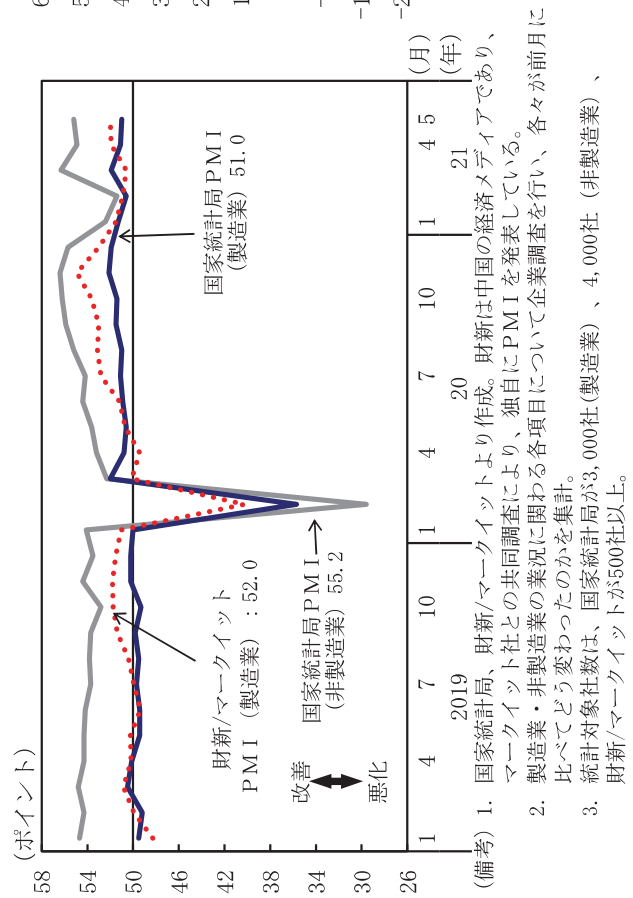
①実質GDP成長率



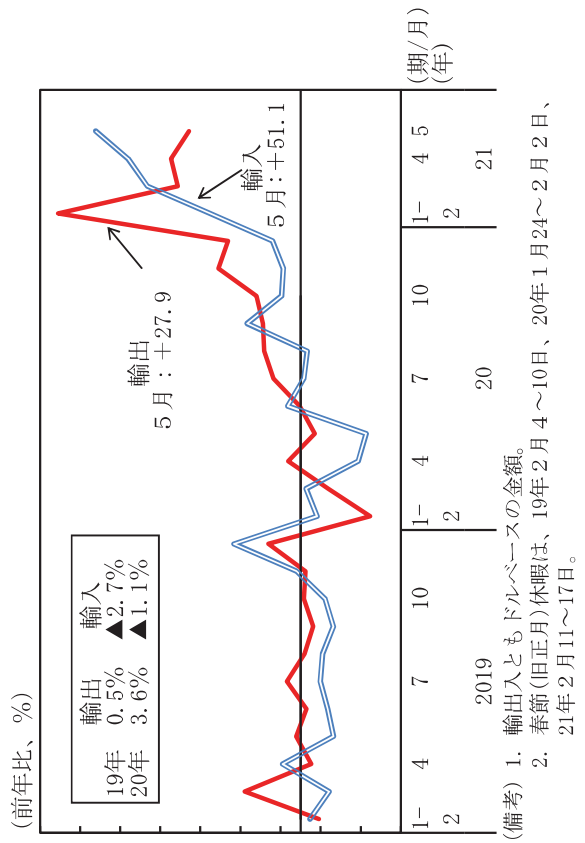
貨物輸送 (自動車、鉄道)



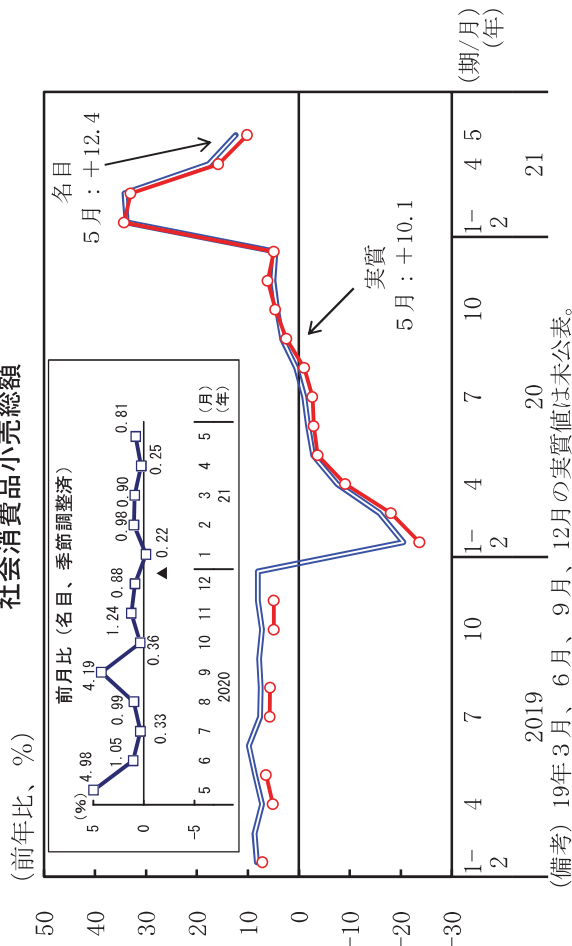
製造業購買担当者指数 (PMI) はおおむね横ばい



②輸出は着実に増加している

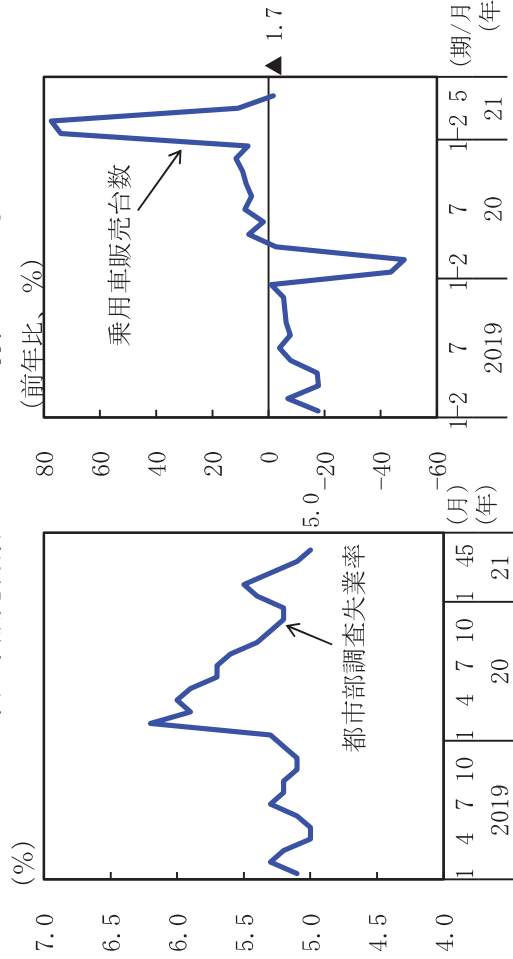


③消費は緩やかに持ち直している 社会消費品小売総額



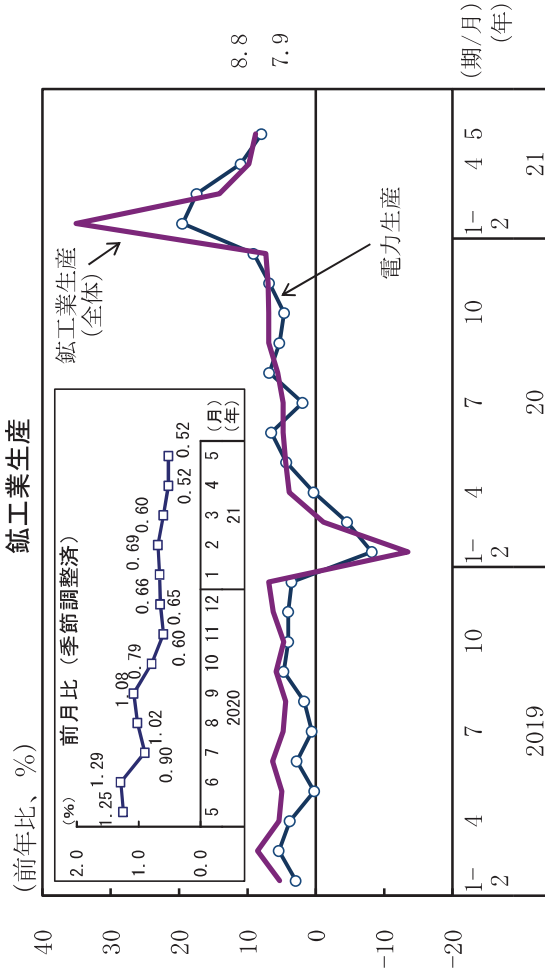
(備考) 19年3月、6月、9月、12月の実質値は未公表。

都市部調査失業率はこのところ低下している 乗用車販売台数はこのところ弱含んでいる

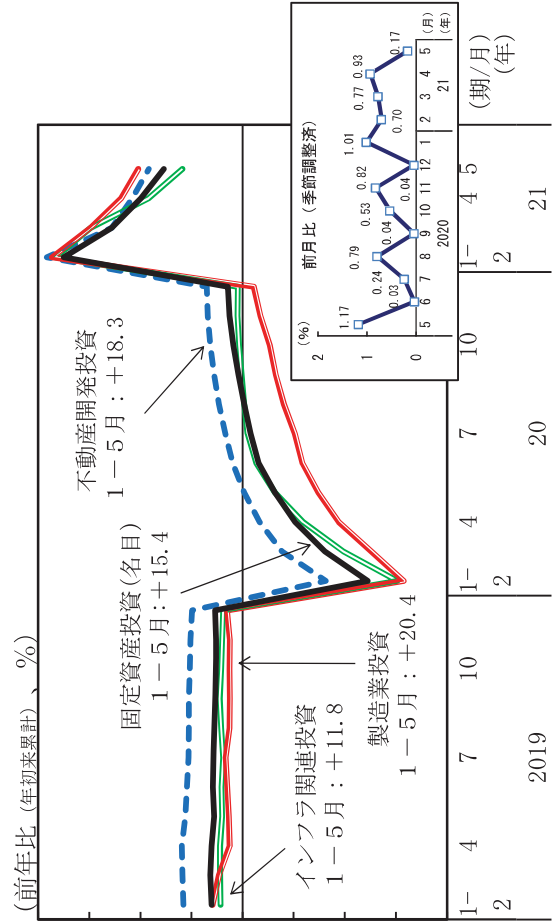


(備考) 乗用車販売台数は出荷ベース。年間販売台数 (前年比) は、19年9.6%減、20年6.0%減。

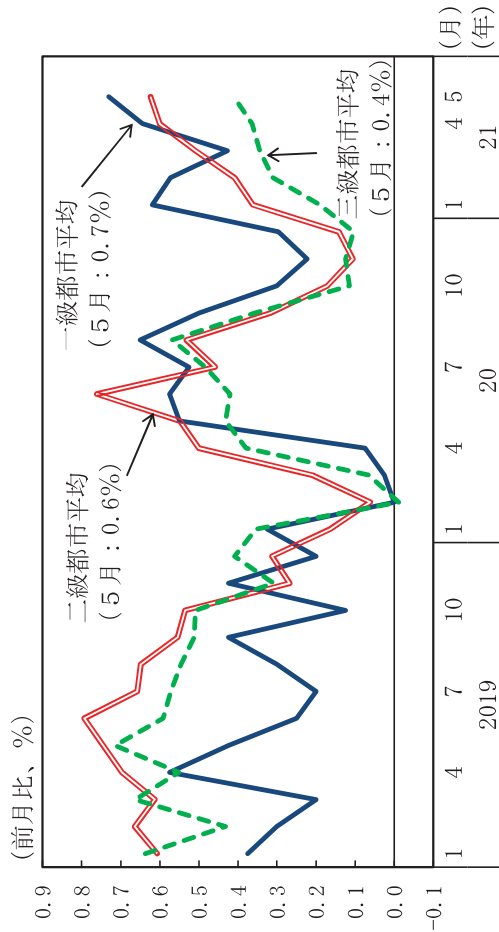
④生産はこのところ伸びがやや低下している



⑤固定資産投資は持ち直している

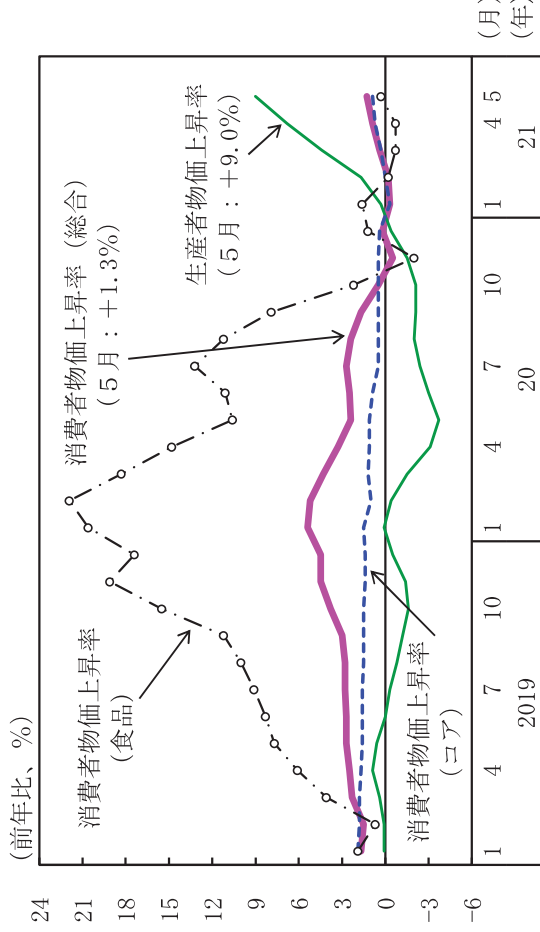


新築住宅販売価格は伸びが高まっている



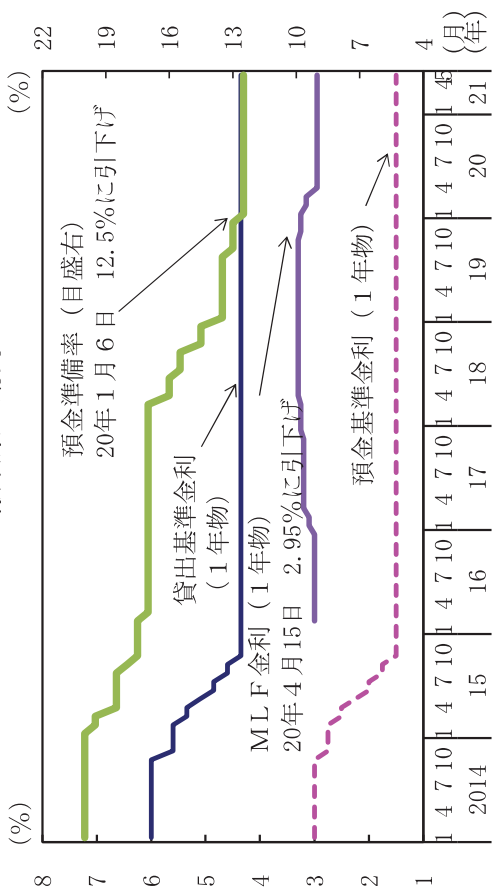
(備考) 一級、二級、三級都市平均は、該当する都市の価格指数の単純平均。

⑥消費者物価上昇率はやや高まっている



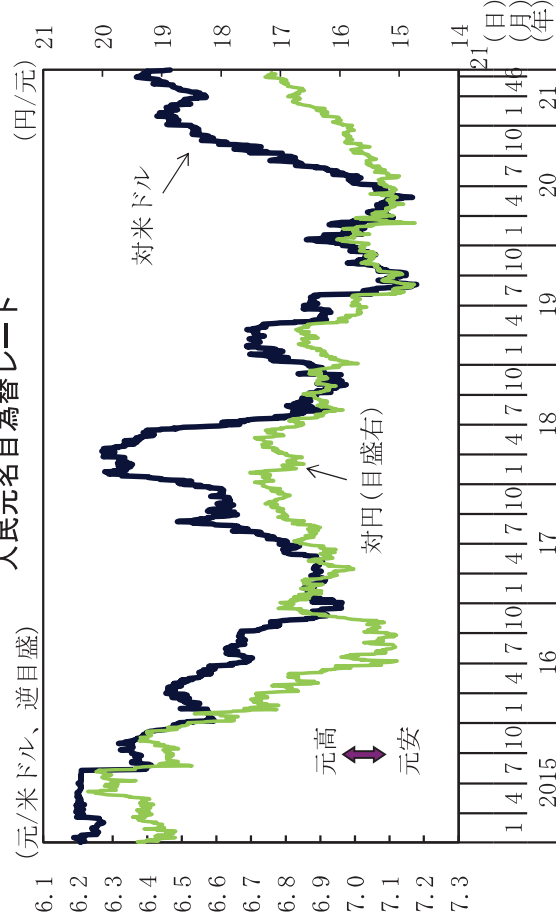
(備考) コア消費者物価は、総合から食品とエネルギーを除いたもの。

金融政策の動向



- (備考) 1. 預金準備率は、大手金融機関向けの預金準備率。
2. MLFとは中期貸出ファシリテートの略。中央銀行から金融機関への資金供給手段の一つ。1年物は16年より実施。
3. 小企業・農家等に対する融資が一定割合以上等の条件を満たした金融機関の預金準備率を18年1月25日以降引き下げた(0.5%ポイントまたは1.5%ポイント)

人民元名目為替レート

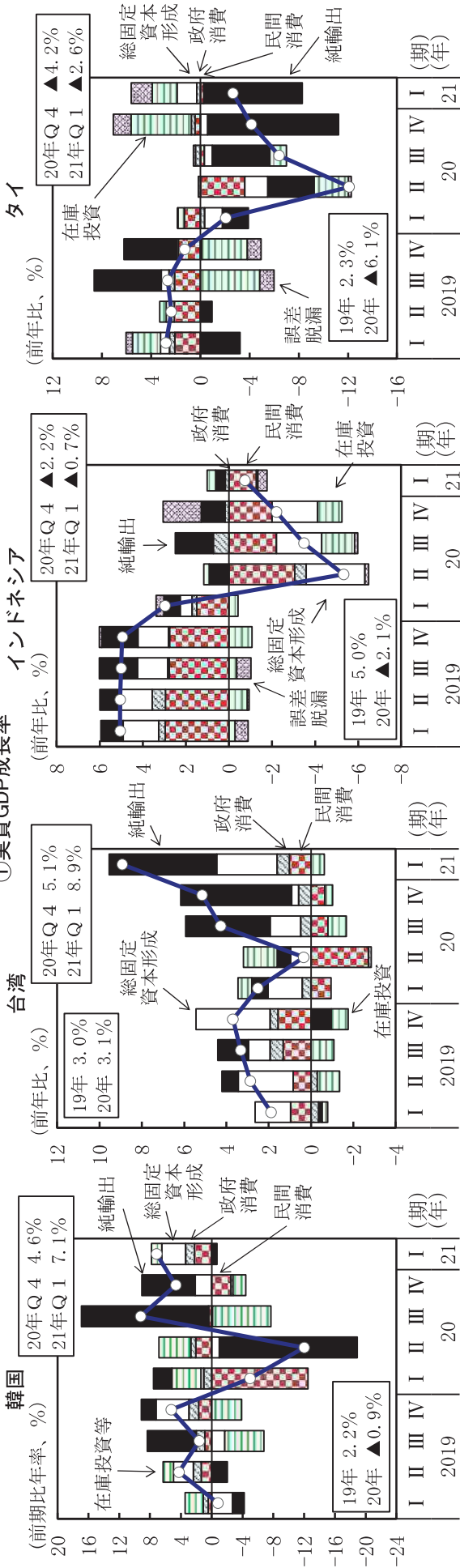


その他アジア（韓国、台湾、インドネシア、タイ、インド）：

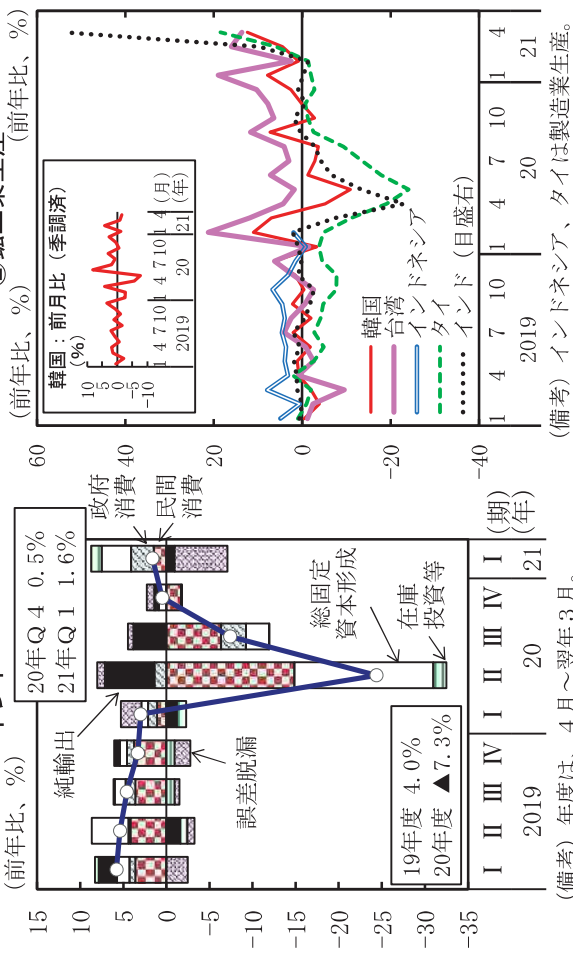
○韓国では、景気は持ち直している。台湾では、景気は回復している。

インドネシアでは、景気は厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。タイでは、景気は厳しい状況にあるが、下げ止まっている。インドでは、景気は厳しい状況にあるなかで、感染の再拡大により、持ち直しに足踏みがみられる。ただし、足下の感染の再拡大が経済活動に与える影響によっては、景気が下振れするリスクがある。

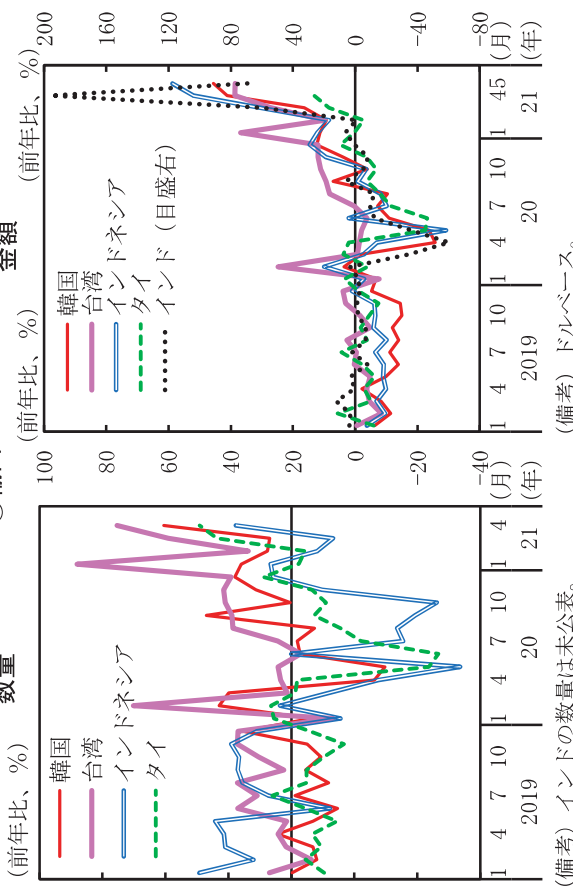
①実質GDP成長率



②鉱工業生産



③輸出



(備考) 年度は、4月～翌年3月。

(備考) インドネシア、タイは製造業生産。

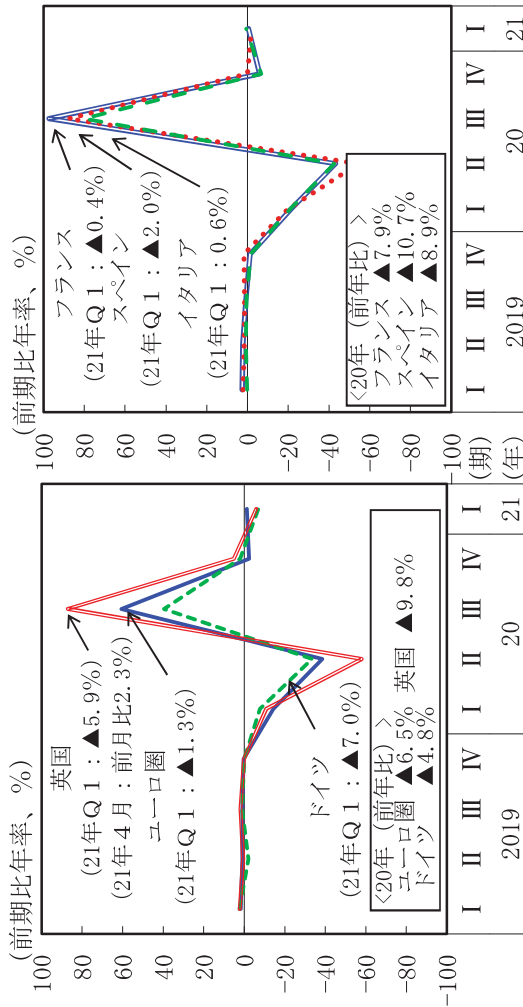
(備考) インドの数量は未公表。

(備考) ドルベース。

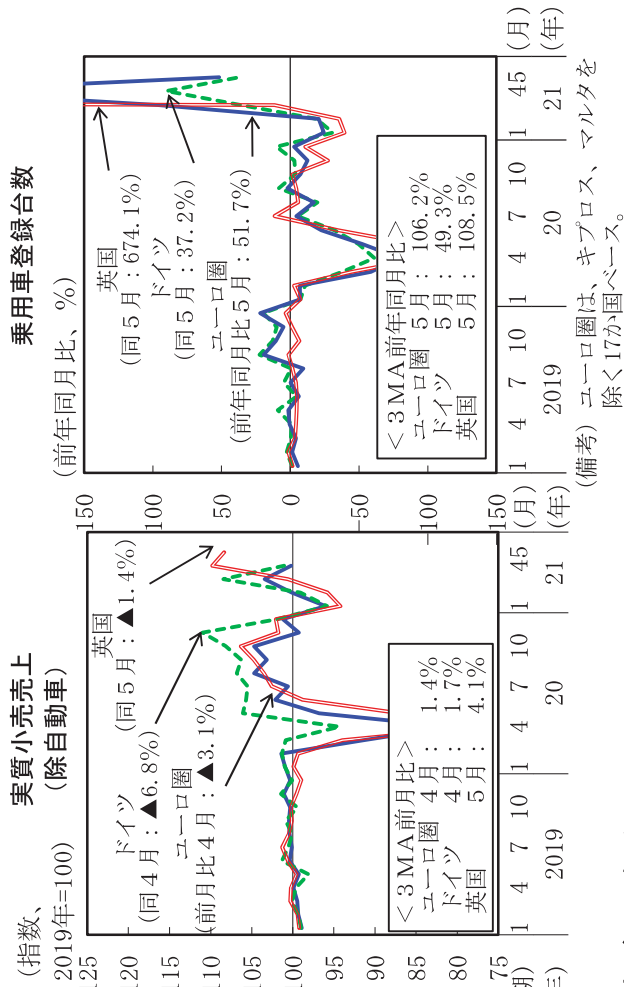
3. ヨーロッパ地域

ヨーロッパ地域については、ユーロ圏では、景気は弱い動きとなっている。ドイツにおいても、景気は弱い動きとなっている。英国では、景気は依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。

① GDP ユーロ圏：21年1-3月期は前期比年率▲1.3%成長
英国：21年1-3月期は前期比年率▲5.9%成長

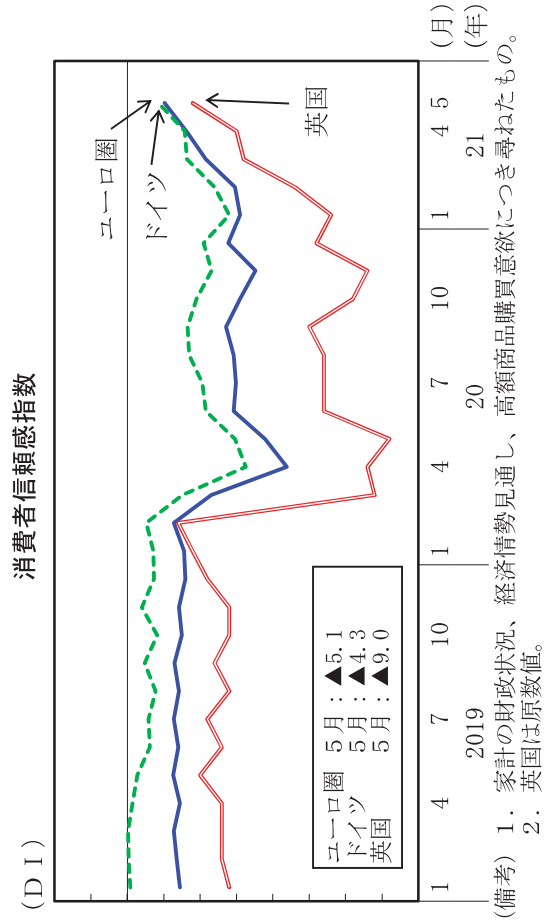
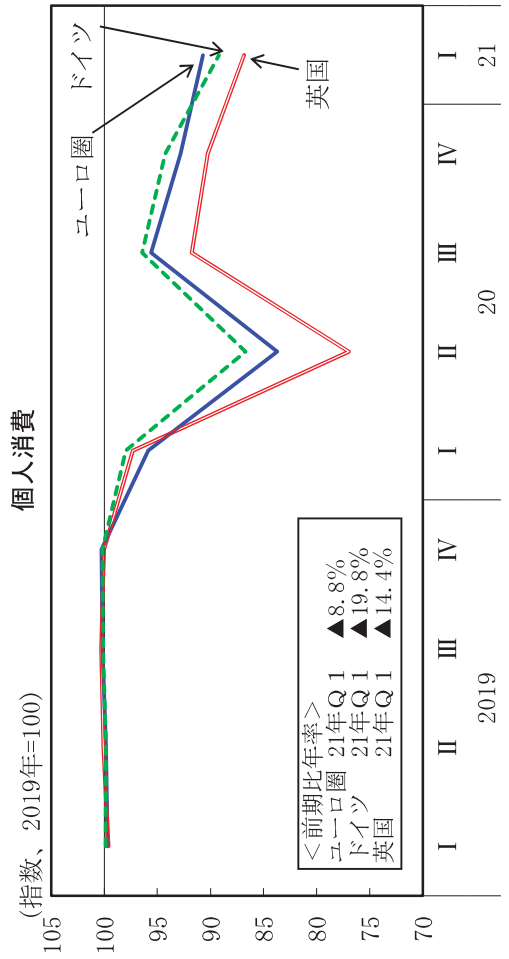


②個人消費

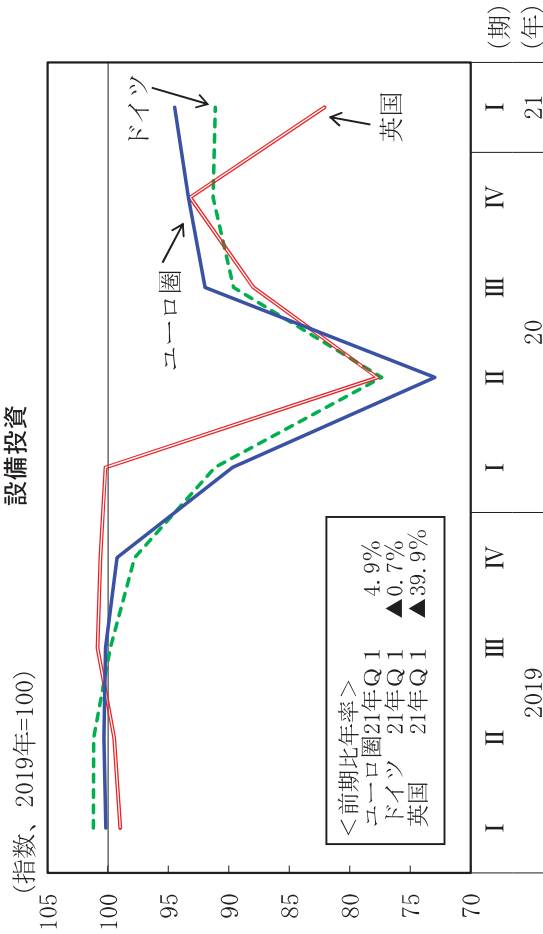


②個人消費 ユーロ圏：弱い動きとなっているが、一部に持ち直しの動きがみられる

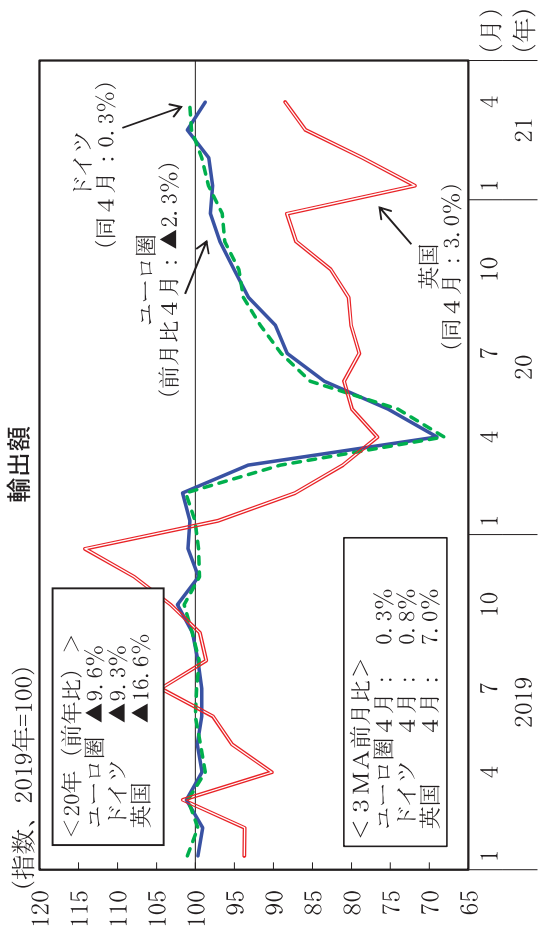
英国：持ち直しの動きがみられる



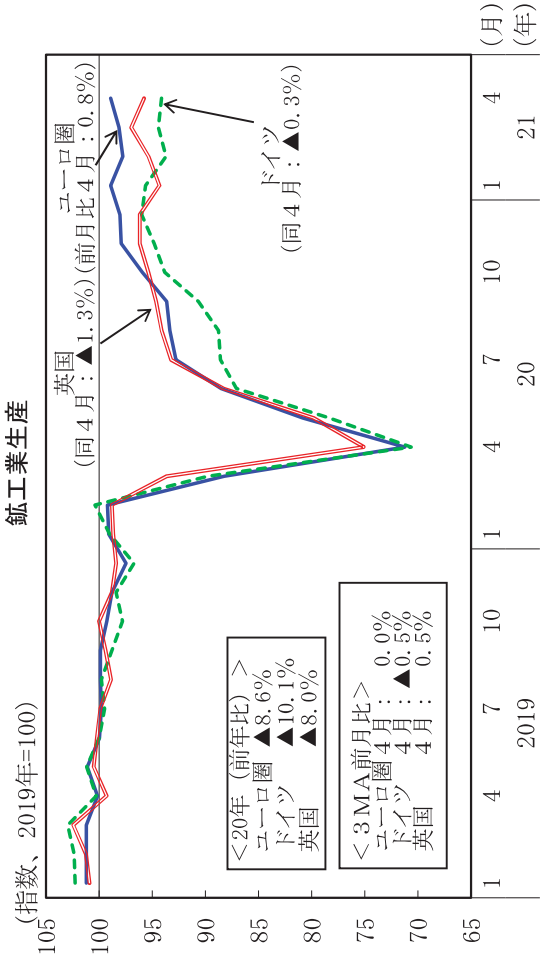
③設備投資 ユーロ圏：機械設備投資は持ち直している
英 国：設備投資は下げ止まりの兆しがみられる



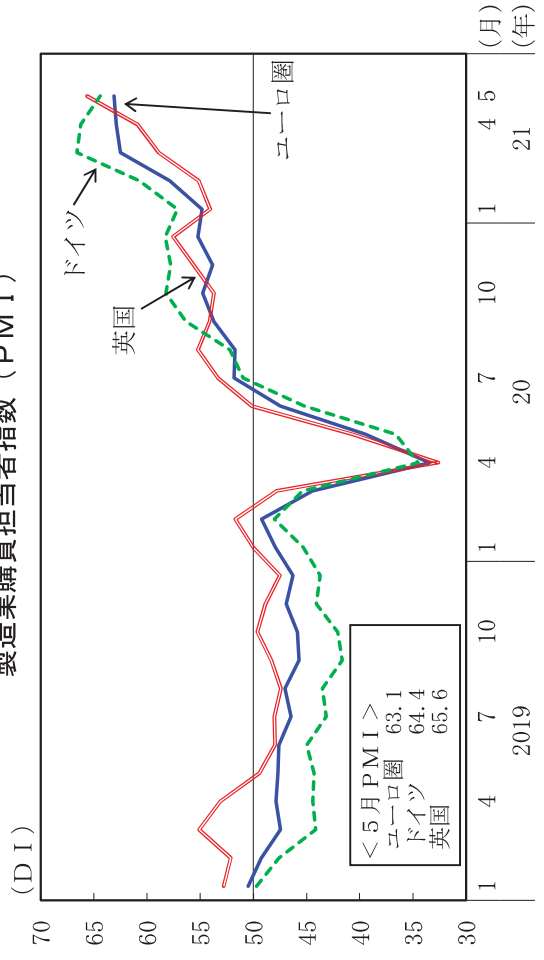
④輸出 ユーロ圏：輸出は足踏みがみられる
英 国：輸出は持ち直しの動きがみられる



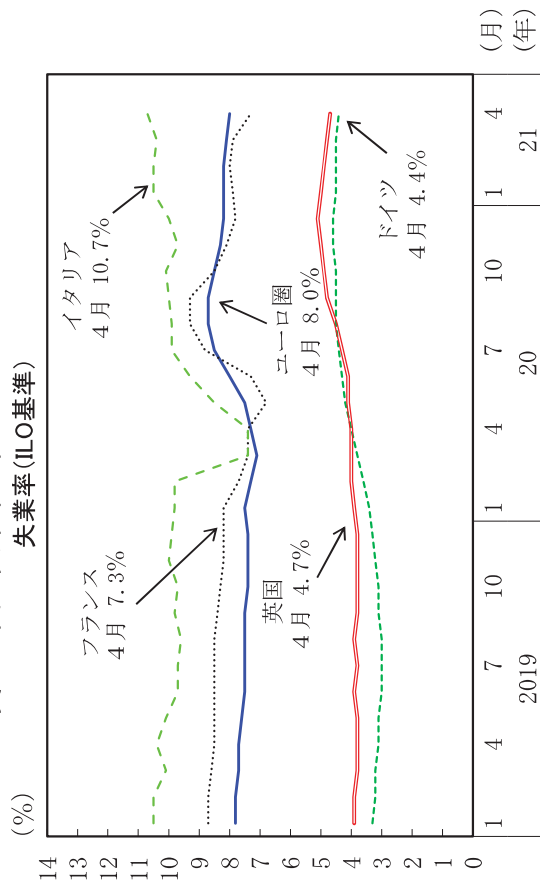
⑤生産 ユーロ圏：生産はこのところ横ばい
英 国：生産は持ち直している



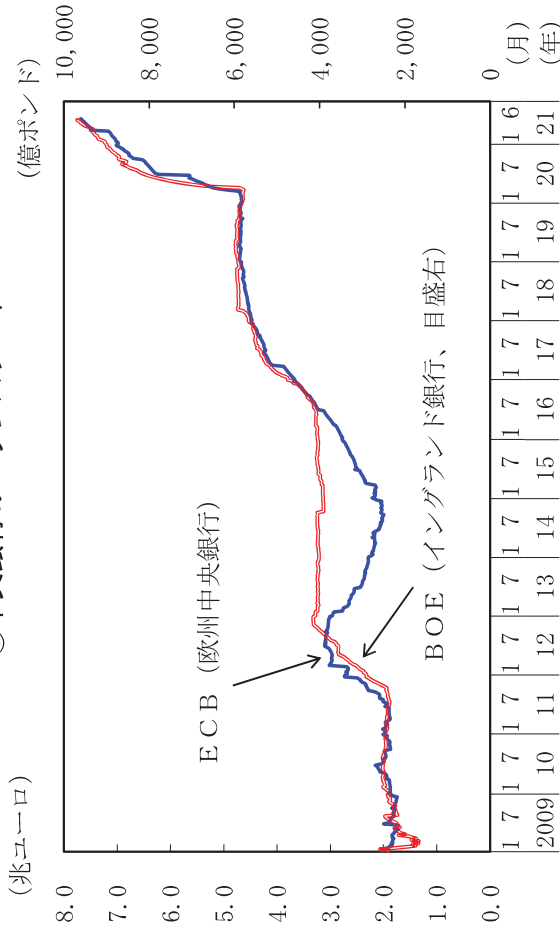
製造業購買担当者指数 (PMI)



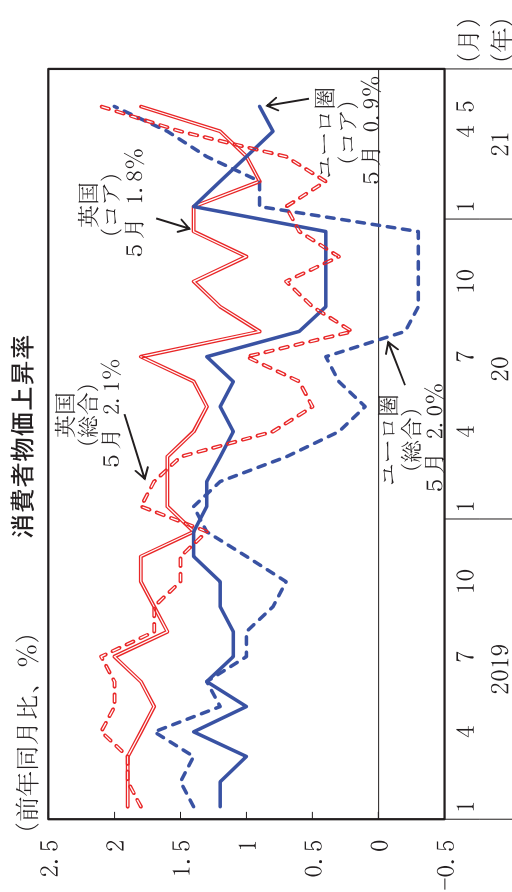
⑥雇用 ユーロ圏：失業率は横ばいとなっている
英 国：失業率は低下している



⑧中央銀行のバランスシート

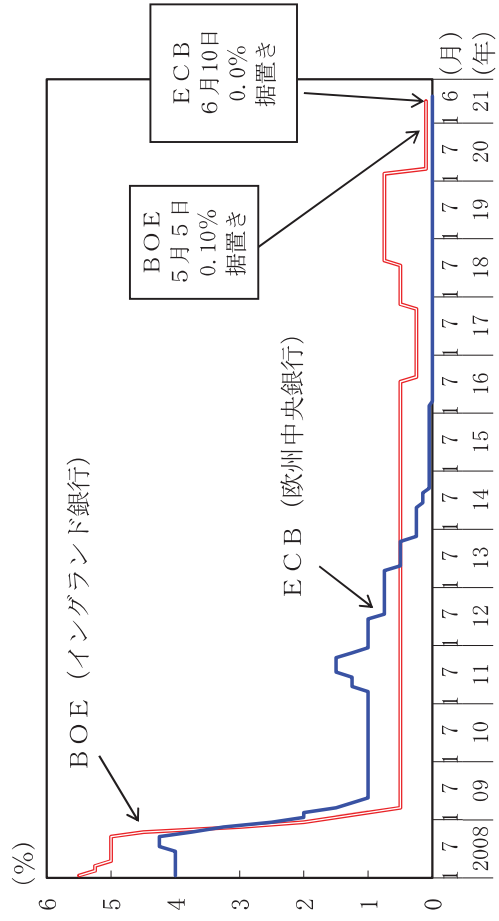


⑦物価 ユーロ圏：コア物価上昇率はこのところ低下
英 国：コア物価上昇率はこのところ上昇



(備考) 1. ECBのインフレ参照値は2%を下回りかつ2%近傍。BOEのインフレ目標は2%。
2. コア消費者物価は、総合からエネルギー、非加工食品を除いたもの。

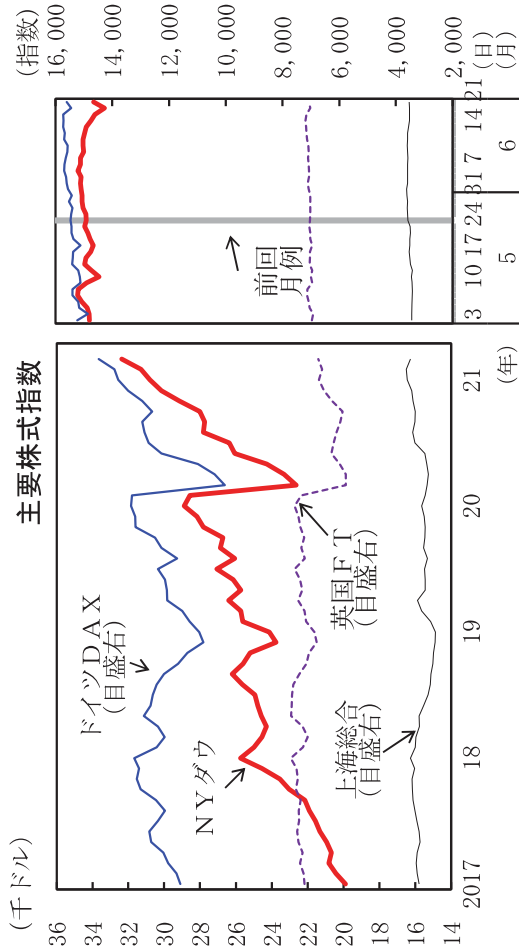
⑨政策金利 ユーロ圏：欧州中央銀行 (ECB) は据置き
英 国：イングランド銀行 (BOE) は据置き



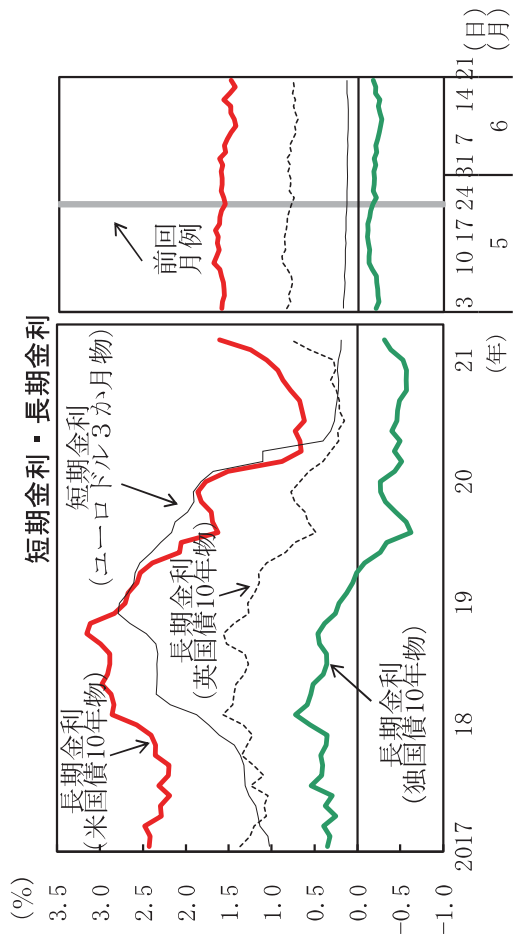
(備考) ECBでは、2014年6月より中銀預金金利にマイナス金利を適用 (現在▲0.50%)。その他に、スイス、デンマーク等で中銀預金金利にマイナス金利が適用されている。

4. 国際金融

株価：アメリカ、英国、ドイツ及び中国ではおおむね横ばい

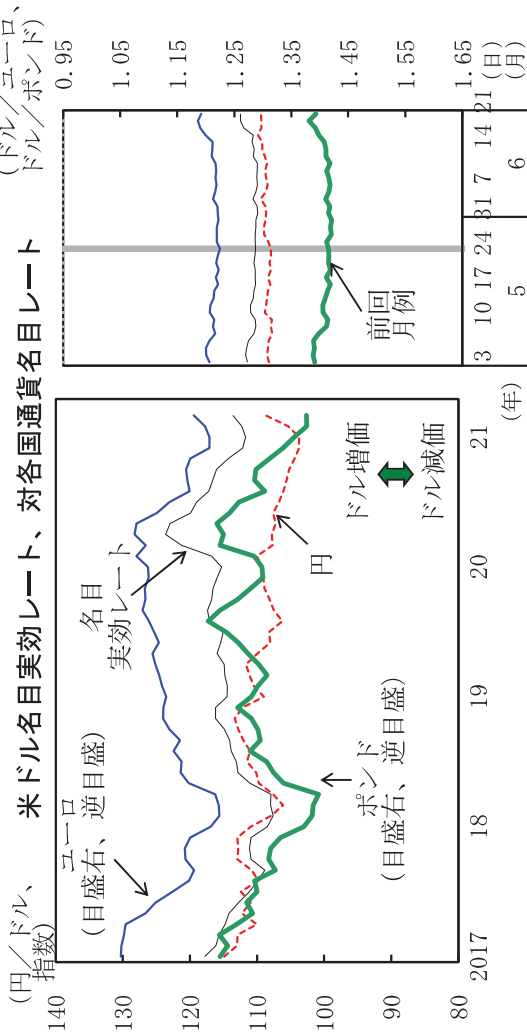


短期金利：おおむね横ばい
長期金利：アメリカ、英国及びドイツではおおむね横ばい

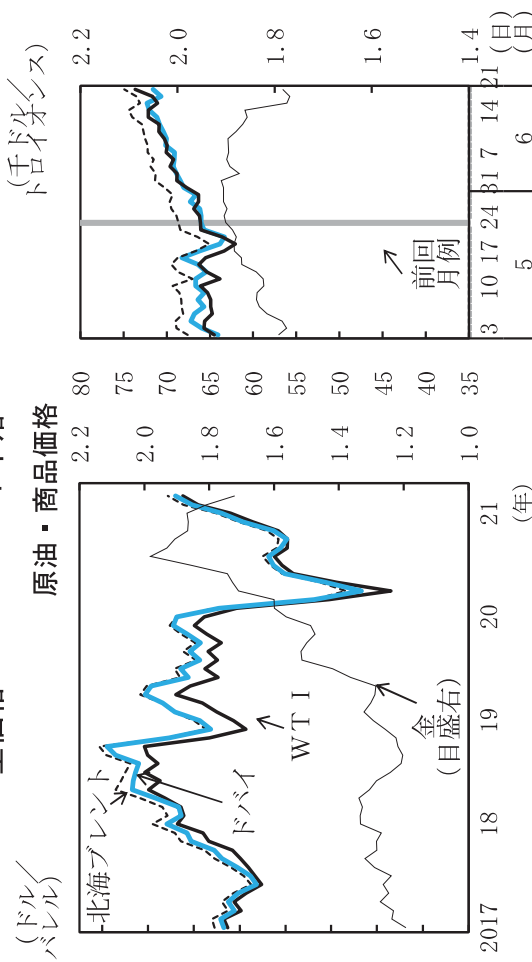


(備考) いずれも、左図は日次の終値の月平均値、右図は日次の終値。

為替：ドルは、ユーロに対して増価、ポンド及び円に対してやや増価



原油価格 (WTI)：大幅に上昇
金価格：下落



主要経済指標の国際比較(1)

国・地域名	人口 (万人)	名目GDP (10億ドル)	1人当たりGDP (1,000ドル)	実質GDP成長率(%)				鉱工業生産(%)				失業率(%)				備考		
				2020年	2019年	2020年	2019年	備考	2020年	2019年	2020年	2019年	備考	2020年	21年			
															3月		4月	5月
日本	12,576	5,049	40.1	0.0	▲ 4.7	▲ 11.7	▲ 3.9	▲ 3.0	▲ 10.4	▲ 1.3	▲ 1.7	▲ 2.9	2.4	2.8	2.9	2.6	2.8	
アメリカ	33,009	20,933	63.4	2.2	▲ 3.5	4.3	6.4	▲ 0.8	▲ 7.2	2.6	0.1	0.9	3.7	8.1	6.0	6.1	5.8	
カナダ	3,797	1,643	43.3	1.9	▲ 5.3	9.3	5.6	▲ 0.2	▲ 8.3	0.7			5.7	9.6	7.5	8.1	8.2	
ユーロ圏	34,241	12,917	37.7	1.3	▲ 6.5	▲ 2.4	▲ 1.3	▲ 1.3	▲ 8.6	0.4	0.8		7.6	8.0	8.1	8.0		
ドイツ	8,316	3,803	45.7	0.6	▲ 4.8	2.2	▲ 7.0	▲ 4.4	▲ 10.1	0.7	▲ 0.3		3.1	4.2	4.5	4.4		ILO基準
フランス	6,512	2,599	39.9	1.8	▲ 7.9	▲ 5.9	▲ 0.4	0.5	▲ 10.8	1.0	▲ 0.1		8.5	8.1	7.9	7.3		
イタリア	6,025	1,885	31.3	0.3	▲ 8.9	▲ 6.8	0.6	▲ 1.2	▲ 11.0	0.3	1.8		10.0	9.2	10.4	10.7		
スペイン	4,711	1,278	27.1	2.0	▲ 10.7	0.1	▲ 2.0	0.7	▲ 9.5	0.6	1.2		14.1	15.6	15.3	15.4		
英国	6,709	2,711	40.4	1.4	▲ 9.8	5.2	▲ 5.9	▲ 1.2	▲ 8.0	1.8	▲ 1.3		3.8	4.5	4.8	4.7		後3か月平均
スイス	861	747	86.8	1.1	▲ 2.6	0.3	▲ 2.0	4.5	▲ 3.9	12.8			2.3	3.2	3.3	3.2	3.0	
ロシア	14,681	1,474	10.0	2.0	▲ 3.0	▲ 1.8	▲ 0.7	3.4	▲ 2.6	2.3	7.2		4.6	5.8	5.4	5.2		
オーストラリア	2,573	1,359	52.8	1.9	▲ 2.5	13.5	7.3	2.5	▲ 1.0	-	-	-	5.2	6.5	5.7	5.5	5.1	
中国	140,433	14,723	10.5	6.0	2.3	6.5	18.3	5.7	2.8	14.1	9.8	8.8	5.2	5.6	5.3	5.1	5.0	
韓国	5,178	1,631	31.5	2.2	▲ 0.9	4.6	7.1	0.3	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 1.6		3.8	3.9	3.9	3.7	3.8	
台湾	2,362	669	28.3	3.0	3.1	5.1	8.9	▲ 0.3	7.1	▲ 1.5	▲ 1.3		3.7	3.9	3.7	3.7		
香港	747	349	46.8	▲ 1.7	▲ 6.1	2.0	23.5	0.4	▲ 5.9	-	-	-	2.9	5.5	6.8	6.4	6.0	
シンガポール	577	340	58.9	1.3	▲ 5.4	15.9	13.1	▲ 1.5	7.5	▲ 1.7	1.0		2.3	3.0	2.9	2.9		原数値 2月のみ
インドネシア	27,020	1,060	3.9	5.0	▲ 2.1	▲ 2.2	▲ 0.7	4.0					5.2	7.1	-	-	-	
マレーシア	3,294	338	10.3	4.4	▲ 5.6	▲ 3.4	▲ 0.5	2.4	▲ 4.4	▲ 2.2	0.1		3.3	4.5	4.7	4.6		四半期のみ
フィリピン	10,877	362	3.3	6.1	▲ 9.6	16.0	1.1	▲ 10.9	▲ 43.0	▲ 74.2	154.3		5.1	10.4	-	-	-	原数値
タイ	6,980	502	7.2	2.3	▲ 6.1	4.3	0.7	▲ 3.4	▲ 9.3	5.9	18.5		1.0					四半期のみ
ベトナム	9,741	341	3.5	7.0	2.9	4.5	4.5	9.1	3.4	3.9	24.1	11.6	2.2	2.5	-	-	-	原数値
インド	137,860	2,709	2.0	4.0	▲ 7.3	0.5	1.6	▲ 0.8	▲ 8.4	24.1	134.4		-	-	-	-	-	原数値
ブラジル	21,142	1,434	6.8	1.4	▲ 4.1	▲ 1.1	1.0	▲ 1.1	▲ 4.5	10.5	34.7		11.9	13.2	14.7			原数値
メキシコ	12,779	1,076	8.4	▲ 0.2	▲ 8.3	▲ 4.5	▲ 3.6	▲ 1.8	▲ 9.9	1.7	36.6		3.5	4.4	3.9	4.7		原数値
アルゼンチン	4,539	388	8.6	▲ 2.1	▲ 9.9	▲ 4.3		-	-	33.0	55.9		9.8	11.6	-	-	-	四半期のみ
トルコ	8,417	720	8.5	0.9	1.8	5.9	7.0	▲ 0.7	1.6	16.7	65.4		13.7					原数値
サウジアラビア	3,476	701	20.2	0.3	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 3.0	-	-	-	-	-	5.6	7.7	-	-	-	四半期のみ
南アフリカ	5,962	302	5.1	0.2	▲ 7.0	6.1	4.5	▲ 0.9	▲ 11.2	4.5	82.8		28.7	29.2	-	-	-	暦年のみ

(備考)1. 各国統計より作成。人口、名目GDP、1人当たりGDPについてはIMF、ユーロスタットより作成。

2. インドは年度(4月~3月)の数値。

3. GDP、鉱工業生産の前月(期)比、失業率は特に断りのない限り季節調整値。

主要経済指標の国際比較(2)

(参考)国際機関の実質GDP見通し(%)

国・地域名	消費者物価(前年比%)										一般政府財政収支(名目GDP比%)		一般政府債務残高(名目GDP比%)		経常収支(名目GDP比%)		IMF, 2021年4月		OECD, 2021年5月	
	2020年		21年		21年						2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2021年	2022年	2021年	2022年
	7-9月	10-12月	1-3月	4月	5月	3月	4月	5月	2019年	2020年	2019年	2020年	2019年	2020年	2021年	2022年	2021年	2022年		
日本	0.5	0.0	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.1	▲ 3.1 (▲ 2.6)	▲ 12.6 (▲ 12.9)	▲ 3.7	3.3	3.3	3.3	2.5	2.6	2.5	2.6		
アメリカ	1.8	1.2	1.9	2.6	4.2	2.6	4.2	5.0	▲ 5.7	▲ 15.8	▲ 2.2	▲ 3.1	▲ 2.2	▲ 3.1	3.5	3.5	3.5	3.5		
カナダ	1.9	0.7	1.4	2.2	3.4	2.2	3.4	3.6	0.5	▲ 10.7	▲ 2.1	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.9	4.7	6.1	4.7	6.1		
ユーロ圏	1.2	0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	1.3	1.3	1.6	2.0	▲ 0.6	▲ 7.6	2.3	2.3	2.3	2.3	3.8	4.3	3.8	4.3		
ドイツ	1.4	0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	1.3	1.7	2.0	2.5	1.5	▲ 4.2	7.1	7.1	7.1	7.1	3.4	3.3	3.4	3.3		
フランス	1.1	0.5	0.1	0.7	1.1	1.1	1.2	1.4	▲ 3.0	▲ 9.9	▲ 0.7	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 2.3	4.2	5.8	4.2	5.8		
イタリア	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.2	0.6	0.8	1.1	1.3	▲ 1.6	▲ 9.5	3.0	3.6	3.0	3.6	3.6	4.5	3.6	4.5		
スペイン	0.7	▲ 0.3	▲ 0.5	▲ 0.7	0.6	1.3	2.2	2.7	▲ 2.9	▲ 11.5	2.1	0.7	2.1	0.7	4.7	5.9	4.7	5.9		
英国	1.8	0.9	0.6	0.5	0.6	0.7	1.5	2.1	▲ 2.3	▲ 13.4	▲ 3.1	▲ 3.9	▲ 3.1	▲ 3.9	5.1	7.2	5.1	7.2		
スイス	0.4	▲ 0.7	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.2	0.3	0.5	1.4	▲ 2.6	6.7	3.8	6.7	3.8	2.8	3.2	2.8	3.2		
ロシア	4.5	3.4	3.5	5.5	5.5	5.8	5.5	6.0	1.9	▲ 4.1	3.8	2.2	3.8	2.2	3.8	3.5	3.8	3.5		
オーストラリア	1.6	0.8	0.7	0.9	1.1	1.1	-	-	▲ 3.8	▲ 9.9	0.7	2.5	0.7	2.5	2.8	5.1	2.8	5.1		
中国	2.9	2.5	2.3	0.1	▲ 0.0	0.4	0.9	1.3	▲ 6.3	▲ 11.4	1.0	2.0	1.0	2.0	5.6	8.5	5.6	8.5		
韓国	0.4	0.5	0.6	0.4	1.1	1.5	2.3	2.6	0.4	▲ 2.8	3.6	4.6	3.6	4.6	2.8	3.8	2.8	3.8		
台湾	0.6	▲ 0.2	▲ 0.5	▲ 0.0	0.8	1.2	2.1	2.5	▲ 1.8	▲ 4.3	10.6	14.1	10.6	14.1	3.0	-	3.0	-		
香港	2.9	0.3	▲ 1.7	▲ 0.3	0.9	0.5	0.7	0.7	▲ 0.6	▲ 10.0	6.0	6.5	6.0	6.5	3.8	-	3.8	-		
シンガポール	0.6	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.1	0.8	1.3	2.1	2.1	3.8	▲ 8.9	14.3	17.6	14.3	17.6	3.2	-	3.2	-		
インドネシア	2.8	2.0	1.4	1.6	1.4	1.4	1.4	1.7	▲ 2.2	▲ 5.9	▲ 2.7	▲ 0.4	▲ 2.7	▲ 0.4	5.8	4.7	5.8	4.7		
マレーシア	0.7	▲ 1.1	▲ 1.4	▲ 1.5	0.5	1.7	4.7	4.7	▲ 2.2	▲ 5.1	3.4	4.4	3.4	4.4	6.0	-	6.0	-		
フィリピン	2.5	2.6	2.5	3.1	4.5	4.5	4.5	4.5	▲ 1.8	▲ 5.5	▲ 0.9	3.2	▲ 0.9	3.2	6.5	-	6.5	-		
タイ	0.7	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.1	3.4	2.4	▲ 0.8	▲ 4.7	7.0	3.3	7.0	3.3	5.6	-	5.6	-		
ベトナム	2.8	3.2	1.4	1.4	0.3	1.2	2.7	2.9	▲ 3.3	▲ 5.4	3.8	2.2	3.8	2.2	7.2	-	7.2	-		
インド	4.8	6.2	6.9	6.4	4.9	5.5	4.2	6.3	▲ 7.4	▲ 12.3	▲ 0.9	1.0	▲ 0.9	1.0	6.9	9.9	6.9	9.9		
ブラジル	3.7	3.2	2.6	4.3	5.3	6.1	6.8	8.1	▲ 5.9	▲ 13.4	▲ 2.7	▲ 0.9	▲ 2.7	▲ 0.9	2.6	3.7	2.6	3.7		
メキシコ	3.6	3.4	3.9	3.5	4.0	4.7	6.1	5.9	▲ 2.3	▲ 4.6	▲ 0.3	2.5	▲ 0.3	2.5	3.0	5.0	3.0	5.0		
アルゼンチン	53.6	42.7	39.9	36.4	40.6	42.6	46.3	48.8	▲ 4.5	▲ 8.9	▲ 0.9	1.0	▲ 0.9	1.0	2.5	6.1	2.5	6.1		
トルコ	15.2	12.3	11.8	13.5	15.6	16.2	17.1	16.6	▲ 5.6	▲ 5.4	0.9	▲ 5.1	0.9	▲ 5.1	3.5	5.7	3.5	5.7		
サウジアラビア	▲ 2.1	3.4	6.0	5.6	5.3	5.0	5.3	5.7	▲ 4.5	▲ 11.1	4.8	▲ 2.1	4.8	▲ 2.1	4.0	-	4.0	-		
南アフリカ	4.1	3.3	3.1	3.2	3.1	3.2	4.4	4.4	▲ 5.3	▲ 12.2	▲ 3.0	2.2	▲ 3.0	2.2	2.0	3.8	2.0	3.8		
世界	6.0	4.4	5.8	4.4	5.8	4.4	5.8	4.4	6.0	4.4	5.8	4.4	5.8	4.4	5.8	4.4	5.8	4.4		

(備考) 1. 各国統計より作成。ただし、一般政府財政収支、一般政府債務残高、経常収支については特に断りのない限りIMFより作成。
 2. 日本の財政収支及び債務残高のカッコ内は、国・地方合計の年度(4月~3月)の値。内閣府より作成。
 3. インドは年度(4月~3月)の数値。
 (出所) IMF "World Economic Outlook" (21年4月)
 OECD "Economic Outlook" (21年5月)

愛 媛 の 工 業 統 計

	2018年	2019年	2020年	前年比(%)
事業所数 (所)	2,152	2,078	2,053	-1.2
従業者数 (人)	77,264	76,606	78,169	2.0
現金給与総額 (百万円)	316,347	317,826	325,791	2.5
原材料使用額等 (百万円)	2,817,038	2,948,312	2,982,918	1.2
製造品出荷額等 (百万円)	4,178,495	4,264,038	4,308,932	1.1
付加価値額 (百万円)	1,094,226	1,020,817	1,033,953	1.3

(資料出所)

愛媛県ホームページ掲載の統計「愛媛の工業」より

「工業統計調査」(経済産業省所管)及び「経済センサス-活動調査」(総務省及び経済産業省所管)をもとに、愛媛県内の製造業について集計結果を取りまとめたもの。

最新データは令和2年の調査結果

(注) 従業者4人以上の事業所

(参考)

	2018年	2019年	2020年	前年比(%)
従業者1人当たりの				
現金給与総額 (万円)	409	415	417	0.5
原材料使用額等 (万円)	3,646	3,849	3,816	-0.8
製造品出荷額等 (万円)	5,408	5,566	5,512	-1.0
付加価値額 (万円)	1,416	1,333	1,323	-0.7

愛 媛 の 商 業 統 計

	平成26年	平成28年	前回比(%)
卸売業			
事業所数 (所)	3,063	3,456	12.8
従業者数 (人)	23,502	27,825	18.4
年間商品販売額 (億円)	19,287	23,328	21.0
小売業			
事業所数 (所)	9,988	10,709	7.2
従業者数 (人)	65,266	71,082	8.9
年間商品販売額 (億円)	12,087	14,716	21.8

(資料出所)

愛媛県ホームページ掲載の統計「愛媛の商業」より

平成28年6月1日現在で実施した「平成28年経済センサス-活動調査」をもとに、愛媛県内の卸売業・小売業について集計結果を取りまとめたもの。

最新データは平成28年の調査結果

平成28年:「平成28年経済センサス-活動調査」(総務省・経済産業省所管) 平成28年6月1日を調査期日として実施

平成26年:「平成26年商業統計調査」(経済産業省所管) 平成26年7月1日を調査期日として実施

(注1) すべての事業所を対象としています。

(注2) ここでいう従業者と労働基準法上の労働者の概念は一致しません。

(参考)

	平成26年	平成28年	前回比(%)
(卸売業)従業者1人当たりの			
年間商品販売額 (万円)	8,207	8,384	2.2
(小売業)従業者1人当たりの			
年間商品販売額 (万円)	1,852	2,070	11.8

愛媛の経済指標

1 生産・公共工事・住宅着工

		令和元年	令和2年	前年比(%)
1	鉱工業生産指数 (2015年=100)	99.9	94.3	-5.6
2	公共工事請負金額※ (百万円)	184,910	175,957	-4.8
3	新設住宅着工戸数 (戸)	7,756	8,049	3.8
4	建築着工床面積(非居住用) (㎡)	522,300	432,160	-17.3

※ [2] は年度

2 消費・観光・物価

		令和元年	令和2年	前年比(%)
5	百貨店・スーパー販売額 (億円)	2,057	2,066	0.4
6	コンビニエンスストア商品販売額等(全国) (億円)	121,841	116,423	-4.4
7	乗用車新規登録台数※ (台)	24,664	24,522	-0.6
8	同 (軽自動車) (台)	20,138	18,009	-10.6
9	道後温泉旅館宿泊客数 (人)	762,533	501,956	-34.2
10	大口電力使用量※※ (百万kWh)			
11	消費者物価指数※※※ (2015年=100)	101.3	101.1	-0.2

※ 普通車・小型車の値 ※※ [10] は28年度以降データなし ※※※ = 松山市

3 雇用・企業倒産

		令和元年	令和2年	前年比(%)
12	有効求人倍率 (倍)	1.64	1.33	-18.9
13	新規求人数 (人)	141,412	119,177	-15.7
14	新規求職者数 (人)	56,926	52,769	-7.3
15	企業倒産件数 (件)	48	40	-16.7
16	同 負債額 (百万円)	9,511	8,712	-8.4

4 金融・貿易

		令和元年	令和2年	前年比(%)
17	銀行預金残高※ (億円)	71,898	76,630	6.6
18	銀行貸出金残高※ (億円)	61,492	63,291	2.9
19	貿易輸出額 (百万円)	692,147	612,816	-11.5
20	貿易輸入額 (百万円)	960,718	827,144	-13.9

※ [17] [18] は各年末残高

(調査機関)

- 1 愛媛県統計課
- 2 西日本建設業保証
- 3 国土交通省
- 4 同上
- 5 四国経済産業局
- 6 経済産業省
- 7 四国運輸局
- 8 全国軽自動車協会連合会
- 9 道後温泉旅館協同組合
- 10 四国電力
- 11 総務省
- 12 愛媛労働局
- 13 同上
- 14 同上
- 15 東京商工リサーチ
- 16 同上
- 17 日本銀行
- 18 同上
- 19 神戸税関
- 20 同上

本資料は次回の専門部会にもご持参ください。

愛媛地方最低賃金審議会

愛媛県最低賃金専門部会資料別冊

資料集

平成3年7月26日

愛媛労働局労働基準部賃金室

資料集目次

1 愛媛県最低賃金の推移について

資料No. 1	愛媛県最低賃金年次別推移	表 1	1
資料No. 2	愛媛県最低賃金年次別推移（影響率未満率つき）	表 2	3
	参考未満率及び影響率のイメージ図		4
資料No. 3	愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する 2 軸 グラフ	G 1	5

2 全国の最低賃金額について

資料No. 4	全国の地域別最低賃金一覧表（金額順）	表 3	7
資料No. 5	全国の地域別最低賃金時間額グラフ（令和 2 年度審議後）	G 2	9

3 愛媛の賃金実勢について

資料No. 6	賃金月額年次推移（愛媛県・全産業・男女別）	G 3	11
資料No. 7	賃金月額グラフ（2 年：愛媛県：全産業：男性）	G 4	13
資料No. 8	賃金月額グラフ（2 年：愛媛県：全産業：女性）	G 5	15

4 労働者の生計費について

資料No. 9	消費生活関係の各種指数		
	(1) 標準生計費（松山市）		17
	(2) 消費者物価指数（松山市）		18

5 類似の労働者の賃金について

資料No.10	1 時間単価グラフ（2 年：愛媛県：短時間労働者）	G6	19
資料No.11	愛媛県の初任給の状況		21

6 生活保護と最低賃金について

資料No.12	生活保護制度について		23
資料No.13	愛媛県最低賃金と生活保護との比較（令和元年）		25

7 求人倍率について

資料No.14	愛媛県における有効求人倍率の推移（地域別）	G7	27
---------	-----------------------	----	----

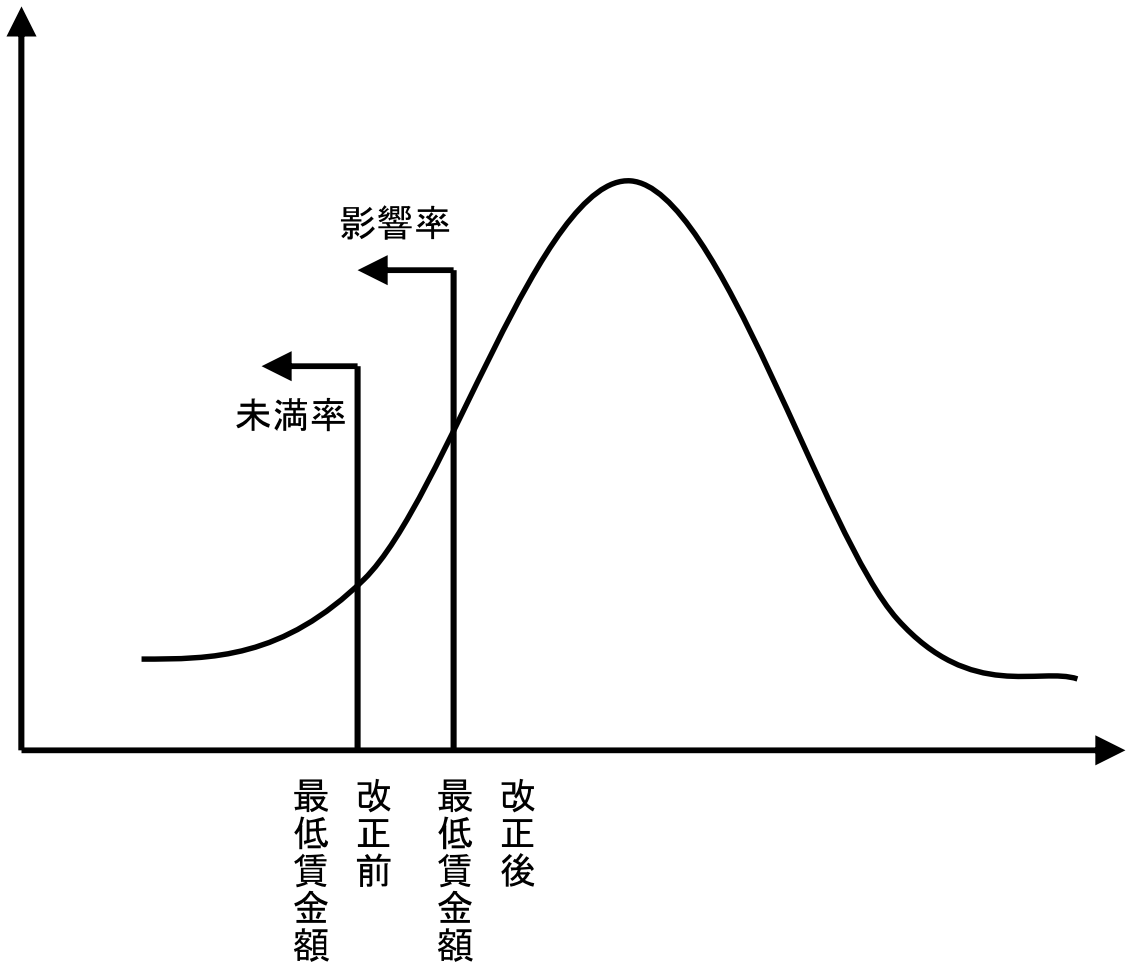
表1 愛媛県最低賃金年次別推移

年次	最低賃金日額推移			最低賃金時間額推移		
	日額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
昭和48年	1,015			127		
49年	1,533	518	51.03	192	65	51.18
50年	1,780	247	16.11	223	31	16.15
51年	1,950	170	9.55	244	21	9.42
52年	2,145	195	10.00	268	24	9.84
53年	2,285	140	6.53	286	18	6.72
54年	2,431	146	6.39	304	18	6.29
55年	2,601	170	6.99	325	21	6.91
56年	2,769	168	6.46	346	21	6.46
57年	2,917	148	5.34	365	19	5.49
58年	3,010	93	3.19	377	12	3.29
59年	3,103	93	3.09	388	11	2.92
60年	3,214	111	3.58	402	14	3.61
61年	3,310	96	2.99	414	12	2.99
62年	3,382	72	2.18	423	9	2.17
63年	3,483	101	2.99	436	13	3.07
平成元年	3,623	140	4.02	453	17	3.90
2年	3,796	173	4.78	475	22	4.86
3年	3,982	186	4.90	498	23	4.84
4年	4,152	170	4.27	520	22	4.42
5年	4,283	131	3.16	536	16	3.08
6年	4,386	103	2.40	550	14	2.61
7年	4,486	100	2.28	563	13	2.36
8年	4,582	96	2.14	574	11	1.95
9年	4,685	103	2.25	588	14	2.44
10年	4,770	85	1.81	597	9	1.53
11年	4,813	43	0.90	602	5	0.84
12年	4,852	39	0.81	607	5	0.83
13年	4,885	33	0.68	611	4	0.66
14年	(廃止)			611	0	0.00
15年				611	0	0.00
16年				612	1	0.16
17年				614	2	0.33
18年				616	2	0.33
19年				623	7	1.14
20年				631	8	1.28
21年				632	1	0.16
22年				644	12	1.90
23年				647	3	0.47
24年				654	7	1.08
25年				666	12	1.83
26年				680	14	2.10
27年				696	16	2.35
28年				717	21	3.02
29年				739	22	3.07
30年				764	25	3.38
令和元年				790	26	3.40
2年				793	3	0.38

表2 愛媛県最低賃金年次別推移(影響率未満率つき)

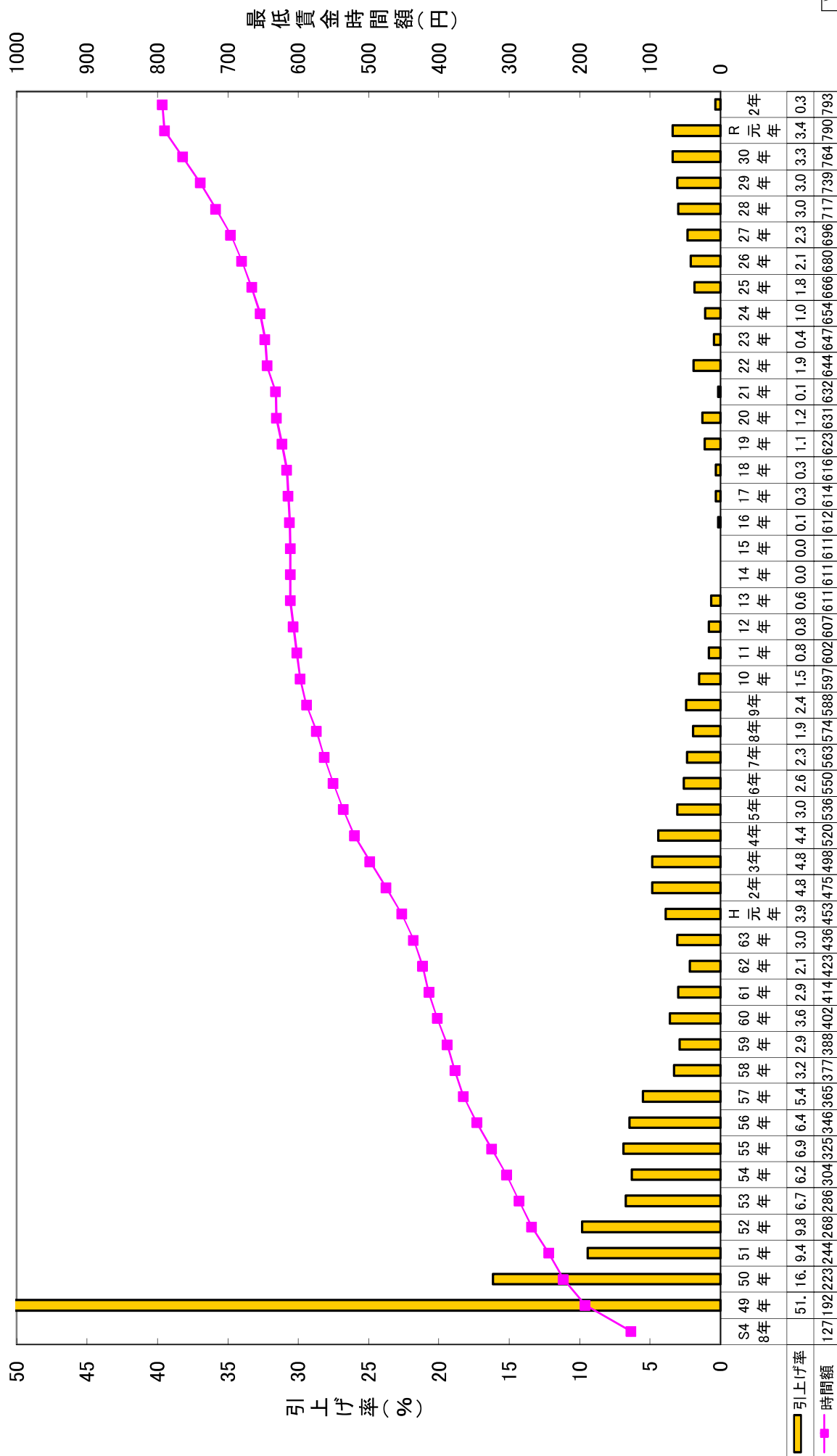
年次	日額 (円)	目安への 加算額	引上額 (円)	引上率 (%)	時間額 (円)	1/8への 加算額	引上額 (円)	引上率 (%)	未満率 (%)	影響率 (%)
平成5年	4,283	3	131	3.16	536		16	3.08	2.2	4.6
6年	4,386	1	103	2.40	550	1	14	2.61	2.0	2.7
7年	4,486		100	2.28	563	2	13	2.36	1.6	3.4
8年	4,582	3	96	2.14	574	1	11	1.95	1.1	1.7
9年	4,685	3	103	2.25	588	2	14	2.44	1.2	2.0
10年	4,770	1	85	1.81	597		9	1.53	1.7	2.1
11年	4,813		43	0.90	602		5	0.84	1.8	2.1
12年	4,852	1	39	0.81	607		5	0.83	1.4	2.0
13年	4,885		33	0.68	611		4	0.66	1.3	1.6
14年	(廃止)				611		0	0.00	2.2	2.2
15年					611		0	0.00	0.9	0.9
16年					612		1	0.16	0.7	0.7
17年					614		2	0.33	0.9	1.0
18年					616		2	0.33	1.2	1.3
19年					623		7	1.14	1.1	1.7
20年					631		8	1.28	2.0	2.7
21年					632		1	0.16	2.3	2.4
22年					644		12	1.90	1.8	3.4
23年					647		3	0.47	1.6	2.3
24年					654		7	1.08	1.1	1.8
25年					666		12	1.83	1.4	4.0
26年					680		14	2.10	1.8	3.3
27年					696		16	2.35	0.9	5.0
28年					717		21	3.02	1.4	6.5
29年					739		22	3.07	1.1	5.8
30年					764		25	3.38	1.4	8.8
令和元年					790		26	3.40	2.2	11.3
2年					793		3	0.38	1.7	6.5

参考 未満率及び影響率のイメージ図



※ 曲線は、賃金額を横軸にとったときの労働者分布を表している。

G1 愛媛県最低賃金時間額とその引上げ率の推移に関する2軸グラフ

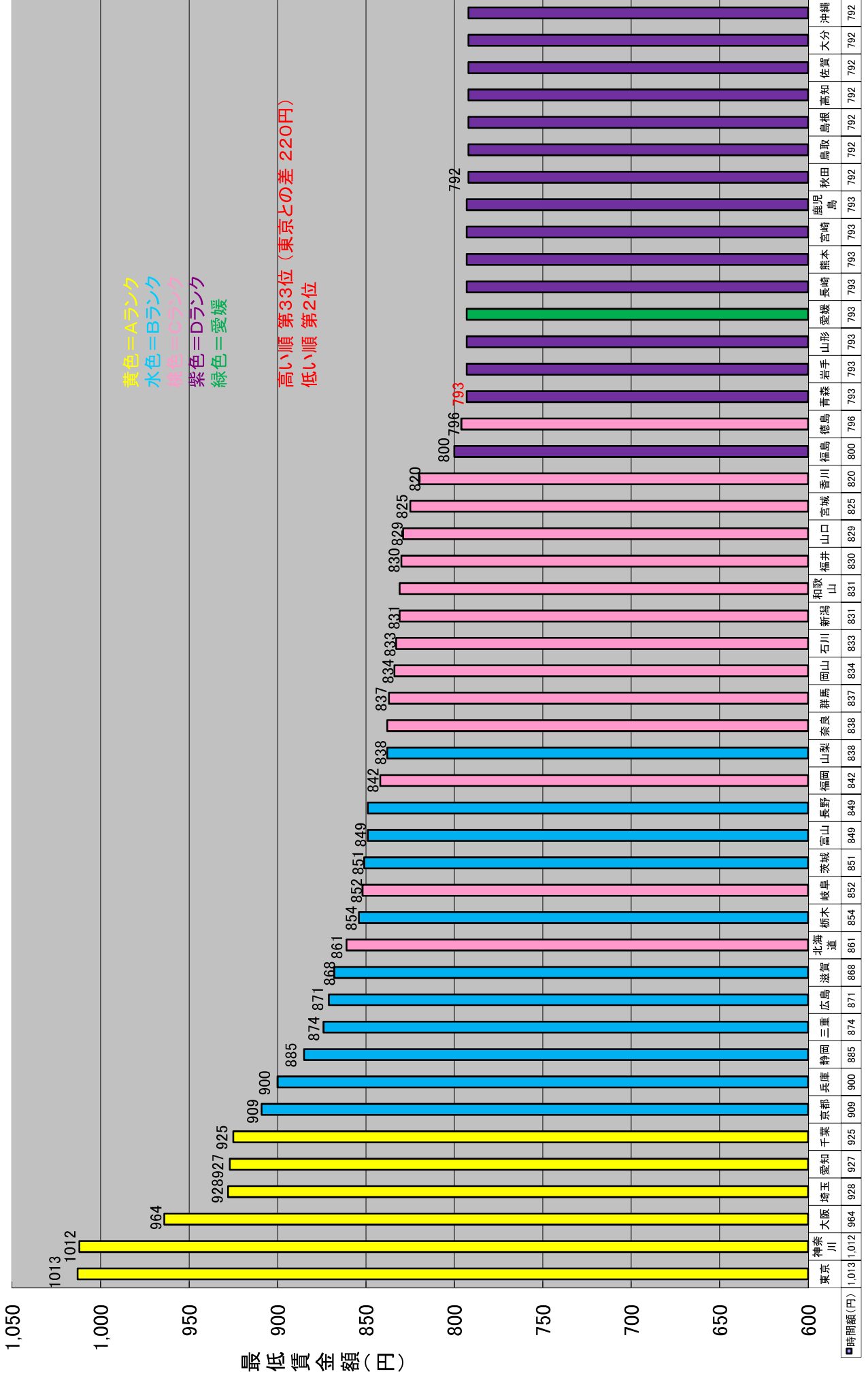


全国の地域別最低賃金一覧表(金額順)

(単位:円)

都道府県名	時間額(円)	令和2年審議における 引上げ額(円)	発効予定年月日
東 京	1,013	0	-
神 奈 川	1,012	1	2020年 10月1日
大 阪	964	0	-
埼 玉	928	2	2020年 10月1日
愛 知	927	1	2020年 10月1日
千 葉	925	2	2020年 10月1日
京 都	909	0	-
兵 庫	900	1	2020年 10月1日
静 岡	885	0	-
三 重	874	1	2020年 10月1日
広 島	871	0	-
滋 賀	868	2	2020年 10月1日
北 海 道	861	0	-
栃 木	854	1	2020年 10月1日
岐 阜	852	1	2020年 10月1日
茨 城	851	2	2020年 10月1日
富 山	849	1	2020年 10月1日
長 野	849	1	2020年 10月1日
福 岡	842	1	2020年 10月1日
山 梨	838	1	2020年 10月8日
奈 良	838	1	2020年 10月1日
群 馬	837	2	2020年 10月3日
岡 山	834	1	2020年 10月1日
石 川	833	1	2020年 10月7日
新 潟	831	1	2020年 10月1日
和 歌 山	831	1	2020年 10月1日
福 井	830	1	2020年 10月2日
山 口	829	0	-
宮 城	825	1	2020年 10月1日
香 川	820	2	2020年 10月1日
福 島	800	2	2020年 10月2日
徳 島	796	3	2020年 10月3日
青 森	793	3	2020年 10月3日
岩 手	793	3	2020年 10月3日
山 形	793	3	2020年 10月3日
愛 媛	793	3	2020年 10月3日
長 崎	793	3	2020年 10月3日
熊 本	793	3	2020年 10月1日
宮 崎	793	3	2020年 10月3日
鹿 児 島	793	3	2020年 10月3日
秋 田	792	2	2020年 10月1日
鳥 取	792	2	2020年 10月2日
島 根	792	2	2020年 10月1日
高 知	792	2	2020年 10月3日
佐 賀	792	2	2020年 10月2日
大 分	792	2	2020年 10月1日
沖 縄	792	2	2020年 10月3日
全国加重平均	902	1	-

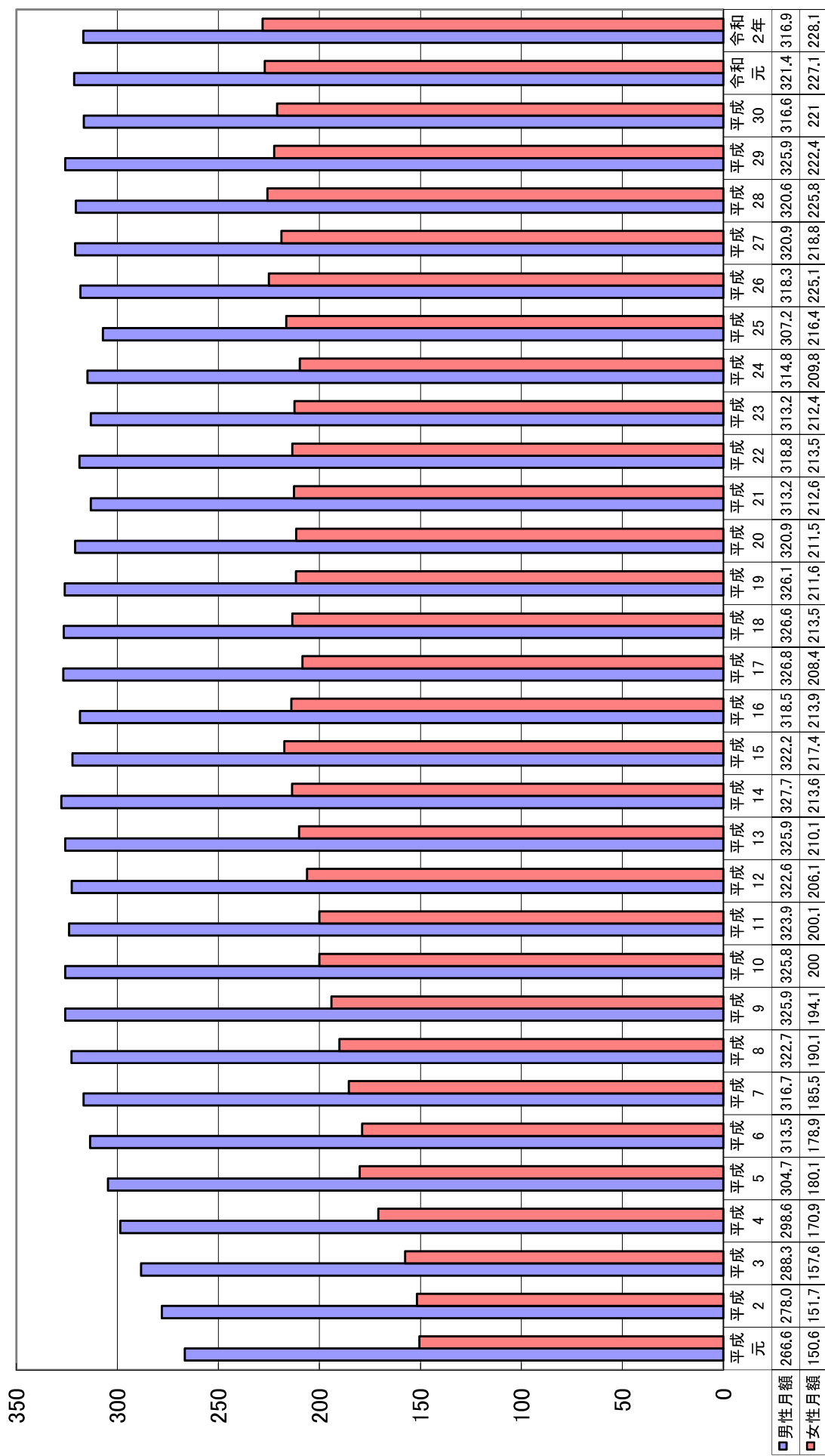
全国の地域別最低賃金時間額グラフ (令和2年審議後)



G3 賃金月額額の年次推移

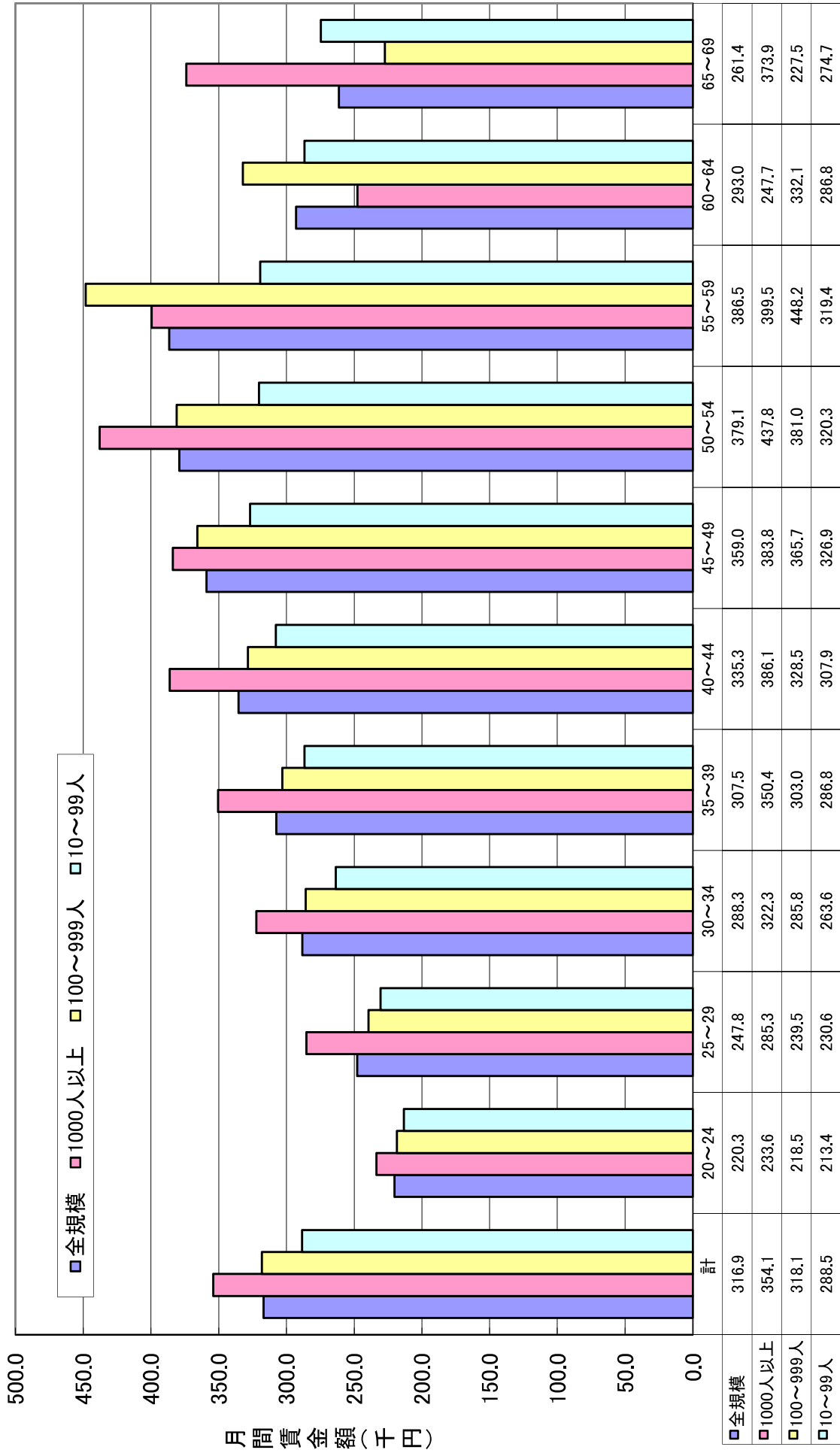
(愛媛県・全産業・男女別)

(千円)



(資料:賃金構造基本統計調査)きまって支給する現金給与額

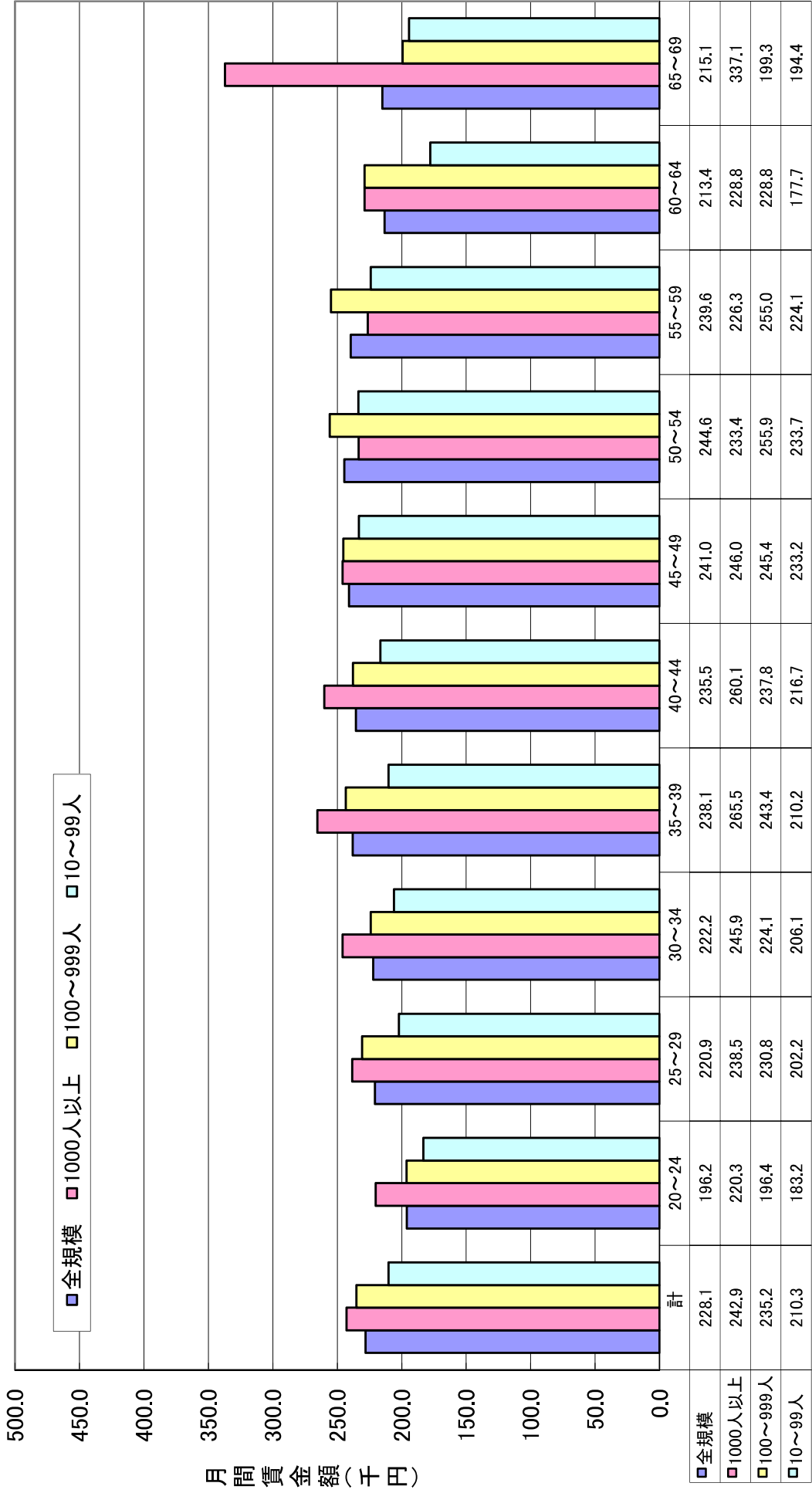
G4 賃金月額グラフ (令和2年調査:愛媛県:全産業:男性)



年齢区分

(資料:賃金構造基本統計調査)きまって支給する現金給与額

G5 賃金月額グラフ (令和2年調査:愛媛県:全産業:女性)



年齢区分

(資料:賃金構造基本統計調査)きまって支給する現金給与額

4 労働者の生計費について

標準生計関係の各種指標

(1) 標準生計費(松山市)

① 世帯人員数別標準生計費(2020年4月)

(円)

区 分	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	19,700	31,540	40,970	50,410	59,840
住居関係費	29,880	32,220	28,980	25,740	22,500
被服・履物費	970	3,120	3,540	3,960	4,390
雑費Ⅰ	17,870	23,010	31,120	39,220	47,330
雑費Ⅱ	6,230	18,050	21,030	24,000	26,990
合 計	74,650	107,940	125,640	143,330	161,050

雑費Ⅰ＝保健医療, 交通・通信, 教育, 教育娯楽

雑費Ⅱ＝その他の消費支出(諸雑費, 交際費等)

② 世帯人員数別標準生計費の年次別推移(各年4月)

(円)

区 分		1人	2人	3人	4人	5人
食料費	2016年	20,990	31,010	39,540	48,070	56,590
	2017年	23,870	42,080	49,270	56,460	63,650
	2018年	22,820	36,510	45,340	54,180	63,020
	2019年	22,270	35,090	43,440	51,800	60,160
	2020年	19,700	31,540	40,970	50,410	59,840
住居関係費	2016年	45,460	50,100	45,730	41,370	37,010
	2017年	42,400	52,320	44,680	37,030	29,390
	2018年	51,480	56,420	50,740	45,040	39,350
	2019年	41,790	33,530	36,110	38,700	41,270
	2020年	29,880	32,220	28,980	25,740	22,500
被服・履物費	2016年	2,700	6,460	7,940	9,420	10,910
	2017年	3,840	9,620	12,530	15,440	18,350
	2018年	2,720	9,490	10,900	12,320	13,720
	2019年	2,450	6,920	7,700	8,470	9,230
	2020年	970	3,120	3,540	3,960	4,390
雑費Ⅰ	2016年	21,690	29,390	41,530	53,680	65,830
	2017年	25,450	34,400	47,400	60,420	73,420
	2018年	34,880	31,500	58,430	85,370	112,300
	2019年	24,990	22,170	37,670	53,150	68,650
	2020年	17,870	23,010	31,120	39,220	47,330
雑費Ⅱ	2016年	5,590	20,630	20,620	20,600	20,600
	2017年	6,520	19,000	20,600	22,200	23,800
	2018年	12,400	28,340	35,110	41,880	48,630
	2019年	3,920	9,190	11,160	13,130	15,100
	2020年	6,230	18,050	21,030	24,000	26,990
合 計	2016年	96,430	137,590	155,360	173,140	190,940
	2017年	102,080	157,420	174,480	191,550	208,610
	2018年	124,300	162,260	200,520	238,790	277,020
	2019年	95,420	106,900	136,080	165,250	194,410
	2020年	74,650	107,940	125,640	143,330	161,050

(2)消費者物価指数(松山市)

品目別指数

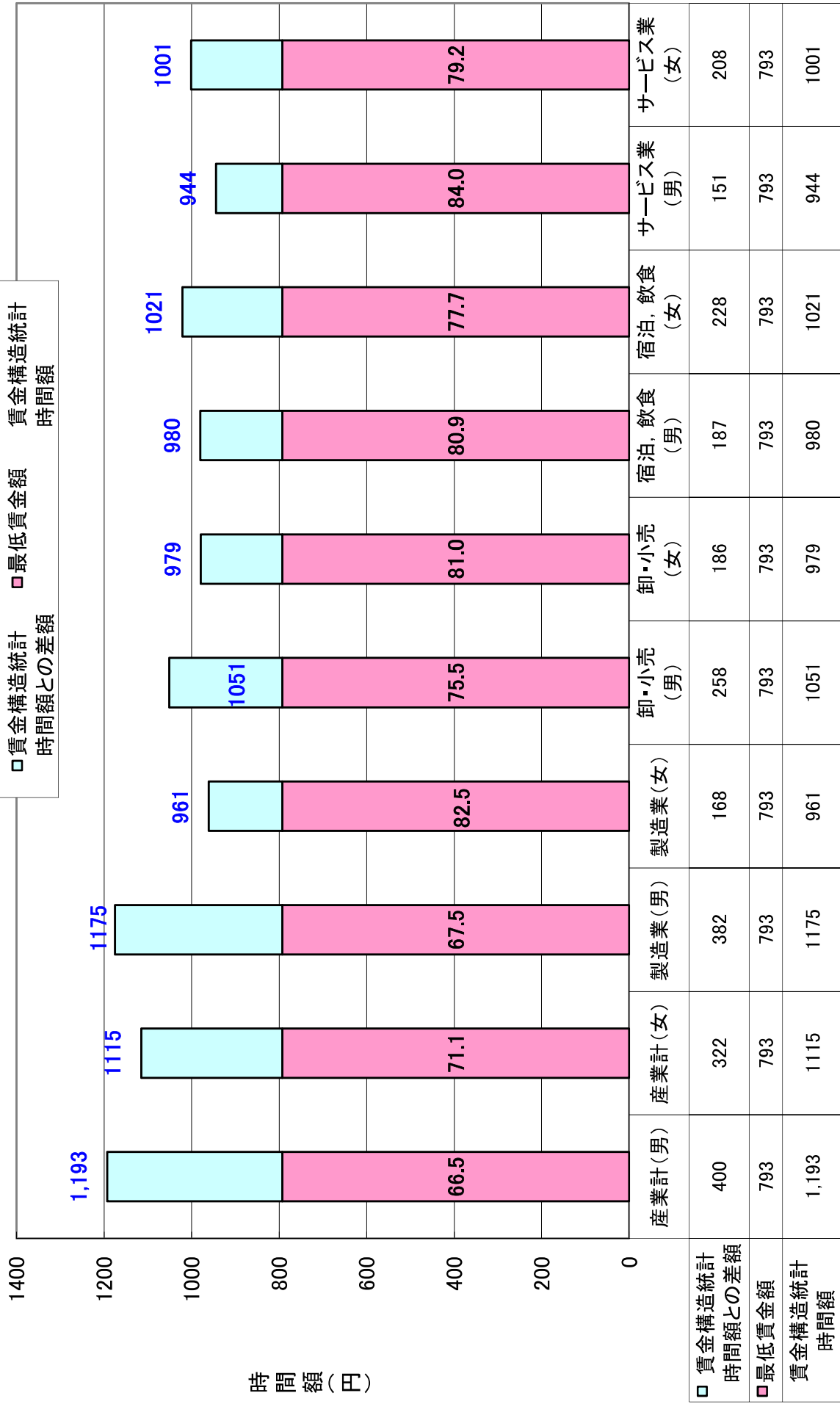
(平成27年平均=100)

年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品を除く総合
ウェイト	10,000	2,615	2,031	742	378	402	429	1,502	354	924	622	9,602
2016年平均	100.0	101.4	99.4	97.0	99.4	101.9	100.7	97.9	103.6	100.1	100.4	99.7
2017年平均	100.2	102.3	98.9	99.6	99.3	100.9	101.8	97.6	104.0	99.9	100.3	100.0
2018年平均	101.0	103.4	98.4	102.9	98.2	101.9	104.1	98.7	103.9	100.7	101.3	100.7
2019年平均	101.3	103.4	99.2	104.7	98.6	101.0	105.3	97.7	102.2	102.4	100.5	101.2
2020年平均	101.1	105.6	98.7	103.3	99.2	99.8	106.2	97.3	93.9	101.8	97.2	100.9
2020. 10	101.0	106.4	98.5	101.3	100.1	102.2	106.2	97.3	93.5	100.1	97.6	100.6
11	100.6	104.7	98.5	101.2	100.4	102.9	106.3	97.2	93.5	100.0	97.5	100.6
12	100.6	104.6	98.5	101.2	101.4	101.6	106.1	97.2	93.5	100.2	97.6	100.6
2021. 1	100.9	105.8	98.6	101.3	100.2	97.3	106.1	97.0	93.5	102.8	97.1	100.6
2	100.9	106.0	98.5	101.3	99.5	96.3	106.1	97.5	93.5	102.5	97.9	100.6
3	100.9	105.1	98.5	101.5	99.8	98.3	106.1	97.9	93.5	102.7	97.9	100.7
前月比	0.0	△ 0.8	0.2	0.2	0.3	2.2	0.0	0.4	0.0	0.2	0.0	0.1
前年同月比	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.3	3.1	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.7	△ 2.0	0.2	△ 0.7	△ 0.4

【参考】—全国—

年月	総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	生鮮食品を除く総合
ウェイト	10,000	2,623	2,087	745	348	412	430	1,476	316	989	574	9,586
2016年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
2017年平均	99.9	101.7	99.9	92.7	99.6	101.8	100.9	98.0	101.6	101.0	100.7	99.7
2018年平均	100.4	102.4	99.7	95.2	99.1	102.0	101.8	98.3	102.2	101.3	100.9	100.2
2019年平均	101.8	104.3	99.8	101.3	100.2	102.6	104.0	99.0	101.1	103.8	101.4	101.7
2020年平均	101.8	105.8	100.4	98.8	102.5	103.7	104.3	98.8	93.2	103.1	99.3	101.5
2020. 10	101.8	106.7	100.4	96.9	103.2	106.2	104.2	98.5	92.8	101.3	100.0	101.3
11	101.3	105.1	100.5	95.9	104.0	106.3	104.1	98.3	92.7	101.1	100.0	101.2
12	101.1	104.3	100.4	95.1	104.4	104.9	104.0	98.6	92.7	101.4	99.7	101.1
2021. 1	101.6	105.5	100.9	94.9	104.2	101.8	104.0	98.6	92.7	104.1	99.9	101.4
2	101.6	105.0	100.9	95.2	104.0	102.0	104.0	98.8	92.6	103.9	100.5	101.5
3	101.8	104.7	101.0	96.1	103.9	103.7	104.2	99.4	92.7	104.5	100.5	101.8
前月比	0.2	△ 0.3	0.0	1.0	△ 0.1	1.7	0.2	0.6	0.0	0.6	0.0	0.3
前年同月比	△ 0.2	△ 0.2	0.6	△ 4.8	2.9	0.8	△ 0.4	△ 0.4	△ 2.2	0.4	1.4	△ 0.1

G6 1時間単価グラフ(令和2年調査:愛媛県:短時間労働者)



各棒頂の数値は1時間単価(円)、棒内の数値は全体に占める最低賃金額の割合(%)
(資料:賃金構造基本統計調査令和2年)短時間労働者の1時間当たり所定内給与額)

愛媛県の初任給の状況(その1)

1 愛媛県と全国の初任給の推移

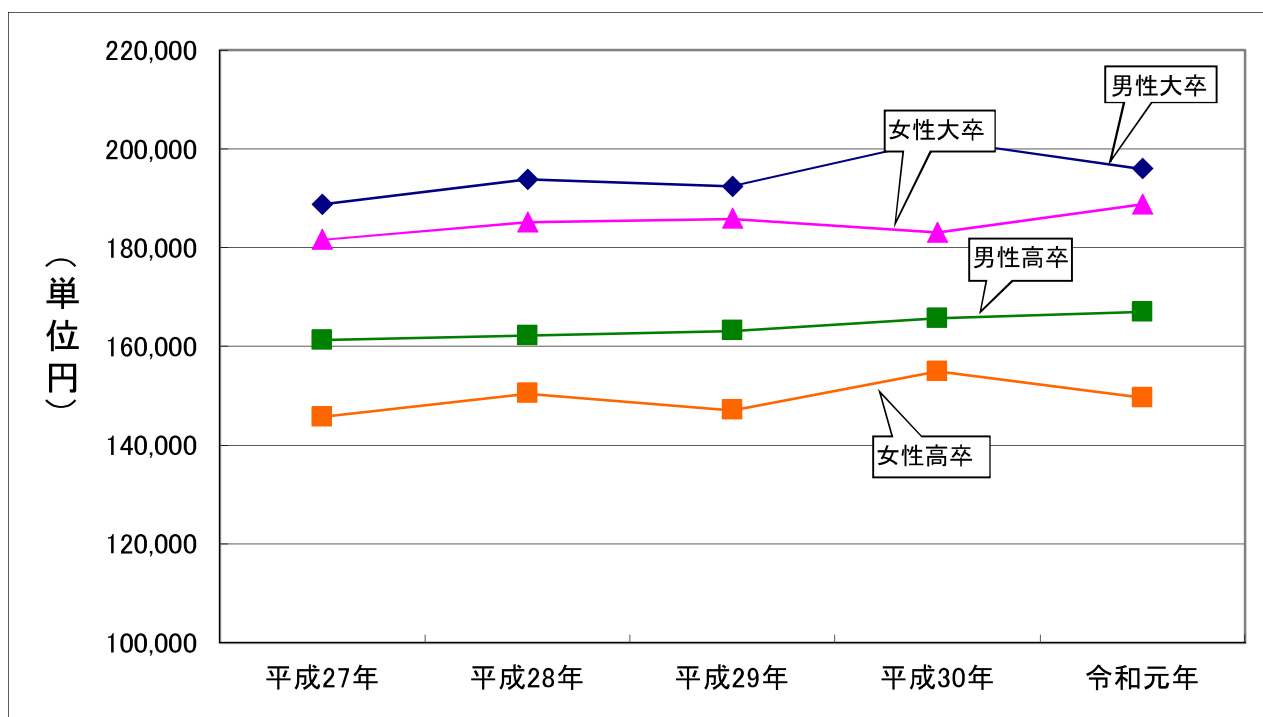
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
男性大卒	愛媛県の初任給	188,800	193,900	192,400	201,800	196,000
	全国の初任給	204,500	205,900	207,800	210,100	212,800
	指数	92.3	94.2	92.6	96.0	92.1
男性高卒	愛媛県の初任給	161,300	162,200	163,200	165,700	167,000
	全国の初任給	163,400	163,500	164,200	166,600	168,900
	指数	98.7	99.2	99.4	99.5	98.9
女性大卒	愛媛県の初任給	181,600	185,200	185,900	183,100	188,800
	全国の初任給	198,800	200,000	204,100	202,600	206,900
	指数	91.3	92.6	91.1	90.4	91.3
女性高卒	愛媛県の初任給	145,700	150,500	147,100	154,900	149,600
	全国の初任給	156,200	157,200	158,400	162,300	164,600
	指数	93.3	95.7	92.9	95.4	90.9

(資料出所)賃金構造基本統計調査報告 第4巻 参考表2 [都道府県、性、学歴別初任給額及び格差]

(注1)調査対象は10人以上の常用労働者を使用する事業所。

(注2)指数は全国の初任給を100とした場合の愛媛県の初任給の比率を示す。

2 愛媛県の初任給の推移



生活保護制度について

(愛媛労働局賃金室作成、資料：厚生労働白書、生活保護手帳など)

1 目的

生活保護法（昭和25年5月4日法律第144号）に基づき、生活困窮者に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行うことにより最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

2 対象

①生計中心者が病気になった ②母子世帯になった ③障害者のために働けない ④高齢のため働けない ⑤その他

3 生活保護費の決め方

(1) 扶助の種類

①生活扶助 ②住宅扶助 ③期末一時扶助 ④教育扶助 ⑤医療扶助
⑥出産扶助 ⑦生業扶助 ⑧葬祭扶助 ⑨その他

(2) 収入充当費の計算

平均月額収入－（基礎控除等＋必要経費の実費）＝収入充当費

(3) 生活保護費の計算

各種扶助額等の合計－収入充当費＝生活保護費

4 最低生活費の体系

(1) 生活扶助

ア 第一類 個人単位の経費（食費・被服費）
イ 第二類 世帯単位の経費（光熱費・家具什器）＋冬季加算額（11～3月）
ウ 入院患者日用品費 病院又は診療所に入院している被保護者の一般生活費
エ 各種加算 母子加算・障害者加算等

(2) 住宅扶助

ア 家賃・間代
イ 補修費

(3) 期末一時扶助

(4) 教育扶助

一般基準額＋学級費

(4) 医療扶助

現物給付

(以下略)

5 保護の基準

(1) 根拠と級地

厚生労働省告示によって定められている。

日本全国各市町村が、「1級地－1」、「1級地－2」、「2級地－1」、「2級地－2」、「3級地－1」及び「3級地－2」の6つの級に分類され、級ごとにこと細かく保護基準額が定められている。

(2) 級地区分

1級地－1 東京都区部、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市など

1級地－2 札幌市、仙台市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市など

2級地－1 徳島市、高松市、**松山市**、高知市など各県庁所在都市

2級地－2 (四国該当なし) 夕張市、三原市、尾道市など

3級地－1 (愛媛) **今治市**、**新居浜市**、**西条市**、**四国中央市**

(香川) 丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市など

(徳島) 鳴門市、小松島市、阿南市

(高知) 該当なし

3級地－2 上記以外の市町村、愛媛県では**上記5市以外の市町**

級地区分は、市町村合併による場合にも適用される。例えば、旧中島町域は合併前「3級地－2」だったが、合併により「2級地－1」になった。

愛媛県最低賃金と生活保護との比較(令和元年)

生活保護

(1) 生活扶助基準

① 第1類費及び第2類費

	基準額	級地別人口	基準額×級地別人口	級地別人口加重平均
2級地-1	72,080	514,865	37,111,469,200	69,228
3級地-1	68,430	473,604	32,408,721,720	
3級地-2	66,480	396,793	26,378,798,640	
合計		1,385,262	95,898,989,560	

② 冬季加算

	加算額	加算期間(月数)	加算額×加算期間	1か月平均額
VI区	2,630	5	13,150	1,096

③ 期末一時扶助費

	基準額	1か月平均額	級地別人口	1か月平均額×人口	級地別人口加重平均
2級地-1	12,880	1,073	514,865	552,621,766.66667	992
3級地-1	11,610	968	473,604	458,211,870.00000	
3級地-2	10,970	914	396,793	362,734,934.16667	
合計			1,385,262	1,373,568,570.83333	

生活扶助基準〔①+②+③〕	71,316
---------------	--------

(2) 住宅扶助費

	実績値	単身被保護世帯数	実績値×単身被保護世帯数	単身被保護世帯加重平均
松山市	29,149.7	8,264	240,893,120.800	23,823.68378
松山市以外	16,818.4	6,283	105,670,007.200	
合計		14,547	346,563,128.000	

生活保護〔(1)+(2)〕	95,139.51712
---------------	--------------

愛媛県最低賃金との比較

最低賃金で法定労働時間働いた場合の収入(1か月当たり手取額)

① 愛媛県最低賃金(令和元年度)	790
② 月間労働時間(法定:週40時間)	173.8
③ 可処分所得割合(令和元年度)	0.817
最低賃金(1か月当たり手取額)〔①×②×③〕	112,176

生活保護と愛媛県最低賃金の差額

差額〔生活保護-最低賃金(1か月当たり手取額)〕	-17,036.48288
最低賃金の必要引上げ額〔差額÷月間労働時間÷可処分所得割合〕	-120

生活保護に関するデータは、令和元年度のものを用いている。なお、住宅扶助費については、令和元年被保護者調査 年次調査(個別調査)の実績値を用いている。

級地別人口は、別表(平成27年国勢調査)により集計したもの。

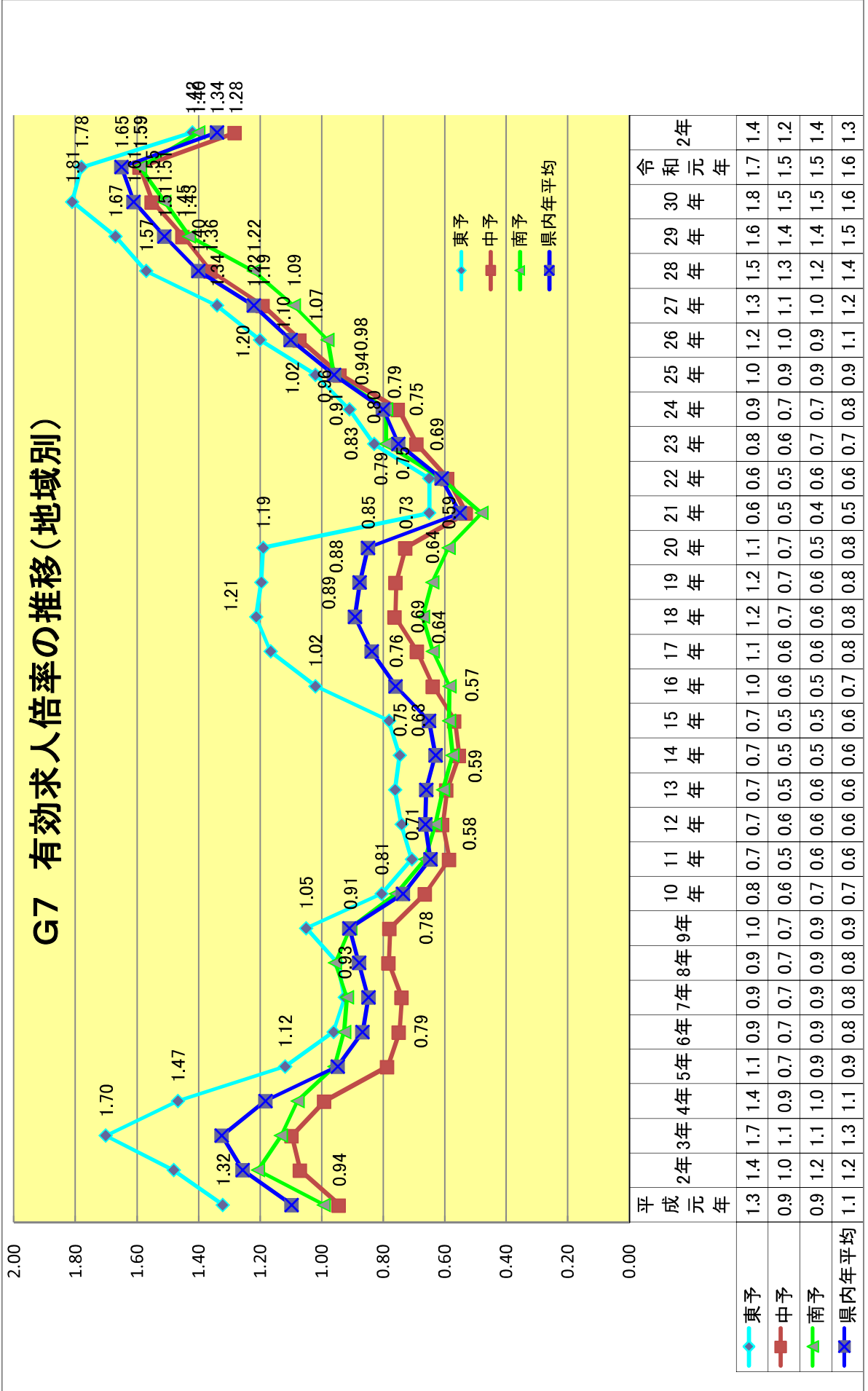
令和元年度の可処分所得割合は0.817(前年度は0.818)である。(令和元年度の佐賀県地域別最低賃金額の最低額790円を基に算定されたもの。)

別表

級地別人口の集計

	人口総数			
		2級地-1	3級地-1	3級地-2
松山市	514,865	514,865		
今治市	158,114		158,114	
宇和島市	77,465			77,465
八幡浜市	34,951			34,951
新居浜市	119,903		119,903	
西条市	108,174		108,174	
大洲市	44,086			44,086
伊予市	36,827			36,827
四国中央市	87,413		87,413	
西予市	38,919			38,919
東温市	34,613			34,613
上島町	7,135			7,135
久万高原町	8,447			8,447
松前町	30,064			30,064
砥部町	21,239			21,239
内子町	16,742			16,742
伊方町	9,626			9,626
松野町	4,072			4,072
鬼北町	10,705			10,705
愛南町	21,902			21,902
合計	1,385,262	514,865	473,604	396,793

平成27年国勢調査(総務省統計局)「都道府県・市区町村別統計表(平成27年)」より



令和3年最低賃金に関する基礎調査の概要

(愛媛県最低賃金改正審議用資料)

1 趣旨

標記の調査は、愛媛県内の民間企業の賃金の実態について調査したものであり、本資料は、愛媛県最低賃金の改正決定に資するため、その調査結果をとりまとめたものである。

2 調査の対象事業所

平成28年経済センサス（活動調査）のデータを母集団として使用し、下表の産業及び規模区分に該当する事業所のうちから無作為抽出したものである。

産 業	規模区分
製造業	1～9人、10～29人、30～99人
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業及びサービス業(他に分類されないもの)	1～9人、10～29人

3 調査対象労働者

事業所規模1～29人は労働者の全数であり、30人以上は労働者の半数である。

4 調査の内容

令和3年6月1日現在の状況について、同年6月分の基本給、諸手当、所定労働日数、1日の所定労働時間数等（賃金締切日の定めがある場合には6月の賃金締切日以前の1か月間）の回答を求め、これらにより労働者ごとの1時間当たりの賃金額を算出したものである。

5 調査の集計

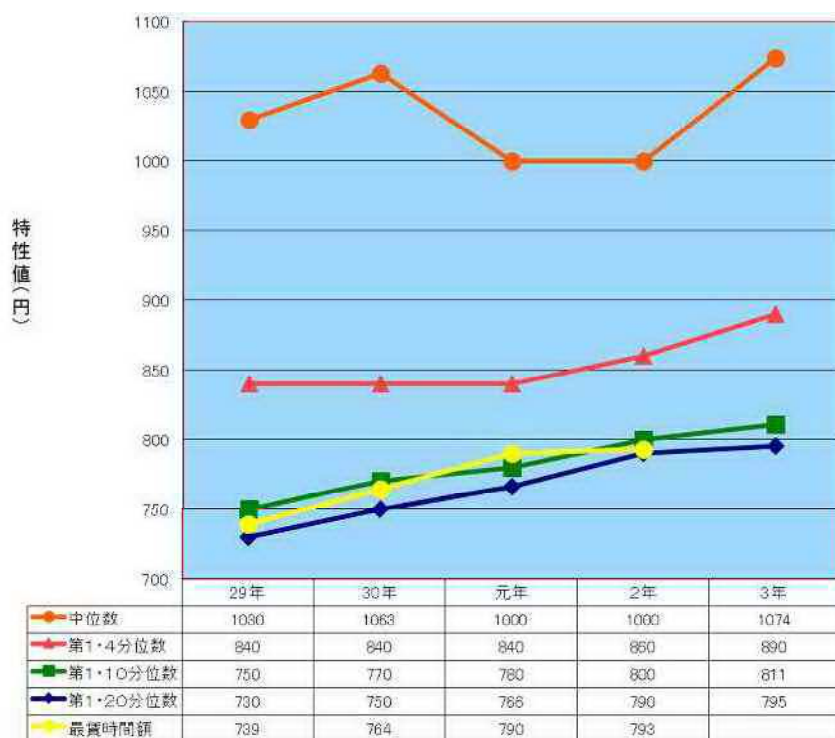
- (1) 令和元年度から賃金改定状況調査で得られたデータを集計に含めないこととなった。本年は、2,042事業所（うち、地域別最低賃金対象1,564事業所）に対し最低賃金基礎調査を実施し、データとりまとめ期日までに回収・点検が完了した下表のデータで集計した。なお、本資料においては、愛媛県最低賃金の改正決定に資するため、特定最低賃金が適用される事業所を除いている。

	最低賃金基礎調査
集計事業所数	703
集計労働者数	5,776

- (2) 集計結果は総括表（3頁以降）のとおりであり、賃金分布として、賃金額階級区分ごとの労働者数（最低の賃金額階級区分から累積した人数）を、規模別、性別及び年齢階層別に集計したものである。なお、労働者数は、上記2のとおり抽出した事業所に対する調査結果を母集団に復元した数値であり、産業・規模区分ごとに復元倍率（母集団労働者数を集計した労働者数で除したもの）を乗じて復元している。

最低賃金に関する基礎調査結果（地賃・男女計）

（１）特性値の推移



（２）第1・20分位数と最低賃金額との差

	29年	30年	元年	2年	3年
第1・20分位数	730	750	766	790	795
最低賃金額	739	764	790	793	
差	▲9	▲14	▲24	▲3	

（３）未満率と影響率の推移（地賃・男女計）

	29年	30年	元年	2年	3年
未満率	1.1	1.4	2.2	1.7	1.3
影響率	5.8	8.8 ※	11.3	6.5	
算出方法	10円刻み	1円刻み			

※昨年度の資料にて、平成30年の影響率を10.9と記載誤りしていたもの

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			性別	
		1～9人	10～29人	30～99人	男性	女性
計	211,879	87,706	93,726	30,447	93,986	117,893
円	2,436	1,929	508		725	1,711
-	782 (1.1)	(2.2)	(0.5)		(0.8)	(1.5)
783 -	783 2,436 (1.1)	1,929 (2.2)	508 (0.5)		725 (0.8)	1,711 (1.5)
784 -	784 2,503 (1.2)	1,929 (2.2)	574 (0.6)		725 (0.8)	1,778 (1.5)
785 -	785 2,503 (1.2)	1,929 (2.2)	574 (0.6)		725 (0.8)	1,778 (1.5)
786 -	786 2,503 (1.2)	1,929 (2.2)	574 (0.6)		725 (0.8)	1,778 (1.5)
787 -	787 2,564 (1.2)	1,970 (2.2)	594 (0.6)		767 (0.8)	1,798 (1.5)
788 -	788 2,564 (1.2)	1,970 (2.2)	594 (0.6)		767 (0.8)	1,798 (1.5)
789 -	789 2,640 (1.2)	2,046 (2.3)	594 (0.6)		809 (0.9)	1,831 (1.6)
790 -	790 2,800 (1.3)	2,206 (2.5)	594 (0.6)		840 (0.9)	1,961 (1.7)
791 -	791 2,800 (1.3)	2,206 (2.5)	594 (0.6)		840 (0.9)	1,961 (1.7)
792 -	792 2,800 (1.3)	2,206 (2.5)	594 (0.6)		840 (0.9)	1,961 (1.7)
793 -	793 8,879 (4.2)	3,869 (4.4)	2,589 (2.8)	2,421 (8.0)	1,214 (1.3)	7,666 (6.5)
794 -	794 9,019 (4.3)	3,911 (4.5)	2,623 (2.8)	2,486 (8.2)	1,255 (1.3)	7,764 (6.6)
795 -	795 10,876 (5.1)	4,162 (4.7)	4,228 (4.5)	2,486 (8.2)	1,737 (1.8)	9,140 (7.8)
796 -	796 10,910 (5.1)	4,196 (4.8)	4,228 (4.5)	2,486 (8.2)	1,737 (1.8)	9,173 (7.8)
797 -	797 11,136 (5.3)	4,263 (4.9)	4,387 (4.7)	2,486 (8.2)	1,737 (1.8)	9,399 (8.0)
798 -	798 11,228 (5.3)	4,263 (4.9)	4,479 (4.8)	2,486 (8.2)	1,737 (1.8)	9,492 (8.1)
799 -	799 11,283 (5.3)	4,263 (4.9)	4,534 (4.8)	2,486 (8.2)	1,737 (1.8)	9,546 (8.1)
800 -	800 20,493 (9.7)	8,998 (10.3)	8,717 (9.3)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	17,692 (15.0)
801 -	801 20,493 (9.7)	8,998 (10.3)	8,717 (9.3)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	17,692 (15.0)
802 -	802 20,493 (9.7)	8,998 (10.3)	8,717 (9.3)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	17,692 (15.0)
803 -	803 20,592 (9.7)	8,998 (10.3)	8,816 (9.4)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	17,791 (15.1)
804 -	804 20,623 (9.7)	9,029 (10.3)	8,816 (9.4)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	17,822 (15.1)
805 -	805 20,972 (9.9)	9,029 (10.3)	9,164 (9.8)	2,778 (9.1)	2,801 (3.0)	18,171 (15.4)
806 -	806 20,991 (9.9)	9,029 (10.3)	9,184 (9.8)	2,778 (9.1)	2,821 (3.0)	18,171 (15.4)
807 -	807 21,025 (9.9)	9,063 (10.3)	9,184 (9.8)	2,778 (9.1)	2,821 (3.0)	18,204 (15.4)
808 -	808 21,045 (9.9)	9,063 (10.3)	9,204 (9.8)	2,778 (9.1)	2,821 (3.0)	18,224 (15.5)
809 -	809 21,115 (10.0)	9,133 (10.4)	9,204 (9.8)	2,778 (9.1)	2,821 (3.0)	18,294 (15.5)
810 -	810 23,675 (11.2)	9,527 (10.9)	11,273 (12.0)	2,875 (9.4)	3,323 (3.5)	20,353 (17.3)
811 -	811 23,750 (11.2)	9,527 (10.9)	11,347 (12.1)	2,875 (9.4)	3,323 (3.5)	20,427 (17.3)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			性別		
		1～9人	10～29人	30～99人	男性	女性	
812	812	23,750 (11.2)	9,527 (10.9)	11,347 (12.1)	2,875 (9.4)	3,323 (3.5)	20,427 (17.3)
813	813	23,994 (11.3)	9,561 (10.9)	11,558 (12.3)	2,875 (9.4)	3,412 (3.6)	20,583 (17.5)
814	814	23,994 (11.3)	9,561 (10.9)	11,558 (12.3)	2,875 (9.4)	3,412 (3.6)	20,583 (17.5)
815	815	24,266 (11.5)	9,659 (11.0)	11,731 (12.5)	2,875 (9.4)	3,445 (3.7)	20,820 (17.7)
816	816	24,332 (11.5)	9,659 (11.0)	11,798 (12.6)	2,875 (9.4)	3,445 (3.7)	20,887 (17.7)
817	817	24,332 (11.5)	9,659 (11.0)	11,798 (12.6)	2,875 (9.4)	3,445 (3.7)	20,887 (17.7)
818	818	24,446 (11.5)	9,721 (11.1)	11,818 (12.6)	2,907 (9.5)	3,478 (3.7)	20,969 (17.8)
819	819	24,500 (11.6)	9,721 (11.1)	11,872 (12.7)	2,907 (9.5)	3,532 (3.8)	20,969 (17.8)
820	820	27,047 (12.8)	10,897 (12.4)	13,048 (13.9)	3,102 (10.2)	3,596 (3.8)	23,451 (19.9)
821	821	27,107 (12.8)	10,897 (12.4)	13,107 (14.0)	3,102 (10.2)	3,596 (3.8)	23,510 (19.9)
822	822	27,107 (12.8)	10,897 (12.4)	13,107 (14.0)	3,102 (10.2)	3,596 (3.8)	23,510 (19.9)
823	823	27,395 (12.9)	11,106 (12.7)	13,187 (14.1)	3,102 (10.2)	3,596 (3.8)	23,799 (20.2)
824	824	27,530 (13.0)	11,168 (12.7)	13,260 (14.1)	3,102 (10.2)	3,663 (3.9)	23,867 (20.2)
825	825	27,740 (13.1)	11,258 (12.8)	13,381 (14.3)	3,102 (10.2)	3,716 (4.0)	24,024 (20.4)
826	826	27,810 (13.1)	11,258 (12.8)	13,450 (14.4)	3,102 (10.2)	3,716 (4.0)	24,094 (20.4)
827	827	28,040 (13.2)	11,448 (13.1)	13,489 (14.4)	3,102 (10.2)	3,716 (4.0)	24,323 (20.6)
828	828	28,073 (13.2)	11,448 (13.1)	13,523 (14.4)	3,102 (10.2)	3,716 (4.0)	24,357 (20.7)
829	829	28,152 (13.3)	11,448 (13.1)	13,602 (14.5)	3,102 (10.2)	3,716 (4.0)	24,436 (20.7)
830	830	30,907 (14.6)	12,433 (14.2)	15,339 (16.4)	3,134 (10.3)	4,253 (4.5)	26,654 (22.6)
831	831	31,013 (14.6)	12,433 (14.2)	15,445 (16.5)	3,134 (10.3)	4,273 (4.5)	26,740 (22.7)
832	832	31,013 (14.6)	12,433 (14.2)	15,445 (16.5)	3,134 (10.3)	4,273 (4.5)	26,740 (22.7)
833	833	31,143 (14.7)	12,529 (14.3)	15,480 (16.5)	3,134 (10.3)	4,372 (4.7)	26,771 (22.7)
834	834	31,162 (14.7)	12,529 (14.3)	15,499 (16.5)	3,134 (10.3)	4,392 (4.7)	26,771 (22.7)
835	835	31,582 (14.9)	12,851 (14.7)	15,499 (16.5)	3,232 (10.6)	4,456 (4.7)	27,126 (23.0)
836	836	31,774 (15.0)	13,008 (14.8)	15,534 (16.6)	3,232 (10.6)	4,518 (4.8)	27,256 (23.1)
837	837	31,842 (15.0)	13,042 (14.9)	15,569 (16.6)	3,232 (10.6)	4,518 (4.8)	27,324 (23.2)
838	838	32,085 (15.1)	13,118 (15.0)	15,736 (16.8)	3,232 (10.6)	4,626 (4.9)	27,459 (23.3)
839	839	32,119 (15.2)	13,118 (15.0)	15,770 (16.8)	3,232 (10.6)	4,661 (5.0)	27,459 (23.3)
840	840	33,690 (15.9)	13,939 (15.9)	16,487 (17.6)	3,264 (10.7)	5,103 (5.4)	28,587 (24.2)
841	841	33,777 (15.9)	13,973 (15.9)	16,540 (17.6)	3,264 (10.7)	5,137 (5.5)	28,640 (24.3)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	規模別			性別		
		1～9人	10～29人	30～99人	男性	女性	
	33,877	14,040	16,540	3,296	5,137	28,740	
842	842	(16.0)	(16.0)	(17.6)	(10.8)	(5.5)	(24.4)
	34,773	14,040	17,209	3,523	5,169	29,604	
843	843	(16.4)	(16.0)	(18.4)	(11.6)	(5.5)	(25.1)
	35,394	14,149	17,592	3,653	5,457	29,937	
844	849	(16.7)	(16.1)	(18.8)	(12.0)	(5.8)	(25.4)
	43,445	18,542	20,894	4,010	7,049	36,397	
850	859	(20.5)	(21.1)	(22.3)	(13.2)	(7.5)	(30.9)
	45,122	19,162	21,789	4,172	7,189	37,933	
860	869	(21.3)	(21.8)	(23.2)	(13.7)	(7.6)	(32.2)
	49,479	21,206	23,875	4,399	8,010	41,469	
870	879	(23.4)	(24.2)	(25.5)	(14.4)	(8.5)	(35.2)
	52,724	22,601	25,628	4,496	8,680	44,044	
880	889	(24.9)	(25.8)	(27.3)	(14.8)	(9.2)	(37.4)
	55,116	23,338	27,282	4,496	9,235	45,880	
890	899	(26.0)	(26.6)	(29.1)	(14.8)	(9.8)	(38.9)
	86,933	36,314	41,626	8,993	18,341	68,592	
900	999	(41.0)	(41.4)	(44.4)	(29.5)	(19.5)	(58.2)
	109,704	45,343	51,802	12,560	27,102	82,603	
1000	1099	(51.8)	(51.7)	(55.3)	(41.3)	(28.8)	(70.1)
	126,492	53,453	58,133	14,905	35,369	91,122	
1100	1199	(59.7)	(60.9)	(62.0)	(49.0)	(37.6)	(77.3)
	142,404	59,448	64,874	18,083	43,135	99,269	
1200	1299	(67.2)	(67.8)	(69.2)	(59.4)	(45.9)	(84.2)
	155,179	64,147	70,960	20,072	51,071	104,108	
1300	1399	(73.2)	(73.1)	(75.7)	(65.9)	(54.3)	(88.3)
	164,462	67,747	75,077	21,639	57,057	107,405	
1400	1499	(77.6)	(77.2)	(80.1)	(71.1)	(60.7)	(91.1)
	211,879	87,706	93,726	30,447	93,986	117,893	
1500		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額	195,426	201,393	178,050	231,709	247,537	153,846	
時間当平均賃金額	1,342	1,453	1,238	1,345	1,569	1,162	
月一人当たり労働時間数	143	136	141	171	158	132	
中位	1,074	1,071	1,043	1,225	1,345	942	
第1・4分位数	890	880	873	960	1,055	843	
第1・10分位数	811	800	810	820	900	800	
第1・20分位数	795	800	800	793	839	793	
四分位偏差係数	0.2542	0.2646	0.2436	0.2651	0.2703	0.1673	

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、年齢別表）

03年

総括表（１）の２

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比

産別適用除外含む全労働者

1/3

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別					
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	211,879	1,277	3,201	142,790	20,904	21,842	21,865
円	2,436	0	0	1,209	140	426	661
- 782	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
783 - 783	2,436	0	0	1,209	140	426	661
	(1.1)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
784 - 784	2,503	0	33	1,242	140	426	661
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
785 - 785	2,503	0	33	1,242	140	426	661
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
786 - 786	2,503	0	33	1,242	140	426	661
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
787 - 787	2,564	0	33	1,304	140	426	661
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
788 - 788	2,564	0	33	1,304	140	426	661
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.0)
789 - 789	2,640	0	33	1,338	140	426	703
	(1.2)	(0.0)	(1.0)	(0.9)	(0.7)	(2.0)	(3.2)
790 - 790	2,800	0	33	1,498	140	426	703
	(1.3)	(0.0)	(1.0)	(1.0)	(0.7)	(2.0)	(3.2)
791 - 791	2,800	0	33	1,498	140	426	703
	(1.3)	(0.0)	(1.0)	(1.0)	(0.7)	(2.0)	(3.2)
792 - 792	2,800	0	33	1,498	140	426	703
	(1.3)	(0.0)	(1.0)	(1.0)	(0.7)	(2.0)	(3.2)
793 - 793	8,879	164	117	5,356	550	958	1,735
	(4.2)	(12.8)	(3.7)	(3.8)	(2.6)	(4.4)	(7.9)
794 - 794	9,019	164	117	5,389	550	958	1,841
	(4.3)	(12.8)	(3.7)	(3.8)	(2.6)	(4.4)	(8.4)
795 - 795	10,876	164	297	6,350	659	1,164	2,242
	(5.1)	(12.8)	(9.3)	(4.4)	(3.2)	(5.3)	(10.3)
796 - 796	10,910	164	297	6,384	659	1,164	2,242
	(5.1)	(12.8)	(9.3)	(4.5)	(3.2)	(5.3)	(10.3)
797 - 797	11,136	164	297	6,556	713	1,164	2,242
	(5.3)	(12.8)	(9.3)	(4.6)	(3.4)	(5.3)	(10.3)
798 - 798	11,228	164	297	6,576	732	1,217	2,242
	(5.3)	(12.8)	(9.3)	(4.6)	(3.5)	(5.6)	(10.3)
799 - 799	11,283	164	297	6,631	732	1,217	2,242
	(5.3)	(12.8)	(9.3)	(4.6)	(3.5)	(5.6)	(10.3)
800 - 800	20,493	287	567	10,801	1,570	2,151	5,117
	(9.7)	(22.5)	(17.7)	(7.6)	(7.5)	(9.8)	(23.4)
801 - 801	20,493	287	567	10,801	1,570	2,151	5,117
	(9.7)	(22.5)	(17.7)	(7.6)	(7.5)	(9.8)	(23.4)
802 - 802	20,493	287	567	10,801	1,570	2,151	5,117
	(9.7)	(22.5)	(17.7)	(7.6)	(7.5)	(9.8)	(23.4)
803 - 803	20,592	287	567	10,900	1,570	2,151	5,117
	(9.7)	(22.5)	(17.7)	(7.6)	(7.5)	(9.8)	(23.4)
804 - 804	20,623	287	567	10,900	1,570	2,182	5,117
	(9.7)	(22.5)	(17.7)	(7.6)	(7.5)	(10.0)	(23.4)
805 - 805	20,972	287	567	11,009	1,673	2,284	5,151
	(9.9)	(22.5)	(17.7)	(7.7)	(8.0)	(10.5)	(23.6)
806 - 806	20,991	287	567	11,029	1,673	2,284	5,151
	(9.9)	(22.5)	(17.7)	(7.7)	(8.0)	(10.5)	(23.6)
807 - 807	21,025	287	567	11,062	1,673	2,284	5,151
	(9.9)	(22.5)	(17.7)	(7.7)	(8.0)	(10.5)	(23.6)
808 - 808	21,045	287	567	11,082	1,673	2,284	5,151
	(9.9)	(22.5)	(17.7)	(7.8)	(8.0)	(10.5)	(23.6)
809 - 809	21,115	287	567	11,152	1,673	2,284	5,151
	(10.0)	(22.5)	(17.7)	(7.8)	(8.0)	(10.5)	(23.6)
810 - 810	23,675	343	983	12,732	1,742	2,375	5,501
	(11.2)	(26.8)	(30.7)	(8.9)	(8.3)	(10.9)	(25.2)
811 - 811	23,750	343	983	12,767	1,742	2,395	5,521
	(11.2)	(26.8)	(30.7)	(8.9)	(8.3)	(11.0)	(25.3)

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)		合計	年齢別					
			17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
812	812	23,750 (11.2)	343 (26.8)	983 (30.7)	12,767 (8.9)	1,742 (8.3)	2,395 (11.0)	5,521 (25.3)
813	813	23,994 (11.3)	343 (26.8)	983 (30.7)	12,942 (9.1)	1,776 (8.5)	2,395 (11.0)	5,556 (25.4)
814	814	23,994 (11.3)	343 (26.8)	983 (30.7)	12,942 (9.1)	1,776 (8.5)	2,395 (11.0)	5,556 (25.4)
815	815	24,266 (11.5)	343 (26.8)	983 (30.7)	13,180 (9.2)	1,776 (8.5)	2,428 (11.1)	5,556 (25.4)
816	816	24,332 (11.5)	343 (26.8)	983 (30.7)	13,213 (9.3)	1,776 (8.5)	2,428 (11.1)	5,589 (25.6)
817	817	24,332 (11.5)	343 (26.8)	983 (30.7)	13,213 (9.3)	1,776 (8.5)	2,428 (11.1)	5,589 (25.6)
818	818	24,446 (11.5)	343 (26.8)	983 (30.7)	13,295 (9.3)	1,776 (8.5)	2,428 (11.1)	5,621 (25.7)
819	819	24,500 (11.6)	343 (26.8)	983 (30.7)	13,349 (9.3)	1,776 (8.5)	2,428 (11.1)	5,621 (25.7)
820	820	27,047 (12.8)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	14,736 (10.3)	1,940 (9.3)	2,817 (12.9)	6,038 (27.6)
821	821	27,107 (12.8)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	14,795 (10.4)	1,940 (9.3)	2,817 (12.9)	6,038 (27.6)
822	822	27,107 (12.8)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	14,795 (10.4)	1,940 (9.3)	2,817 (12.9)	6,038 (27.6)
823	823	27,395 (12.9)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,028 (10.5)	1,940 (9.3)	2,873 (13.2)	6,038 (27.6)
824	824	27,530 (13.0)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,090 (10.6)	1,940 (9.3)	2,873 (13.2)	6,111 (27.9)
825	825	27,740 (13.1)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,177 (10.6)	1,975 (9.4)	2,962 (13.6)	6,111 (27.9)
826	826	27,810 (13.1)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,246 (10.7)	1,975 (9.4)	2,962 (13.6)	6,111 (27.9)
827	827	28,040 (13.2)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,363 (10.8)	1,975 (9.4)	3,033 (13.9)	6,152 (28.1)
828	828	28,073 (13.2)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,397 (10.8)	1,975 (9.4)	3,033 (13.9)	6,152 (28.1)
829	829	28,152 (13.3)	478 (37.4)	1,039 (32.4)	15,476 (10.8)	1,975 (9.4)	3,033 (13.9)	6,152 (28.1)
830	830	30,907 (14.6)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,339 (12.1)	2,253 (10.8)	3,180 (14.6)	6,406 (29.3)
831	831	31,013 (14.6)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,445 (12.2)	2,253 (10.8)	3,180 (14.6)	6,406 (29.3)
832	832	31,013 (14.6)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,445 (12.2)	2,253 (10.8)	3,180 (14.6)	6,406 (29.3)
833	833	31,143 (14.7)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,511 (12.3)	2,253 (10.8)	3,214 (14.7)	6,437 (29.4)
834	834	31,162 (14.7)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,530 (12.3)	2,253 (10.8)	3,214 (14.7)	6,437 (29.4)
835	835	31,582 (14.9)	557 (43.6)	1,171 (36.6)	17,696 (12.4)	2,285 (10.9)	3,346 (15.3)	6,526 (29.8)
836	836	31,774 (15.0)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	17,826 (12.5)	2,285 (10.9)	3,346 (15.3)	6,526 (29.8)
837	837	31,842 (15.0)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	17,861 (12.5)	2,285 (10.9)	3,379 (15.5)	6,526 (29.8)
838	838	32,085 (15.1)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	18,004 (12.6)	2,285 (10.9)	3,479 (15.9)	6,526 (29.8)
839	839	32,119 (15.2)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	18,004 (12.6)	2,320 (11.1)	3,479 (15.9)	6,526 (29.8)
840	840	33,690 (15.9)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	18,838 (13.2)	2,465 (11.8)	3,769 (17.3)	6,828 (31.2)
841	841	33,777 (15.9)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	18,905 (13.2)	2,465 (11.8)	3,769 (17.3)	6,848 (31.3)

2/3

時間当り所定内賃金額 (3手当を除く)	合計	年齢別						
		17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	
842	842	33,877 (16.0)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	18,939 (13.3)	2,531 (12.1)	3,769 (17.3)	6,848 (31.3)
843	843	34,773 (16.4)	557 (43.6)	1,233 (38.5)	19,610 (13.7)	2,563 (12.3)	3,961 (18.1)	6,848 (31.3)
844	849	35,394 (16.7)	557 (43.6)	1,265 (39.5)	19,968 (14.0)	2,664 (12.7)	3,961 (18.1)	6,979 (31.9)
850	859	43,445 (20.5)	725 (56.8)	1,641 (51.3)	25,067 (17.6)	3,520 (16.8)	4,525 (20.7)	7,967 (36.4)
860	869	45,122 (21.3)	725 (56.8)	1,641 (51.3)	26,427 (18.5)	3,582 (17.1)	4,663 (21.4)	8,084 (37.0)
870	879	49,479 (23.4)	917 (71.8)	1,718 (53.7)	29,387 (20.6)	4,018 (19.2)	5,061 (23.2)	8,378 (38.3)
880	889	52,724 (24.9)	1,132 (88.6)	1,797 (56.1)	31,285 (21.9)	4,333 (20.7)	5,563 (25.5)	8,614 (39.4)
890	899	55,116 (26.0)	1,132 (88.6)	1,873 (58.5)	32,629 (22.9)	4,648 (22.2)	5,905 (27.0)	8,929 (40.8)
900	999	86,933 (41.0)	1,221 (95.6)	2,697 (84.2)	52,212 (36.6)	8,057 (38.5)	8,791 (40.2)	13,954 (63.8)
1000	1099	109,704 (51.8)	1,277 (100.0)	2,762 (86.3)	67,505 (47.3)	9,898 (47.3)	11,905 (54.5)	16,357 (74.8)
1100	1199	126,492 (59.7)		3,025 (94.5)	80,307 (56.2)	11,199 (53.6)	13,185 (60.4)	17,498 (80.0)
1200	1299	142,404 (67.2)		3,167 (98.9)	92,024 (64.4)	13,041 (62.4)	14,617 (66.9)	18,279 (83.6)
1300	1399	155,179 (73.2)		3,201 (100.0)	101,682 (71.2)	13,873 (66.4)	15,918 (72.9)	19,227 (87.9)
1400	1499	164,462 (77.6)			108,981 (76.3)	14,386 (68.8)	17,005 (77.9)	19,611 (89.7)
1500		211,879 (100.0)			142,790 (100.0)	20,904 (100.0)	21,842 (100.0)	21,865 (100.0)
月平均賃金額		195,426	46,372	74,641	199,447	250,191	186,197	152,392
時間当り平均賃金額		1,342	850	904	1,321	1,606	1,255	1,411
月一人当たり労働時間数		143	54	80	149	151	144	113
中位		1,074	850	850	1,131	1,130	1,040	923
第1・4分位数		890	810	810	900	900	880	810
第1・10分位数		811	793	800	820	830	805	795
第1・20分位数		795	793	795	800	800	795	793
四分位偏差係数		0.2542	0.0413	0.0731	0.2523	0.3275	0.2590	0.1574

3/3

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名					
業種					
現行の最低賃金額	時間額	793円			
未満率	1.3%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
1	1	0.13	794	4.19	8,879
2	2	0.25	795	4.26	9,019
3	3	0.38	796	5.13	10,876
4	4	0.50	797	5.15	10,910
5	5	0.63	798	5.26	11,136
6	6	0.76	799	5.30	11,228
7	7	0.88	800	5.33	11,283
8	8	1.01	801	9.67	20,493
9	9	1.13	802	9.67	20,493
10	10	1.26	803	9.67	20,493
11	11	1.39	804	9.72	20,592
12	12	1.51	805	9.73	20,623
13	13	1.64	806	9.90	20,972
14	14	1.77	807	9.91	20,991
15	15	1.89	808	9.92	21,025
16	16	2.02	809	9.93	21,045
17	17	2.14	810	9.97	21,115
18	18	2.27	811	11.17	23,675
19	19	2.40	812	11.21	23,750
20	20	2.52	813	11.21	23,750
21	21	2.65	814	11.32	23,994
22	22	2.77	815	11.32	23,994
23	23	2.90	816	11.45	24,266
24	24	3.03	817	11.48	24,332
25	25	3.15	818	11.48	24,332
26	26	3.28	819	11.54	24,446
27	27	3.40	820	11.56	24,500
28	28	3.53	821	12.77	27,047
29	29	3.66	822	12.79	27,107
30	30	3.78	823	12.79	27,107
31	31	3.91	824	12.93	27,395
32	32	4.04	825	12.99	27,530
33	33	4.16	826	13.09	27,740
34	34	4.29	827	13.13	27,810
35	35	4.41	828	13.23	28,040

最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表

件名					
業種					
現行の最低賃金額	時間額	793円			
未満率	1.3%				
項番	時間額			影響率	未満労働者数
	引上げ額	引上げ率	引上げ後時間額		
36	36	4.54	829	13.25	28,073
37	37	4.67	830	13.29	28,152
38	38	4.79	831	14.59	30,907
39	39	4.92	832	14.64	31,013
40	40	5.04	833	14.64	31,013
41	41	5.17	834	14.70	31,143
42	42	5.30	835	14.71	31,162
43	43	5.42	836	14.91	31,582
44	44	5.55	837	15.00	31,774
45	45	5.67	838	15.03	31,842
46	46	5.80	839	15.14	32,085
47	47	5.93	840	15.16	32,119
48	48	6.05	841	15.90	33,690
49	49	6.18	842	15.94	33,777
50	50	6.31	843	15.99	33,877